

令和4年度

学生便覧

令和4年度

学生便覧

東北大学医学部・医学系研究科

東北大学医学部

東北大学大学院医学系研究科

令和4年度
(2022年度)

(2022. 4~2023. 3)

月	日 月 火 水 木 金 土							月	日 月 火 水 木 金 土						
	…	…	…	…	…	1	2		…	…	…	…	…	1	
4 月	3	4	5	6	7	8	9	10 月	2	3	4	5	6	7	8
	10	11	12	13	14	15	16		9	10	11	12	13	14	15
	17	18	19	20	21	22	23		16	17	18	19	20	21	22
	24	25	26	27	28	29	30		23	24	25	26	27	28	29
	…	…	…	…	…	…	…		30	31	…	…	…	…	…
	…	…	…	…	…	…	…		…	…	…	…	…	…	…
5 月	1	2	3	4	5	6	7	11 月	…	1	2	3	4	5	
	8	9	10	11	12	13	14		6	7	8	9	10	11	12
	15	16	17	18	19	20	21		13	14	15	16	17	18	19
	22	23	24	25	26	27	28		20	21	22	23	24	25	26
	29	30	31	…	…	…	…		27	28	29	30	…	…	…
	…	…	…	…	…	…	…		…	…	…	…	…	…	…
6 月	…	…	…	1	2	3	4	12 月	…	…	…	1	2	3	
	5	6	7	8	9	10	11		4	5	6	7	8	9	10
	12	13	14	15	16	17	18		11	12	13	14	15	16	17
	19	20	21	22	23	24	25		18	19	20	21	22	23	24
	26	27	28	29	30	…	…		25	26	27	28	29	30	31
	…	…	…	…	…	…	…		…	…	…	…	…	…	…
7 月	…	…	…	…	…	1	2	2023 年1月	…	…	…	1	2	3	
	3	4	5	6	7	8	9		1	2	3	4	5	6	7
	10	11	12	13	14	15	16		8	9	10	11	12	13	14
	17	18	19	20	21	22	23		15	16	17	18	19	20	21
	24	25	26	27	28	29	30		22	23	24	25	26	27	28
	31	…	…	…	…	…	…		29	30	31	…	…	…	…
8 月	…	…	…	…	…	1	2	2月	…	…	…	1	2	3	
	7	8	9	10	11	12	13		5	6	7	8	9	10	11
	14	15	16	17	18	19	20		12	13	14	15	16	17	18
	21	22	23	24	25	26	27		19	20	21	22	23	24	25
	28	29	30	31	…	…	…		26	27	28	…	…	…	…
	…	…	…	…	…	…	…		…	…	…	…	…	…	…
9 月	…	…	…	…	1	2	3	3月	…	…	…	1	2	3	
	4	5	6	7	8	9	10		5	6	7	8	9	10	11
	11	12	13	14	15	16	17		12	13	14	15	16	17	18
	18	19	20	21	22	23	24		19	20	21	22	23	24	25
	25	26	27	28	29	30	…		26	27	28	29	30	31	…
	…	…	…	…	…	…	…		…	…	…	…	…	…	…

令和5年度
(2023年度)

(2023. 4~2024. 3)

	日	月	火	水	木	金	土		日	月	火	水	木	金	土		
4 月	1		10	...	2	3	4	5	6	7	
	2	3	4	5	6	7	8		...	8	9	10	11	12	13	14	
	9	10	11	12	13	14	15		...	15	16	17	18	19	20	21	
	16	17	18	19	20	21	22		...	22	23	24	25	26	27	28	
	23	24	25	26	27	28	29	29		29	30	31	
	30	
		日	月	火	水	木	金	土		日	月	火	水	木	金	土	
	5 月	...	1	2	3	4	5	6		11	...	1	2	3	4	5	
		7	8	9	10	11	12	13		...	5	6	7	8	9	10	11
		14	15	16	17	18	19	20		...	12	13	14	15	16	17	18
21		22	23	24	25	26	27		...	19	20	21	22	23	24	25	
28		29	30	31	26	27	28	29	30	
...		
		日	月	火	水	木	金	土		日	月	火	水	木	金	土	
6 月		1	2	3			12	1	2	
		4	5	6	7	8	9	10		...	3	4	5	6	7	8	9
		11	12	13	14	15	16	17		...	10	11	12	13	14	15	16
	18	19	20	21	22	23	24		...	17	18	19	20	21	22	23	
	25	26	27	28	29	30	24	25	26	27	28	29	30	
	31	
		日	月	火	水	木	金	土		日	月	火	水	木	金	土	
	7 月	1			2024	...	1	2	3	4	5	6
		2	3	4	5	6	7	8		1	8	9	10	11	12	13	
		9	10	11	12	13	14	15		...	14	15	16	17	18	19	20
16		17	18	19	20	21	22		...	21	22	23	24	25	26	27	
23		24	25	26	27	28	29	29	...	28	29	30	31	
30		31	
		日	月	火	水	木	金	土		日	月	火	水	木	金	土	
8 月		1	2	3	4	5		2	1	2	3	
		6	7	8	9	10	11	12		4	5	6	7	8	9	10	
		13	14	15	16	17	18	19		...	11	12	13	14	15	16	17
	20	21	22	23	24	25	26		...	18	19	20	21	22	23	24	
	27	28	29	30	31	25	26	27	28	29	
	
		日	月	火	水	木	金	土		日	月	火	水	木	金	土	
	9 月	1	2			3	1	2	3	
		3	4	5	6	7	8	9		4	5	6	7	8	9		
		10	11	12	13	14	15	16		...	10	11	12	13	14	15	16
17		18	19	20	21	22	23	23	...	17	18	19	20	21	22	23	
24		25	26	27	28	29	30	30	...	24	25	26	27	28	29	30	
...		31	

学生便覧について

この便覧は、学部と大学院の学生が入学時から卒業、修了するまでの修学上重要な事項が記載されていますので、手元に置いて、いつでも見て確認できるようにしておいてください。

この便覧には主に、次のようなことが書いてあります。

- 学部学生、大学院生の履修の仕方について
- 学生生活を送る上でさまざまな手続きについての「学生心得」
- 諸手続きの根拠となる「規程等」

休学や留年にかかわらず学部、大学院を卒業、修了するまで、入学時に配布された学生便覧に記載されているカリキュラムが適用されます。

なお、学生便覧は再配布することはできませんので、卒業、修了するまで失くさないよう注意してください。

【もくじ】

■ 教育理念と教育目標

医学部医学科・保健学科・医学系研究科.....	1
-------------------------	---

■ 医学部・医学系研究科ディプロマ・ポリシー／カリキュラム・ポリシー

医学部医学科・保健学科・医学系研究科.....	7
-------------------------	---

■ 医学部医学科・保健学科・医学系研究科の紹介

あらまし.....	17
主な年表.....	22
歴代医学部長.....	25
組織図.....	26
職員数・各施設の名称及び所在地.....	28
年度別学位授与者数.....	29

■ 東北大の概要.....33

■ 規程等

学校教育法（抄）.....	35
東北大学学部通則.....	36
東北大学学部通則細則.....	46
東北大学医学部規程.....	48
東北大学医学部医学科履修内規.....	53
東北大学医学部医学科履修内規細則.....	59
東北大学医学部保健学科履修内規.....	61
東北大学医学部保健学科履修内規細則.....	74
東北大学大学院通則.....	75
東北大学大学院通則細則.....	90
東北大学大学院共通科目規程.....	92
東北大学大学院医学系研究科規程.....	94
東北大学大学院医学系研究科履修内規.....	101
東北大学大学院医学系研究科における長期にわたる教育課程の履修に関する細則.....	115
学位規則.....	116
東北大学学位規程.....	119
東北大学大学院医学系研究科における博士の学位授与審査取扱内規.....	126
東北大学大学院医学系研究科における修士の学位授与審査取扱内規.....	128
東北大学研究生規程.....	130
東北大学研究生規程細則.....	132
東北大学生表彰規程.....	133
東北大学における入学料の免除及び徴収猶予に関する取扱規程.....	134
東北大学生の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いに関する規程.....	136
東北大学生事故処理指針.....	141
東北大医学系研究科・医学部学生事故処理指針.....	142

医師法	144
東北大学艮陵同窓会会則	151
東北大学医学部保健学科同窓会会則	153
東北大学医学部学生後援会会則	155

■ 医学部医学科学生心得

行事予定表	157
授業科目の履修方法について	159
医学科学生心得	161
諸連絡・伝達事項	161
授業	161
試験	161
基礎医学修練	163
臨床修練	163
学外施設・病院実習における感染症対策について	163
スキルスラボ	164
講義室収容能力	164
学籍番号	164
学生証	165
休学、復学及び退学	165
授業料等	165
総代	165
ロッカー	165
自家用車による通学禁止	166
学生の集会、掲示及び講義室・講堂等の使用	166
学外活動について	166
総合評価制度実施運用方針	167
サークル部室使用心得	168
学生サークル一覧	169
個人情報の保護並びに守秘義務に関する通達（医学科学生用）	170
医学部学生顕彰に関する実施要項	171
艮陵海外留学奨学援助制度実施要項	172
卒業後の進路	173
海外留学	173

■ 医学部保健科学生心得

教育課程及び履修要項	175
単位互換・留学	187
国家試験	187
学生生活全般	188
学生ロッカーの使用について	191
窓口案内	192
医学部保健科教室等の使用について	193
資料	194
保健師助産師看護師法	198
診療放射線技師法	208
臨床検査技師等に関する法律	213

■ 大学院学生履修案内・学生心得

授業科目及び履修案内	219
医科学専攻修士課程	219
医科学専攻博士課程（医学履修課程）	222
障害科学専攻 博士課程前期2年の課程	229
障害科学専攻 博士課程後期3年の課程	230
保健学専攻 博士課程前期2年の課程	231
保健学専攻 博士課程後期3年の課程	235
公衆衛生学専攻修士課程	235
大学院学生心得	238
事務窓口案内	238
教務課から大学院学生への連絡方法について	238
掲示板について	239
授業開始日について	239
履修登録／成績確認について	239
研究に係る諸手続き	239
学籍異動等の願い出について	239
学生証について	240
教務課から配付するID・パスワードについて	240
アドバイザー教員希望調査票の提出について	240
在職のまま入学（在学）する社会人学生の留意事項	241
授業料等について	241
自家用車による入構の禁止	241
公正な研究活動のための東北大学行動規範	242
Tohoku University Code of Conduct for Fair Research Activities	244
東北大学における研究成果を適切に発表するための指針	246
Guidelines for Appropriate Publication of Research Results at Tohoku University	247
博士学位論文提出のための指針	249
Guidelines for Submitting a Ph.D. Dissertation	251
東北大学学位プログラム推進機構国際共同大学院プログラムについて	
未来型医療創造卓越大学院プログラム（略称：FMHC）	254
生命科学（脳科学）国際共同大学院プログラム（略称：Neuro Global）	257
データ科学国際共同大学院プログラム（略称：GP-DS）	261
変動地球共生学卓越大学院プログラム（略称：SyDE）	263
災害科学・安全学国際共同大学院プログラム（略称：GP-RSS）	269
東北大学学際高等研究教育院について	273
学際高等研究教育院の若手研究者養成の支援を希望する学生の皆さんへ	275

■ 学部・大学院共通事項

学生旅客運賃割引証（学割）	277
証明書自動発行機の利用について	277
奨学制度	277
保健衛生	278
定期健康診断	278
B型肝炎・小児感染症対策について	278
インフルエンザ接種について	278

保健室	278
研究災害の医療処置	278
研究災害傷害保険	278
学生相談	279
学生相談・特別支援センター出張カウンセリング	279
海外渡航	279
図書館（医学分館）	279
星陵会館	279
東北大学星陵会館会議室使用内規	280
東北大学医学部開設百周年記念ホール使用内規	282
東北大学星陵体育館管理運営要項	284
東北大学星陵体育館使用心得	286
諸証明書・願・届等手続一覧	287

■ 附 錄

星陵地区構内配置図	289
病院案内図（2号館・3号館）	290
1号館・4号館・5号館略図	292
6号館／東北メディカルメガバンク棟フロア図	293
星陵会館（厚生施設）・医学部開設百周年記念ホール（星陵オーディトリウム）	295
医学部保健学科案内図（A棟）	296
医学部保健学科案内図（B棟・C棟）	297
医学部保健学科案内図（D棟・1号館4階北側）	298

こ ら む

解剖実習室の銘板	21
霊安室	21
北斗七星になぞらえて	24
琴柱の松	29
魯迅（ロジン）	33
東北医学会	45
東北大学医師会	45
東北大学白菊会	45
艮陵同窓会	152
いすの木・掬水の池	156
艮陵新聞	174
英魂の碑	174
めぐりあいの池	288

教育理念と教育目標

東北大学医学部医学科

教育の理念：

東北大学医学部医学科は、

- 教員と学生相互の協調により強固な教育基盤を構築し、
- 医学・生命科学の根元を解明する研究および教育を実践し、
- 豊かな人間性と旺盛な探求心を育み、
- 人類の健康と福祉に貢献する指導的高度専門職業人を育成する。

教育の達成目標：

東北大学医学部医学科の学生は、将来、医学・医療の様々な領域において指導力ある医師・研究者となるために、6年間の医学部教育において12の教育目標を達成する。

- 1 生体の構造と生命現象の理解
- 2 病因、病態、診断、治療、予防の理解
- 3 コミュニケーション能力
- 4 基本となる臨床技能
- 5 生命倫理、医の倫理、医療関連法規の理解
- 6 情報を管理・処理し活用する能力
- 7 問題発見・解決の能力
- 8 科学的方法論の理解と基礎・臨床研究へ応用する能力
- 9 チームを率いる能力（リーダーシップ）、教育する能力
- 10 地域、社会と医療制度の理解
- 11 内省と自己啓発の態度、生涯学習の態度
- 12 国際人としての能力

1 生体の構造と生命現象の理解

- 1) 人体各器官の構造、機能、生理を理解する
- 2) 生命の維持に関わる分子生物学、生化学、細胞生物学を理解する
- 3) 生命の発生から成長、発達、加齢、老化に到る人の生涯過程を理解する
- 4) 人間の心理と行動について理解する

2 病因、病態、診断、治療、予防の理解

- 1) 様々な要因（遺伝、発生、代謝、微生物、自己免疫、腫瘍、変性、外傷、病原体・有害物質、心理、社会、地域、経済、文化など）を理解する
- 2) 疾患・障害による人体器官の構造・機能の変化（病理、病態生理）を理解する
- 3) 様々な疾患・障害の診断方法を理解する
- 4) 薬理学、治療学と治療法選択の根拠を理解する
- 5) 疾患・障害の予防と健康の維持・増進について理解する

3 コミュニケーション能力

- 1) 言語表現、非言語表現、文書表現を用いて自分の考えを人に伝える技術、分かりやすく説明する技術、相手の話を傾聴する技術、を身に付ける
- 2) 医療の様々な場面において、患者と家族、医療従事者、同僚に対し、誠実で相手の立場に配慮した双方向的コミュニケーションを行う技術を身に付ける
- 3) 効果的に分かり易いプレゼンテーションを行う技術を身に付ける

4 基本となる臨床技能

- 1) 患者と家族に対し人間的で思いやりある態度を持って接する能力を身に付ける
- 2) 患者と家族のプライバシーと尊厳の重要性を理解し、遵守する態度を身に付ける
- 3) 病歴と関連情報を正確に聴取する技能を身に付ける
- 4) 患者の全身所見を正確に診察する基本技能を身に付ける
- 5) 病歴・所見を正確に記載する技能を身に付ける
- 6) 病歴、診察、検査の情報を総合的に解釈し推論、判断を行う能力を身に付ける
- 7) 基本となる検査・治療の手技を身に付ける
- 8) 医療安全と危機管理の基本を理解し、身に付ける

5 生命倫理、医の倫理、医療関連法規の理解

- 1) 患者中心の医療を推進する
- 2) 生命倫理、とりわけ生と死に関わる倫理の理論と規範について理解する
- 3) 医学研究に関わる倫理規定を理解する
- 4) 医療関連法規について理解する

6 情報を管理・処理し活用する能力

- 1) 医療に係わる個人情報保護規定を理解し遵守する
- 2) 必要な情報を得る能力、情報の信頼性、妥当性を吟味する能力を身に付ける
- 3) 研究、診療に関する情報を処理する技術、管理する技術および活用する技術を身に付ける

7 問題発見・解決の能力

- 1) 研究、診療に関する未解決の問題を発見し、仮説を立て、検証・解決する態度と能力を身に付ける

8 科学的方法論の理解と基礎・臨床研究へ応用する能力

- 1) 医学研究における科学的理論と方法論を理解し、研究に応用する能力を身に付ける
- 2) 常に新たな発見と創造を指向する態度と能力を身に付ける

9 チームを率いる能力（リーダーシップ）、教育する能力

- 1) チームの一員として同僚に敬意を持ち、信頼・協調して研究、診療に従事する態度を身に付ける
- 2) 医療チームや同僚から常に学び、また、教える態度と能力を身に付ける
- 3) 患者と家族に対して、治療および健康の維持・増進に必要な事項を説明する能力を身に付ける

10 地域、社会と医療制度の理解

- 1) 医療法制度、社会保障制度、社会福祉制度を理解する
- 2) 医療経済を理解する
- 3) 地域、社会、国および全世界規模の環境・人口動態等と疾病の動向を理解する
- 4) 疾病の予防と健康の維持・増進に貢献する責務と役割を理解する

11 内省と自己啓発の態度、生涯学習の態度

- 1) 自己の強み（strength）と弱み（weakness）を自覚し、常に改善する態度を身に付ける
- 2) 他者からの意見を傾聴し、適切に対応する能力を身に付ける
- 3) 時間と活動について効率よく自己管理する能力を身に付ける
- 4) 専門領域において常に最先端の知識・技能を保つため、生涯学習を続ける態度を身に付ける

12 国際人としての能力

- 1) 地球規模の研究、診療に従事するため、国際的視野を身に付ける
- 2) 国際人としてのコミュニケーション能力を身に付ける

東北大学医学部保健学科

教育理念

少子高齢社会の到来による社会状況や保健・医療を取り巻く環境の変化の中で、予防から健康管理までを一貫して考える総合医療が求められています。保健学科では、このような社会的要請に応えるために、人間性豊かで幅広い教養と確固たる倫理観を有し、かつ、科学的な知識と技術、そして冷静、緻密な総合判断力を備えた保健・医療専門職を育成します。また、人々の健康的な生活を支援するために、他の保健・医療等専門職と協働してチーム医療・チームケアを実践できる人材を育成します。

教育目標

保健学科の教育目標

- ◎人命を尊重し、豊かな人間性を持ち実践力を備えた医療人を育成します。
- ◎人間としての生活の質（Quality of Life）の向上を大切にする医療人を育成します。
- ◎チーム医療を柱に、総合医療を提供する現場を創造する教育をおこないます。
- ◎東北地方の地域性をも考慮した保健医療をすすめる医療技術の教育をおこないます。
- ◎人文・社会・自然科学分野、医学系分野と有機的に連携しながら総合的な教育をおこないます。
- ◎世界の人類に貢献しうる最先端の医療技術の教育をおこないます。

各専攻の教育目標

• 看護学専攻

少子高齢化の進展や医療技術の高度化などにより、看護職員の需要は増大していることから、全国的に看護職の量的な確保が求められると同時に、質の高い看護職の育成並びに質の高い看護実践を基礎づける看護科学の体系化が希求の課題となっています。そのため当専攻では、看護科学の教育研究の領域でリーダーとして活躍できる人材を育成します。さらに、国内外で保健医療看護の政策形成のリーダーとなり得る人材、科学的な知を開発・応用しつつ高度な看護実践を牽引できる人材の育成を目指します。

そのため当専攻では、学部教育の早期からリサーチマインドを涵養するカリキュラムを有し、4年間を通して、問題解決能力、批判的思考力、独創的な知の構築に向かう学術的な創造力、国際的な発信力を高めることを目標としています。その過程で、ディスカッション、プレゼンテーション、論理的な文章構成力などのアカデミック・スキル、並びに倫理的洞察力も併せて養うこと目標としています。

• 放射線技術科学専攻

医療における放射線技術は、放射線診断・放射線治療・核医学の3部門に大別されますが、それぞれの部門において放射線医療機器は発展を続けています。これら高度に専門化した医療機器を自在に使いこなすためには、深い専門的知識が必要とされています。また、放射線診療の対象となる人体の構造や機能、種々の病態についての知識も不可欠です。一方、医療の現場では、幅広い教養を併せ持った人間

性豊かな診療放射線技師が望まれています。そのため当専攻では、全学教育科目、専門基礎科目から専門科目まで幅広く学び、将来、放射線技術学の指導者や教育者および研究者として、放射線技術学を支え得る質の高い優れた人材の育成を目指しています。

- 検査技術科学専攻

医療技術の進歩は目覚しく、今日では、高性能で精密な医療診断機器を用いた臨床検査が開発され、微量の蛋白や遺伝子の解析を行うことが可能になってきています。医療現場では、これらの高度技術や精密機器を駆使して、病態解析や疾患の早期診断に貢献できる臨床検査技師が求められています。検査技術科学専攻では、遺伝子工学を含めた検査学の基礎的事項を基礎検査学講座で学び、また臨床検査学的な事項を臨床検査学講座で重点的に学びます。

医学・医療技術の進歩に伴い、臨床検査法は高度に専門化しつつあり、幅広い教養とより深い専門知識を持つ臨床検査技師の育成が望まれています。本専攻では、正確な生体情報を収集・解析し、自らの判断力や応用力で検査技術を実践でき、また、人の尊厳についての深い理解を持ち、医療人としての豊かな人間性や感性を備えた臨床検査技師を育成することを目標としています。また、検査技術科学における将来の指導者・教育者・研究者の育成も目指しています。

東北大学大学院医学系研究科

理 念：

医学及び保健学の先進的、学際的及び創造的な研究を推進し、国際的に通用する優れた研究者並びに高度な医学的知識及び技術並びに豊かな人間性を備えた医療及び保健の指導者及び実践者を育成し、もって日本及び世界の人々の健康及び福祉の増進に寄与する。

教育目標：

1. 学問に対する強い探究心を持ち、常に目的意識を持って医学及び保健学の領域の諸問題の解決に挑戦して問題解決を成し遂げることができるのみならず、問題を発見することができる人材を育成する。
2. 最先端の専門的知識を備え、世界水準の研究を理解するとともに、新たなる発想に基づき、未知・未踏の研究課題に取り組む創造力と行動力のある人材を育成する。
3. 外国人や社会人に対する門戸を開放し、国内外で幅広く活躍できる人材を育成する。
4. 国際的視野と幅広い教養と豊かな感性に支えられた倫理性を持ち、かつ、高度な専門的知識の実践により、健全なる地域社会と国際社会の形成に貢献する人材を育成する。

医学部・医学系研究科ディプロマ・ポリシー／カリキュラム・ポリシー

1. 医学部医学科：

ディプロマ・ポリシー

医学部医学科では、次に掲げる目標を達成した学生に学士の学位を授与する。

- ① 生命現象、人体構造並びに様々な疾患について、分子レベルから細胞・組織・器官・個体レベル、さらに地域・社会・国際レベルに及ぶ国際標準の知識を有している。未解明の事象に挑み創造的研究を行って先端領域を切り開き、成果を世界に発信する能力を有している。
- ② 優れた倫理観と暖かい人間性を備え、科学的根拠に基づく医療を実践する基本的能力を習得している。地域に密着して医療を実践するとともに、国際社会に医療貢献する能力を有している。
- ③ 医療の実践と医学の研究を通して、我が国の医学研究、教育、医療を支えると共に、ワールドクラスの研究の推進、新しい学問の創造、人類への貢献を担う能力を有している。多職種間の連携・協調、学際的研究交流等を円滑に行うコミュニケーション能力とチームを率いるリーダーシップの素養を有している。

カリキュラム・ポリシー

医学部医学科では、ディプロマ・ポリシーで示した目標を学生が達成できるよう、以下の方針に基づき教育課程を編成・実施する。

- ① 1, 2年次は全学教育科目として幅広い一般教養科目と専門教育に活用可能な科目を提供する。1年次より専門教育科目を開始し、医療人、医学研究者として必要な基本的知識・技能・態度を6年間で段階的に修得させる。
- ② 研究第一の理念に則り、長期に亘り研究に従事し成果を発表する期間を設ける。医学研究PBL、基礎医学修練、高次臨床修練によって、医療リーダーや医学研究者として必要な能動学習・自己研鑽の技能と態度の涵養をはかる。
- ③ 学習成果の適正な評価と個別フィードバックを行い、学習者の内省・自己啓発と能力開発を促進する。

2. 医学部保健学科：

ディプロマ・ポリシー

医学部保健学科では、次に掲げる目標を達成した学生に学士（看護学）又は学士（保健学）を授与する。

- ① 高度化、複雑化する医療技術に的確に対処しうる科学的かつ深い専門知識を有している。
- ② 科学的根拠に基づく看護学・保健学・臨床医学及び医療技術を実践し、他の保健・医療等専門職と協働してチーム医療・チームケアの一員として参加する能力を有している。
- ③ 冷静、緻密な総合的判断の元に、優れた倫理観と豊かな人間性及び社会的使命感を持って保健・医療に貢献する能力を有している。

カリキュラム・ポリシー

医学部保健学科は、ディプロマ・ポリシーで示した目標を学生が達成できるよう、以下の方針に基づき教育課程を編成・実施する。

<教育課程編成方針>

- ① 幅広い教養を修得するための全学教育科目を学ぶとともに、専攻の専門の基礎となる科目による動機づけ、専門の知識や技術の習得、臨地実習を通じた応用力の向上をはかる。
- ② ライフサイエンス、ヒューマンサイエンスを探究する姿勢を尊重し、授業・実習、特に卒業研究によって研究マインドを涵養し、看護学、放射線技術科学、検査技術科学の実践力を備えた医療専門職業人・医療現場のリーダーとして活躍する能力を育成する。
- ③ 学習成果の適正な評価と個別フィードバックを行い、学習者の内省・自己啓発と能力開発を促進する。

<学修方法・学修過程>

以下のとおりカリキュラムを編成し、実施します。

全学教育科目では、幅広い教養と豊かな人間性、優れた倫理観、柔軟な思考力を身につけるとともに、専門教育の基礎となる科目も履修します。

専門教育科目では、医療を担うにふさわしい人間性と高度医療を支える医学知識と技術を身につけることを目的として、それぞれの専攻において、次のとおり教育課程を編成しています。

『看護学専攻』

○1年次

1年次では生命の尊厳を理解し、対象の人権擁護の基盤としての看護の哲学と倫理観を身につけています。

生命倫理学や医療解剖学等の人間を理解する科目を開講します。

○ 2年次

2年次では看護学の基礎を学びます。

看護学の基本となる科目や看護技術、健康の支援に関する科目を開講します。

また、対象の特性に合わせて身体・心理・社会的ニーズを判断し支援するうえでの必要な知識・技術・態度を身につけるため、専門領域ごとの臨床看護学に関する科目を開講します。

さらに、科学としての看護学を探究する姿勢を身につけるため、看護研究に関する科目を開講します。

○ 3年次

3年次では看護学の知識と技術の基盤を作ります。

ここでは、臨地実習を実施します。臨地実習では、2年次に学んだ知識を基に実践を行うことで、社会の変動に伴うヘルスニーズを見極め、対象や療養場所、地域の特性に応じた看護の役割を理解し、社会的使命感を持って質の高い看護を提供できる能力を身につけるカリキュラムを編成し、実施します。

また、助産師を目指す学生のために、助産に関する科目を用意しています。

○ 4年次

4年次では看護学の実践力を備えた医療専門職業人・医療現場のリーダーとして活躍できる能力を身につけます。

高度化、複雑化する医療技術に的確に対処しうる科学的かつ深い専門知識を得ながら、科学的根拠に基づく看護を実践し、他の保健・医療等の専門職と協働してチーム医療・チームケアの一員として参加する能力を身につけるため、チーム医療や総合看護学実習等の総合科目を開講します。

また、卒業研究を実施し、自己の課題とともに看護学の課題を探究するための研究能力と研究マインドの向上を図ります。

4年間を通して創造性・発信力・自主性を備えた優れた学生を育成するために、看護師・助産師になるために必要な科目だけでなく、英語教育、研究教育、キャリア教育等にも力を入れています。

『放射線技術科学専攻』

○ 1年次

1年次では医療・医学の現場で活躍するための土台を構築します。

人体の構造と機能に関する科目と健康と福祉・疾病と医療に関する科目を開講します。

○ 2年次

2年次では、放射線技術科学の基礎知識と能力を身につけます。

病理学や総合医用画像解剖学等の医学系講義科目、放射線物理学や放射線生物学等の理学系講義・実験科目、医用電子工学や画像工学等の工学系講義・学内実習を開講します。

○ 3年次

3年次では、放射線技術科学に関する幅広い専門知識とその実践を学びます。

2年次に引き続き医学・理学・工学に関する科目を開講するとともに、放射線技術科学の専門知識を深めるため、画像診断学や画像撮影技術学等の撮影撮像技術学に関する科目や放射線治療技術学や放射線腫瘍学等の放射線治療技術学に関する科目、医療安全管理学や診療放射線技師関係法規等を開講します。

また、後期からは臨地実習を実施します。臨地実習では、学内講義や学内実習等で身につけた知識と能力を実際の医療の現場でどのように適用し応用すべきかを学ぶ機会を提供し、実践を通じて医療従事者としての高い倫理観を身につけ、社会的使命感、自己管理能力の向上を図ります。

○ 4年次

4年次では、放射線技術科学の実践力を備えた医療専門職業人・医療現場のリーダーとして活躍する能力を身につけます。

3年次に引き続き臨地実習を実施するとともに、卒業研究を実施します。卒業研究では、高度化する放射線技術科学分野の課題に取り組むことにより、課題解決に必要な情報を収集し、分析・判断・解決できる学問的・臨床的な探究能力と研究マインドの向上を図ります。また、他の保健・医療等の専門職と協働しながら、高度化、複雑化する医療現場に的確に対処しうる知識と能力を身につけるため、チーム医療と総合医療演習を開講します。

『検査技術科学専攻』

○ 1年次

1年次では医療・医学の現場で活躍するための土台を構築します。

医療解剖学や医療概論等の医学に関する基礎知識を学ぶ科目を開講します。

○ 2年次

2年次では検査技術科学の基礎を学びます。

1年次に引き続き医学に関する基礎知識を学ぶ科目を開講するとともに、各検査に必要な知識と能力を身につけるため、血液検査学、病理検査学、一般検査学、生化学検査学、免疫検査学、染色体検査学、輸血・移植検査学、生理検査学に関する講義科目や学内実習科目を開講します。

○ 3年次

3年次では検査技術科学に関する幅広い専門知識とその実践を学びます。

2年次に引き続き、各検査学に関する講義科目や学内実習科目等を開講するとともに、臨床検査技師の役割や使命、臨床検査部門の業務等と各種管理に関する知識や医療倫理・医療安全や患者急変の対応等の知識を身につけるため、臨床検査総合管理学や医療安全管理学に関する講義科目や学内実習を開講します。

また、後期からは臨地実習を実施します。臨地実習では、講義や学内実習等で身につけた知識と能力を実際の医療の現場でどのように適用し応用すべきかを学ぶ機会を提供し、実践を通じて医療従事者としての高い倫理観を身につけ、社会的使命感、自己管理能力の向上を図ります。

○4年次

4年次では、検査技術科学の実践力を備えた医療専門職業人・医療現場のリーダーとして活躍する能力を身につけます。

3年次に引き続き検査技術科学に関する幅広い専門知識とその実践を学ぶとともに、卒業研究を実施します。卒業研究では、高度化する検査技術科学分野の課題に取り組むことにより、課題解決に必要な情報を収集し、分析・判断・解決できる学問的・臨床的な探究能力と研究マインドの向上を図ります。

また、他の保健・医療等の専門職と協働しながら、高度化、複雑化する医療現場に的確に対処しうる知識と能力を身につけるため、チーム医療と総合医療演習を開講します。

<学修成果の評価方法>

学修成果の評価について、定期試験、レポート、授業中の小テストや発表などの平常点で評価します。各科目の評価方法については、授業内容とともにシラバスに明記されています。

3. 医学系研究科：

医学系研究科では、次世代の医療・医学を推進する研究者及び次世代医療の実践者となる高度専門医療人の養成を行う。

医科学専攻修士課程、障害科学専攻・保健学専攻博士課程前期2年の課程及び公衆衛生学専攻修士課程では、医学系以外の出身者にも門戸を開き、最高レベルの教育・研究の場を提供し、各専門分野（医科学、障害科学、看護学又は保健学、公衆衛生学）の研究、及び医療の最前線で活躍できる実践的な人材の育成を目指す。

医学履修課程及び博士課程後期3年の課程では、最先端の医学・医療の専門的知識を身につけ、世界水準の研究を遂行し、次世代医療の発展に資する新たな学問を推進できる、将来の医学・医療界を担うエリート人材の育成を行う。

ディプロマ・ポリシー

(1) 博士課程前期2年の課程及び修士課程

次に掲げる目標を達成した学生に修士（医科学、障害科学、看護学又は保健学、公衆衛生学）の学位を授与する。

- ① 広い視野と医学・医療に関する専門的知識に基づいて、研究者の視点で臨床現場の問題を解決し、当該分野において独創的な研究を遂行する能力を有している。
- ② 医学・医療に対する社会的ニーズを踏まえつつ、高い倫理観と強い責任感をもって、医科学、障害科学、看護学又は保健学、公衆衛生学研究の発展に貢献することができる、または、次世代医療の実践者として医療・福祉の発展に貢献することができる。
- ③ 国際的視野とコミュニケーション能力を有し、それによって世界最先端の医学・医療を理解し、世界水準を目指す研究成果を発信することができる、または、世界水準の医療技術を発揮することができる。

(2) 博士課程後期3年の課程及び医学履修課程

次に掲げる目標を達成した学生に博士（医学、障害科学、看護学又は保健学）の学位を授与する。

- ① 豊かな学識・教養と医学・医療に関する専門的知識を有し、基礎医学研究と他領域を結びつけ学際的に発展させる能力を有し、専門分野において自立して独創的な研究を遂行し指導することができる。
- ② 次世代医療の実現に向けた社会的ニーズを踏まえつつ、独自の発想、高い倫理観と強い責任感をもって、次世代医療・医学の発展に資する新たな学問を推進し、当該分野のリーダーとして医療・医学の発展に貢献することができる。
- ③ 高度な国際的視野とコミュニケーション能力を有し、世界水準の研究成果を発信し、それによって国内外における当該分野の研究を先導することができる。

カリキュラム・ポリシー

(博士課程前期2年の課程及び修士課程)

東北大学大学院医学系研究科では、ディプロマ・ポリシーで示した目標を学生が達成できるよう、以下の方針に基づき教育課程を編成・実施する。

1. 医学・医療に関する専門科目及び学際的科目を提供し、修士論文作成等に係わる研究活動に専心できる教育環境を提供する。
2. 医療及び研究遂行に求められる高い倫理観を育む機会、国内外の最先端の医学研究成果・医療技術を学ぶ機会を提供し、必要に応じて、医療遂行のためのコミュニケーション能力と高度専門技術の獲得を可能にする実践の場を提供する。
3. 世界水準を目指す研究成果の発信が課程修了の条件であることを明示するとともに、修士論文または特定の課題に基づいて審査を適切に行う。

上記の方針を実践するため、専攻ごとに共通科目、専門科目、各種教育コース関連科目を設定し、教育課程の全体像を把握できるようカリキュラムマップを作成する。各科目は、授業の到達目標に沿うよう、講義形式、セミナー、トレーニング、修士論文研究等といった形で教育を提供する。講義形式の科目は、各専攻における幅広い基礎知識及び医学・医療に関する高度な専門知識を修得させることを目的とし、e- ラーニングシステムの併用により社会人学生等の時間的制約がある学生に対しても統一した学修機会を提供する。セミナー科目は、最先端の医学研究成果・医療技術に関する研究論文や報告事例を用いた演習や討論を通じて、当該分野の研究課題を認識・探求する力や課題解決能力を養成する。トレーニング科目は、実際の医療装置等を用いた臨床現場での実地研修を通じて、各医療分野における高度専門技術の修得の他、医療遂行のためのコミュニケーション能力を養成する。修士論文研究は、独自の課題に関する研究活動と修士学位論文の執筆を通じて世界水準を目指す研究成果を発信するために必要な研究遂行能力や表現力を養成する。

講義科目の評価は、筆記試験やレポート、授業や実習への出席態度等を総合的に勘案し、学修到達目標の達成度や習熟度について講義担当教員が評価する。成績評価方法の詳細については科目ごとにシラバスに明記する。研究成果の審査は、修士学位論文の作成に係る研究とその過程、国内外の学会や修士学位論文最終試験における研究発表の内容を基に、独自に設定した研究課題について、適切な情報収集・分析手法を用いて結論を考察し論旨を展開する能力、国内外へ研究成果を発信するためのプレゼンテーション能力等の到達度について指導教員及び審査担当教員が評価する。

上述のような教育は研究科単独で行っているものではなく、東北メディカル・メガバンク機構や加齢医学研究所、医工学研究科、災害科学国際研究所、生命科学研究科、東北大学病院、歯学研究科、薬学研究科など、学内の他のライフ系の研究者たちと密な連携を取り、医学・医療諸分野の発展に貢

献できる研究者・教育者の育成と、健康で安全・安心な社会の実現に貢献する医学系高度専門職業人の輩出を目指す。

(博士課程後期3年の課程及び医学履修課程)

東北大学大学院医学系研究科では、ディプロマ・ポリシーで示した目標を学生が達成できるよう、以下の方針に基づき教育課程を編成・実施する。

1. 研究推進に必要な専門科目及び学際的科目を提供し、所属研究室における徹底した個人指導と専攻横断型の複数教員指導体制の併用によるきめ細かな研究指導を整備し、豊かで高度な学識と専門的な知識、技能の獲得を促進する。
2. 医療及び研究遂行に求められる高い倫理観を育む機会、専攻横断的な学生交流によるリーダーシップを育む機会、及び国内外の最先端の医学研究成果・医療技術を学ぶ機会を提供し、医学・医療界のグローバルリーダーを目指すことを可能とする修学環境を提供する。
3. 世界水準の研究成果の発信が課程修了の条件であることを明示するとともに、博士論文に基づいて研究成果の審査を適切に行う。

上記の方針を実践するため、専攻ごとに共通科目、専門科目、各種教育コース関連科目を設定し、教育課程の全体像を把握できるようカリキュラムマップを作成する。各科目は、授業の到達目標に沿うよう、講義形式、セミナー、トレーニング、博士論文研究等といった形で提供する。講義形式の科目は、医学・医療に関する高度な専門知識や技能を修得させることを目的とし、e- ラーニングシステムの併用により社会人学生等の時間的制約がある学生に対しても統一した学修機会を提供する。セミナー科目は、最先端の医学研究成果・医療技術に関する研究論文や報告事例を用いた演習や討論を通じて、当該分野の研究課題を学際的に発展させ、次世代医療・医学の発展に資する新たな研究を推進する能力を養成する。トレーニング科目は、実際の医療装置等を用いた臨床現場での実地研修を通じて、各医療分野における高度専門技術を修得する他、専攻横断的な学生交流を積極的に取り入れることで医療遂行のための高度なコミュニケーション能力を養成する。博士論文研究は、独自の課題に関する研究活動と博士学位論文の執筆を通じて、世界水準を目指す研究成果を発信するために必要な研究遂行能力や当該分野の研究を先導するに足る実践力を養成する。

講義科目の評価は、筆記試験やレポート、授業や実習への出席態度等を総合的に勘案し、学修到達目標の達成度や習熟度について講義担当教員が評価する。成績評価方法の詳細については科目ごとにシラバスに明記する。研究成果の審査は、博士学位論文の作成に係る研究とその過程、国内外の学会や博士学位論文最終試験における研究発表の内容を基に、独自に設定した研究課題について、適切な情報収集・分析手法を用いて結論を考察し論旨を展開する能力、国内外へ研究成果を発信するためのプレゼンテーション能力等の到達度や、当該分野における研究を先導するグローバルリーダーとなり

得る資質について、指導教員及び審査担当教員が評価する。

上述のような教育は研究科単独で行っているものではなく、東北メディカル・メガバンク機構や加齢医学研究所、医工学研究科、災害科学国際研究所、生命科学研究科、東北大学病院、歯学研究科、薬学研究科など、学内の他のライフ系の研究者たちと密な連携を取り、最先端の医学・医療の専門的知識を身につけ、世界水準の研究を遂行し、次世代医療の発展に資する新たな学問を推進できる、将来の医学・医療界を担うエリート人材の輩出を目指す。

医学部医学科・保健学科・医学系研究科の紹介

医学部医学科・保健学科・医学系研究科のあらまし

東北の丘 — 位置 —

医学部の学生会、教室員会及び同窓会の総合名称として親しまれている艮陵会（ごんりょうかい）の艮陵ということばは、東北の丘という意味である。この艮陵という名は、大正5年10月、当時の北条時敬総長（2代目総長）の命名による。本学部のおかれているこの地区は、首都東京から東北の方角にある学問の聖地であるという意味をこめて、名づけられたものといわれている。

この地区は、また、星陵町という優雅な町名で呼ばれている。これは昭和45年2月1日から町名変更により名づけられた町名である。当時の医学部附属病院総婦長の萱場きみ子氏の命名で、星寮（附属病院の看護婦寮）と艮陵会の2つの名称を組み合わせて作ったものということである。現在、この星陵地区には、医学部医学科・保健学科・医学系研究科をはじめ東北大学病院、歯学部・歯学研究科、加齢医学研究所、東北大学附属図書館医学分館等、医学系の施設が集合している。この地区の大部分は、ゆるい傾斜の丘陵になっており、この地域を源頼朝が平泉攻略のとき、通り過ぎたという伝承がある。当時この丘陵は、「おいぬ坂」と呼ばれ、オオカミが多数住んでいたともいわれるが、いまは緑樹の中に白亜の建物がならび、アカデミーの森と呼ぶにふさわしい景観となっている。

医学部研究棟の屋上に立つと、南に青葉山と広瀬川を目のあたりに見ることができ、また西から北にかけて蔵王、泉ヶ岳、七つ森の奥羽連山、さらには、東に遠く太平洋を見渡せる。またこの地区には栗原永之助教授が名づけたといわれ、宮城病院時代を物語る琴柱（ことじ）の松、伊達政宗ゆかりのいすの木（仙台市の保存樹木）、さらに同窓生からも親しまれている掬水の池（きくすいのいけ）、一年中生花の絶えたことのない戦没同窓生の英魂碑など、多くのエピソードを秘めた記念物がある。

このように、本学部の置かれている星陵地区は、多くの由緒とすぐれた美しい自然環境に恵まれている。しかも旧市内の山手に位置して交通の便もよく、文化的施設も近く、自然と文化の環境のバランスのよくとれているところである。青春の一時期を、勉学に思索に、また課外活動にすごすのに好適な場所ということができる。

源は遠く — 沿革 —

東北大学が国立学校設置法により、新制大学として設置されたのは、昭和24年（1949年）6月1日である。したがって、法制上はこの時に従来の東北帝国大学が廃止され、新制度による東北大学が設置されることになる。しかし、受け継がれている事実上の沿革は、本学部の場合、きわめて古い歴史を重ねてきてている。

本学部設立の直接の基礎となった東北帝国大学は、明治40年（1907年）6月21日の勅令（本学の創立記念日は6月22日としている。）によって設置された。その後同年9月には、札幌農学校が東北帝国大学農科大学となり、明治44年1月には理科学院が開設された。さらに明治45年3月に仙台医学専門学校、仙台高等工業学校を包摂し、東北帝国大学医学専門部、東北帝国大学工学専門部とそれぞれ改称した。この両専門部が母体となり、大正4年（1915年）7月に、医科大学（大正8年4月学制改革により医学部となる。）が開設され、大正8年5月に工学部が開設された。

しかし、医学教育の由縁は、さらに遠く18世紀のはじめ、仙台につくられた当時の高等教育機関「養賢堂」にまで及んでいる。東北大学の設立の学問的系譜をもつ「養賢堂」は、元文元年（1736年）11月に設立されたのであるが、医学教育は、宝暦10年（1760年）7月に始まっている。これが養賢堂における医学のはじまりである。その後文化14年（1817年）には、仙台藩医学校が養賢堂から分離され独立している。

本学部の歴史は、このように源が遠く、後記の年表に示すように今日までに、多くの変転を重ねてきた。近代的学制により出発した大正4年（1915年）を創立とするならば、平成29年現在103年となる。また、仙台藩医学校が養賢堂から分離され独立した文化14年（1817年）を創立とするならば、平成29年までに201年の星霜を重ねたことになり、さらに養賢堂における医学の始まりである宝暦10年（1760年）に起点を求めれば、258年の歴史が数えられる。

しかし、大学の歴史が古いということをいたずらに尊重するのではなく、教育と研究のためどのように努力

してきたかということを尊ばなければならない。本学部の歴史を回顧するとき、教育と研究のために捧げられた数知れぬ苦闘と多くの変転をそこに見ることができる。この意味でまことに貴重な歴史ということができる。

伝統の精神 — 学風 —

- ・医学部の伝統ともいべき精神の主なものに、国際交流主義、研究重視主義及び同窓連帯主義の三つがある。まず、国際交流主義であるが、仙台には早くから支倉常長のローマ派遣に象徴される開明的ふんいきが培われてきた。医学に関しては、杉田玄白と前野良沢の高弟であった仙台藩医の大槻玄沢の主唱により、仙台藩医学学校ではすでに文政5年（1822年）に蘭科を開設した。これは西洋医学講座として全国諸藩にさきがけて開講されたものである。この伝統は、いまなお受けつがれている。東北大学は、戦前戦後を通じて外国人留学生の受け入れが多く、仙台医学専門学校に魯迅（中国の世界的に著明な作家）が学んだのを初めとして、本学部でも多くの実績がつみ重ねられてきている。このほか、本学部では、海外派遣、外国からの研究員受け入れ、外国との共同研究などもきわめて活発である。本学部の国際交流主義のきわだった表象ともいべきものに、Tohoku • Journal • of • Experimental • Medicine（東北実験医学）の刊行がある。その創刊は、大正9年（1920年）であり、その後現在まで絶えることなく続けられている。Tohoku • Journal • of • Experimental • Medicineは、わが国を代表する国際的総合医学誌であり、450種に及ぶ外国医学雑誌との交換が行われている。また、附属図書館医学分館は世界の医学文献を集め、専門図書館として国際的な評価を得ている。
- ・研究重視主義は、東北大学の学風のひとつでもある。「よい研究の行われるところ、よい教育がある。」とは、黒川利雄名誉教授（東北大学医学部長、東北大学長等を歴任）の言葉であるが、研究を重視することは、教育をおろそかにすることではない。大学の教育は研究者の創造を基礎としなければならないという考え方である。しかし、研究に没頭するあまり、学生の教育その他の点に問題がなかったわけではない。大学紛争などに見られたとおり、本学部でも大学教育の欠陥の多くを共有しており、反省すべき点も少なくない。卒前卒後の教育改善策が着々と進められている折柄、よい教育のためよい研究を育てる伝統の美点は、今後も発展させてゆくべきであって、その成果は、今後も期待されているわけである。
- ・同窓連帯主義は、学生教職員及び同窓会員のあたたかい強固なきずなであって、特に同窓会は、本学部の教員として、或いは研究員として在籍された方々をすべてわけへだてなく包括し、家族的な同胞精神が本学部の発展に大きく寄与している。
- ・良陵会は、良陵学友会という名称で、大正15年10月に本学部学生の課外活動団体として発足したが、単に学生だけでなく、教職員、同窓生も参加したいわゆる師弟一致の団体であることが特色であった。
- ・昭和21年5月にこの良陵学友会は、学生会、教室員会及び同窓会の三つに分立したが、そのファミリーともいるべき良陵の心の通い合う精神は、いまなお生きており、その血潮は、良陵新聞、良陵会館、良陵育英会などに脈々と流れている。この学生教職員同窓会員のあたたかい心の交流は、今後も受けつがれていくにちがいない。

— 研究科施設 —

動物実験施設

- ・本施設は、東北大学の星陵地区における教育研究に必要な動物実験を有機的かつ集中的に行う目的で、昭和47年に設置された。その後、昭和57年に中央飼育実験室（5,289m²）が新築完成し、現在では臨床分室（1,086m²）及び0号館（786m²）を併設し、総面積7,162m²の我が国有数の動物実験施設となっている。
- ・マウス、ラット、ウサギ、イヌ、ブタ等約10種の実験動物を35名の職員とともに飼養し、特にマウス・ラットは病原微生物の持たないSPF動物として飼育され、その他の実験動物も厳密な衛生管理や動物福祉に配慮した飼育を行っている。
- ・研究体制も充実しており、小動物用CTやMRIなど各種イメージング機器の整備や遺伝子組換え動物作製、受精卵精子保存サービスなども行われている。また、初心研究者に対する実験動物取り扱い技術講習会も東北大学動物実験センターとの共催で行っており、医学系研究科のみならず本学全体の医学生命科学研究活動への貢献を行っている。

創生応用医学研究センター

- ・本センターは、ヒト疾患の新たな診断・治療法の開発を目標として、ヒト疾患発症の分子機構の解明を推進し、同時にそこから生み出される基礎研究成果を、いち早く医療に応用するための開発研究を推進することを目的とした学際的、横断研究施設である。

医学教育推進センター

- ・本センターは医学教育に関する研究を行うとともに、本学の医学教育における全般的活動に関係し、その不斷の向上を目的として企画・立案・調整等に参加し、改善に向けた提言とその評価を行っている。共用試験(CBT, OSCE)では、業務の管理と実施に向けて中枢的役割を果たし、横断的授業など特定分野に属さない教育活動では、その管理と企画・実施に向けた活動を行っている。さらに卒後研修の企画・調整にも参画する。また、教員の資質向上に向け、新たな教育理念・技法などの理解を促進させるための種々の企画(FD/SD)を実施する。また、教育関連の各種データベースの管理に関する業務などを遂行している。これらの活動を介して本学部・研究科の教育水準の不断の向上を図ることを目的としている。

ラジオアイソトープセンター

- ・医学部ラジオアイソトープセンターは、旧医学部放射性同位元素中央実験室(昭和41年開設)、臨床分室(昭和49年開設)、基礎分室(昭和51年開設)を統合し、昭和60年2月に地下1階、地上4階、延面積1601m²の星陵地区(医学部、歯学部、加齢医学研究所)共同利用のセンターとして開設された。星陵地区におけるラジオアイソトープを用いた医学、生物学的研究に頻繁に利用されている。

環境遺伝医学総合研究センター

- ・環境遺伝医学総合研究センターは、子どもの成長と発達について、胎児期から学童期までを対象に関連要因を明らかにし、予防医学的な見地から子どもの健康増進を目指す研究基盤の構築を目指す実践的研究組織として設置した。関連学問領域として産科学、小児科学、衛生学、公衆衛生学、遺伝学、基礎医学など多様な研究分野から構成される学際的な研究展開を指向するとともに、研究対象も環境要因、遺伝要因、社会要因および生活習慣要因など多面的な要因の解明を目指す。

オートプシー・イメージングセンター

- ・東北大学大学院医学系研究科Aiセンターは、医学系研究科保健学専攻に設置された研究・教育用のCT装置などの画像診断装置を用い、診療放射線技師が撮影し、放射線診断専門医が読影するシステムである。現在は法医解剖前の遺体の検索を中心に、解剖所見と画像所見との比較検討を行って、法医解剖領域でのAiの医学的有効性に関する検証をすすめるとともに、Aiを取り扱う医師・診療放射線技師など医療従事者が直面する諸課題に指針を与えるべく運用している。

総合地域医療研修センター

- ・平成24年1月1日に「総合地域医療研修センター」を設立し、大きく二つの目的を掲げ、医療復興支援・災害医療学の確立を実施する。
 - I. 被災地の医療人材の受け入れと高度医療人としての再教育
 - II. 新たな災害医療学の確立と地域・災害医療に携わる人材の養成

地域がん医療推進センター

- ・平成25年4月1日に、地域がん医療に貢献する専門医療人養成に重点をおいた地域がん医療推進モデルを構築することを目的として地域がん医療推進センターを設置した。

クリニカル・スキルスラボ

- ・医療で必要となる基本的な技術の習得並びにシミュレーター等を用いた実践的な技術及び知識の習得を目的として、クリニカル・スキルスラボを設置した。

放射線健康リスク科学教育センター

- ・放射線健康リスク科学教育の必修化を支える教育システムを構築・運営することを目的として設置した。

□ 解剖実習室の銘板

本学科の解剖実習室の入口と同談話室には、それぞれ銘板が掲げられている。

解剖実習室の入口には、「ここでは死が生に手助けすることを喜んでいる。」という意味の箴言（しんげん）がラテン語で書かれている。この銘板のことばは、西ドイツのハイデルベルク大学（1385年創立）の解剖学教室の玄関に刻まれてあったのを、西成甫（にしせいほ）教授（本学部解剖学第二講座の初代教授）が、本学部石井敏弘教授の依頼により、本学科学生のため特に選ばれたものである。

解剖実習談話室の銘板は、ヨーハン・ヴォルフガング・ゲーテのことばで、「解剖は、人間の精神に、死んだ物体を生きている物体と、分離された物体を組立った物体と、壊れた物体を生じつつある物体と比較する機会を与える、そしてわれわれに他のいかなる努力や思索にもまして、大自然の深奥を開いてくれる。」という意味のことばがドイツ語で書かれている。これは、ゲーテの「比較解剖学入門の構想における最初の三章について」と題する講演文の一部を石井敏弘教授が選ばれたものである。

これら銘板の製作者は、いずれも仙台市の鈴木定雄工芸で、昭和52年3月28日に完成し掲げられた。

なお、この二つの銘板の製作費は、44万9千円を要したが、この経費のうち30万円は、篤志家の寄附によるものである。

□ 靈安室

本学科には、解剖のため献体された御遺体を一時安置する場所として靈安室がある。この靈安室は、昭和51年3月19日落成した（総経費167万7千円）。正面の天然花崗岩前面上部には、杉田玄白（江戸後期に、前野良沢らと「解体新書」を訳出した蘭医）の青銅製レリーフが取り付けられている。このレリーフは、宮城教育大学の土屋瑞穂教授の作品である。落着いたふんいきがあり、宗教性がなく、ユニークな靈安室といわれている。

主な年表

1736	元文元年11月1日	仙台藩明倫養賢堂設置（仙台市北三番丁細横丁に設立）
1760	宝暦10年7月	医学教育開始（別所玄季が医学講師に任命される。）
1761	宝暦11年3月	医学教育を一般医にも開放（仙台市勾当台に移転する）
1817	文化14年	仙台藩医学校設置（養賢堂から分離）
1822	文政5年	仙台藩医学校蘭科開設（わが国最初の西洋医学講座を実施）
1869	明治2年	仙台藩医学校を施薬所と改称
1872	明治5年5月 8月 9月	宮城県立医学所設置、同時に私立共立社病院を開き、附属塾舎を設ける 宮城県立医学所を廃止 共立病院附属学舎となる（共立学舎と称する）
1873	明治6年3月 8月	共立学舎を共立義塾と改称 共立義塾を解散し、共立病院附属塾舎として教育を続ける
1879	明治12年5月 7月	共立病院は仙台公立病院となる 宮城病院と改称して、旧共立病院附属塾舎は宮城病院附属医学校となる
1880	明治13年	宮城病院附属学校を宮城医学校と改称
1881	明治14年	宮城医学校を宮城病院附属医学校と改称（県会の決議により、再び旧名称に復する）
1882	明治15年7月	宮城病院附属医学校を宮城医学校と改称 宮城病院は宮城医学校附属医院と改称
1887	明治20年8月	第二高等中学校医学部設置
1888	明治21年4月	宮城医学校附属医院は宮城病院と改称
1890	明治23年8月	薬学科を設置
1894	明治27年6月	第二高等中学校医学部を第二高等学校医学部と改称
1901	明治34年4月1日	仙台医学専門学校設置医学科、薬学科併置（第二高等学校から医学部が分離独立）
1907	明治40年6月22日 9月1日	東北帝国大学設置の勅令公布 東北帝国大学設置
1912	明治45年4月1日	仙台医学専門学校は、包摂されて東北帝国大学医学専門部となる
1913	大正2年3月28日 5月3日	東北帝国大学医学専門部に附属医院を設置（県立宮城病院を移管） 附属医院看護婦養成所開設（県立宮城病院看護婦養成所を移管）
1915	大正4年7月14日	東北帝国大学医科大学開設 医学専門部附属医院は医科大学附属医院となる
1916	大正5年10月	医学専門部附属医院看護婦養成所は、医科大学附属医院看護婦養成所となる 艮陵学友会発足（艮陵学友会は、単なる学生だけの団体ではなく師弟一致の団体で、教職員・卒業生をも構成員とした）
1918	大正7年4月26日	東北帝国大学医学専門部廃止
1919	大正8年4月1日	医科大学は医学部となる（医科大学の医学科は医学部の医学科となる） 大学院設置
		医学研究科設置
		医科大学附属医院は医学部附属医院となる
		医学部附属医院産婆養成所開設
	6月12日	医学部附属医院産婆養成所設置（法制化される）
1939	昭和14年5月15日	臨時附属医学専門部設置
1944	昭和19年4月1日 12月1日	臨時附属医学専門部を附属医学専門部に改称 附属医院鳴子分院設置

1945	昭和20年 4月 1日	附属医院厚生女学部開設
	6月16日	附属医院厚生女学部設置（法制化される） 看護婦養成施設設置
1946	昭和21年 3月 1日	附属医院長町分院設置 5月 艮陵学友会は学生会、教室員会、同窓会の三つに分れて再発足 8月 附属医院看護婦養成所廃止
1947	昭和22年 5月 2日	附属医院産婆養成所を助産婦養成所と改称 10月 1日 東北帝国大学を東北大学に改称
1949	昭和24年 4月 1日	附属医院厚生女学部設置（入学資格は新制高校卒程度となる） 5月31日 東北大学設置、東北大学（旧制）廃止（5月31日国立学校設置法公布） 医学部（医学科）同附属医院、同附属病院鳴子分院、同附属病院長町分院、同附属医院厚生女学部、同附属病院助産婦養成所をそれぞれ設置
1951	昭和26年 3月31日	附属医院厚生女学部廃止 4月 1日 医学部設置（新制）
1952	昭和27年 4月 1日	附属病院厚生女学部を附属病院高等看護学校と改称 附属医学専門部廃止 附属病院高等看護学校廃止 附属病院助産婦養成所廃止 医学部附属看護学校設置 医学部附属助産婦学校設置
1953	昭和28年 8月 1日	医学部附属診療エックス線技師学校設置
1955	昭和30年 7月 1日	大学院医学研究科設置（新制） 医学部附属温泉医学研究施設設置
1957	昭和32年 4月 1日	薬学科設置
1960	昭和35年 3月31日	大学院医学研究科（旧制）廃止
1961	昭和36年 4月 1日	大学院薬学研究科設置（新制）
1962	昭和37年 4月 1日	医学部附属衛生検査技師学校設置
1963	昭和38年 4月 1日	医学部附属脳疾患研究施設設置
1969	昭和44年 4月 1日	医学部附属診療放射線技師学校設置 医学部附属診療エックス線技師学校廃止
1970	昭和45年 4月 1日	製薬化学科設置
1972	昭和47年 4月 1日	医学部附属臨床検査技師学校設置 医学部附属衛生検査技師学校廃止 5月 1日 薬学部設置に伴い薬学科及び製薬化学科廃止 大学院薬学研究科に分離（医学研究科の基礎講座のうち薬学関係講座が薬学研究科の基礎講座となる） 医学部附属動物実験施設設置
1973	昭和48年 9月29日	医療技術短期大学部設置 看護科、診療放射線技術科、衛生技術科の3学科を設置
1975	昭和50年 4月 1日	医学部附属看護学校廃止 医学部附属臨床検査技師学校廃止 医学部附属診療放射線技師学校廃止
1976	昭和51年 4月 1日	医療技術短期大学部看護科、診療放射線技術科、衛生技術科を看護学科、診療放射線技術学科、衛生技術学科に改称
1979	昭和54年 4月 1日	医療技術短期大学部に専攻科助産学特別専攻を設置 医学部附属助産婦学校廃止

- 1980 昭和55年4月1日 医学部附属病院長町分院廃止
- 1982 昭和57年4月1日 医学部附属温泉医学研究施設は医学部附属リハビリテーション医学研究施設となる。
- 1985 昭和60年2月12日 医学部ラジオアイソトープセンター設置
- 1987 昭和62年5月21日 医学研究科病態科学系専攻設置
- 1994 平成6年4月1日 医学研究科は医学系研究科と改称
- 1994 平成6年6月24日 医学系研究科障害科学専攻修士課程設置
医学部附属リハビリテーション医学研究施設、医学部附属脳疾患研究施設廃止及び医学部附属病院鳴子分院廃止
- 1996 平成8年5月10日 医学系研究科障害科学専攻博士課程設置
- 1997 平成9年4月1日 大学院整備（重点化）（3か年計画の初年次）
- 1999 平成11年4月1日 大学院整備（重点化）完了
- 2002 平成14年4月1日 医学系研究科附属創生応用医学研究センター設置
- 2003 平成15年4月1日 医科学専攻修士課程設置
- 2003 平成15年4月1日 保健学科（看護学専攻、放射線技術科学専攻、検査技術科学専攻）設置
- 2004 平成16年7月2日 医科学専攻14講座が8講座に、障害科学専攻5講座を1講座に改組
- 2005 平成17年6月1日 附属地域医療教育開発センター設置
- 2006 平成18年4月1日 医学教育推進センター設置
- 2007 平成19年3月31日 医療技術短期大学部廃止
- 2008 平成20年4月1日 保健学専攻修士課程設置
医工学連携講座設置
- 2010 平成22年4月1日 保健学専攻博士課程設置
- 2015 平成27年4月1日 公衆衛生学専攻修士課程設置
- 2018 平成30年4月1日 放射線健康リスク科学教育センター設置



☆ 北斗七星になぞらえて ☆

東北大学設立の直接の基礎となった東北帝国大学は、東京、京都に次ぐ第3番目の帝国大学として明治40年（1907年）に創立された。この時の開学の祝賀歌は、この大学を天の中枢を指す北斗の姿になぞらえて、東北の光と讃えているが、それは北極星のような不動の真理を求め、さらに広く世人の道しるべとなろうとするこの大学の理念を象徴したものである。

この北斗七星がデザイン化され、用いられるようになったのは、昭和45年10月からである。

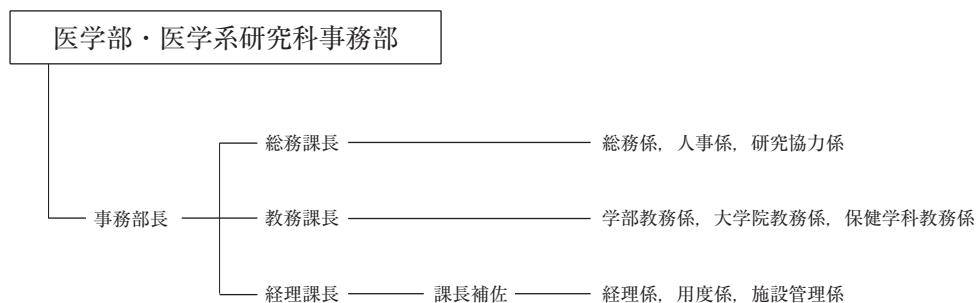
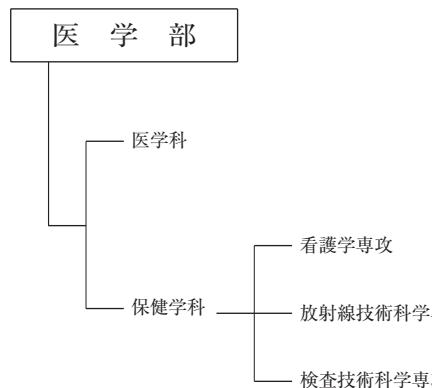
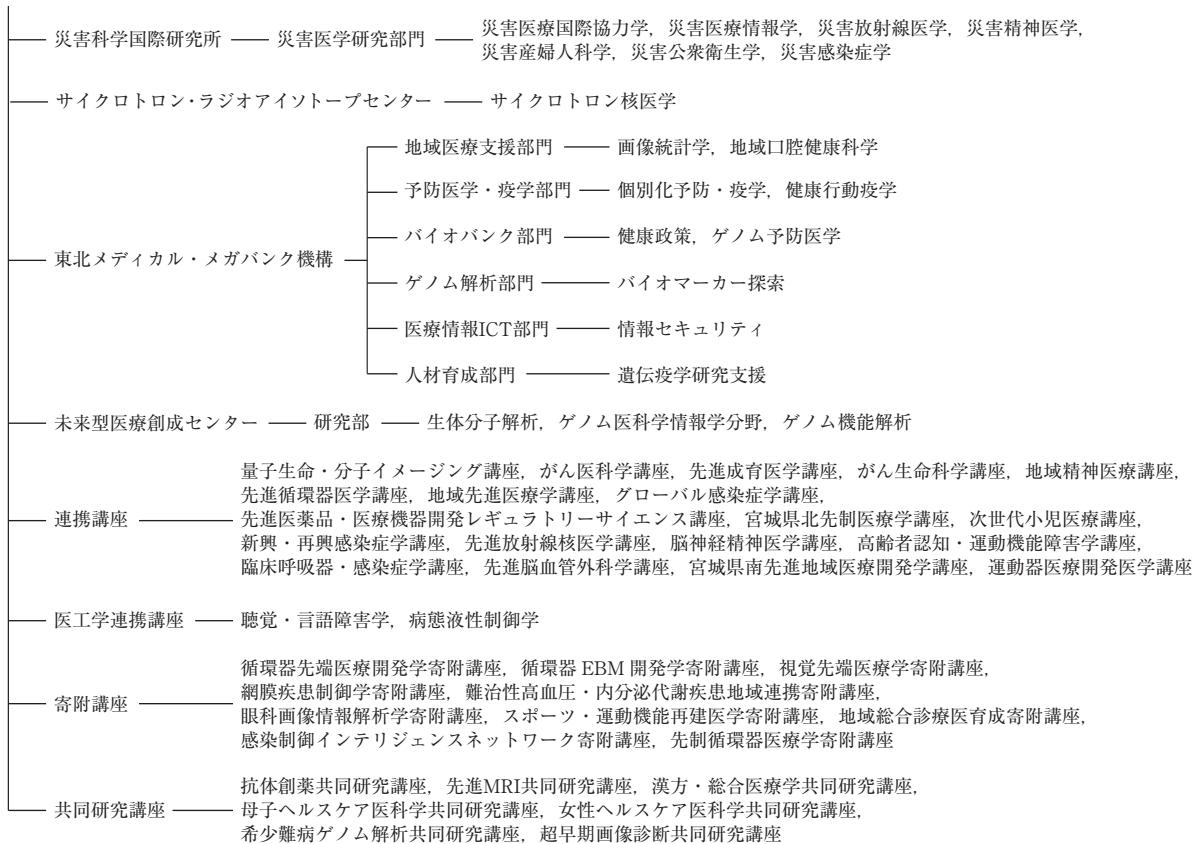
歴代医学部長

専攻分野	氏名	在任期間	
		自	至
外科学	山形仲藝	大 4. 7. 4	大 5. 4. 4
医学化学生	井上嘉都治	〃 5. 4. 5	〃 9. 7. 25
皮膚科学	遠山郁三	〃 9. 7. 26	〃 11. 7. 24
生理学	藤田敏彦	〃 11. 7. 25	〃 13. 7. 24
細菌学	青木薰	〃 13. 7. 25	〃 14. 7. 30
解剖学	布施現之助	〃 14. 7. 31	昭 2. 7. 29
薬物学	八木精一	昭 2. 7. 30	〃 3. 11. 29
生理学	佐武安太郎	〃 3. 11. 30	〃 4. 7. 11
法医学	石川哲郎	〃 4. 7. 12	〃 6. 7. 12
病理学	木村男也	〃 6. 7. 13	〃 8. 7. 14
解剖学	長谷部言人	〃 8. 7. 15	〃 10. 7. 14
病理学	那須省三郎	〃 10. 7. 15	〃 12. 7. 14
衛生学	近藤正二	〃 12. 7. 15	〃 14. 7. 14
法医学	石川哲郎	〃 14. 7. 15	〃 16. 3. 30
薬理学	八木精一	〃 16. 3. 31	〃 19. 3. 30
生理学	佐武安太郎	〃 19. 3. 31	〃 21. 2. 11
小児科学	佐藤彰	〃 21. 2. 12	〃 23. 3. 30
内科学	黒川利雄	〃 23. 3. 31	〃 28. 2. 3
内科学	中澤房吉	〃 28. 2. 4	〃 30. 3. 16
細菌学	黒屋政彦	〃 30. 4. 1	〃 32. 3. 31
外科学	武藤完雄	〃 32. 4. 1	〃 36. 3. 31
生理学	本川弘	〃 36. 4. 1	〃 40. 3. 31
内科学	中村隆	〃 40. 4. 1	〃 42. 3. 31
内外科	楳哲夫	〃 42. 4. 1	〃 45. 10. 15
病理学	諫訪紀夫	〃 45. 10. 16	〃 50. 7. 31
細菌学	石田名香雄	〃 50. 8. 1	〃 54. 7. 31
応用生理学	鈴木泰三	〃 54. 8. 1	〃 56. 7. 31
放射線医学	星野文彦	〃 56. 8. 1	〃 60. 3. 31
解剖学	山本敏行	〃 60. 4. 1	〃 63. 3. 31
内科学	吉永馨	〃 63. 4. 1	平 3. 3. 31
薬理学	平則夫	平 3. 4. 1	〃 7. 3. 31
公衆衛生学	久道茂	〃 7. 4. 1	〃 13. 3. 31
神経外科学	吉本高志	〃 13. 4. 1	〃 14. 11. 5
眼科学	玉井信	〃 14. 11. 6	〃 16. 11. 5
免疫学	菅村和夫	〃 16. 11. 6	〃 20. 3. 31
医学化学生	山本雅之	〃 20. 4. 1	〃 24. 3. 31
腫瘍外科学	大内憲明	〃 24. 4. 1	〃 27. 3. 31
消化器病態学	下瀬川徹	〃 27. 4. 1	〃 29. 3. 31
生物化学	五十嵐彦	〃 29. 4. 1	〃 31. 3. 31
婦人科学	八重樺伸生	〃 31. 4. 1	

組 織 図

大学院医学系研究科





大学病院
環境・安全推進センター
未来科学技術共同研究センター
附属図書館医学分館(医学図書館)

職員数

職員数（令和4年3月1日現在）

- ・医学科 ※保健学専攻を除くすべて（寄附講座を含む）

区分	教 員						その他の職員				合計
	教授	准教授	講師	助教	助手	計	事務	技術 技能	医療	その他	
合計	66	57	31	73	14	241	37	16	1	1	296

- ・保健学科

区分	教 員					計
	教授	准教授	講師	助教	助手	
合計	22	7	4	19	3	55

- ・病院

区分	教 員						その他の職員				合計	医員	研修医
	教授	准教授	講師	助教	助手	計	事務	医療	その他	計			
合計	11	28	77	254	60	430	129	1630	6	1765	2195	250	97

※歯科診療部門含む

各施設の名称及び所在地

- ・医学部 仙台市青葉区星陵町2番1号 〒980 - 8575
電話 022 - 717 - 7000 (案内)
- ・大学病院 仙台市青葉区星陵町1番1号 〒980 - 8574
電話 022 - 717 - 7000 (案内)
- ・附属動物実験施設 仙台市青葉区星陵町2番1号 〒980 - 8575
電話 022 - 717 - 8175
- ・附属創生応用医学研究センター 仙台市青葉区星陵町2番1号 〒980 - 8575
電話 022 - 717 - 7000 (案内)
- ・附属図書館医学分館 仙台市青葉区星陵町1番1号 〒980 - 8575
電話 022 - 717 - 7979

年度別学位授与者数

旧学位令（勅令第200号大正9年7月6日制定）による学位授与者数は、下記のとおりで昭和35年3月末で終った。以後は新制度の学位に切り換えられた。

年 度	学位授与者数	年 度	学位授与者数
大正	7	昭和	76
	8		37
	9		63
	15		51
	19		65
	21		38
	26		49
	35		59
	40		112
	34		101
	32		120
	41		114
	33		132
	65		174
	45		226
昭和	71		297
	62		271
	62		283
	65		706
	51	計	3,715

備 考 本表のほかに明治31年勅令第344号の学位令にもとづく学位授与者5名がある。

こ ら む

◊琴柱の松

本学部の前身である仙台医学専門学校時代を物語るものに琴柱（ことじ）の松がある。いままお、病院玄関わきに繁茂している。名称は当時の栗原永之助教授の命名によるものである。

学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号）第4条による学位授与者数

博士（医学）

年 度	課程博士	年 度	論文博士	年 度	課程博士	年 度	論文博士
昭和 33	15			3	39	3	112
34	45			4	44	4	95
35	61	昭和 35	59	5	49	5	128
36	54	36	56	6	46	6	112
37	62	37	67	7	54	7	102
38	51	38	68	8	72	8	84
39	65	39	65	9	99	9	100
40	62	40	71	10	84	10	95
41	64	41	71	11	109	11	32
42	73	42	75	12	100	12	47
43	60	43	56	13	120	13	35
44	77	44	56	14	116	14	34
45	40	45	69	15	123	15	24
46	16	46	36	16	109	16	27
47	17	47	49	17	118	17	21
48	8	48	87	18	127	18	20
49	11	49	18	19	106	19	11
50	10	50	33	20	103	20	17
51	7	51	68	21	108	21	11
52	9	52	104	22	104	22	6
53	20	53	97	23	124	23	7
54	21	54	81	24	106	24	10
55	12	55	64	25	151	25	10
56	21	56	76	26	113	26	12
57	23	57	73	27	132	27	6
58	20	58	88	28	130	28	4
59	15	59	91	29	126	29	9
60	21	60	125	30	105	30	3
61	17	61	96	令和 元	121	令和 元	2
62	29	62	102	2	134	2	8
63	29	63	119	3	123	3	5
平成 元	25	平成 元	108	計	4,288	計	3527
2	33	2	110				

※平成2年度まで「医学博士」

※平成3年6月から「博士（医学）」

博士（障害科学）

年 度	課程博士	年 度	論文博士	年 度	課程博士	年 度	論文博士
平成 10	13			23	7		
11	15			24	4		
12	10			25	6		
13	13	平成 13	1	26	5		
14	19			27	11		
15	12	15	1	28	9		
16	6	16	1	29	5		
17	5			30	5		
18	13			令和 元	5		
19	6			2	14		
20	9			3	9		
21	10			計	215	計	3
22	4						

博士（看護学）

年 度	課程博士	論文博士
平成 25	2	
26	4	
27	4	1
28	4	
29	3	
30	3	
令和 元	4	
2	9	
3	9	
計	42	1

博士（保健学）

年 度	課程博士	論文博士
平成 24	5	
25	7	
26	4	1
27	2	
28	4	
29	5	
30	7	
令和 元	3	
2	4	
3	6	
計	47	1

学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号）第3条による学位授与者数

修士（医科学）

年 度	人 数
平成 16	10
17	15
18	25
19	16
20	20
21	35
22	24
23	36
24	36
25	34
26	36
27	31
28	34
29	29
30	26
令和 元	23
2	34
3	36
計	500

修士（障害科学）

年 度	人 数
平成 7	24
8	25
9	34
10	20
11	26
12	28
13	17
14	17
15	14
16	24
17	14
18	25
19	20
20	15
21	23
22	18
23	23
24	14
25	14
26	13
27	14
28	8
29	16
30	11
令和 元	12
2	14
3	17
計	500

修士（看護学）

年 度	人 数
平成 21	8
22	10
23	13
24	16
25	9
26	11
27	11
28	19
29	12
30	12
令和 元	14
2	10
3	16
計	161

修士（保健学）

年 度	人 数
平成 21	26
22	23
23	11
24	13
25	15
26	16
27	14
28	23
29	20
30	19
令和 元	22
2	28
3	27
計	257

修士（公衆衛生学）

年 度	人 数
平成 28	6
29	5
30	15
令和 元	9
2	12
3	12
計	59

東 北 大 学 の 概 要

東北大学の概要

東北大学は、はじめ、東京、京都に次ぐ第3番目の帝国大学として、明治40年（1907年）に創立されたが、太平洋戦争の敗戦を機として昭和24年（1949年）新制度の東北大学として再発足し今日に至ったものである。しかし、その学問的由縁は古く、18世紀のはじめ仙台につくられた当時の高等教育機関「養賢堂」にまで及んでいる。すなわち元文元年（1737年）11月「養賢堂」創設の日までさかのぼることができる。

東北帝国大学開学の祝賀歌は、この大学を天の中枢を指す北斗の姿になぞらえ、東北の光りと讃えているが、それは北極星のような不動の真理を求め、さらに広く世人の道しるべとなろうとするこの大学の理念を象徴したものである。現在の東北大学は、10の学部と15の大学院、3つの専門職大学院、6の附置研究所、病院、附属図書館に加え、教育研究に携わる多くの機構やセンターを有し、世界をリードする研究成果を上げるとともに、多くの指導的人材を輩出し、日本を代表する総合研究大学として発展を続けている。

こ ら む

□魯 迅（ロジン）

中国の著明な作家であり、思想家である魯迅（本名は周樹人）は、22歳のとき日本に留学し、本学部の前身である仙台医学専門学校に学んだ。明治37年9月の入学である。（当時は9月が新学期であった。）魯迅はどちらかといえば沈みがちで笑ったりすることはめったになく、いつも何かを考えているふうであったという。日本語はかなり上達したが、さびしい思いをしていたであろうことは想像に難くない。

このような魯迅を解剖学の藤野厳九郎教授は格別の温情をもって指導されたといわれる。しかし、魯迅は祖国の民衆を啓蒙するため医学を学ぶことを決意し、在学1年にして退学、日本を去った。仙台はその転機をもたらした土地である。この間の事情は短篇「藤野先生」に詳しく紹介されている。

魯迅は帰国後、処女作「狂人日記」に始まる創作、社会批評、海外文学紹介等多彩な文筆活動を開いた。名作といわれる「阿Q正伝」は、中国社会における底辺の人間像を描いたものである。

本学には、いまなお魯迅の成績表など関係書類が残されている。

規 程 等

学校教育法（抄）

(昭和22年3月31日法律第26号)

第83条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

東北大学学部通則

昭和27年12月18日 制定
(昭30年1月22日・一部改正)
改正 令和4年4月1日

目 次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 入学、再入学、転学科、転学部、転入学及び編入学（第6条—第17条）
- 第3章 休学（第18条—第20条）
- 第4章 転学、退学及び除籍（第21条—第23条）
- 第5章 教育課程及び履修方法（第24条—第26条の2）
- 第5章の2 他の大学又は短期大学における授業科目の履修等及び留学等（第26条の3—第26条の5）
- 第5章の3 大学以外の教育施設等における学修（第26条の6・第26条の7）
- 第6章 卒業及び学位授与（第27条・第28条）
- 第7章 懲戒（第29条）
- 第8章 授業料（第30条—第35条の2）
- 第9章 科目等履修生（第36条—第43条）
- 第10章 特別聴講学生（第44条—第48条）
- 第11章 学部入学前教育受講生（第49条—第52条）
- 第12章 外国学生（第53条・第54条）
- 附則

第1章 総　　則

第1条 東北大学（以下「本学」という。）に置く学部及び学科は、次のとおりとする。

- 文　　学　部 人文社会学科
- 教　　育　部 教育科学科
- 法　　学　部 法学科
- 経　　済　部 経済学科、経営学科
- 理　　学　部 数学科、物理学科、宇宙地球物理学科、化学科、地圈環境科学科、地球惑星物質科学科、生物学科
- 医　　学　部 医学科、保健学科
- 歯　　学　部 歯学科
- 薬　　学　部 創薬科学科、薬学科
- 工　　学　部 機械知能・航空工学科、電気情報物理工学科、化学・バイオ工学科、材料科学総合学科、建築・社会環境工学科
- 農　　学　部 生物生産科学科、応用生物化学科

2 学部の定員は、別表第1のとおりとする。

第1条の2 学部又は学科等ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、各学部規程の定めるところによる。

第2条 修業年限は、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科を除き、4年とする。

2 医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科の修業年限は、6年とする。

3 在学年限は、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科を除く学部及び学科は6年から8年まで、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科は9年から12年までの範囲で、各学部が定める。

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4条 学年を分けて、次の2学期とする。

第 1 学 期 4月1日から9月30日まで
第 2 学 期 10月1日から翌年3月31日まで

第5条 定期休業日は、次のとおりとする。

- 日曜日及び土曜日
国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
本学創立記念日 6月22日
春季休業 4月1日から4月7日まで
夏季休業 7月11日から9月10日まで
冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで
2 定期休業日において、必要がある場合には、授業を行うことがある。
3 春季、夏季及び冬季休業の期間は、必要がある場合には、変更することがある。
4 臨時休業日は、その都度定める。

第2章 入学、再入学、転学科、転学部、転入学及び編入学

第6条 入学、転学科、転学部、転入学及び編入学の時期は、学年の初めから30日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、入学、転学科、転学部、転入学及び編入学の時期は、第2学期の初めから31日以内とすることがある。

3 再入学の時期は、その都度定める。

第7条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）に定める大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 八 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

第8条 入学を志願する者に対しては、入学試験の上、入学を許可する。

2 入学試験については、別に定める。

第9条 本学を中途退学した者又は除籍された者で、再び入学を志願するものがあるときは、前条の規定にかかわらず、選考の上、再入学を許可することがある。

第10条 転学科を志願する者があるときは、特別の理由がある場合に限り、別に定めるところにより、選考の上、転学科を許可することがある。

第11条 次の各号の一に該当する者は、別に定めるところにより、選考の上、転学部、転入学又は編入学を許可することがある。

- 一 本学の学生で、転学部を志願するもの
- 二 本学又は修業年限4年以上の他の大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者で、本学に転入学又は編入学を志願するもの
- 三 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程（修業年限4年以上のものに限る。）に2年以上在学し、所定の単位を修得した者（学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第90

条第1項に規定する者に限る。)で、本学に転入学又は編入学を志願するもの

四 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（法第90条第1項に規定する者に限る。）で、本学に編入学を志願するもの

五 短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、本学に編入学を志願するもの

六 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（法第90条第1項に規定する者に限る。）で、本学に編入学を志願するもの

七 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者で、本学に編入学を志願するもの

八 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者で、本学に編入学を志願するもの

九 我が国において、外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者（法第90条第1項に規定する者に限る。）で、本学に編入学を志願するもの

十 前八号と同等以上の学力があると認められる者で、本学に編入学を志願するもの

2 前項第1号から第3号までのいずれかに該当し、転学部又は転入学を志願する場合は、現に在学する学部の学部長又は大学の学長の許可証を、願書に添付しなければならない。

第11条の2 第8条第1項の規定により入学を許可された者が、本学に入学する前に本学、他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学若しくは我が国において、外国の大学若しくは短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの（以下「外国の大学等の課程を有する教育施設」という。）の当該教育課程において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に規定する科目等履修生及び同条第2項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。）は、審査の上、第26条の5第1項、第26条の6第1項及び第26条の7第1項の規定により修得したものとみなし、又は履修とみなし与える単位数と合わせて60単位を限度に、本学において修得したものと認めることがある。

2 前項の認定は、各学部において行う。

第12条 第9条、第10条又は第11条の規定により再入学、転学科、転学部、転入学又は編入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数並びに在学期間については、審査の上、その一部又は全部を認める。

2 前項の認定は、再入学、転学科、転学部、転入学又は編入学を許可した学部において行う。

第13条 入学、転学科、転学部、転入学又は編入学を志願する者は、それぞれ所定の期日までに、再入学を志願する者は再入学を願い出るときに、願書を提出しなければならない。

第14条 入学、再入学、転入学及び編入学を志願する者は、願書に添えて、検定料を納付しなければならない。

2 前項の検定料の額は、別表第2のとおりとする。

第15条 入学、再入学、転入学又は編入学を許可された者は、入学料の免除又は徴収猶予の許可を願い出した場合を除き、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。

2 前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学、再入学、転入学又は編入学の許可を取り消す。

3 第1項の入学料の額は、別表第2のとおりとする。

第15条の2 特別の事情により入学料を納付することが著しく困難であると認められる者等に対しては、入学料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

2 前項に規定する入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

第16条 納付した検定料及び入学料は、返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を実施する場合において、第1段階目の選抜に合格しなかった者については、その者の申出により、第14条に規定する検定料のうち第2段階目の選抜に係る額を返付する。

3 第1項の規定にかかわらず、大学入試センター試験受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者については、その者の申出により、第14条に規定する検定料のうち前項に規定する額に相当する額を

返付する。

第17条 入学、再入学、転入学又は編入学を許可された者は、所定の期日までに、本学所定の宣誓書を提出しなければならない。

2 前項の宣誓書を所定の期日までに提出しない者に対しては、入学、再入学、転入学又は編入学の許可を取り消す。

第3章 休 学

第18条 病気その他の事故により引き続き3月以上修学することができない者は、所定の手続を経て、休学の許可を願い出ることができる。

2 休学の期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、1年を超えて許可することがある。

3 休学期間は、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科を除き、2年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、願い出により2年を超えない範囲内でその延長を許可することがある。

4 医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科の休学期間は、3年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、願い出により3年を超えない範囲内でその延長を許可することがある。

5 休学期間に内、その事故がなくなったときは、復学の許可を願い出ることができる。

第19条 病気その他の事情により修学が不適当と認められる者に対しては、休学を命ずることがある。

2 休学期間に内、その事情がなくなったときは、復学を命ずる。

第20条 休学が引き続き3月以上にわたるときは、その期間は、在学年数に算入しない。

第4章 転学、退学及び除籍

第21条 他の大学に転学しようとする者は、理由を具して、その許可を願い出なければならない。

第22条 退学しようとする者は、理由を具して、その許可を願い出なければならない。

第23条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

- 一 病気その他の事故により、成業の見込みがないと認められる者
- 二 第2条第3項に規定する在学年限を経て、なお卒業できない者
- 三 入学料の免除若しくは微収猶予を許可されなかった者、3分の2の額、半額若しくは3分の1の額の免除若しくは微収猶予を許可された者又は免除若しくは微収猶予の許可を取り消された者で、その納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないもの
- 四 授業料の納付を怠り、督促を受けても、なお納付しない者
- 五 第18条第3項又は第4項に規定する休学期間に達しても、なお修学できない者

第5章 教育課程及び履修方法

第24条 教育課程は、次の各号に掲げる授業科目をもって編成する。

- 一 全学教育科目
- 二 専門教育科目
- 三 教職に関する科目（本学において教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める教科及び教職に関する科目として開設する授業科目のうち前二号として開設するもの以外のものをいう。）
- 四 前三号に掲げる以外の科目

第24条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第24条の3 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。

三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合は、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮した時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めるものとする。

第24条の4 1学年の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第24条の5 各授業科目的授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると各学部において認める場合には、この限りでない。

第24条の6 各学部は、授業の方法及び内容、1学年の授業の計画並びに学修の成果に係る評価及び卒業の認定の基準をあらかじめ明示するものとする。

第24条の7 各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1学年又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めるものとする。

2 各学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。

第25条 授業科目を履修したと認定された者には、所定の単位を与える。

第26条 学生が他の学部の授業科目を履修しようとするときは、所定の手続を経て、その許可を受けなければならない。

第26条の2 この章に規定するもののほか、教育課程及び履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

第5章の2 他の大学又は短期大学における授業科目の履修等及び留学等

第26条の3 学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することが教育上有益であると各学部において認めるときは、あらかじめ、当該他の大学又は短期大学と協議の上、学生が当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることがある。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学若しくは短期大学又はこれらに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学等」という。）が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学等の課程を有する教育施設の当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により、当該外国の大学等とあらかじめ協議を行うことが困難な場合には、履修を認めた後に当該協議を行うことができる。

第26条の4 学生が外国の大学等において修学することが教育上有益であると各学部において認めるときは、あらかじめ、当該外国の大学等と協議の上、学生が当該外国の大学等に留学することを認めることがある。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により、当該外国の大学等とあらかじめ協議を行うことが困難な場合には、留学を認めた後に当該協議を行うことができる。

3 留学の期間は、在学年数に算入する。

4 第1項及び第2項の規定は、学生が休学中に外国の大学等において修学する場合について準用する。

第26条の5 第26条の3第1項及び第2項の規定により履修した授業科目について修得した単位（医学部及び歯学部における修得の成果を含む。）並びに前条第1項及び第4項の規定により留学し、及び休学中に修学して得た成果は、各学部規程の定めるところにより、本学において修得した単位とみなす。

2 前項の規程により本学において修得したものとみなすことができる単位の限度は、第11条の2第1項、次条第1項及び第26条の7第1項の規定により修得したものと認め、又は履修とみなし与える単位数と合わせて60単位とする。

第5章の3 大学以外の教育施設等における学修

第26条の6 学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修で、教育上有益であると各学部において認めるものは、各学部規程の定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることがある。

2 前項の規定により本学において履修とみなし与える単位数は、第11条の2第1項、前条第1項及び次条第1

項の規定により修得したものと認め、若しくはみなし、又は履修とみなし与える単位数と合わせて60単位を限度とする。

第26条の7 入学する前に学生が行った前条第1項に規定する学修で、教育上有益であると各学部において認めるものは、各学部規程の定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることがある。

2 前項の規定により本学において履修とみなし与える単位数は、第11条の2第1項、第26条の5第1項及び前条第1項の規定により修得したものと認め、若しくはみなし、又は履修とみなし与える単位数と合わせて60単位を限度とする。

第6章 卒業及び学位授与

第27条 本学に第2条第1項又は第2項に規定する期間在学し、かつ、所定の授業科目を履修し、卒業に必要な単位を修得した者又は所定の授業科目を履修し、その試験に合格した者には、卒業を認め、学士の学位を授与する。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科を除き、本学に3年以上在学した者（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第149条に規定する者を含む。）で、前項に規定する卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと各学部において認めるものには、各学部規程の定めるところにより、卒業を認め、学士の学位を授与することがある。

3 第1項の規定による卒業に必要な単位のうち、第24条の2第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を限度とする。

4 第1項及び第2項の規定により学士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文 学 部	学士（文学）
教 育 学 部	学士（教育学）
法 学 部	学士（法学）
経 済 学 部	学士（経済学）
理 学 部	学士（理学）
医 学 部	学士（医学、看護学又は保健学）
歯 学 部	学士（歯学）
薬 学 部	学士（創薬科学、薬学）
工 学 部	学士（工学）
農 学 部	学士（農学）

第28条 この章に規定するもののほか、学士の学位授与の要件その他学位に関し必要な事項は、東北大学学位規程（昭和30年1月1日制定）の定めるところによる。

第7章 懲 戒

第29条 本学の規則、命令に違反し、又は学生の本分に反する行為のあった者は、所定の手続によって懲戒する。

2 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。

3 停学3月以上にわたるときは、その期間は、在学年数に算入しない。

第8章 授 業 料

第30条 授業料の額は、別表第2のとおりとする。

2 授業料は、第1学期及び第2学期の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期における額は、授業料の年額の2分の1に相当する額とする。

3 前項の授業料は、授業料の免除又は徴収猶予若しくは月割分納の許可を願い出た場合を除き、第1学期にあっては5月、第2学期にあっては11月に納付しなければならない。ただし、第2学期に係る授業料については、第1学期に係る授業料を納付するときに、併せて納付することができる。

第31条 第1学期又は第2学期の中途において、復学し、又は再入学した者は、授業料の年額の12分の1に相当する額（以下「月割計算額」という。）に、復学し、又は再入学した月からその学期の末日までの月数を乗じて得た額の当該学期の授業料を、復学し、又は再入学した月に納付しなければならない。

第32条 学年の中途中で卒業する見込みの者は、月割計算額に、卒業する見込みの月までの月数を乗じて得た額の授業料を、第1学期の在学期間に係る授業料については5月（4月に卒業する見込みの者にあっては、4月）に、第2学期の在学期間に係る授業料については11月（10月に卒業する見込みの者にあっては、10月）に納付しなければならない。

第33条 退学し、転学し、除籍され、又は退学を命ぜられた者は、別に定める場合を除くほか、その期の授業料を納付しなければならない。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中の授業料を納付しなければならない。

第34条 経済的理由により、授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予し、若しくはその月割分納をさせることがある。

2 前項に規定する授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

第35条 納付した授業料は、返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、第30条第3項ただし書の規定により第1学期及び第2学期に係る授業料を併せて納付した者が、第2学期の初めまでに休学し、又は第1学期の終わりまでに退学した場合には、その者の申出により第2学期に係る授業料相当額を返付する。

第35条の2 この章に規定するもののほか、授業料の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

第9章 科目等履修生

第36条 各学部の授業科目中、1科目又は数科目を選んで、履修を志願する者があるときは、各学部又は学務審議会において、学生の履修に妨げのない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

第37条 科目等履修生の入学の時期は、学期の初めとする。

第38条 科目等履修生の入学資格、在学期間その他については、別に定める。

第39条 科目等履修生として入学を志願する者は、願書に添えて、検定料を納付しなければならない。

2 検定料の額は、別表第2のとおりとする。

第40条 科目等履修生として入学を許可された者は、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。

2 前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学の許可を取り消す。

3 入学料の額は、別表第2のとおりとする。

第41条 科目等履修生は、毎学期授業開始前に、その学期の分の授業料を前納しなければならない。

2 授業料の額は、別表第2のとおりとする。

第42条 科目等履修生には、その履修した授業科目について、別に定めるところにより、単位修得証明書を交付することがある。

第43条 本章に規定する場合を除くほか、科目等履修生には、学生に関する規定を準用する。

第10章 特別聴講学生

第44条 他の大学、短期大学若しくは高等専門学校の学生又は外国の大学、短期大学若しくはこれらに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学・短期大学等」という。）若しくは外国の大学等の課程を有する教育施設の当該課程の学生で、本学の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該他の大学、短期大学若しくは高等専門学校又は外国の大学・短期大学等若しくは外国の大学等の課程を有する教育施設と協議して定めるところにより、各学部又は学務審議会（以下「各学部等」という。）において特別聴講学生として受け入れを許可することができる。

第45条 特別聴講学生の受け入れの時期は、学期の初めとする。

2 外国の大学・短期大学等又は外国の大学等の課程を有する教育施設の当該課程の学生を特別聴講学生として受け入れる場合において特別の事情があると認めるときは、その受け入れの時期は、前項の規定にかかわらず、各学部等においてその都度定めることができる。

第46条 特別聴講学生を受け入れる場合の検定料及び入学料は、徴収しない。

第46条の2 次の各号の一に該当する者を特別聴講学生として受け入れる場合の授業料は、徴収しない。

- 一 国立の大学、短期大学又は高等専門学校の学生
 - 二 大学間相互単位互換協定（大学間協定、部局間協定及びこれらに準じるものを含む。）により授業料を不徴収とされた公立又は私立の大学、短期大学又は高等専門学校の学生
 - 三 大学間交流協定（大学間協定、部局間協定及びこれらに準じるものを含む。）により授業料を不徴収とされた外国の大学等の学生
- 2 前項各号に掲げる者のほか、大学間相互単位互換協定（大学間協定、部局間協定及びこれらに準じるものと含む。）により授業料を不徴収とされた公立又は私立の大学、短期大学又は高等専門学校の学生を特別聴講学生として受け入れる場合の授業料は、徴収しない。

第47条 特別聴講学生が前条第1項各号の一又は同条第2項に該当する者以外の者である場合の授業料の額は、別表第2のとおりとし、当該特別聴講学生に対する授業の開始前に、その学期の分を徴収する。

第48条 本章に規定する場合を除くほか、特別聴講学生には、学生に関する規定を準用する。

第11章 学部入学前教育受講生

第49条 各学部の入学前教育（第6条第1項に規定する入学の前において入学後の教育をより効果的に行うこととする目的として実施する教育をいう。）の受講を志願する者があるときは、各学部において、選考の上、学部入学前教育受講生として入学を許可することがある。

第50条 学部入学前教育受講生の入学資格、入学の時期、在学期間その他については、別に定める。

第51条 学部入学前教育受講生の検定料、入学料及び授業料は、徴収しない。

第52条 本章に規定する場合を除くほか、学部入学前教育受講生には、学生に関する規定を準用する。

第12章 外 国 学 生

第53条 外国人で、本学に入学、再入学、転入学又は編入学を志願するものがあるときは、外国学生として入学、再入学、転入学又は編入学を許可することがある。

2 外国学生として入学、再入学、転入学又は編入学を志願した者に対し、特別の事情があると各学部において認める場合には、特別の選考を行うことができる。

3 外国学生は、定員外とすることがある。

第54条 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づく国費外国人留学生の検定料、入学料及び授業料は、それぞれ第14条、第15条第1項及び第30条第1項の規定にかかわらず、徴収しない。

附 則

1 この通則は、昭和27年12月18日から施行し、昭和24年6月1日から適用する。ただし、第30条、第31条第3項、第32条第4項、第39条、第40条、第41条、第46条、第48条および第50条の規定は、昭和27年4月1日から適用する。

附 則

（省略）

附 則（平成21年3月30日規第54号改正）

1 この通則は、平成21年4月1日から施行する。

2 医学部医学科の収容定員及び入学定員は、改正後の別表第1医学部医学科の項の規定にかかわらず、平成21年度から令和9年度までの間は、次の表に掲げるとおりとする。

年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
収容定員	610	629	649	674	709	744
入学定員	110	119	120	125	135	135

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
収容定員	769	785	800	810	810	791
入学定員	135	135	135	135	135	116

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
収容定員	772	753	723	693	663	652	641
入学定員	116	116	105	105	105	105	105

(平22規31・平23規38・平24規43・平25規84・平30規52・令2規 一部改正)

附 則

(省略)

附 則 (平成26年3月25日規第33号改正)

この通則は、平成26年4月1日から施行し、改正後の第16条第2項及び別表第2備考第1項の規定は、平成27年度の入学、再入学、転入学及び編入学に係る選抜から適用する。

附 則 (平成27年3月23日規第26号改正)

1 この通則は、平成27年4月1日から施行する。

2 工学部の情報知能システム総合学科は、改正後の第1条の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則 (平成28年6月23日規第68号改正)

1 この通則は、平成28年6月23日から施行し、改正後の別表第2備考1の規定は、平成29年10月の入学に係る選抜から適用する。

2 東北大学国際学士コースの入学者選抜試験に係る検定料の徴収に関する規程（平成24年規第91号）は、廃止する。

附 則 (平成28年9月27日規第76号改正)

この通則は、平成28年9月27日から施行する。

附 則 (平成29年1月24日規第3号改正)

この通則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日規第52号改正)

この通則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月26日規第28号改正)

1 この通則は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成30年以前に入学、再入学、転入学及び編入学した者の教育課程は、改正後の第24条第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和2年3月28日規第39号改正)

この通則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年7月7日規第64号改正)

この通則は、令和2年7月7日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日規第17号改正)

この通則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日改正)

この通則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第1条関係)

学 部	学 科	収容定員	入 学 定 員
文学部	人文社会学科	840人	210人
教育学部	教育科学科	280	70
法学部	法学科	640	160
経済学部	経済学科	540	130 (10)
	経営学科	540	130 (10)

学 部	学 科	収容定員	入学定員
理学部	数学科	180	45
	物理学科	312	78
	宇宙地球物理学科	164	41
	化学科	280	70
	地圈環境科学科	120	30
	地球惑星物質科学科	80	20
	生物学科	160	40
医学部	医学科	630	105
	保健学科	576	144
歯学部	歯学科	318	53
薬学部	創薬科学科	240	60
	薬学科	120	20
工学部	機械知能・航空工学科	936	234
	電気情報物理工学科	972	243
	化学・バイオ工学科	452	113
	材料科学総合学科	452	113
	建築・社会環境工学科	428	107
農学部	生物生産科学科	360	90
	応用生物化学科	240	60

備考 入学定員の欄中括弧を付したものは、編入学定員である。

別表第2

区 分	検 定 料	入 学 料	授 業 料
学部学生	入学 17,000円 再入学、転入学及び編入学 30,000円	282,000円	535,800円
科目等履修生	9,800円	28,200円	14,800円
特別聴講学生	—	—	14,800円

備考

1 第16条第2項に定める選抜に係る検定料の額は、入学試験における第1段階目の選抜にあっては4,000円、第2段階目の選抜にあっては13,000円とし、再入学、転入学及び編入学に係る選考における第1段階目の選抜にあっては7,000円、第2段階目の選抜にあっては23,000円とする。ただし、国際学士コース入試における第1段階目の選抜に係る検定料の額は5,000円とし、第2段階目の選抜に係る検定料は徴収しないものとする。

2 学部学生の授業料は、年額である。

3 科目等履修生及び特別聴講学生の授業料は、1単位に相当する授業についての額である。

こ ら む

◊ 東北医学会

東北医学会は、明治24年4月に創立された。以来医学の進展のため、学術集会の開催、「東北医学雑誌」の発行等多くの活動を行っている。会員は、800名を超えており、

◊ 東北大学医師会

東北大学に在籍する医師をもって構成され、一般社団法人である。第二次世界大戦後、日本医師会、都道府県医師会等は、マッカーサー司令部の指令もあり、公法人から私法人の医師会に再組織された。この結果、仙台市医師会も昭和23年1月20日社団法人として再組織された。その後昭和29年3月25日に社団法人として分離独立し、平成25年4月1日に一般社団法人として設立され、現在に至っている。

◊ 東北大学白菊会

東北大学白菊会は、昭和52年7月26日に創立された、これは、昭和42年3月20日創立された白菊会仙台支部が改編し、独立したものである。

東北大学白菊会は、学生の系統解剖実習のため、天寿を全うしたのち献体しようという篤志の人々の会で、会員相互の親睦と献体運動の推進とを目的としている。会員の高貴な篤志献体の精神は、医歯学の倫理教育に大きな影響をあたえている。

東北大学学部通則細則

制定 昭和39年3月17日規第22号
改正 平成30年3月29日規第53号

東北大学学部通則細則（昭和29年2月23日制定）の全部を改正する。

第1条 入学の許可は、入学試験審議会の議を経て、総長が行う。

第2条 再入学の許可は、教授会の議を経て学部長が総長に申請し、総長が行う。

第3条 所属する学科の決定は、教授会の議を経て学部長が行う。

第3条の2 転学科の許可は、教授会の議を経て学部長が行う。

第4条 転学部、転入学及び編入学の許可は、教授会の議を経て学部長が総長に申請し、総長が行う。

第5条 入学、再入学、転学部、転入学及び編入学の許可の取消しは、教授会の議を経て学部長が総長に申請し、総長の承認を得て学部長が行う。

第6条 休学及び復学の許可は、教授会の議を経て学部長が行う。

2 休学及び復学を命ずる場合は、教授会の議を経て学部長が総長に申請し、総長の承認を得て学部長が行う。

第7条 転学及び退学の許可は、教授会の議を経て学部長が行う。

第7条の2 除籍は、教授会の議を経て学部長が総長に申請し、総長の承認を得て学部長が行う。

第7条の3 授業科目の履修に関する他の大学、短期大学若しくは高等専門学校（以下「他の大学等」という。）

又は外国の大学、短期大学若しくはこれらに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学等」という。）若しくは外国の大学若しくは短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの（以下「外国の大学等の課程を有する教育施設」という。）との協議並びに留学又は休学中における修学に関する外国の大学等との協議は、教授会の議を経て学部長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合には、学部長の申出に基づき、当該協議を総長が行うことがある。

第7条の4 他の大学等における授業科目の履修、外国の大学等が行う通信教育における授業科目の我が国においての履修、外国の大学等の課程を有する教育施設の当該教育課程における授業科目の我が国においての履修並びに外国の大学等への留学及び休学中における修学の許可は、教授会の議を経て学部長が行う。

第8条 懲戒は、教授会の議を経て学部長が総長に申請し、総長の命により、学部長が行う。

2 総長は、前項の規定により学部長に懲戒を命じたときは、教育研究評議会に報告するものとする。

第8条の2 停学の解除は、教授会の議を経て学部長が総長に申請し、総長の命により、学部長が行う。

2 総長は、前項の規定により学部長に停学の解除を命じたときは、教育研究評議会に報告するものとする。

第9条 学士の学位の授与は、学部長の証明により総長が行う。

第10条 第1条、第5条から第7条の2まで、第8条第1項及び第8条の2第1項の規定は、学部における科目等履修生及び学部入学期前教育受講生について準用する。この場合において、第1条中「入学者選抜委員会の議を経て、総長」とあるのは「教授会の議を経て、学部長」と、第5条、第6条第2項及び第7条の2中「学部長が総長に申請し、総長の承認を得て学部長」とあるのは「学部長」と、第8条第1項及び第8条の2第1項中「学部長が総長に申請し、総長の命により、学部長」とあるのは「学部長」と読み替えるものとする。

2 第1条、第5条から第7条の2まで、第8条第1項及び第8条の2第1項の規定は、学務審議会における科目等履修生について準用する。この場合において、第1条中「入学者選抜委員会の議を経て、総長」とあるのは「学務審議会の議を経て、学務審議会委員長」と、第5条、第6条第2項及び第7条の2中「教授会の議を経て学部長が総長に申請し、総長の承認を得て学部長」とあるのは「学務審議会の議を経て学務審議会委員長」と、第8条第1項及び第8条の2第1項中「教授会の議を経て学部長が総長に申請し、総長の命により、学部長」とあるのは「学務審議会の議を経て学務審議会委員長」と読み替えるものとする。

第11条 学部における科目等履修生の在学期間の延長及び履修単位の増減の許可は、教授会の議を経て学部長が行う。

2 学務審議会における科目等履修生の在学期間の延長及び履修単位の増減の許可は、学務審議会の議を経て学務審議会委員長が行う。

第12条 削除

第13条 学部における特別聴講学生の受け入れの許可、受け入れの許可の取消し、受け入れの期間の変更の許可及び履修単位の増減の許可は、教授会の議を経て学部長が行う。

2 学務審議会における特別聴講学生の受け入れの許可、受け入れの許可の取消し、受け入れの期間の変更の許可及び履修単位の増減の許可は、学務審議会の議を経て学務審議会委員長が行う。

第14条 学部長は、第3条の規定による決定をし、第3条の2、第6条第1項、第7条若しくは第7条の4の規定による許可をし、又は第7条の3第1項の規定による協議をしたときは、総長に報告しなければならない。

附 則

この細則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則

(省略)

附 則 (平成30年3月29日規第53号改正)

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

東北大学医学部規程

制 定 平成5年4月1日規第116号
最新改正 令和4年3月8日規第13号

目次

- 第1章 総則（第1条－第2条の2）
- 第2章 入学、再入学、転学部、転入学及び編入学（第3条－第7条の2）
- 第3章 教育課程の編成（第8条）
- 第4章 全学教育科目の授業、履修方法、試験等（第9条）
- 第5章 専門教育科目の授業、履修方法、試験等（第10条－第19条）
- 第6章 他の大学又は短期大学における授業科目の履修及び留学（第20条－第21条）
- 第6章の2 大学以外の教育施設等における学修（第22条・第22条の2）
- 第7章 進級及び卒業（第23条）
- 第8章 科目等履修生（第24条－第28条）
- 第9章 特別聴講学生（第29条）

附則

第1章 総 則

第1条 東北大学医学部（以下「本学部」という。）における、入学、再入学、転学部、転入学、編入学、授業、試験、卒業等については、東北大学学部通則（昭和27年12月18日制定）に定めるところのほか、この規程による。ただし、医学部長（以下「学部長」という。）は、必要に応じ教授会の議を経て特例を定めることができる。

第1条の2 本学部は、医学教育により、真理を探求する姿勢を育み、科学的根拠に基づく医学及び医療技術を実践し、病める人の立場になって優れた倫理観及び温かい人間性を持って対応のできる医師、医療技術者及び研究者を育成することを目的とする。

第2条 本学部に、次の学科を置く。

医学科

保健学科

2 保健学科に、次の専攻を置く。

看護学専攻

放射線技術科学専攻

検査技術科学専攻

第2条の2 医学科は、教員と学生相互の協調により強固な教育基礎を構築し、医学の根源を解明する研究及び教育を実践し、豊かな人間性及び旺盛な探求心を育むことにより、人類の健康及び福祉に貢献することができる指導力のある高度専門職業人及び研究者を育成することを目的とする。

2 保健学科は、次の表の左欄に掲げる専攻の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げることを目的とする。

専 攻	目 的
看護学専攻	高い専門的知識及び豊かな人間性を持った看護師及び助産師並びに将来の指導者及び研究者として看護学を発展させることのできる人材の育成
放射線技術科学専攻	放射線技術科学を身に付けた指導力のある診療放射線技師並びに将来の指導者及び研究者として放射線技術科学を支え得る深い専門的知識及び幅広い教養を持った人間性豊かな人材の育成
検査技術科学専攻	高度な専門的知識を持ち、人の尊厳に深い理解を持つ医療人としての臨床検査技師並びに将来の指導者及び研究者として医療科学の分野を支え得る人材の育成

第2条の3 学生の在学年限は、次のとおりとする。

医学科 9年

保健学科 6年

第2章 入学、再入学、転学部、転入学及び編入学

第3条 入学に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

第4条 本学部を中途退学した者又は除籍された者で、再び入学を志願するものがあるときは、選考の上、再入学を許可することがある。

第5条 本学部に転学部、転入学又は編入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、転学部、転入学又は編入学を許可することがある。この場合の出願資格、選考方法等については、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

第6条 前二条の規定により再入学、転学部、転入学又は編入学を許可された者の修得単位数、履修方法等については、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

第7条 本学、他の大学又は外国の大学を卒業し、又は中途退学した者で、医学科に入学を許可されたものの当該卒業又は中途退学をした大学において修得した授業科目及び単位数については、教授会の議を経て、学部長が定めるところにより、医学科において修得したものと認めることがある。

2 前項の規定により医学科において修得したものと認めることができる授業科目は、全学教育科目の展開科目及び共通科目とし、単位数は、合わせて35単位までとする。

3 第1項の認定を受けようとする者は、所定の願書に必要書類を添えて、入学した年度の所定の期日までに、学部長に願い出なければならない。

第7条の2 本学、他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学を卒業し、又は中途退学した者で、保健学科に入学を許可されたものの当該卒業又は中途退学をした大学又は短期大学において修得した授業科目及び単位数については、教授会の議を経て、学部長が定めるところにより、保健学科において修得したものと認めることがある。

2 前項の規定により保健学科において修得したものと認めることができる単位数は、第21条第2項、第22条第2項及び第22条の2第1項の規定により修得したものとみなし、又は履修とみなし与える単位と合わせて60単位を限度とする。

3 第1項の認定を受けようとする者は、所定の願書に必要書類を添えて、入学した年度の所定の期日までに、学部長に願い出なければならない。

第3章 教育課程の編成

第8条 本学部の教育課程は、次の各号に掲げる授業科目をもって編成する。

(1) 全学教育科目

(2) 専門教育科目

第4章 全学教育科目の授業、履修方法、試験等

第9条 全学教育科目の授業科目、単位数等は、東北大学全学教育科目等規程（平成5年規第91号。以下「全学教育科目等規程」という。）第3条の定めるところによる。

2 前項の授業科目の履修方法、単位の計算、履修手続、試験及び成績区分については、全学教育科目等規程に定めるところのほか、教授会の議を経て、学部長が別に定めるところによる。

第5章 専門教育科目の授業、履修方法、試験等

第10条 医学科における専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、別に定める。

2 保健学科における専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、別に定める。

第10条の2 保健学科の学生は、毎学期の所定の期日までに、履修しようとする授業科目を学部長に届け出なければならない。

第11条 学生は、他の学部の授業科目を履修しようとするときは、学部長の許可を得なければならない。この場合には、履修しようとする学部の手続によらなければならない。

第12条 他の学部の学生で、本学部の授業科目の履修を志願する者があるときは、学生の履修に妨げのない場合に限り、担当教員及び学部長の許可を得て、授業科目を履修することができる。

第13条 学生は、病気その他の理由により、7日以上授業に出席することができないときは、欠席届を学部長に提出しなければならない。

第14条 授業科目の履修の認定は、試験による。試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし試験によらないで、平常の成績又はレポート等の成績によることがある。

2 試験は、授業の終了した学期末又は学年末に行う。

3 当該授業科目を履修した者でなければ、試験を受けることができない。

第15条 病気その他の正当な理由により、試験を受けることができない者は、理由を具して、学部長に届け出なければならない。ただし、病気の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

第16条 第14条の試験で不合格の者及び前条の理由により試験を受けなかった者は、それぞれ再試験又は追試験を受けることができる。

第17条 第15条の手続をとらないで試験に欠席した者に対しては、追試験を行わない。

第18条 各授業科目的成績は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。

第19条 試験についての詳細は、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

第6章 他の大学又は短期大学における授業科目の履修及び留学

第20条 保健学科において、学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することが教育上有益であると認めるときは、あらかじめ当該他の大学又は短期大学と協議の上、学生が当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることがある。

第20条の2 医学科の学生は、学部長の許可を得て、教授会の議を経て、学部長が定める外国の大学又はこれに相当する高等教育機関等に留学することができる。

2 保健学科の学生は、学部長の許可を得て、教授会の議を経て、学部長が定める外国の大学若しくは短期大学又はこれらに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学等」という。）に留学することができる。

第21条 前条第1項の規定により医学科の学生が留学して得た修学の成果は、教授会の議を経て、学部長が定めるところにより、医学科において修得したものとみなすことがある。

2 第20条及び前条第2項の規定により保健学科の学生が履修した授業科目について修得した単位及び留学して得た修学の成果は、教授会の議を経て、学部長が定めるところにより、保健学科において修得したものとみなし、その単位数は、第7条の2第1項、次条第2項及び第22条の2第1項の規定により修得したものと認め、又は履修とみなし与える単位と合わせて60単位を限度とする。

第6章の2 大学以外の教育施設等における学修

第22条 医学科の学生が行う学修のうち文部科学大臣が別に定める学修で、教授会の議を経て、学部長が定めるものは、医学科における授業科目の履修とみなし単位を与えることがある。

2 保健学科の学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修で、教授会の議を経て、学部長が定めるものは、保健学科における授業科目の履修とみなし単位を与えることがある。

3 前項の規定により保健学科において履修とみなし与える単位数は、第7条の2第1項、第21条第2項及び次条第1項の規定により修得したものと認め、若しくはなし、又は履修とみなし与える単位と合わせて60単位を限度とする。

第22条の2 入学する前に学生が行った前条第1項に規定する学修で、教授会の議を経て、学部長が定めるものは、保健学科における授業科目の履修とみなし単位を与えることがある。

2 前項の規定により保健学科において履修とみなし与える単位数は、第7条の2第1項、第21条第2項及び前条第2項の規定により修得したものと認め、若しくはなし、又は履修とみなし与える単位と合わせて60単位を限度とする。

第7章 進級及び卒業

第23条 医学科の学生が、各年次に配当されている授業科目のうち専門教育科目の授業科目すべてを履修し、試験に合格した場合には、進級者と認定する。この場合において、3年次への進級については、卒業に必要な全学教育科目を修得していなければならない。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、特別の事情があると教授会の議を経て、学部長が認めるときは、専門教育科目の一部について修得することができなかった者について、進級を認めることがある。
- 3 保健学科の学生が、所属する専攻の授業科目のうち専門教育科目の必修の授業科目について、1年次及び2年次に配当されている授業科目すべてを履修し、試験に合格した場合にあっては3年次進級者と、3年次に配当されている授業科目すべてを履修し、試験に合格した場合にあっては4年次進級者と認定する。この場合において、3年次への進級については、卒業に必要な全学教育科目を修得していなければならない。
- 4 医学科の学生が、本学部を卒業するためには、6年以上在学し、全学教育科目から39単位以上及び専門教育科目から162単位以上の計201単位以上修得しなければならない。
- 5 保健学科の学生が、本学部を卒業するためには、4年以上在学し、別表に掲げるところにより全学教育科目及び専門教育科目について必要な単位を修得しなければならない。
- 6 前各項の進級及び卒業は、教授会の議を経て、学部長が認定する。

第8章 科目等履修生

第24条 特定の授業科目について履修を志願する者があるときは、学生の履修に妨げのない場合に限り、科目等履修生として入学を許可することがある。この場合の入学資格等については、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

第25条 科目等履修生を志願する者は、担当教員の許可を得て学部長に願い出なければならない。

第26条 科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受けて単位を修得することができる。

第27条 科目等履修生が、修得した単位について証明を願い出たときは、担当教員の認定により学部長の単位修得証明書を交付することがある。

第28条 この章に規定するもののほか、科目等履修生には、学生の規定を準用する。

第9章 特別聴講学生

第29条 他の大学の学生又は外国の大学等の学生で、本学部の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該他の大学又は外国の大学等と協議して定めるところにより、特別聴講学生として受入れを許可することがある。

2 特別聴講学生の受入れに関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

附 則（省 略）

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31において現に保健学科に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成22年4月1日以後に在学者の属する年次に再入学、転入学及び編入学する者に係る在学年限については、改正後の第2条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成21年度以前に医学科に入学した者（平成22年4月1日に2年次に進級できなかった者を除く。）の進級の認定については、改正後の第23条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前に保健学科に入学、再入学、転学部、転入学及び編入学した者の進級の要件については、改正後の第23条第3項の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和4年1月11日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前に保健学科に入学、再入学、転学部、転入学及び編入学した者の卒業の要件については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表

卒業に必要な単位数

専 攻	全学教育科目	専門教育科目	計
看護学専攻	40	105	145
放射線技術科学専攻	42	94	136
検査技術科学専攻	38	89	127

東北大学医学部医学科履修内規

(平成17年12月27日)
制定

改正 平成19年3月15日
平成20年3月26日
平成21年2月27日
平成23年1月26日
平成25年3月13日
平成29年3月27日
平成30年2月27日
平成31年2月13日
令和2年2月17日
令和3年3月1日
令和4年2月28日

東北大学医学部医学科履修内規

(趣旨)

第1条 この内規は、東北大学医学部規程（平成5年規第116号。以下「規程」という。）第9条第2項及び第10条第1項の規定に基づき、東北大学医学部医学科（以下「本学科」という。）における全学教育科目の履修方法並びに専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法について定めるものとする。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第2条 本学科における全学教育科目の履修方法並びに専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は別表による。

附 則

- 1 この内規は、平成18年1月1日から施行する。
- 2 平成13年度以前に入学した者（平成14年4月1日に2年次に進級できなかった者を除く。）の授業科目、単位数及び履修方法については、この内規の規定にかかわらず、この内規施行の日の前日において改正前の規程により適用されていた授業科目、単位数及び履修方法とする。

附 則（平成19年3月15日改正）

この内規は、平成19年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、平成19年度入学者から適用する。

附 則（平成20年3月26日改正）

この内規は、平成20年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、平成20年度入学者から適用する。

附 則（平成21年2月27日改正）

この内規は、平成21年4月1日から施行し、改正後の別表共通科目外国語英語の項及び同表共通科目初修語の項の規定は、平成21年度入学者から適用する。

附 則（平成23年1月26日改正）

この内規は、平成23年4月1日から施行し、改正後の別表展開科目自然科学生命科学Cの項の規定は、平成23年度入学者から適用する。

附 則（平成25年3月13日改正）

この内規は、平成25年4月1日から施行し、改正後の別表共通科目外国語英語の項の規定は、平成24年度入学者から適用する。

附 則（平成29年3月27日改正）

この内規は、平成29年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、平成29年度入学者から適用する。

附 則 (平成30年2月27日改正)

この内規は、平成30年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、平成30年度入学者から適用する。

附 則 (平成31年2月13日改正)

この内規は、平成31年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、平成31年度入学者から適用する。

附 則 (令和2年2月17日改正)

この内規は、令和2年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、令和2年度入学者から適用する。

附 則 (令和3年3月1日改正)

この内規は、令和3年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、令和3年度入学者から適用する。

附 則 (令和4年2月28日改正)

この内規は、令和4年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、令和4年度入学者から適用する。

別表

全学教育科目

類	群	科 目	単位数	必修単位	修得すべき単位数	備 考
基盤科目	人文科学	学問論	2	2		
		学問論演習	1			
		論理学	2			
		哲学	2			
		倫理学	2			
		文学	2			
		宗教	2			
		芸術	2			
		教育学	2			
		歴史学	2			
		言語学・日本語学科	2			
		心理学	2			
		文化人類学	2			
		社会学	2			
基礎科目	社会科学	経済と社会	2			
		日本国憲法	2			
		法学	2			
		政治学	2			
		情報社会の政治・経済	2			
		法・政治と社会	2			
		線形代数学入門	2			
		線形代数学概論	2			
		解析学入門	2			
		解析学概論	2			
専門科目	自然科学	統計学入門	2			
		数理統計学概論	2			
		物理学概論 I	2			
		物理学概論 II	2			
		化学概論	2			
		生物学生命科学入門	2			
		天文学概論	2			
		宇宙地球科学地	2			
		理学概論	2			
		社会インクルージョン社会	2			
実践科目	保健体育	エネルギーエネルギー資源と持続可能性	2			
		生命命と自然	2			
		環境自然と環境	2			
		情報報情報と人間・社会	2			
		融合型理科実験自然科学総合実験	2	2		
		保健体育(実技)スポーツ一ツ A	1	1		
		保健体育(実技)スポーツ一ツ B	1			
		保健体育(講義)体育と健康	2			
		保健体育(講義)身体の文化と科学	2			

類	群	科 目	単位数	必修単位	修得すべき単位数	備 考	
先進科目	情報教育	情報とデータの基礎	2	2			
		データ科学・AI概論	2				
		機械学習アルゴリズム概論	2				
		実践的機械学習I	2				
		実践的機械学習II	2				
		情報教育特別講義	2				
	国際教育	国際事情	2				
		国際教養PBL	2				
		国際教養特定課題	2				
		文化理解	2				
		文化と社会の探求	2				
		多文化間コミュニケーション	2				
		多文化PBL	2				
		多文化特定課題	2				
		グローバル学習	2				
		キャリア関連学習	2				
		グローバルPBL	2				
		グローバル特定課題	2				
		海外長期研修	1～6				
		海外短期研修(基礎A)	1				
海外短期研修(基礎B)	2						
海外短期研修(展開A)	1						
海外短期研修(展開B)	2						
海外短期研修(発展A)	1						
海外短期研修(発展B)	2						
キャリア教育	アントレプレナー入門塾	2					
	社会起業家・NPO入門ゼミ	2					
	ライフ・キャリアデザインA	2					
	ライフ・キャリアデザインB	2					
	ライフ・キャリアデザインC	2					
	ライフ・キャリアデザインD	2					
	インターンシップ事前研修	1					
	インターンシップ実習A	1					
	インターンシップ実習B	2					
	汎用的技能ワークショップ	2					
キャリア教育特別講義	2						
先端学術	カレント・トピックス科目		0.5～2				
	フロンティア科目		2				
言語科目	英語	英語 I - A	1	1			
		英語 I - B	1	1			
		英語 II - A	1	1			
		英語 II - B	1	1			
		英語 III	1	1			
		英語 III (e-learning)	1	1			
	外国語初修	基礎ドイツ語 I	2				
		基礎ドイツ語 II	2				
		展開ドイツ語 I	2				
		展開ドイツ語 II	2				
		基礎フランス語 I	2				
		基礎フランス語 II	2				
		展開フランス語 I	2				
		展開フランス語 II	2				
		実践フランス語 I	2				
		実践フランス語 II	2				
		基礎ロシア語 I	2				
		基礎ロシア語 II	2				
	言語	展開ロシア語 I	2				
		展開ロシア語 II	2				
		基礎スペイン語 I	2				
		基礎スペイン語 II	2				
		展開スペイン語 I	2				
		展開スペイン語 II	2				

類	群	科 目	単位数	必修単位	修得すべき 単位数	備 考				
外 国 言 語 科 目	初 修 語	実 践 ス ペ イ ン 語 I	2	4		左記授業科目中、同一外国語の基礎I・IIの授業科目を履修すること				
		実 践 ス ペ イ ン 語 II	2							
		基 础 中 国 語 I	2							
		基 础 中 国 語 II	2							
		展 開 中 国 語 I	2							
		展 開 中 国 語 II	2							
		基 础 朝 鮮 語 I	2							
		基 础 朝 鮮 語 II	2							
		展 開 朝 鮮 語 I	2							
	展 開 朝 鮮 語 II	2								
	諸 外 国 語	ギ リ シ ア 語 I	2							
		ギ リ シ ア 語 II	2							
		サンスクリット語 I	2							
		サンスクリット語 II	2							
		ラ テ ン 語 I	2							
		ラ テ ン 語 II	2							
		モ ン ゴ ル 語 I	2							
		モ ン ゴ ル 語 II	2							
		イ タ リ ア 語 I	2							
		イ タ リ ア 語 II	2							
チ エ コ 語 I		2								
日 本 語	チ エ コ 語 II	2				外国人留学生のための科目				
	ア ラ ビ ア 語 I	2								
	ア ラ ビ ア 語 II	2								
	日 本 語 A	1								
	日 本 語 B	1								
	日 本 語 C	1								
	日 本 語 D	1								
	日 本 語 E	1								
	日 本 語 F	1								
	日 本 語 G	1								
学 術 基 礎 科 目	基 础 人 文 科 学	(学都仙台ネットに開放の専門教育科目を中心に編成)	2							
	基 础 社 会 科 学	(学都仙台ネットに開放の専門教育科目を中心に編成)	2							
	基 础 数 学	線 形 代 数 学 A	2							
		線 形 代 数 学 B	2							
		解 析 学 A	2							
		解 析 学 B	2							
		常 微 分 方 程 式 論	2							
		複 素 関 数 論	2							
		数 理 統 計 学	2							
	基 础 物 理 学	基 础 物 理 数 学	2							
	基 础 化 学	化 学 A	2							
		化 学 B	2							
		化 学 C	2							
	基 础 生 物 学	生 命 科 学 A	2							
		生 命 科 学 B	2							
		生 命 科 学 C	2							
	基礎宇宙地球科学	地 球 シ ス テ ム 科 学	2							
		地 球 物 質 科 学	2							
地 球 理 学		2								
天 文 学		2								
地 球 惑 星 物 理 学		2								
計		25	39							

備 考

- 1 全学教育科目は合計55単位まで修得することができる。(上限単位)
- 2 学問論演習は履修することが望ましい。学問論演習の単位は卒業に必要な単位数に1単位まで含めることができる。
- 3 外国人留学生については、外国語の初修語として、日本語の単位を4単位まで含めることができる。
- 4 本学部教授会が必要と認める場合は、本表に掲げる授業科目以外の科目を履修することができる。
- 5 授業科目の配当セメスター及び内容については毎年度定める。

専門教育科目

区分	授業科目	単位数	必修	1年	2年	3年	4年	5年	6年	備考
基礎医学	解剖学・生理学序説	0.5	0.5	○						
	肉眼解剖学	4	4		○					
	発生生物学	1	1		○					
	組織学	4	4		○					
	脳解剖学	1	1		○					
	医化学	4	4	○						
	医化学実習	1	1		○					
	放射線基礎医学	1	1	○						
	遺伝学	1	1	○						
	生理学	6.5	6.5		○					
	薬理学I	2	2		○					
	薬理学II	3	3			○				
	免疫学	2	2	○						
	微生物学	4	4		○					
	微生物学・免疫学実習	1	1		○					
	生体機能学実習	1	1		○					
	病理学I 講義および実習	2	2		○					
	病理学II 講義および実習	3	3			○				
	衛生学	2	2			○				
	公衆衛生学	3	3			○				
	法医学	2	2			○	○			
	医の倫理学・社会学	2	2			○				
	基礎医学修練	10	10			○				
	特別講義	0.5	0.5			○				講義題目は毎年度定める
	基礎医学実験	1			○					選択科目
臨床医学	地域医療体験実習	0.5	0.5	○						
	臨床修練前準備実習	3	3				○			
	循環器ブロック	2	2				○			
	呼吸器ブロック	2	2				○			
	消化器ブロック	3	3				○			
	神経ブロック	3	3				○			
	血液・免疫・アレルギー・感染症ブロック	2	2				○			
	内分泌・代謝・腎・泌尿器ブロック	4	4				○			

区分	授業科目	単位数	必修	1年	2年	3年	4年	5年	6年	備考
臨 床 医 学	精神・心理・行動ブロック	2	2				○			
	運動器・形成ブロック	2	2				○			
	生殖・女性ブロック	2	2				○			
	感覚器・皮膚ブロック	4	4				○			
	臨床腫瘍・臨床薬理ブロック	4	4				○			
	外科・麻酔・救急・輸血・放射線診断ブロック	3	3				○			
	小児・遺伝・加齢・老年ブロック	4	4				○			
	画像診断学	1	1				○			
	社会医学合同講義	2	2				○			
	症候学チュートリアル	1.5	1.5				○			
	臨床推論・EBM・医療統計	0.5	0.5				○			
	臨床修練	36	36				○	○		
	地域医療実習	1	1				○	○		
	卒前最終講義	1	1							○
医学・医療入門／行動科学										
医学研究PBL										
医学専門英語										
高次臨床修練										
計										

備考

- 1 本学部教授会が必要と認める場合は、本表に掲げる授業科目以外の科目を履修することができる。
- 2 授業科目の配置される学年は、変更されることがある。

東北大学医学部医学科履修内規細則

制定 昭和54年12月12日
令和元年11月20日 改正

(趣旨)

第1条 東北大学医学部医学科における全学教育科目を除く授業科目の試験、進級、卒業等については、東北大学医学部規程及び東北大学医学部医学科履修内規に定めるものほか、この細則の定めるところによる。

(試験)

第2条 試験の種類は次に定めるものとする。

- (1) 試験 授業終了時等に実施するもの
- (2) 追試験 第3条で定める理由により試験を受験できなかった者に対し行うもの
- (3) 再試験 試験及び追試験で合格に至らなかった者又は第3条で定める以外の理由により同年度で試験を1科目受験しなかった者に対して行うもの

(受験資格)

第3条 試験は、講義にあっては原則として総授業時間数の4分の3以上、実習、基礎修練及び臨床修練にあっては原則として全時間に、出席しなければ受験することができない。

ただし、次の各号に掲げるいずれかの理由により、出席できない場合あるいは出席できなかった場合で、あらかじめ又は出席できなかった日の一週間以内に、欠席届を医学部長（以下「学部長」という。）に提出した者については、特別に考慮することがある。

- (1) 二親等内の親族の忌引
- (2) 病気・怪我（原則として医師の診断書を添付したものに限る。）
- (3) 海外・国内（全国規模）の学会参加（筆頭演者）で教授会等が認めたもの
- (4) その他学部長が適当と認めた場合

(追試験)

第4条 前条の各号に掲げるいずれかの理由により、試験を受けることができない場合あるいは受けことができなかった場合は、あらかじめ又は受けることができなかった日の一週間以内に、欠席届を学部長に提出しなければならない。

2 前項の規定により欠席届を提出した者には、学部長への願い出により追試験を行う。

3 (削除)

(再試験)

第5条 試験又は追試験に合格しなかった者は、再試験を受けることができる。再試験の運用に関しては科目担当責任者の裁量に委ねる。

2 前項の再試験による合格者の点数は60点とする。

3 第3条の各号に掲げる以外の理由により、同年度で試験を1科目のみ受けることができない場合あるいは受けことができなかった場合は、再試験を受験することができる。再試験の運用に関しては科目担当責任者の裁量に委ねる。

4 前項の再試験による成績は、取得した点数に8割を乗じたものとし、合格者の点数は60点とする。

5 公式日程の再試験日から原則として1か月以内に最終成績を判定するものとし、第3条の各号に掲げる理由により試験を受けることができない学生に対しても、この1カ月以内に合理的な範囲内で追・再試験を実施する。

(臨床修練の履修簿)

第6条 臨床修練を受けたときは、その都度、履修簿に当該診療科責任者の署名を得るものとし、臨床修練が全て終了したときは、履修簿を速やかに学部長に提出しなければならない。

(成績評価区分)

第7条 試験の成績評価区分はAA, A, B, C, Dの評語でもって表し, AA, A, B, Cを合格とする。

2 前項の評語の点数の目安は、次に掲げるところによる。

AA 90点から100点まで A 80点から89点まで B 70点から79点まで
C 60点から69点まで D 59点以下

3 試験の成績を評価する場合には、平常の成績を考慮することがある。

4 臨床修練の成績は、担当教授の評価によるものとし、学士試験の成績の一部に加える。

5 試験の成績は、合格又は不合格をもって公表する。

(進級及び卒業試験等)

第8条 進級及び卒業にあたり、次の試験に合格しなければならない。

- (1) 4年次 医学系共用試験CBT（臨床修練開始前）
- (2) 4年次 医学系共用試験OSCE（臨床修練開始前）
- (3) 6年次 卒業試験（筆記・OSCE）

(その他)

第9条 この細則に定めるもの他全学教育科目を除く授業科目の試験、進級、卒業等について必要な事項は、医学科運営委員会が別に定める。

附 則 (平成5年4月1日改正)

1 この内規は、平成5年4月1日から施行する。

2 平成4年度以前に入学した者及び平成5年4月1日以降に平成4年度以前入学者の属する年次に再入学、転学部、転入学及び編入学した者の試験（再試験及び追試験を含む。）、進級、卒業等については、この細則にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則 (平成22年3月17日改正)

1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成21年度以前に入学した者（平成22年4月1日に2年次に進級できなかった者を除く。）の進級の認定については、なお、従前の例による。

附 則 (平成25年2月27日改正)

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月13日改正)

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年11月20日改正)

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

東北大学医学部保健学科履修内規

制定	平成17年12月27日
一部改正	平成20年3月24日
	平成20年6月18日
	平成23年3月16日
	平成23年10月26日
	平成27年6月24日
	平成28年9月28日
	平成29年11月22日
	令和3年6月16日
	令和3年11月17日
	令和3年12月15日
	令和4年3月9日

(趣旨)

第1条 この内規は、東北大学医学部規程（平成5年規第116号）第9条第2項及び第10条第2項の規定に基づき、東北大学医学部保健学科（以下「本学科」という。）における全学教育科目の履修方法並びに専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法について定めるものとする。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第2条 本学科における全学教育科目の履修方法並びに専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、別表による。

附 則

この内規は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日改正）

1 この内規は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成20年度以前に入学した者の授業科目、単位数及び履修方法については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年6月18日改正）

1 この内規は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成20年度以前に入学した者の授業科目、単位数及び履修方法については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月16日改正）

1 この内規は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成22年度以前に入学した者の授業科目、単位数及び履修方法については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年10月26日改正）

1 この内規は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成23年度以前に入学した者の授業科目、単位数及び履修方法については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年6月24日改正）

1 この内規は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成27年度以前に入学した者の授業科目、単位数及び履修方法については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年9月28日改正）

1 この内規は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成28年度以前に入学した者の授業科目、単位数及び履修方法については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年11月22日改正）

1 この内規は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成29年度以前に入学した者の授業科目、単位数及び履修方法については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年6月16日改正）

1 この内規は、令和4年4月1日から施行する。

2 令和3年度以前に入学した者の授業科目、単位数及び履修方法については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年11月17日改正）

1 この内規は、令和4年4月1日から施行する。

2 令和3年度以前に入学した者の授業科目、単位数及び履修方法については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年12月15日改正）

1 この内規は、令和4年4月1日から施行する。

2 令和3年度以前に入学した者の授業科目、単位数及び履修方法については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月9日改正）

1 この内規は、令和4年4月1日から施行する。

2 令和3年度以前に入学した者の授業科目、単位数及び履修方法については、改正後の第1条、第2条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表

看護学専攻

全学教育科目

類	群	授業科目	単位数	必修単位	履修すべき単位
基盤科目	人文科学	学問論	2	2	3
		学問論演習	1	1	
		論理学	2		
		哲学	2		
		倫理学	2		
		文学	2		
		宗教学	2		
		芸術	2		
		教育学	2		
		歴史学	2		
		言語学・日本語科学	2		
		心理学	2		
		文化人類学	2		
		社会学	2		
社会科学		経済と社会	2		4以上
		日本国憲法	2		
		法学	2		
		政治学	2		
		情報社会の政治・経済	2		
		法・政治と社会	2		
自然科学	数学	線形代数学入門	2		4以上
		解析学入門	2		
		解析学概論	2		
		統計学入門	2	2	
	物理学	物理学概論 I	2		
		物理学概論 II	2		
	化学	化学概論	2		
		天文学概論	2		
	宇宙地球科学	地球環境科学概論	2		
		地理学概論	2		
学際科目	社会	インクルージョン社会	2		4以上
		エネルギー	2		
		生命	2		
		環境	2		
		情報	2		
	融合型理科実験	東北アジア地域研究入門	2		
		自然科学総合実験	2	2	
	保健体育（実技）	スポーツA	1		
		スポーツB	1		
	保健体育（講義）	体と健康	2	2	
		身体の文化と科学	2		

類	群	授業科目	単位数	必修単位	履修すべき単位
先進科目	情報教育	情報とデータの基礎	2	2	4以上
		データ科学・AI概論	2		
	国際教育	機械学習アルゴリズム概論	2		
		情報教育特別講義	2		
		実践的機械学習Ⅰ	2		
		実践的機械学習Ⅱ	2		
	現代素養科目	国際事情	2		
		国際教養PBL	2		
		国際教養特定課題	2		
		文化理解	2		
		文化と社会の探求	2		
		多文化間コミュニケーション	2		
		多文化PBL	2		
		多文化特定課題	2		
		グローバル学習	2		
		キャリア関連学習	2		
		グローバルPBL	2		
		グローバル特定課題	2		
		海外長期研修	1～6		
先端学術科目	キャリア教育	海外短期研修（基礎A）	1		
		海外短期研修（基礎B）	2		
		海外短期研修（展開A）	1		
		海外短期研修（展開B）	2		
		海外短期研修（発展A）	1		
		海外短期研修（発展B）	2		
		アントレプレナー入門塾	2		
		社会起業家・NPO入門ゼミ	2		
		ライフ・キャリアデザインA	2		
		ライフ・キャリアデザインB	2		
先端学術科目	地球規模課題	ライフ・キャリアデザインC	2		
		ライフ・キャリアデザインD	2		
		インターンシップ事前研修	1		
		インターンシップ実習A	1		
		インターンシップ実習B	2		
		汎用的技能ワークショップ	2		
先端学術科目	カレント・トピックス科目	キャリア教育特別講義	2		
		持続可能性と社会共創	2		
先端学術科目	フロンティア科目	SDGsにみるグローバルガバナンスと持続可能な開発	2		
		持続可能な社会のレジリエントデザイン	2		
		持続可能な発展と社会	2		
		持続可能な社会実現に向けたシステム設計	2		
		ジェンダー共創社会	2		

類	群	授業科目	単位数	必修単位	履修すべき単位
言 語 科 目	英語	英語 I —A	1	1	2 (基礎ドイ ツ語 I, 基 礎フランス 語 I, 基礎 ロシア語 I, 基礎ス ペイン語 I, 基礎中 國語 I, 基 礎朝鮮語 I の中から2 単位履修す ること)
		英語 I —B	1	1	
		英語 II —A	1	1	
		英語 II —B	1	1	
		英語 III	1	1	
		英語 III (e-learning)	1	1	
		基礎ドイツ語 I	2		
		基礎ドイツ語 II	2		
		展開ドイツ語 I	2		
		展開ドイツ語 II	2		
	初修語	展開ドイツ語 III	2		
		展開ドイツ語 IV	2		
		基礎フランス語 I	2		
		基礎フランス語 II	2		
		展開フランス語 I	2		
		展開フランス語 II	2		
		展開フランス語 III	2		
		展開フランス語 IV	2		
		実践フランス語 I	2		
		実践フランス語 II	2		
		基礎ロシア語 I	2		
		基礎ロシア語 II	2		
		展開ロシア語 I	2		
		展開ロシア語 II	2		
		展開ロシア語 III	2		
		展開ロシア語 IV	2		
		基礎スペイン語 I	2		
		基礎スペイン語 II	2		
		展開スペイン語 I	2		
		展開スペイン語 II	2		
		実践スペイン語 I	2		
		実践スペイン語 II	2		
日本語	日本語	基礎中国語 I	2		備考 2 参照
		基礎中国語 II	2		
		展開中国語 I	2		
		展開中国語 II	2		
		展開中国語 III	2		
		展開中国語 IV	2		
		基礎朝鮮語 I	2		
		基礎朝鮮語 II	2		
		展開朝鮮語 I	2		
		展開朝鮮語 II	2		
学 術 基 礎 科 目	基礎生物学	展開朝鮮語 III	2		2以上
		展開朝鮮語 IV	2		
		日本語A	1		
		日本語B	1		
		日本語C	1		
		日本語D	1		
		日本語E	1		
		日本語F	1		
		日本語G	1		
		日本語H	1		
		日本語I	1		
		日本語J	1		
		生命科学A	2		
		生命科学B	2	2	
		生命科学C	2		

備考：1 全学教育科目から40単位以上履修すること。

2 日本語は外国人留学生のみ履修可能。外国人留学生は、日本語の単位を4単位まで初修語の単位（必修含む）として卒業要件単位に含めることができる。

専門教育科目

区分		授業科目	単位数	
			必修	選択
専門基礎科目	人間の理解科目	医療解剖学	3	
		生体機能学Ⅰ	2	
		生体機能学Ⅱ	2	
		遺伝・ゲノム看護学	1	
		免疫学	1	
		生命倫理学	1	
		病理学	1	
		病原微生物学	1	
		臨床薬理学	2	
		公衆衛生学	2	
専攻専門科目	看護基幹科目	保健医療福祉行政論	2	
		国際保健学	1	
		栄養学	1	
		リハビリテーション学	1	
		看護情報学	2	
		看護教育・管理学	1	
		放射線リスク科学	1	
		看護学概論	2	
		基礎看護方法論Ⅰ（生活援助技術）	2	
		基礎看護方法論Ⅱ（看護過程）	3	
専攻専門科目	看護展開科目	基礎看護方法論Ⅲ（診療に伴う援助技術）	3	
		フィジカル・アセスメント	2	
		看護研究	4	
		基礎看護学実習Ⅰ	1	
		基礎看護学実習Ⅱ	2	
		成人看護学Ⅰ（慢性期）	4	
		成人看護学Ⅱ（急性期）	4	
		成人看護学実習Ⅰ（慢性期）	3	
		成人看護学実習Ⅱ（急性期）	3	
		老年看護学	4	
		老年看護学実習	3	
		小児看護学	4	
		小児看護学実習	3	
		精神看護学	4	
		精神看護学実習	3	
		ウイメンズヘルス看護学	4	
		母性看護学実習	3	
		地域看護学	4	
		地域看護学実習	1	
総合科学	総合科学	在宅看護学	2	
		基礎助産学	1	
		助産診断学	2	
		助産技術学	3	
		助産管理学	1	
		新生児・乳児看護学	1	
		助産学実習	8	
		総合看護学実習	2	
		学術英語	1	
		チーム医療	1	

備考：専門教育科目の授業科目から105単位以上（必修の専門基礎科目25単位及び必修の専攻専門科目80単位以上を含む。）履修すること。

放射線技術科学専攻

全学教育科目

類	群	授業科目	単位数	必修単位	履修すべき単位
基盤科目	人文科学	学問論	2	2	3 2以上
		学問論演習	1	1	
		論理学	2		
		哲学	2		
		倫理学	2		
		文学	2		
		宗教学	2		
		芸術	2		
		教育学	2		
		歴史学	2		
社会科学	社会	言語学・日本語科学	2		2以上
		心理学	2		
		文化人類学	2		
		社会学	2		
		経済と社会	2		
		日本国憲法	2		
		法学	2		
		政治学	2		
		情報社会の政治・経済	2		
		法・政治と社会	2		
自然科学	数学	線形代数学概論	2	4	10以上
		解析学概論	2		
		数理統計学概論	2		
	物理学	物理学概論Ⅰ	2	2	
		物理学概論Ⅱ	2	2	
	化学	化学概論	2	2	
	学際科目	社会	2	2	7以上
		インクルージョン社会	2		
		エネルギー	2		
		生命	2		
		環境	2		
		情報	2		
		融合型理科実験	2	2	
保健体育	保健体育(実技)	スポーツA	1	1	
	保健体育(講義)	体と健康	2	2	

類	群	授業科目	単位数	必修単位	履修すべき単位
先進科目	現代素養科目	情報とデータの基礎	2	2	
		データ科学・AI概論	2		
		機械学習アルゴリズム概論	2	2	
		情報教育特別講義	2		
		実践的機械学習Ⅰ	2		
		実践的機械学習Ⅱ	2		
		国際事情	2		
		国際教養PBL	2		
		国際教養特定課題	2		
		文化理解	2		
		文化と社会の探求	2		
		多文化間コミュニケーション	2		
		多文化PBL	2		
		多文化特定課題	2		
		グローバル学習	2		
	キャリア関連学習	2			
	グローバルPBL	2			
	グローバル特定課題	2			
	海外長期研修	1～6			6以上
	海外短期研修（基礎A）	1			
	海外短期研修（基礎B）	2			
	海外短期研修（展開A）	1			
	海外短期研修（展開B）	2			
	海外短期研修（発展A）	1			
	海外短期研修（発展B）	2			
	アントレプレナー入門塾	2			
	社会起業家・NPO入門ゼミ	2			
	ライフ・キャリアデザインA	2			
	ライフ・キャリアデザインB	2			
	ライフ・キャリアデザインC	2			
ライフ・キャリアデザインD	2				
インターンシップ事前研修	1				
インターンシップ実習A	1				
インターンシップ実習B	2				
汎用的技能ワークショップ	2				
キャリア教育特別講義	2				
言語科目	英語	英語Ⅰ-A	1	1	
		英語Ⅰ-B	1	1	
		英語Ⅱ-A	1	1	
		英語Ⅱ-B	1	1	
		英語Ⅲ	1	1	
		英語Ⅲ（e-learning）	1	1	
	基礎ドイツ語Ⅰ	2			4 (同一外国語の基礎Ⅰ及び基礎Ⅱの授業科目から4単位履修すること)
	基礎ドイツ語Ⅱ	2			
	基礎フランス語Ⅰ	2			
	基礎フランス語Ⅱ	2			
	基礎ロシア語Ⅰ	2			
	基礎ロシア語Ⅱ	2			
	基礎スペイン語Ⅰ	2			
	基礎スペイン語Ⅱ	2			
	基礎中国語Ⅰ	2			
基礎中国語Ⅱ	2				
基礎朝鮮語Ⅰ	2			10	
基礎朝鮮語Ⅱ	2				
日本語A	1				
日本語B	1				
日本語C	1				
日本語D	1				
日本語E	1				
日本語F	1				
日本語G	1				
日本語H	1				
日本語I	1				
日本語J	1				
学術基礎科目	基礎生物学	生命科学B	2	2	2

備考：1 全学教育科目から42単位以上履修すること。

2 日本語は外国人留学生のみ履修可能。外国人留学生は、日本語の単位を4単位まで初修語の単位（必修含む）として卒業要件単位に含めることができる。

専門教育科目

区 分	授 業 科 目	単位数	
		必修	選択
専門基礎科目	人体の構造と機能	医療解剖学	3
		生体機能学 I	2
		生体機能学 II	2
		総合医用画像解剖学	3
	健康と福祉・疾病と医療	医療概論	1
		放射線医学	3
		チーム医療	1
		総合医療演習	1
専攻専門科目	放射線計測・管理学	生命倫理学	1
		病理学	1
		臨床免疫学	1
		公衆衛生学	2
		放射線物理学 I	1
		放射線物理学 II	1
		放射線物理学 III	1
		放射線計測学 I	1
		放射線計測学 II	1
		放射線計測学実験	1
	医用理工学	放射線化学	1
		放射化学	3
		放射化学実験	1
		放射線管理学	2
		放射線管理測定学実験	1
		診療放射線技師関係法規	1

撮影撮像技術学	臨床撮影技術学Ⅰ	1	
	臨床撮影技術学Ⅱ	1	
	総合画像診断技術学	1	
	総合画像診断技術学演習	1	
	医用写真学	1	
	画像工学Ⅰ	1	
	画像工学Ⅱ	1	
	画像工学実験	1	
	画像診断学Ⅰ	2	
	画像診断学Ⅱ	1	
	MRI撮像技術学	1	
	核医学検査技術学	1	
	核医学実習Ⅰ	1	
	核医学実習Ⅱ	1	
	核医学Ⅰ	1	
	核医学Ⅱ		2
	放射線検査学実習Ⅰ	2	
	放射線検査学実習Ⅱ	5	
放射線治療技術学	放射線生物学	1	
	放射線治療技術学	2	
	放射線治療技術学実習	2	
	放射線腫瘍学	1	
	放射線治療計画技術学演習	2	
	放射線治療計画技術学実習	1	
	放射線治療システム工学	1	
情報科学	医用情報科学演習Ⅰ	1	
	医用情報科学演習Ⅱ	1	
医用画像情報分析学	医用デジタル画像システム工学Ⅰ	1	
	医用デジタル画像システム工学Ⅱ	1	
	超音波技術学	1	
医療安全管理学	医療安全管理学	2	
放射線技術科学研究	卒業研究	4	

備考：専門教育科目の授業科目から94単位以上（必修の専門基礎科目20単位及び必修の専攻専門科目74単位以上を含む。）履修すること。

検査技術科学専攻

全学教育科目

類	群	授業科目	単位数	必修単位	履修すべき単位
	学問論	学問論	2	2	
		学問論演習	1	1	3
		論理学	2		
		哲学	2		
		倫理学	2		
		文学	2		
		宗教学	2		
		芸術	2		
		教育学	2		
		歴史学	2		
		言語学・日本語科学	2		
		心理学	2		
		文化人類学	2		
		社会学	2		
基盤科目		経済と社会	2		
		日本国憲法	2		
	社会科学	法学	2		
		政治学	2		
		情報社会の政治・経済	2		
		法・政治と社会	2		
		線形代数学入門	2		
		線形代数学概論	2		
		解析学入門	2		
		解析学概論	2		
		数理統計学概論	2	2	
	自然科学	物理学入門	2		
		物理学概論Ⅰ	2	2	
		物理学概論Ⅱ	2		
		化学	2	2	
		化学概論	2		
		社会	2		
		インクルージョン社会	2		
		エネルギー	2		
		エネルギーと資源と持続可能性	2		
		生命	2		
		生命と自然	2		
		環境	2		
		自然と環境	2		
		情報	2		
		情報と人間・社会	2		
		融合型理科実験	2	2	
		自然科学総合実験	2		
		保健体育(実技)	1	1	
		スポーツA	1		
		保健体育(講義)	2	2	
		体と健康	2		

類	群	授業科目	単位数	必修単位	履修すべき単位
先進科目	現代素養科目	情報教育	情報とデータの基礎	2	2
			データ科学・AI概論	2	
			機械学習アルゴリズム概論	2	
			情報教育特別講義	2	
			実践的機械学習 I	2	
			実践的機械学習 II	2	
	国際教育	国際事情	2		4以上
		国際教養PBL	2		
		国際教養特定課題	2		
		文化理解	2		
		文化と社会の探求	2		
		多文化間コミュニケーション	2		
		多文化PBL	2		
		多文化特定課題	2		
		グローバル学習	2		
		キャリア関連学習	2		
		グローバルPBL	2		
		グローバル特定課題	2		
	キャリア教育	海外長期研修	1 ~ 6		
		アントレプレナー入門塾	2		
		社会起業家・NPO入門ゼミ	2		
		ライフ・キャリアデザインA	2		
		ライフ・キャリアデザインB	2		
		ライフ・キャリアデザインC	2		
		ライフ・キャリアデザインD	2		
		インターンシップ事前研修	1		
		インターンシップ実習A	1		
		インターンシップ実習B	2		
		汎用的技能ワークショップ	2		
		キャリア教育特別講義	2		
先端学術科目	カレント・トピックス科目		0.5/1/2		
	フロンティア科目		2		
言語科目	外国語	英語	英語 I-A	1	1
			英語 I-B	1	1
			英語 II-A	1	1
			英語 II-B	1	1
			英語 III	1	1
			英語 III (e-learning)	1	1
		初修語	基礎ドイツ語 I	2	4 (同一外国語の基礎I及び基礎IIの授業科目から4単位履修すること)
			基礎ドイツ語 II	2	
			基礎フランス語 I	2	
			基礎フランス語 II	2	
			基礎ロシア語 I	2	
			基礎ロシア語 II	2	
	日本語	日本語	基礎スペイン語 I	2	
			基礎スペイン語 II	2	
			基礎中国語 I	2	
			基礎中国語 II	2	
			基礎朝鮮語 I	2	
			基礎朝鮮語 II	2	
学術基礎科目	基礎生物学	日本語A	1		備考2参照
		日本語B	1		
		日本語C	1		
		日本語D	1		
		日本語E	1		
		日本語F	1		
		日本語G	1		
		日本語H	1		
		日本語I	1		
		日本語J	1		

備考：1 全学教育科目から38単位以上履修すること。

2 日本語は外国人留学生のみ履修可能。外国人留学生は、日本語の単位を4単位まで初修語の単位（必修含む）として卒業要件単位に含めることができる。

専門教育科目

区 分		授 業 科 目	単位数	
			必修	選択
専門基礎科目	病態学	医療解剖学	3	
		生理学 I	1.5	
		生理学 II	1.5	
		栄養生化学	1	
		臨床医学総論 I	2	
		臨床医学総論 II	3	
		病態学関連英語	1	
		病理学	1	
		微生物学 I	1	
		臨床薬理学	2	
専攻専門科目	公衆衛生学	検査学基礎実習 I	1	
		公衆衛生学	1	
		環境・公衆衛生学演習	1	
		チーム医療	1	
		臨床検査関係法規	0.5	
		医療概論	1	
	医用工学概論	生命倫理学		1
		医用工学	1.5	
	血液検査学	医用工学実習	0.5	
		血液学 I	1.5	
		血液学 II	1.5	
専攻専門科目	病理検査学	臨床血液学実習	2	
		組織検査学	1.5	
		病理検査学	1.5	
	一般検査学	病理検査学実習	1.5	
		一般検査	1	
		一般検査実習	1	
	生化学検査学・免疫検査学	寄生虫学	0.5	
		臨床分析生化学	1.5	
		臨床化学実習	1	
		RI検査技術学	1	
		臨床免疫学	1.5	
専攻専門科目	遺伝子関連・染色体検査学	免疫検査学実習	1	
		分子生物学	1.5	
	輸血・移植検査学	検査学基礎実習 II	1	
		輸血・移植免疫学	2	
		免疫学	1	
	微生物検査学	微生物学 II	2	
		微生物学 III	2	
		臨床微生物学実習	2.5	
	生理検査学	臨床生理学 I	2	
		臨床生理学 II	2	
		臨床生理学実習	2	
		超音波検査学	1.5	
		総合医療演習	2.5	

臨床検査総合管理学	臨床検査総論	2	
	検査管理学	1	
	総合検査学演習	2	
	医療統計学	1	
医療安全管理学	医療安全管理学	1	
	医療安全管理学実習	0.5	
実践・展開	臨地実習	12	
	卒業研究	5	

備考：専門教育科目から 89 単位以上（必修の専門基礎科目 18 単位、必修の専攻専門科目 71 単位以上を含む。）
履修すること。

東北大学医学部保健学科履修内規細則

制 定 平成25年11月27日

(趣旨)

第1条 東北大学医学部保健学科における授業科目の試験、進級、卒業等については、東北大学医学部規程及び東北大学医学部保健学科履修内規に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(試験)

第2条 試験の種類は次に定めるものとする。

- (1) 試験 授業終了時等に実施するもの
- (2) 追試験 第3条で定める理由により試験を受験できなかった者に対し行うもの
- (3) 再試験 試験及び追試験で合格に至らなかった者又は第3条で定める以外の理由により同年度で試験を1科目受験しなかった者に対して行うもの

(受験資格)

第3条 試験は、講義科目にあっては原則として総授業時間数の4分の3以上、実習及び実験科目にあっては原則として全時間に、出席しなければ受験することができない。

ただし、次の各号に掲げるいずれかの理由により、出席できない場合あるいは出席できなかった場合で、あらかじめ又は出席できなかった日の一週間以内に、欠席届を医学部長（以下「学部長」という。）に提出した者については、特別に考慮することがある。

- (1) 二親等内の親族の忌引
- (2) 病気・怪我（原則として医師の診断書を添付したものに限る。）
- (3) 事故（事故を証明するものを添付したものに限る。）
- (4) 海外・国内（全国規模）の学会参加者（筆頭演者）で教授会等が認めたもの
- (5) その他学部長が適当と認めた場合

(追試験)

第4条 前条の各号に掲げるいずれかの理由により、試験を受けることができない又は受けることができなかつた者は、あらかじめ又は受けることができなかつた日の一週間以内に、欠席届を学部長に提出しなければならない。

2 前項の規定により欠席届を提出した者に対して、学部長への願い出ことにより追試験を行う。

(再試験)

第5条 試験又は追試験に合格しなかった者に対して、当該授業科目担当教員の判断により、再試験を実施することがある。

なお、再試験の実施運用に関しては当該授業科目担当教員の裁量に委ねるものとする。

2 前項の再試験による合格者の点数は60点とする。

(成績評価区分)

第6条 試験の成績評価区分はAA, A, B, C, Dの評語でもって表し、AA, A, B, Cを合格とする。

2 前項の評語の点数の目安は、次に掲げるところによる。

AA	90点から100点まで	A	80点から89点まで	B	70点から79点まで
C	60点から69点まで	D	59点以下		

3 試験の成績を評価する場合には、平常の成績を考慮することがある。

第7条 この細則に定めるものの他授業科目の試験、進級、卒業等について必要な事項は、保健学科運営委員会が別に定める。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

東北大学大学院通則

制 定 昭和28年11月16日
最新改正 令和4年4月1日

目 次

- 第1章 総則（第1条—第9条）
- 第2章 入学、再入学、進学、編入学、転科、転入学及び転専攻（第10条—第21条）
- 第3章 休学（第22条—第24条）
- 第4章 転学、退学及び除籍（第25条—第27条）
- 第5章 教育方法等（第28条—第30条）
- 第5章の2 他の大学院等における修学及び留学等（第31条—第31条の5）
- 第6章 課程修了及び学位授与（第32条—第37条）
- 第7章 懲戒（第38条）
- 第8章 授業料（第39条—第44条の2）
- 第9章 科目等履修生（第44条の3—第44条の10）
- 第9章の2 特別聴講学生及び特別研究学生（第44条の11—第44条の17）
- 第10章 外国学生（第45条—第46条の2）
- 第11章 インターネット・スクール（第47条）
- 附 則

第1章 総　　則

第1条 東北大学大学院（以下「本大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、ひろく文化の発展に寄与することを目的とする。

- 2 本大学院のうち、専門職大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこととする。
- 3 次条第1項又は第3条の規定により本大学院に置かれる研究科若しくは専攻又は課程ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、研究科規程の定めるところによる。

第2条 本大学院に置く研究科及び専攻は、次のとおりとする。

文学研究科	日本学専攻、広域文化学専攻、総合人間学専攻
教育学研究科	総合教育科学専攻
法学研究科	総合法制専攻、公共法政策専攻、法政理論研究専攻
経済学研究科	経済経営学専攻、会計専門職専攻
理学研究科	数学専攻、物理学専攻、天文学専攻、地球物理学専攻、化学専攻、地学専攻
医学系研究科	医科学専攻、障害科学専攻、保健学専攻、公衆衛生学専攻
歯学研究科	歯科学専攻
薬学研究科	分子薬科学専攻、生命薬科学専攻、医療薬学専攻
工学研究科	機械機能創成専攻、ファインメカニクス専攻、ロボティクス専攻、航空宇宙工学専攻、量子エネルギー工学専攻、電気エネルギーシステム専攻、通信工学専攻、電子工学専攻、応用物理学専攻、応用化学専攻、化学工学専攻、バイオ工学専攻、金属フロンティア工学専攻、知能デバイス材料学専攻、材料システム工学専攻、土木工学専攻、都市・建築学専攻、技術社会システム専攻
農学研究科	生物生産科学専攻、農芸化学専攻
国際文化研究科	国際文化研究専攻
情報科学研究科	情報基礎科学専攻、システム情報科学専攻、人間社会情報科学専攻、応用情報科学専攻
生命科学研究科	脳生命統御科学専攻、生態発生適応科学専攻、分子化学生物学専攻

環境科学研究科 先進社会環境学専攻、先端環境創成学専攻

医工学研究科 医工学専攻

2 研究科の定員は、別表第1のとおりとする。

第2条の2 前条に定めるもののほか、本大学院の次条に定める博士課程に、履修上の区分として、学位プログラムを置く。

2 学位プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第3条 本大学院に、別表第1のとおり修士課程、博士課程及び専門職学位課程を置く。

第3条の2 医学系研究科、歯学研究科及び薬学研究科以外の研究科の博士課程は、前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分する課程（以下「区分課程」という。）とし、前期課程は、修士課程として取り扱う。

2 医学系研究科医科学専攻の博士課程は、医学を履修する課程（以下「医学履修課程」という。）とし、医学系研究科障害科学専攻及び保健学専攻の博士課程は、区分課程とする。

3 歯学研究科の博士課程は、歯学を履修する課程（以下「歯学履修課程」という。）とする。

4 薬学研究科医療薬学専攻の博士課程は、薬学を履修する課程（以下「薬学履修課程」という。）とし、薬学研究科分子薬科学専攻及び生命薬科学専攻の博士課程は、区分課程とする。

第3条の3 法学研究科総合法制専攻の専門職学位課程は、法科大学院の課程とする。

第3条の4 修士課程及び前期課程（以下「修士課程等」という。）は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

第3条の5 後期課程並びに医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第3条の6 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこととする。

第3条の7 法科大学院の課程は、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする。

第4条 修士課程等の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科の定めるところにより、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、2年を超えるものとすることがある。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程等においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科の定めるところにより、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることがある。

3 修士課程等の在学年限は、4年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限の2倍の期間）とする。

第4条の2 後期課程の標準修業年限は、3年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科の定めるところにより、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、3年を超えるものとすることがある。

2 後期課程の在学年限は、6年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限の2倍の期間）とする。

第5条 医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程の標準修業年限は、4年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科の定めるところにより、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、4年を超えるものとすることがある。

2 前項の課程の在学年限は、8年（4年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限の2倍の期間）とする。

第5条の2 法科大学院の課程を除く専門職学位課程の標準修業年限は、2年又は1年以上2年未満の期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、法科大学院の課程を除く専門職学位課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業

を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科の定めるところにより、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限が2年の課程にあっては1年以上2年未満の期間又は2年を超える期間とし、その標準修業年限が1年以上2年未満の期間にあっては当該期間を超える期間とすることがある。

3 法科大学院の課程を除く専門職学位課程の在学年限は、4年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限の2倍の期間）とする。

第5条の3 法科大学院の課程の標準修業年限は、3年とする。

2 法科大学院の課程における課程修了のための在学年限は、6年とする。ただし、法科大学院の課程において法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）にあっては、その在学年限を4年とする。

3 法科大学院の課程における各年次ごとに定める必要単位数の修得のための在学年限は、各年次2年とする。ただし、法科大学院の課程において病気その他やむを得ない事情があると認めた場合にあっては、その在学年限を各年次2年を超えた期間とすることがある。

第5条の4 学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを願い出たときは、研究科の定めるところにより、その計画的な履修を許可することがある。

2 前項の規定により計画的な履修を許可された者（以下「長期履修学生」という。）が、当該在学期間について短縮することを願い出たときは、研究科の定めるところにより、その在学期間の短縮を許可することがある。

3 長期履修学生は、標準修業年限の2倍の期間（第32条の2、第33条の4又は第35条の2の規定により在学したものとみなされた長期履修学生にあっては、標準修業年限の2倍の期間から第32条の2、第33条の4又は第35条の2の規定により在学したものとみなされた期間を減じた期間）を超えて在学することができない。

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条 学年を分けて、次の2学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

第8条 定期休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

東北大学創立記念日 6月22日

春季休業 4月1日から4月7日まで

夏季休業 7月11日から9月10日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 定期休業日において、必要がある場合には、授業を行うことがある。

3 春季、夏季及び冬季の休業の期間は、必要がある場合には、変更することがある。

4 臨時休業日は、その都度定める。

第9条 削除

第2章 入学、再入学、進学、編入学、転科、転入学及び転専攻

第10条 入学、進学、編入学、転科、転入学及び転専攻の時期は、学年の初めから30日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、入学、進学、編入学、転科、転入学及び転専攻の時期は、第2学期の初めから31日以内とすることがある。

3 再入学の時期は、その都度定める。

第11条 修士課程等及び専門職学位課程においては、次の各号の一に該当し、かつ、所定の選考に合格した者に対して入学を許可する。

一 大学を卒業した者

二 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

六 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

七 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

八 文部科学大臣の指定した者

九 大学に3年以上在学した者、外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者又は我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

十 法第102条第2項の規定により他の大学の大学院（以下「他の大学院」という。）に入学した者であって、本大学院において、その教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

十一 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

第12条 医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程においては、次の各号の一に該当し、かつ、所定の選考に合格した者に対して入学を許可する。

一 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者

二 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者

三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者

四 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

五 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

六 文部科学大臣の指定した者

七 大学の医学、歯学、薬学若しくは獣医学を履修する課程に4年以上在学した者、外国において学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。以下この号において同じ。）を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者又は我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

八 法第102条第2項の規定により他の大学院（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）に入学した者であって、本大学院において、その教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
九 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

第13条 本大学院を中途退学した者又は除籍された者が、再入学（在学していた同一専攻に限る。）を願い出たときは、研究科規程の定めるところにより、選考の上、再入学を許可することがある。

第14条 修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了して、引き続き後期課程、医学履修課程、歯学履修課程又は薬学履修課程に進学（志願しようとする研究科又は専攻が、修士課程、前期課程又は専門職学位課程における研究科又は専攻と異なる場合を含む。）することを願い出た者に対しては、研究科規程の定めるところにより、選考の上、進学を許可する。

第15条 後期課程及び法科大学院の課程を除く専門職学位課程においては、研究科規程の定めるところにより、次の各号の一に該当し、かつ、所定の選考に合格した者に対して編入学を許可することがある。

一 修士の学位又は専門職学位を有する者

二 外国の大学の大学院（以下「外国の大学院」という。）において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの（以下「外国の大学院の課程を有する教育施設」という。）の当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

五 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

六 外国の学校、外国の大学院の課程を有する教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

七 文部科学大臣の指定した者

八 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

第16条 次の各号の一に該当する者に対しては、研究科規程の定めるところにより、選考の上、転科又は転入学を許可することがある。

一 本大学院に在学する者で、課程の中途において他の研究科に転科を志願するもの

二 他の大学院に在学する者で、課程の中途において本大学院に転入学を志願するもの

三 外国の大学院若しくはこれに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学院等」という。）に在学する者、我が国において、外国の大学院の課程を有する教育施設の当該課程に在学する者（法第102条第1項に規定する者に限る。）又は国際連合大学の課程に在学する者で、課程の中途において本大学院に転入学を志願するもの

2 研究科内における課程の中途の転専攻は、研究科規程の定めるところにより、選考の上、許可することがある。

3 第1項の規定により転科又は転入学を志願する場合は、現に在学する研究科の長又は大学の長の許可書を願書に添付しなければならない。

第16条の2 本大学院に入学又は編入学を許可された者が、本大学院に入学し、又は編入学する前に本大学院、他の大学院、外国の大学院等又は外国の大学院の課程を有する教育施設若しくは国際連合大学（以下「外国の大学院の課程を有する教育施設等」という。）の当該教育課程において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準第15条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）は、研究科において教育上有益と認めるときは、研究科規程の定めるところにより、本大学院において修得した単位とみなすことがある。

- 2 修士課程等、後期課程、医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程において前項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、15単位までとし、同項及び第31条の4第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は合わせて20単位までとする。
- 3 法科大学院の課程を除く専門職学位課程において第1項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第31条の5第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職学位課程が修了の要件として定める30単位以上の単位数の2分の1までとする。
- 4 法科大学院の課程において第1項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第31条の5第1項及び第35条の4の規定により修得したものとみなす単位数（第31条の5第3項ただし書きの規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位を除く。）と合わせて30単位までとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、法学既修者であって法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号。以下「連携法」という。）第6条第2項第1号に規定する連携法曹基礎課程（以下単に「連携法曹基礎課程」という。）を修了したもの（以下単に「連携法曹基礎課程修了者」という。）について、本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第31条の5第1項及び第35条の4の規定より修得したものとみなす単位数（第31条の5第4項ただし書きの規定により46単位を超えて修得したものとみなす単位を除く。）と合わせて46単位までとする。

第16条の3 再入学、転科、転入学又は転専攻を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数並びに在学期間については、教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）において、審査の上、その一部又は全部を認める。

第17条 入学、進学、編入学、転科、転入学又は転専攻を志願する者は、それぞれ所定の期日までに、再入学を志願する者は再入学を願い出るときに、願書を提出しなければならない。

- 2 入学、再入学、進学、編入学、転科、転入学又は転専攻を許可された者で、前項の願い出において虚偽又は不正の事実があったことが判明したものに対しては、当該許可を取り消すことがある。

第18条 入学、再入学、編入学又は転入学を志願する者は、願書に添えて、検定料を納付しなければならない。

- 2 前項の検定料の額は、別表第2のとおりとする。

第19条 入学、再入学、編入学又は転入学を許可された者は、入学料の免除又は徴収猶予の許可を願い出した場合を除き、所定の期日までに入学料を納付しなければならない。

- 2 前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学、再入学、編入学又は転入学の許可を取り消す。

- 3 第1項の入学料の額は、別表第2のとおりとする。

第19条の2 入学、再入学（第1学期又は第2学期の初めにおける再入学に限る。）、編入学又は転入学を許可された者で、経済的理由により入学料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められるものに対しては、入学料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

- 2 前項に規定する者のか、特別の事情により入学料を納付することが著しく困難であると認められる者に対しては、入学料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

- 3 前二項に規定する入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

第20条 納付した検定料及び入学料は、返付しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他のによる選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を実施する場合において、第1段階目の選抜に合格しなかった者については、その者の申出により、第18条に規定する検定料のうち第2段階目の選抜に係る額を返付する。

第21条 入学、再入学、編入学又は転入学を許可された者は、所定の期日までに、東北大學（以下「本学」という。）所定の宣誓書を提出しなければならない。

- 2 前項の宣誓書を所定の期日までに提出しない者に対しては、入学、再入学、編入学又は転入学の許可を取り消す。

第3章 休 学

第22条 病気その他の事故により引き続き3月以上修学することができない者は、所定の手続を経て、休学の

許可を願い出ることができる。

- 2 休学期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、1年を超えて許可することがある。
- 3 休学期間は、修士課程等にあっては2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限と同年数）を、後期課程にあっては3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限と同年数）を、医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程にあっては4年（4年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限と同年数）を、法科大学院の課程を除く専門職学位課程にあっては2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限と同年数）を、法科大学院の課程にあっては各年次1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、願い出によりその延長を許可することがある。

- 4 休学期間に内、その事故がなくなったときは、復学の許可を願い出ることができる。

第23条 病気その他の事情により修学が不適当と認められる者に対しては、休学を命ずることがある。

- 2 休学期間に内、その事情がなくなったときは、復学を命ずる。

第24条 休学が引き続き3月以上にわたるとときは、その期間は、在学年数に算入しない。

第4章 転学、退学及び除籍

第25条 他の大学院に転学しようとする者は、理由を具して、その許可を願い出なければならない。

第26条 退学しようとする者は、理由を具して、その許可を願い出なければならない。

第27条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

- 一 病気その他の事故により、成業の見込みがないと認められる者
- 二 第4条第3項、第4条の2第2項、第5条第2項、第5条の2第3項並びに第5条の3第2項及び第3項に規定する在学年限を経て、なお所定の課程を修了し、又は必要単位数を修得できない者
- 三 入学料の免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者、3分の2の額、半額若しくは3分の1の額の免除若しくは徴収猶予を許可された者又は免除若しくは徴収猶予の許可を取り消された者で、その納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないもの
- 四 授業料の納付を怠り、督促を受けても、なお納付しない者
- 五 第22条第3項に規定する休学期間に達しても、なお修学できない者

第5章 教育方法等

第28条 修士課程等、後期課程、医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

- 2 専門職学位課程の教育は、授業科目の授業によって行う。

第28条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第28条の3 専門職大学院は、前条第1項の授業を行う場合には、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により行う。

- 2 専門職大学院は、当該専攻分野の授業について、前条第2項の規定によって十分な教育効果が得られると研究科において認める場合には、授業を行う教室等以外の場所で授業を履修させることができる。

第28条の4 教育上特別の必要があると研究科において認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことがある。

第28条の5 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。

- 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。
- 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合は、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮した時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学位論文等に係る授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めるものとする。
- 第28条の6** 1学年の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。
- 第28条の7** 各授業科目的授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると研究科において認める場合には、この限りでない。
- 第28条の8** 研究科は、授業及び研究指導の方法及び内容、1学年の授業及び研究指導の計画並びに学修の成果及び学位論文に係る評価及び修了の認定の基準（専門職大学院にあっては、授業の方法及び内容、1学年の授業の計画並びに学修の成果に係る評価及び修了の認定の基準）をあらかじめ明示するものとする。
- 第28条の9** 専門職大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1学年又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。
- 第28条の10** 学生が他の研究科の授業科目を履修しようとするときは、所定の手続を経て、その許可を受けなければならない。
- 第29条** 本大学院の課程における正規の授業を受け、所定の授業科目を履修した者に対しては、所定の時期に試験を行う。
- 2 試験の方法は、教授会等が定める。
- 第29条の2** 試験に合格した者には、所定の単位を与える。
- 第30条** この章に規定するもののほか、教育方法に関し必要な事項は、別に定める。

第5章の2 他の大学院等における修学及び留学等

- 第31条** 学生が他の大学院の授業科目を履修することが教育上有益であると研究科において認めるときは、あらかじめ、当該他の大学院と協議の上、学生が当該他の大学院の授業科目を履修することを認めることがある。
- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学院等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の課程を有する教育施設等の当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると研究科において認めるときは、当該外国の大学院等との協議を欠くことができる。
- 第31条の2** 学生が他の大学院若しくは研究所等（以下「他の大学院等」という。）又は外国の大学院の課程を有する教育施設等において研究指導を受けることが教育上有益であると研究科において認めるときは、あらかじめ、当該他の大学院等又は外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議の上、学生が当該他の大学院等又は外国の大学院の課程を有する教育施設等において研究指導の一部を受けることを認めることがある。この場合において、修士課程又は前期課程の学生が当該研究指導を受けることができる期間は、1年を超えないものとする。
- 第31条の3** 学生が外国の大学院等において修学することが教育上有益であると研究科において認めるときは、当該外国の大学院等と協議の上、学生が当該外国の大学院等に留学することを認めることがある。
- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると研究科において認めるときは、当該外国の大学院等との協議を欠くことができる。
- 3 留学の期間は、在学年数に算入する。
- 4 第1項及び第2項の規定は、学生が休学中に外国の大学院等において修学する場合について準用する。
- 第31条の4** 修士課程等、後期課程、医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程においては、第31条第1項及び第2項の規定により履修した授業科目について修得した単位、第31条の2の規定により受けた研究指導並びに前条第1項及び第4項の規定により留学し、及び休学中に修学して得た成果は、研究科規程の定めるところにより、本大学院において修得した単位又は受けた研究指導とみなす。
- 2 前項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、15単位までとし、第16条の2第1項及び前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は合わせて20単位までとする。

第31条の5 専門職学位課程においては、第31条第1項及び第2項の規定により履修した授業科目について修得した単位並びに第31条の3第1項及び第4項の規定により留学し、及び休学中に修学して得た成果は、研究科の定めるところにより、本大学院において修得した単位とみなす。

2 前項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第16条の2第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職学位課程が修了の要件として定める30単位以上の単位数の2分の1までとする。

3 前項の規定にかかわらず、法科大学院の課程にあっては、本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第16条の2第1項の規定及び第35条の4の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位までとする。ただし、93単位を超える単位を修了の要件とする場合には、その超える分の単位数に限り、30単位を超えて修得したものとみなすことができる。

4 前二項の規定にかかわらず、法科大学院の課程において連携法曹基礎課程修了者にあっては、本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第16条の2第1項の規定及び第35条の4の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて46単位までとする。ただし、93単位を超える単位を修了の要件とする場合には、その超える分の単位数に限り、46単位を超えて修得したものとみなすことができる。

第6章 課程修了及び学位授与

第32条 修士課程又は前期課程を修了するためには、2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在学し、研究科規程の定めるところにより、授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士課程等の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「修士論文等」という。）を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者と教授会等において認めた場合には、1年以上（次条の規定により在学したものとみなされた期間を除く。）在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合（前期課程を修了する場合に限る。）において、博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、研究科規程の定めるところにより、修士論文等の審査及び最終試験の合格に代えて、次に掲げる試験及び審査の合格を前期課程の修了の要件とすることがある。

- 一 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
- 二 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期課程において修得すべきものについての審査

第32条の2 修士課程等においては、第16条の2第1項の規定により本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により修士課程又は前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、研究科規程の定めるところにより、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年までの期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程又は前期課程に少なくとも1年以上在学しなければならない。

第33条 修士論文等は、第3条の4に掲げる学識及び能力を証示するに足るものでなければならない。

2 修士論文等は、在学期間中に、所定の期日までに提出しなければならない。

第33条の2 区分課程の博士課程を修了するためには、後期課程に3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限とし、法科大学院の課程を修了した者にあっては、2年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限から1年の期間を減じた期間）とする。第34条第3項において同じ。）以上在学し、研究科規程の定めるところにより、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に關しては、次の各号に掲げる者について優れた研究業績を上げた者と教授会等において認めた場合には、それぞれ当該各号に掲げる期間在学すれば足りるものとする。

- 一 2年又は2年を超える標準修業年限を定める修士課程又は前期課程を修了した者 1年以上
- 二 1年以上2年未満の標準修業年限を定める修士課程若しくは前期課程を修了した者又は1年以上2年未満の在学期間をもって修士課程若しくは前期課程を修了した者 当該課程における在学期間を含めて3年以

上

三 1年以上2年未満の標準修業年限を定める法科大学院を除く専門職学位課程を修了した者 当該標準修業年限を含めて3年以上

2 前項に定めるものほか、研究指導の上で特に必要がある場合に限り、研究科規程の定めるところにより、後期課程における授業科目の履修を博士課程の修了の要件とすることがある。

第33条の3 医学履修課程、歯学履修課程又は薬学履修課程を修了するためには、4年（4年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限。次条第3項において同じ。）以上在学し、研究科規程の定めるところにより、授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と教授会等において認めた場合には、3年以上在学すれば足りるものとする。

第33条の4 医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程においては、第16条の2第1項の規定により本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により医学履修課程、歯学履修課程又は薬学履修課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、研究科規程の定めるところにより、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年までの期間在学したものとみなすことができる。

第34条 博士論文は、第3条の5に掲げる研究能力及び学識を証示するに足るものでなければならない。

2 博士論文は、在学期間に提出することを原則とする。この場合には、所定の期日までに提出しなければならない。

3 前項の期間内に博士論文を提出しないで退学した者のうち、後期課程に3年以上在学し、第33条の2第2項の規定を修了の要件とする研究科にあっては、当該授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者又は医学履修課程、歯学履修課程若しくは薬学履修課程に4年以上在学し、授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、退学した日から起算して1年以内に限り、博士論文を提出することができる。

第35条 法科大学院の課程を除く専門職学位課程を修了するためには、2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在学し、研究科の定めるところにより、授業科目について30単位以上を修得する等所定の教育課程を履修しなければならない。

第35条の2 法科大学院の課程を除く専門職学位課程においては、第16条の2第1項の規定により本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により法科大学院の課程を除く専門職学位課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、研究科規程の定めるところにより、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案してその標準修業年限の2分の1までの期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、法科大学院の課程を除く専門職学位課程に少なくとも1年以上在学しなければならない。

第35条の3 法科大学院の課程を修了するためには、3年以上在学し、研究科の定めるところにより、授業科目について96単位以上を修得しなければならない。

第35条の4 法科大学院の課程において、法学既修者に関しては、研究科の定めるところにより、前条に規定する在学期間については1年までの期間在学し、同条に規定する単位については、第16条の2第1項及び第31条の5第1項の規定により修得したものとみなす単位（同条第3項ただし書きの規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位を除く。）と合わせて30単位までを本大学院において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定にかかわらず、連携法曹基礎課程修了者について、本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第16条の2第1項及び第31条の5第1項の規定により修得したものとみなす単位（同条第4項ただし書きの規定により46単位を超えて修得したものとみなす単位を除く。）と合わせて46単位までとする。

第36条 修士課程又は前期課程を修了した者には修士の学位を、博士課程を修了した者には博士の学位を、専門職学位課程を修了した者には専門職学位を授与する。

2 前項の規定により修士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科 修士（文学）

- 教育学研究科 修士（教育学又は教育情報学）
法学研究科 修士（法学）
経済学研究科 修士（経済学又は経営学）
理学研究科 修士（理学）
医学系研究科 修士（医科学，障害科学，看護学，保健学又は公衆衛生学）
歯学研究科 修士（口腔科学）
薬学研究科 修士（薬科学）
工学研究科 修士（工学）
農学研究科 修士（農学）
国際文化研究科 修士（国際文化）
情報科学研究科 修士（情報科学）
生命科学研究科 修士（生命科学）
環境科学研究科 修士（環境科学）
医工学研究科 修士（医工学）
- 3 第1項の規定により博士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。
文学研究科 博士（文学）
教育学研究科 博士（教育学又は教育情報学）
法学研究科 博士（法学）
経済学研究科 博士（経済学又は経営学）
理学研究科 博士（理学）
医学系研究科 博士（医学，障害科学，看護学又は保健学）
歯学研究科 博士（歯学）
薬学研究科 博士（薬科学又は薬学）
工学研究科 博士（工学）
農学研究科 博士（農学）
国際文化研究科 博士（国際文化）
情報科学研究科 博士（情報科学）
生命科学研究科 博士（生命科学）
環境科学研究科 博士（環境科学）
医工学研究科 博士（医工学）
- 4 前二項に定めるもののほか、修士又は博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を修士（学術）又は博士（学術）と付記することがある。
- 5 第1項の規定により授与する専門職学位は、次のとおりとする。
法学研究科 公共法政策修士（専門職）又は法務博士（専門職）
経済学研究科 会計修士（専門職）
- 第37条** この章に規定するもののほか、修士、博士及び専門職学位の学位授与の要件その他学位に関し必要な事項は、東北大学学位規程の定めるところによる。

第7章 懲 戒

- 第38条** 本学の規則、命令に違反し、又は学生の本分に反する行為のあった者は、所定の手続によって懲戒する。
- 2 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。
- 3 停学3月以上にわたるときは、その期間は、在学年数に算入しない。

第8章 授 業 料

- 第39条** 授業料の額は、別表第2のとおりとする。
- 2 長期履修学生に係る授業料の年額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に標準修業年限（第32条の2、第33条の4又は第35条の2の規定により在学したものとみなされた長期履修学生にあって

は、標準修業年限から第32条の2、第33条の4又は第35条の2の規定により在学したものとみなされた期間を減じた期間）に相当する年数を乗じて得た額をその在学期間の年数で除した額とする。

3 授業料は、第1学期及び第2学期の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期における額は、授業料の年額の2分の1に相当する額とする。

4 前項の授業料は、授業料の免除又は徴収猶予若しくは月割分納の許可を願い出た場合を除き、第1学期にあっては5月、第2学期にあっては11月に納付しなければならない。ただし、第2学期に係る授業料については、第1学期に係る授業料を納付するときに、併せて納付することができる。

第40条 第1学期又は第2学期の中途において、復学し、又は再入学した者は、授業料の年額の12分の1に相当する額（以下「月割計算額」という。）に、復学し、又は再入学した月からその学期の末月までの月数を乗じて得た額の当該学期の授業料を、復学し、又は再入学した月に納付しなければならない。

第41条 学年の中途で修了する見込みの者は、月割計算額に、修了する見込みの月までの月数を乗じて得た額の授業料を、第1学期の在学期間に係る授業料については5月（4月に修了する見込みの者にあっては、4月）に、第2学期の在学期間に係る授業料については11月（10月に修了する見込みの者にあっては、10月）に納付しなければならない。

第41条の2 長期履修学生で、第5条の4第2項の規定によりその在学期間の短縮を許可されたものは、当該短縮後の期間に応じて第39条第2項の規定により算出した授業料の年額に当該者の在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者の在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額の授業料を直ちに納付しなければならない。

第42条 退学し、転学し、除籍され、又は退学を命ぜられた者は、別に定める場合を除くほか、その期の授業料を納付しなければならない。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中の授業料を納付しなければならない。

第43条 経済的理由により、授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予し、若しくはその月割分納をさせことがある。

2 前項に規定する授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

第44条 納付した授業料は、返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、第39条第4項ただし書の規定により第1学期及び第2学期に係る授業料を併せて納付した者が、第2学期の初めまでに休学し、又は第1学期の終わりまでに退学した場合には、その者の申出により第2学期に係る授業料相当額を返付する。

第44条の2 この章に規定するもののほか、授業料の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

第9章 科目等履修生

第44条の3 本大学院の授業科目（関連科目を含む。）のうち、1科目又は数科目を選んで履修を志願する者があるときは、研究科において、学生の履修に妨げのない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

第44条の4 科目等履修生の入学の時期は、学期の初めとする。

第44条の5 科目等履修生の入学資格、在学期間その他については、研究科規程の定めるところによる。

第44条の6 科目等履修生として入学を志願する者は、願書に添えて、検定料を納付しなければならない。

2 検定料の額は、別表第2のとおりとする。

第44条の7 科目等履修生として入学を許可された者は、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。

2 前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学の許可を取り消す。

3 入学料の額は、別表第2のとおりとする。

第44条の8 科目等履修生は、毎学期授業開始前に、その学期の分の授業料を前納しなければならない。

2 授業料の額は、別表第2のとおりとする。

第44条の9 科目等履修生には、研究科規程の定めるところにより、単位修得証明書を交付することができる。

第44条の10 本章に規定する場合を除くほか、科目等履修生には、大学院学生に関する規定を準用する。

第9章の2 特別聴講学生及び特別研究学生

第44条の11 他の大学院の学生又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で、本大学院の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議して定めるところにより、研究科において特別聴講学生として受入れを許可することがある。

2 前項の規定にかかわらず、連携法第6条第1項に規定する法曹養成連携協定を本学と締結した本学又は他の大学の連携法曹基礎課程の学生で、法科大学院の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該協定で定めるところにより、法科大学院において特別聴講学生として受入れを許可することがある。

第44条の12 他の大学院の学生又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で、本大学院において研究指導を受けることを志願するものがあるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議して定めるところにより、研究科において特別研究学生として受入れを許可することがある。

第44条の13 特別聴講学生の受入れの時期は、学期の初めとする。

2 特別研究学生の受入れの時期は、原則として、学期の初めとする。

3 第1項の規定にかかわらず、当該特別聴講学生が外国の大学院等又は外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で、特別の事情がある場合の受入れの時期は、研究科において、その都度定めることができる。

第44条の14 特別聴講学生及び特別研究学生を受け入れる場合の検定料及び入学料は、徴収しない。

第44条の15 次の各号の一に該当する者を特別聴講学生又は特別研究学生として受け入れる場合の授業料は、徴収しない。

一 国立大学の大学院の学生

二 大学間相互単位互換協定又は大学間特別研究学生交流協定（それぞれ大学間協定、部局間協定及びこれらに準じるものを作成する。）により授業料を不徴収とされた公立又は私立の大学の大学院の学生

三 大学間交流協定（大学間協定、部局間協定及びこれらに準じるものを作成する。以下同じ。）により授業料を不徴収とされた外国の大学院等の学生

四 第44条の11第2項の連携法曹基礎課程の学生

第44条の16 特別聴講学生及び特別研究学生が前条第1項各号の一又は同条第2項に該当する者以外の者である場合の授業料の額は、別表第2のとおりとする。

2 前項の授業料は、特別聴講学生については当該特別聴講学生に対する授業の開始前にその学期の分を徴収し、特別研究学生については、受入れの月から3月分ごとに当該期間の当初の月に徴収し、受入れの期間が3ヶ月未満であるときは当該期間の当初の月にその期間の分を徴収する。

第44条の17 本章に規定する場合を除くほか、特別聴講学生及び特別研究学生には、大学院学生に関する規定を準用する。

第10章 外国学生

第45条 外国人で、本大学院に入学、再入学、編入学又は転入学を志願するものがあるときは、外国学生として入学、再入学、編入学又は転入学を許可することがある。

2 外国学生として入学、再入学、編入学又は転入学を志願する者に対し、特別の事情があると研究科において認める場合には、特別の選考を行うことができる。

3 外国学生は、定員外とすることがある。

第46条 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定。以下「実施要項」という。）に基づく国費外国人留学生に係る検定料、入学料及び授業料（実施要項第4条第4号に規定する推薦方法による推薦に基づき、実施要項第3条の規定により国費外国人留学生として選定された者に係る検定料及び入学料を除く。）は、それぞれ第18条第1項、第19条第1項及び第39条第1項の規定にかかわらず、徴収しない。

第46条の2 本大学院と外国の大学院等との共同の教育を目的とした大学間交流協定に基づく外国学生に係る検定料、入学料及び授業料は、それぞれ第18条第1項、第19条第1項及び第39条第1項の規定にかかわらず、徴収しない。

第11章 インターネット・スクール

第47条 本大学院に、インターネットを利用した遠隔教育を行うため、東北大学インターネット・スクールを置く。

2 東北大学インターネット・スクールについては、別に定める。

附 則

(省略)

附 則 (令和4年4月1日改正)

- 1 この通則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 農学研究科の資源生物科学専攻、応用生命科学専攻及び生物産業創成科学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、令和4年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

別表第1 (第2条、第3条関係)

研究科	専 攻	収容定員		入学定員		課程
		前期課程等	後期課程	前期課程等	後期課程	
文学研究科	日本学専攻	58人	42人	29人	14人	博士課程
	広域文化学専攻	58	36	29	12	博士課程
	総合人間学専攻	62	36	31	12	博士課程
教育学研究科	総合教育科学専攻	90	45	45	15	博士課程
法学研究科	総合法制専攻	150		50		専門職学位課程
	公共法政策専攻	60		30		専門職学位課程
	法政理論研究専攻	20	36	10	12	博士課程
経済学研究科	経済経営学専攻	120	42	60	14	博士課程
	会計専門職専攻	80		40		専門職学位課程
理学研究科	数学専攻	76	54	38	18	博士課程
	物理学専攻	182	138	91	46	博士課程
	天文学専攻	18	12	9	4	博士課程
	地球物理学専攻	52	39	26	13	博士課程
	化学専攻	132	99	66	33	博士課程
	地学専攻	64	48	32	16	博士課程
医学系研究科	医学専攻	60	—	30	—	修士課程
		520		130		博士課程
	障害科学専攻	40	27	20	9	博士課程
	保健学専攻	64	36	32	12	博士課程
歯学研究科	公衆衛生学専攻	20	—	10	—	修士課程
	歯科学専攻	16	—	8	—	修士課程
		168		42		博士課程
薬学研究科	分子薬科学専攻	44	24	22	8	博士課程
	生命薬科学専攻	64	—	32	—	博士課程
		30			10	
医療薬学専攻		16		4		博士課程

工学研究科	機械機能創成専攻	84	30	42	10	博士課程
	ファインメカニクス専攻	90	33	45	11	博士課程
	ロボティクス専攻	84	33	42	11	博士課程
	航空宇宙工学専攻	84	33	42	11	博士課程
	量子エネルギー工学専攻	76	33	38	11	博士課程
	電気エネルギー・システム専攻	64	24	32	8	博士課程
	通信工学専攻	62	24	31	8	博士課程
	電子工学専攻	102	45	51	15	博士課程
	応用物理学専攻	64	33	32	11	博士課程
	応用化学専攻	52	24	26	8	博士課程
	化学工学専攻	68	21	34	7	博士課程
	バイオ工学専攻	38	15	19	5	博士課程
	金属フロンティア工学専攻	52	21	26	7	博士課程
	知能デバイス材料学専攻	74	30	37	10	博士課程
	材料システム工学専攻	60	24	30	8	博士課程
	土木工学専攻	86	36	43	12	博士課程
	都市・建築学専攻	90	24	45	8	博士課程
	技術社会システム専攻	42	39	21	13	博士課程
農学研究科	生物生産科学専攻	162	69	81	23	博士課程
	農芸化学専攻	88	42	44	14	博士課程
国際文化研究科	国際文化研究専攻	70	48	35	16	博士課程
情報科学研究科	情報基礎科学専攻	76	33	38	11	博士課程
	システム情報科学専攻	74	33	37	11	博士課程
	人間社会情報科学専攻	60	30	30	10	博士課程
	応用情報科学専攻	70	30	35	10	博士課程
生命科学研究科	脳生命統御科学専攻	72	30	36	10	博士課程
	生態発生適応科学専攻	70	30	35	10	博士課程
	分子化学生物学専攻	70	30	35	10	博士課程
環境科学研究科	先進社会環境学専攻	80	39	40	13	博士課程
	先端環境創成学専攻	120	60	60	20	博士課程
医工学研究科	医工学専攻	78	36	39	12	博士課程

別表第2（第18条、第19条、第39条、第44条の6、第44条の7、第44条の8、第44条の16関係）

区分		検定料	入学料	授業料
大学院学生	法科大学院の課程	30,000円	282,000円	804,000円
	経済学研究科会計専門職専攻の専門職学位課程	30,000	282,000	589,300
	その他の課程	30,000	282,000	535,800
科目等履修生		9,800	28,200	14,800
特別聴講学生		—	—	14,800
特別研究学生		—	—	29,700

備考

- 1 第20条第2項に定める選抜に係る検定料の額は、第1段階目の選抜にあっては7,000円、第2段階目の選抜にあっては23,000円とする。
- 2 大学院学生の授業料は、年額である。
- 3 科目等履修生及び特別聴講学生の授業料は、1単位に相当する授業についての額である。
- 4 特別研究学生の授業料は、月額である。

東北大学大学院通則細則

制定 昭和29年4月27日
一部改正 平成30年3月29日規第55号

第1条 入学、再入学、進学、編入学、転科及び転入学の許可は、研究科長の申請により総長が行う。この場合には、教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）の議を経なければならない。

2 転専攻の許可は、研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。

第1条の2 入学、再入学、進学、編入学、転科及び転入学の許可の取消しは、総長の承認を得て研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。

2 転専攻の許可の取消しは、研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。

第2条 休学及び復学の許可は、研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。

2 休学及び復学を命ずる場合は、総長の承認を得て研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。

第3条 転学及び退学の許可は、研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。

第3条の2 除籍は、総長の承認を得て研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。

第3条の3 次の各号に掲げる協議は、研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。

一 修学に関する他の大学の大学院若しくは研究所等（以下「他の大学院等」という。）又は外国の大学の大学院若しくはこれに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学院等」という。）との協議

二 修学に関する外国の大学の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの又は国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「外国の大学院の課程を有する教育施設等」という。）との協議

三 留学又は休学中における修学に関する外国の大学院等との協議

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合には、研究科長の申出に基づき、当該協議を総長が行うことがある。

第3条の4 他の大学院等における修学、外国の大学院等が行う通信教育における授業科目の我が国においての履修、外国の大学院の課程を有する教育施設等の当該教育課程における授業科目の我が国においての履修並びに外国の大学院等への留学及び休学中における修学の許可は、研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。

第4条 修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与は、研究科長の証明により総長が行う。

第5条 懲戒は、教授会等の議を経て研究科長が総長に申請し、総長の命により研究科長が行う。

2 総長は、前項の規定により研究科長に懲戒を命じたときは、教育研究評議会に報告するものとする。

第6条 停学の解除は、教授会等の議を経て研究科長が総長に申請し、総長の命により、研究科長が行う。

2 総長は、前項の規定により研究科長に停学の解除を命じたときは、教育研究評議会に報告するものとする。

第7条 第1条から第3条の2まで、第5条第1項及び第6条第1項の規定は、科目等履修生について準用する。

この場合において、第1条第1項中「研究科長の申請により総長」とあるのは「研究科長」と、第1条の2第1項、第2条第2項及び第3条の2中「総長の承認を得て研究科長」とあるのは「研究科長」と、第5条第1項及び第6条第1項中「研究科長が総長に申請し、総長の命により、研究科長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

第8条 科目等履修生の在学期間延長及び履修単位増減の許可は、研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。

第9条 削除

第10条 特別聴講学生及び特別研究学生の受入れの許可、受入れの許可の取消し及び受入れの期間の変更の許可並びに特別聴講学生の履修単位の増減の許可は、研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。

第11条 研究科長は、第1条第2項、第2条第1項、第3条若しくは第3条の4の規定による許可をし、第1条の2第2項の規定による許可の取消しをし、又は第3条の3第1項の規定による協議をしたときは、総長に報告しなければならない。

附 則

この細則は、昭和29年4月27日から施行し、昭和28年4月1日から適用する。

附 則

(省略)

附 則(平成30年3月29日規第55号改正)

- 1 この細則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 東北大学院通則の一部を改正する通則(平成30年規第54号)附則第2項の規定により存続するものとされた教育情報学教育部に関するこの細則による改正前の東北大学大学院通則細則(昭和29年4月27日制定)の規定は、教育情報学教育部が存続する間、なおその効力を有する。

東北大学大学院共通科目規程

制定 令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、東北大学大学院通則（昭和28年11月16日制定。以下「通則」という。）第30条の規定に基づき、大学院共通科目に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開設)

第2条 東北大学大学院は、通則第28条第1項及び第2項の授業科目として、大学院共通科目を開設する。

(授業科目及び単位数)

第3条 大学院共通科目の授業科目、単位数等は、修士課程、前期2年の課程及び専門職学位課程にあっては別表第1のとおりとし、後期3年の課程、医学を履修する課程、歯学を履修する課程及び薬学を履修する課程にあっては別表第2のとおりとする。

(単位の計算)

第4条 大学院共通科目の授業科目の単位の計算は、次のとおりとする。

- 一 講義は、15時間をもって1単位とする。
- 二 演習は、15時間から30時間までの時間をもって1単位とする。
- 三 実習は、30時間から45時間までの時間をもって1単位とする。

(履修手続)

第5条 学生は、履修しようとする授業科目を所定の期日までに、学務審議会委員長に届け出なければならない。

(試験)

第6条 授業科目の履修の認定は、試験によるものとし、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 実習については、前項の規定にかかわらず、平常の成績をもって試験の成績に代えることがある。
- 3 試験を受けることのできる授業科目は、前条の規定による手続を経て授業を受けたものに限る。

(追試験及び再試験)

第7条 やむを得ない理由により、試験を受けることのできなかった者には、当該授業科目について別に定めるところにより、追試験を行うことがある。

- 2 不合格となった授業科目については、再試験を行わない。

(成績区分)

第8条 試験の成績は、次の区分により評価する。

- A A 成績が特に優秀であるもの
- A 成績が優秀であるもの
- B 成績が良好であるもの
- C 成績が可であるもの
- D 成績が不可であるもの

- 2 前項による評価A A, A, B及びCは合格とし、評価Dは不合格とする。

- 3 第4条の規定により届け出た授業科目の履修を放棄した者の試験の成績は、Dの区分とみなす。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、大学院共通科目に関し必要な事項は、学務審議会が定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1

授業科目名	総授業時間数	単位数	備考
融合領域研究合同講義	30	2	

別表第2

授業科目名	総授業時間数	単位数	備考
大学教授法開発論	30	2	
学際研究特別講義Ⅰ	15	1	
学際研究特別講義Ⅱ	15	1	
学際研究特別研修Ⅰ	15	1	
学際研究特別研修Ⅱ	15	1	
学際研究特別研修Ⅲ	15	1	
学際研究特別研修Ⅳ	15	1	
学際フロンティア特別研修	15	1	
博士リテラシーの基礎	30	2	
博士インターンシップ研修	30～60 60～90	1 2	

東北大学大学院医学系研究科規程

制定 昭和30年7月1日
令和4年3月2日規第 号

目 次

- 第1章 総則（第1条－第2条の5）
- 第2章 入学、再入学、進学、編入学、転科、転入学及び転専攻（第3条－第5条）
- 第3章 教育方法等（第6条－第12条）
- 第4章 他の大学の大学院等における修学及び留学等（第13条－第17条）
- 第5章 課程修了（第18条－第23条）
- 第6章 科目等履修生（第24条－第30条）
- 第7章 特別聴講学生及び特別研究学生（第31条－第33条）
- 第8章 雜則（第34条）

附則

第1章 総 則

（趣旨）

第1条 東北大学大学院医学系研究科（以下「本研究科」という。）における入学、教育方法及び課程修了等については、東北大学大学院通則（昭和28年11月16日制定。以下「通則」という。）及び東北大学学位規程（昭和30年1月1日制定）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。ただし、医学系研究科長（以下「本研究科長」という。）はこの規程にかかわらず、医学系研究科委員会（以下「本研究科委員会」という。）の議を経て、特例を定めることができる。

（研究科の目的）

第1条の2 本研究科は、医学及び保健学の先進的、学際的及び創造的な研究を推進し、国際的に通用する優れた研究者並びに高度な医学的知識及び技術並びに豊かな人間性を備えた医療及び保健の指導者及び実践者を育成し、もって日本及び世界の人々の健康及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

（専攻、課程及びコース）

第2条 本研究科に、次の専攻を置く。

医科学専攻

障害科学専攻

保健学専攻

公衆衛生学専攻

2 医科学専攻は、修士課程及び医学を履修する課程（以下「医学履修課程」という。）とし、障害科学専攻及び保健学専攻は、前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分する課程（以下「区分課程」という。）とし、公衆衛生学専攻は、修士課程とする。

3 保健学専攻に、履修上の区分として次のコースを置く。

看護学コース

放射線技術科学コース

検査技術科学コース

（課程及びコースの目的）

第2条の2 医科学専攻修士課程は、医学系分野の研究者及び教育者並びに医科学系産業分野の発展に貢献することができる人材を育成することを目的とする。

2 医学履修課程は、自立して研究活動を行い、又は専門的な業務に従事するために必要な高度な研究能力を備えた医学研究者を育成することを目的とする。

第2条の3 障害科学専攻の区分課程（以下「障害科学区分課程」という。）は、自立して研究活動を行い、又は障害科学及びリハビリテーションに関する業務に従事するために必要な能力を備え、国際社会に貢献することができる人材を育成することを目的とする。

2 障害科学専攻の前期課程は、障害の予防及び克服並びにリハビリテーションに関連した医学・医療に関する業務に従事するために必要な能力を備え、かつ、高度な研究能力を備えた研究者又は教育者等を育成することを目的とする。

3 障害科学専攻の後期課程は、自立して研究を行い、又は障害に関連した医学・医療に関する業務に従事するために必要な高度な研究能力を備え、国際社会に貢献することができる研究者、指導者又は教育者等を育成することを目的とする。

第2条の4 保健学専攻の区分課程（以下「保健学区分課程」という。）は、自立して研究活動を行い、又は保健学に関する医療専門職の業務に従事するために必要な高い倫理観及び指導力を備え、国際社会に貢献することができる人材を育成することを目的とする。

2 保健学専攻の前期課程（以下「保健学前期課程」という。）は、次の表の左欄に掲げるコースの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げることを目的とする。

コース	目的
看護学コース	高度な専門性を有し、指導的な立場に立つ看護職、看護学の発展に貢献できる研究者又は教育者の育成
放射線技術科学コース	高度な専門性を有し、指導的な立場に立つ診療放射線技師、放射線技術科学の発展に貢献できる研究者又は教育者の育成
検査技術科学コース	高度な専門性を有し、指導的な立場に立つ臨床検査技師、検査技術科学の発展に貢献できる研究者又は教育者の育成

3 保健学専攻の後期課程（以下「保健学後期課程」という。）は、次の表の左欄に掲げるコースの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げることを目的とする。

コース	目的
看護学コース	豊かな国際性と高い倫理観及び指導力を有し、優れた研究能力及び教育能力を持ち、多様な看護現象に対応できる研究者、教育者又は高度な実践的指導者の育成
放射線技術科学コース	豊かな国際性と高い倫理観及び指導力を有し、放射線技術科学における優れた研究能力及び教育能力を持つ研究者、教育者又は高度な実践的指導者の育成
検査技術科学コース	豊かな国際性と高い倫理観及び指導力を有し、検査技術科学における優れた研究能力及び教育能力を持つ研究者、教育者又は高度な実践的指導者の育成

第2条の5 公衆衛生学専攻修士課程は、公衆衛生分野の研究者及び教育者並びに集学的・融合的研究を推進することができる人材を育成することを目的とする。

第2章 入学、再入学、進学、編入学、転科、転入学及び転専攻

(入学)

第3条 本研究科に入学を願い出た者に対する選考方法は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

第3条の2 入学を許可された者が、本研究科に入学する前に次の各号に掲げる教育課程において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）は、教育上有益と認めるときは、本研究科において修得した単位とみなすことがある。

- 一 東北大学大学院又は他の大学の大学院（以下「他の大学院」という。）
 - 二 外国の大学の大学院等又は外国の大学院の課程を有する教育施設
 - 三 通則第16条の2に規定する国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）
- 2 前項の規定により本研究科において修得したものとみなすことができる単位数は、15単位まで（後期課程にあっては、8単位まで）とし、同項及び第16条第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位

数は合わせて20単位までとする。

(再入学)

第4条 本研究科を中途で退学した者又は除籍された者が、再入学を願い出たときは、退学又は除籍の後2年以内及び同一の専攻への再入学の場合に限り、選考の上、許可することができる。ただし、特別の事情がある者については、退学又は除籍の後2年を超えた場合においても許可することができる。

2 前項の選考の方法は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長がその都度定める。

3 第1項の規定により再入学を許可した者の既に修得した授業科目及び単位並びに在学期間の全部又は一部の認定は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長がその都度行う。

(進学、編入学、転科、転入学及び転専攻)

第5条 本研究科に進学、編入学、転科、転入学及び転専攻を願い出た者に対する選考方法は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長がその都度定める。

2 転科、転入学及び転専攻を許可した者の既に修得した授業科目及び単位並びに在学期間の全部又は一部の認定は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長がその都度行う。

第3章 教育方法等

(教育方法等)

第6条 本研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

(教育課程)

第7条 本研究科の授業科目及びその単位数は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

2 授業科目は、医科学専攻修士課程にあっては共通科目、専門科目、プログラム科目、ローテーション実習、インターンシップ実習科目及び中間審査とし、医学履修課程にあっては系統講義コース科目、トレーニングコース科目及びアドバンスド講義科目とし、障害科学区分課程にあっては必修科目及び選択必修科目とし、保健学前期課程にあっては共通選択科目、専門科目及び特別研究科目とし、保健学後期課程にあっては共通科目（共通必修科目及び共通選択科目）、専門科目及び特別研究科目とし、公衆衛生学専攻修士課程にあっては共通科目、専門基盤科目、専門科目及び実習・特別研究科目とする。

3 履修上必要があると本研究科委員会の議を経て、本研究科長が認めたときは、実習又は研究をもって講義の全部又は一部に代えることができる。

(教育方法の特例)

第7条の2 教育上特別の必要があると本研究科において認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことがある。

(指導教員)

第8条 本研究科長は、授業科目の履修の指導及び研究指導を行うために、本研究科委員会の議を経て、学生ごとに指導教員を定める。

(授業科目の履修)

第9条 学生は、指導教員の指示によって履修しようとする授業科目を、毎学年の初めに、本研究科長に届け出なければならない。

(長期履修学生)

第9条の2 学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを願い出たときは、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が許可することができる。

2 前項の規定により、計画的な履修を許可された者（以下「長期履修学生」という。）が、当該在学期間にいて短縮することを願い出たときは、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が許可することができる。

3 前二項に定めるもののほか、長期履修学生の取扱いに関し必要な事項は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

(他の専攻等における履修等)

第9条の3 学生は、本研究科長の許可を得て、所属する専攻以外の専攻、他の研究科若しくは教育部の授業科目を履修し、又は他の研究科若しくは教育部において研究指導の一部を受けることができる。

2 前項に定めるもののほか、学生は、本研究科長の許可を得て、東北大学大学院共通科目規程（令和 年規 第 号）に定める授業科目（以下この項目において「大学院共通科目」という。）について、修士課程及び前期課程にあっては同規程別表第1に定めるものを、後期課程及び医学履修課程にあっては同規程別表第1又は

別表第2に定めるものを履修することができる。この場合において、大学院共通科目の履修手続については、同規程に定めるところのほか、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

3 第1項の規定により履修した授業科目で、修士課程にあっては専門科目として、医学履修課程にあっては系統講義コース科目として、障害科学区分課程にあっては選択必修科目として、保健学区分課程にあっては専門科目として、第18条、第18条の3又は第18条の4の合計単位数に含めることのできるもの並びにその単位数は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が定める。

(他の研究科等の学生による履修等)

第9条の4 他の研究科又は教育部の学生が、本研究科の授業科目を履修し、又は本研究科において研究指導を受けることを願い出たときは、許可することがある。

(試験)

第10条 授業科目の履修の認定は、試験による。試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、試験によらないで、平常の成績又はレポート等の成績によることがある。

2 試験は、授業の終了した授業科目について、学期末又は学年末に行う。

(追試験)

第11条 本研究科委員会の議を経て、本研究科長が特に必要と認めた場合は、追試験を行うことがある。

2 追試験の時期は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長がその都度定める。

(成績)

第12条 試験の成績は、次の区分により評価する。

A A 90点から100点まで

A 80点から89点まで

B 70点から79点まで

C 60点から69点まで

D 59点以下

2 前項による評価A A, A, B, Cは合格とし、評価Dは不合格とする。

第4章 他の大学の大学院等における修学及び留学等

(他の大学院等における修学)

第13条 学生は、本研究科長の許可を得て、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める他の大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学の大学院又はこれに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学院等」という。）が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学における授業科目を履修する場合について準用する。

第14条 学生は、本研究科長の許可を得て、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める他の大学院、研究所等又は国際連合大学（以下「他の大学院等」という。）において、研究指導の一部を受けることができる。

(留学)

第15条 学生は、本研究科長の許可を得て、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める外国の大学院等に留学することができる。

2 留学の期間は、在学年数に算入する。

3 第1項の規定は、学生が休学中に外国の大学院等において修学する場合について準用する。

(修学等の成果の認定)

第16条 第13条の規定により履修した授業科目について修得した単位、第14条の規定により受けた研究指導並びに前条第1項及び第3項の規定により留学し、及び休学中に修学して得た成果は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が定めるところにより、本研究科において修得した単位又は受けた研究指導とみなす。

2 前項の規定により本研究科委員会の議を経て、本研究科長が修得したものとみなすことができる単位数は、15単位までとし、第3条の2第1項及び前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は合わせて20単位までとする。

(雑則)

第17条 この章に規定するもののほか、他の大学院等における修学、外国の大学院等への留学及び休学中の外国の大学院等における修学に関し必要な事項は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

第5章 課程修了

(修士課程及び前期課程の修了要件)

第18条 本研究科の修士課程又は前期課程を修了するためには、同課程に2年以上在学し、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定めるところにより30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、修士論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「修士論文等」という。）を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に關しては、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定めるところにより、優れた研究業績を上げた者と認めた場合には、1年以上（次条の規定により在学したものとみなされた期間を除く。）在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合（前期課程を修了する場合に限る。）において、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が区分課程の目的を達成するために必要と認める場合には、修士論文等の審査及び最終試験の合格に代えて、次に掲げる試験及び審査の合格を前期課程の修了の要件とすることがある。

- 一 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
- 二 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期課程において修得すべきものについての審査

(修士課程及び前期課程における在学期間の短縮)

第18条の2 修士課程及び前期課程においては、第3条の2第1項の規定により本研究科に入学する前に修得した単位を本研究科において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により修士課程又は前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年までの期間在学したものとみなすことがある。ただし、この場合においても、修士課程又は前期課程に少なくとも1年以上在学しなければならない。

(区分課程の修了要件)

第18条の3 本研究科の区分課程を修了するためには、後期課程に3年以上在学し、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定めるところにより16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に關しては、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定めるところにより、優れた研究業績を上げた者と認めた場合には、1年（2年未満の在学期間をもって修士課程を修了した者にあっては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。
(医学履修課程の修了要件)

第18条の4 本研究科の医学履修課程を修了するためには、同課程に4年以上在学し、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定めるところにより30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に關しては、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定めるところにより、優れた研究業績を上げた者と認めた場合には、3年以上在学すれば足りるものとする。
(医学履修課程における在学期間の短縮)

第18条の5 医学履修課程においては、第3条の2第1項の規定により本研究科に入学する前に修得した単位を本研究科において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により医学履修課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年までの期間在学したものとみなすことがある。

(修士論文等の提出)

第19条 修士論文等は、修士課程又は前期課程に1年以上在学し、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定めるところにより20単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。

2 修士論文等は、所定の期日までに、本研究科長に提出しなければならない。

3 第18条ただし書の規定を適用させようとする場合の修士論文等の提出については、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

(博士論文の提出)

第19条の2 第18条の3に定める博士論文は、後期課程に2年以上在学し、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定めるところにより、次の各号に掲げる単位を修得し、かつ、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。

- 一 障害科学専攻にあっては、共通科目12単位以上
 - 二 保健学専攻にあっては、共通科目2単位以上及び専門科目4単位以上を合わせて8単位以上
- 2 第18条の4に定める博士論文は、医学履修課程に3年以上在学し、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が

別に定めるところにより20単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。

3 在学中に博士論文を提出する場合は、所定の期日までに、研究科長に提出しなければならない。

4 第18条の3ただし書又は第18条の4ただし書の規定を適用させようとする場合の博士論文の提出については、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

(学位論文の審査)

第20条 学位論文の審査は、本研究科委員会の定める審査委員若干名をもって行う。
(最終試験)

第21条 最終試験は、修士論文等又は博士論文を提出した者に対して行う。

2 最終試験は、修士論文等又は博士論文を中心として、これに関連のある専攻分野について行い、その方法は、本研究科委員会が別に定める。

3 最終試験は、修士論文等又は博士論文の審査委員を含めた本研究科委員会の定める試験委員若干名をもって行う。
(修士論文等又は博士論文及び最終試験の成績)

第22条 修士論文等又は博士論文及び最終試験の成績の表示は、合格、不合格とする。
(課程修了の認定)

第23条 課程修了の認定は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が行う。

第6章 科目等履修生

(科目等履修生の入学許可)

第24条 本研究科の特定の授業科目について履修を願い出た者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

(入学資格)

第25条 科目等履修生として入学できる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

(入学時期)

第26条 科目等履修生の入学の時期は、学期の初めとする。
(出願手続)

第27条 科目等履修生として入学を願い出る者は、所定の願書に必要書類を添えて、所定の期日までに本研究科長に提出しなければならない。

(在学期間)

第28条 科目等履修生の在学期間は1年以内とする。ただし、引き続き在学を願い出たときは、本研究科委員会の議を経て、本研究科長がその延長を許可することがある。

2 科目等履修生は2年を超えて在学することができない。

(単位の修得)

第29条 科目等履修生は、履修した授業科目について、所定の試験を受けて、単位を修得することができる。
(証明書の交付)

第30条 科目等履修生が履修した授業科目について証明を願い出たときは、証明書を交付することがある。

第7章 特別聴講学生及び特別研究学生

(特別聴講学生)

第31条 他の大学院の学生又は外国の大学院等若しくは国際連合大学の学生で、本研究科の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等若しくは国際連合大学と協議して定めるところにより、特別聴講学生として受け入れを許可することがある。

(特別研究学生)

第32条 他の大学院の学生又は外国の大学院等若しくは国際連合大学の学生で、本研究科において研究指導を受けることを志願するものがあるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等若しくは国際連合大学と協議して定めるところにより、特別研究学生として受け入れを許可することがある。

(雑則)

第33条 特別聴講学生及び特別研究学生の受け入れに関し必要な事項は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

第8章 雜 則

第34条 この規程に定めるもののほか、入学、教育方法及び課程修了等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和30年7月1日から施行し、昭和30年4月1日から適用する。

(省略)

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 令和2年度以前に後期課程に入学及び編入学した者の入学前の既修得単位の認定並びに他の大学院等における修学及び留学等については、改正後の第3条の2第2項及び第16条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

東北大学大学院医学系研究科履修内規

制定 平成17年12月27日
最終改正 令和4年2月2日

(趣旨)

第1条 この内規は、東北大学大学院医学系研究科規程（昭和30年7月1日制定。以下「規程」という。）第7条第2項の規定に基づき、東北大学大学院医学系研究科（以下「本研究科」という。）において開設する授業科目及び単位数について定めるものとする。

(医科学専攻の授業科目及び単位数)

第2条 本研究科の医科学専攻において開設する授業科目及び単位数は、修士課程にあっては別表第1に、医学を履修する課程（以下「医学履修課程」という。）にあっては別表第2による。

(障害科学専攻の授業科目及び単位数)

第3条 本研究科の障害科学専攻において開設する授業科目及び単位数は、別表第3による。

(保健学専攻の授業科目及び単位数)

第4条 本研究科の保健学専攻において開設する授業科目及び単位数は、別表第4による。

(公衆衛生学専攻の授業科目及び単位数)

第5条 本研究科の公衆衛生学専攻修士課程において開設する授業科目及び単位数は、別表第5による。

附 則（省略）

附 則（令和4年2月2日改正）

1 この内規は、令和4年4月1日から施行する。

2 令和2年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、この内規の規程にかかわらず、この内規の施行の前日において改正前の内規により適用されていた授業科目及び単位数とする。

別表第1

医科学専攻 修士課程

授業科目	一般コース		量子生命・分子イメージング教育コース		Basic Medicineコース		研究医コース		災害医療コース	
	必修	選択必修	必修	選択必修	必修	選択必修	必修	選択必修	必修	選択必修
共通科目	医療倫理学	1		1	1		1		1	
	基礎医学 I	1	選	1	1					
	基礎医学 II	1	選	1	1					
	基礎医学 III	1	選	1	1					
	基礎医学 IV	1	選	1	1					
	Human Security and Global Health (ヒューマンセキュリティとグローバルヘルス)		2		2				2	
	医学AI概論 I	2		2	2		2	2	2	
	医学AI概論 II	2		2	2		2	2	2	
	Topics and Discussions I	2		2	2		2	2	2	
	Topics and Discussions II	2		2	2		2	2	2	
専門科目	Topics and Discussions III	2		2	2		2	2	2	
	Topics and Discussions IV	2		2	2		2	2	2	
	国際学会参加成果評価	1		1	1		1		1	
	研究企画演習	1		1	1		1		1	
	論文研究	1 0		1 0	1 0		1 0		1 0	
	分子・遺伝生物学 I	1		1	1					1
	内科学概論	1		1	1					1
	外科学概論	1		1	1					1
	発生・発達・周産期医学概論	1		1	1					1
	分子イメージング概論	2		2	2					1
プログラム科目	医用動物学	1								
	医学統計学入門	1								
	データ管理学入門	2		2				2		2
	Infectious Disease Epidemiology (感染症疫学)	2					2	2		2
	Infectious Disease and human Security (感染症とヒューマンセキュリティ)	2					2	2		2
	医療薬学特論			2			2	2		2
	応用医療薬学特論			2			2	2		2
	量子生命・分子イメージング特別講義			1				1		
	ゲノム医学	1								
	保健医療概論	1								1
ローテーション実習	Study Design for Researches on Medical Sciences (医学研究方法論)	2		2			2		2	
病態医科学プログラム	分子・遺伝生物学 II	1		1	1					
	免疫科学	1		1	1					
	神経科学	1		1	1					
	量子生命科学概論	2		2	2					
	がん生物学	1		1	1					
社会・医療システム医科学プログラム	がん科学	1		1	1					1
	先進医学通論	1		1	1					1
	生体分子解析学概論	1		1	1					1
	Health and social resilience for large-scale disaster (巨大災害に対する健康と社会のレジリエンス)	2				2		2		2
研究医養成プログラム	医学データ解析入門	1		1						1
	薬事・規制科学	1		1						1
	Health Resilience in Aging Society (高齢化社会における健康レジリエンス)	2		2		2				1
	バイオニアトレーニング							4		
災害医療プログラム	研究発展トレーニング							4		
	成果発表実習								2	
	研究ネットワーク実習								2	
	災害保健医療セミナー								3	
インターナシップ実習科目	災害科学概論								1	
	災害医学特論								2	
	災害保健医療トレーニング								3	
中間審査		2		2		2		2		2

※次の各号により、30単位以上を修得すること。

1. 一般コースの学生は、同コース開設科目のうちから、指導教員の指示により、共通科目14単位以上、専門科目2単位以上、ローテーション実習4単位、インターンシップ実習科目6単位、中間審査2単位。
2. 量子生命・分子イメージング教育コースの学生は、同コース開設科目のうちから、指導教員の指示により、共通科目13単位以上、専門科目3単位以上、プログラム科目2単位以上、ローテーション実習4単位、インターンシップ実習科目6単位、中間審査2単位。
3. Basic Medicineコースの学生は、同コース開設科目のうちから、指導教員の指示により、共通科目14単位以上、専門科目2単位以上、プログラム科目2単位以上、ローテーション実習4単位、インターンシップ実習科目6単位、中間審査2単位。
4. 研究医養成コースの学生は、同コース開設科目のうちから、指導教員の指示により、共通科目12単位、プログラム科目10単位以上、インターンシップ実習科目6単位、中間審査2単位。
5. 災害医療コースの学生は、同コース開設科目のうちから、指導教員の指示により、共通科目12単位、プログラム科目7単位以上、ローテーション実習4単位、インターンシップ実習科目6単位、中間審査2単位。

授業科目	International Course of “Public Health Science for Human Security” (ヒューマンセキュリティ国際教育コース)	
	必修	選択必修
Medical Ethics (医療倫理学)	1	
Health Resilience in Aging Society (高齢化社会における健康レジリエンス)	2	
International Development Studies (国際開発学)	2	
Human Security and Global Health (ヒューマンセキュリティとグローバルヘルス)	2	
Infectious Disease and human Security (感染症とヒューマンセキュリティ)	2	
Health and Social Resilience for Large-scale Disaster (巨大災害に対する健康と社会のレジリエンス)	2	
Environmental Resilience and Energy Security (環境とエネルギーの安全保障問題)	2	
Exercise on Human Security A (ヒューマンセキュリティ演習A)	1	
Exercise on Human Security B (ヒューマンセキュリティ演習B)	1	
International Society II (国際社会論II)	2	
Study Design for Researches on Medical Sciences (医学研究方法論)	2	
Paper Research&Basic Seminar (論文研究)	1 0	
Infectious Disease Epidemiology (感染症疫学)		2
Global Governance and Safety (グローバルガバナンスと安全)		2
Food Economics (食料経済学)		2
Hydrology (水循環システム論)		2
Topics and Discussions I		2
Topics and Discussions II		2
Topics and Discussions III		2
Topics and Discussions IV		2
Attendance of Academic Meeting (国際学会参加成果評価)		1

※次の各号により、30単位以上を修得すること。

6. ヒューマンセキュリティ国際教育コースの学生は、同コース開設科目のうちから、指導教員の指示により、必修科目29単位、選択必修科目1単位以上。

授業科目	医学物理士養成コース (保健学系学部出身者)		医学物理士養成コース (理工学系学部出身者)	
	必修	選択		
医療倫理学	1		医療倫理学	1
医学物理学特論 I	1		医学物理学特論 I	1
医学物理学特論 II	1		医学物理学特論 II	1
力学	2		放射線物理学	2
電磁気学	2		放射線防護学	2
量子力学		2	放射線診断物理学	
原子核物理学		2	放射線治療物理学	2
医学統計学入門	1		放射線計測学	1
医学データ解析入門	1		情報処理学	1
医療情報学		1	放射線関連法規および勧告	1
医用情報学セミナー I		4	解剖学	1
医用情報学セミナー II		4	生理学	1
医用物理学特論		2	病理学	1
画像情報学特論		2	放射線診断学	1
医用画像工学特論		2	放射線腫瘍学	1
生体応用科学セミナー I		4	医学統計学入門	1
生体応用科学セミナー II		4	医学データ解析入門	1
画像診断学特論		2	先端放射線科学概論	2
画像解析学特論		2	超音波技術学	1
放射線検査学特論		2	医用情報学セミナー I	4
放射線治療学特論		2	医用情報学セミナー II	4
数学 I		2	医用物理学特論	2
統計物理学 I		2	画像情報学特論	2
統計物理学 II		2	医用画像工学特論	2
医学AI概論 I		2	生体応用科学セミナー I	4
医学AI概論 II		2	生体応用科学セミナー II	4
Topics and Discussions I		2	画像診断学特論	2
Topics and Discussions II		2	画像解析学特論	2
Topics and Discussions III		2	放射線検査学特論	2
Topics and Discussions IV		2	放射線治療学特論	2
国際学会参加成果評価		1	医学AI概論 I	2
医学物理士トレーニング I	2		医学AI概論 II	2
論文研究	1 0		Topics and Discussions I	2
			Topics and Discussions II	2
			Topics and Discussions III	2
			Topics and Discussions IV	2
			国際学会参加成果評価	1
			医学物理士トレーニング I	2
			核医学	1
			論文研究	1 0

※次の各号により、30単位以上を修得すること。

7. 医学物理士養成コースの学生は、同コース開設科目のうちから、指導教員の指示により、30単位以上。

別表第2

医科学専攻 博士課程（医学履修課程）

【一般コース】

科目区分	系統講義コース科目			トレーニングコース科目			アドバンスド講義科目		
	授業科目	必修	選択	授業科目	必修	選択	授業科目	必修	選択
コア科目	分子医学	2		研究推進・研究倫理ゼミ			国際交流セミナー A	1	
	社会・環境医学	2		学際領域ゼミ			国際交流セミナー B	1	
	先端臨床医学	2		先進臨床医学ゼミ			国際交流セミナー C	1	
	神経科学基礎	2		論文研究			国際交流セミナー D	1	
	免疫科学	2		Advanced Medical Seminar I (先進医学ゼミ I) *		10	海外留学成果評価	1	
	Advanced Infectious Disease	2		Advanced Medical Seminar II (先進医学ゼミ II) *		6	国際学会参加成果評価	1	
	Advanced Global Health	2		TRトレーニング I		6	インターナショナル成果評価	1	
	Advanced Health and social resilience for large-scaledisaster	2		TRトレーニング II		6	感染症疫学セミナー	2	
	Advanced Health Resilience in Aging Society	2		神経科学ワークショップ I		2	神経科学セミナー	2	
	災害医学特論	2		神経科学ワークショップ II		2	NM高等教育セミナー I	1	
	Study Design for Researches on Medical Sciences (医学研究方法論)	2		医療機器トレーニング		2	NM高等教育セミナー II	1	
	TR特論 I	2		連携機関トレーニング I		2	災害医学セミナー ***	2	
	TR特論 II	2		連携機関トレーニング II		2			
	TR特論 III	2		連携機関トレーニング III		2			
	TR特論 IV	2							
	神経科学 I	2							
	神経科学 II	2							
	神経科学 III	2							
	Topics and Discussions I	2							
	Topics and Discussions II	2							
	Topics and Discussions III	2							
	Topics and Discussions IV	2							
量子生命・分子イメージング科目	分子イメージング特論	2		分子イメージングトレーニング	6		分子イメージング診断治療講義	2	
	量子生命科学特論	2		量子生命イメージングトレーニング	2		量子生命・分子イメージング特別講義	1	
がんプロ 科目	臨床腫瘍学特論 I	2		放射線治療トレーニング I		1	がんプロ合同セミナー		
	臨床腫瘍学特論 II	2		放射線治療トレーニング II		2	がん医科学セミナー		
	臨床腫瘍学特論 III	4		放射線治療トレーニング III		6			
				化学療法トレーニング I		1			
				化学療法トレーニング II		2			
				化学療法トレーニング III		6			
				緩和ケアトレーニング I		1			
				緩和ケアトレーニング II		2			
				緩和ケアトレーニング III		6			
				腫瘍外科トレーニング I		1			
				腫瘍外科トレーニング II		2			
				腫瘍外科トレーニング III		6			
				腫瘍外科トレーニング IV		6			
医学物理士 科目	医学物理学特論 I	1		医学物理士トレーニング II	2				
	医学物理学特論 II	1		医学物理士臨床研修	8				
	力学	2							
	電磁気学	2							
	量子力学	2							
	(理)先端放射線科学概論	2							
	基礎医学	2							
	放射線腫瘍学	2							
(理) 必修 科目	放射線物理学	2							
	超音波技術学	1							
	(工)必修 科目								

科目区分	系統講義コース科目			トレーニングコース科目			アドバンスド講義科目		
	授業科目	必修	選択	授業科目	必修	選択	授業科目	必修	選択
医学物理士科目	医療情報学	1							
	放射線防護学	1							
	臨床物理学	2							
	放射線計測学	1							
	情報処理学	1							
	放射線関連法規および勧告	1							
	画像診断学	2							
	放射線生物学	1							
	原子核物理学	2							
	統計物理学 I	2							
	統計物理学 II	2							
	数学 I	2							
	数学 II	2							
	医学統計学入門	1							
	医学データ解析入門	1							
	医療倫理学	1							
	核医学****	1							
研究医科目	研究医養成特論 I 研究医養成特論 II	2)選 2)択					研究医養成セミナー	1	
医療AI科目	医学AI特論 I	2		医学AIトレーニング I	3		医学AIセミナー	2	
	医学AI特論 II	2		医学AIトレーニング II	3				
				医学AIトレーニング III	3				
				医学AIトレーニング IV	3				
総合診療・災害医療研究科目***	医学統計学 保健医療福祉情報学 臨床研究特論 災害医療セミナー	4 2 2 4		臨床研究トレーニング 災害医療トレーニング	4 4		総合診療・災害医療研究医養成セミナー		2

※次の各号により、30単位以上を修得すること。

- 一般コースの学生は、指導教員の指示により、系統講義コース科目4単位以上、トレーニングコース科目20単位以上、アドバンスド講義科目2単位以上。
- 量子生命・分子イメージング教育コースの学生は、指導教員の指示により、コア科目及び量子生命・分子イメージング科目のうちから、系統講義コース科目4単位以上、トレーニングコース科目20単位以上、アドバンスド講義科目2単位以上。
- 腫瘍専門医養成コースの学生は、指導教員の指示により、コア科目及びがんプロ科目のうちから、系統講義コース科目8単位以上、トレーニングコース科目20単位以上、アドバンスド講義科目2単位以上。
- 研究医コースの学生は、指導教員の指示により、コア科目及び研究医科目的うちから、系統講義コース科目4単位以上、トレーニングコース科目20単位以上、アドバンスド講義科目2単位以上。
- 医学物理士コースの学生は、指導教員の指示により、コア科目、がんプロ科目及び医学物理士科目的うちから、系統講義科目8単位以上、トレーニング科目20単位以上、アドバンス講義科目2単位以上。ただし、医学物理士養成コース出身の学生は、系統講義コース科目について、コア科目、がんプロ科目、医学物理士科目的うちから8単位以上を選択して履修すること。また、医学・保健学系学部出身の学生は、系統講義コース科目の「医学物理学特論（2単位）」「力学（2単位）」「電磁気学（2単位）」「量子力学（2単位）」を必修とし、理工学系学部出身の学生は、系統講義コース科目の「医学物理学特論（2単位）」「先端放射線科学概論（2単位）」「基礎医学（2単位）」「放射線腫瘍学（2単位）」「放射線物理学（2単位）」「超音波技術学（1単位）」を必修とする。
- 総合診療研究医コースの学生は、指導教員の指示により、総合診療・災害医療研究科目的うちから系統講義コース科目4単位以上、総合診療研究科目およびコア科目的うちからトレーニングコース科目20単位以上、アドバンス講義科目2単位以上。
- 災害医療研究医コースの学生は、指導教員の指示により、総合診療・災害医療研究科目的うちから系統講義コース科目4単位以上、総合診療・災害医療研究科目およびコア科目的うちからトレーニングコース科目20単位以上、アドバンスド講義科目2単位以上。
- 医療AI人材養成コースの学生は、指導教員の指示により、コア科目及び医療AI科目的うちから系統講義コース科目5単位以上、トレーニングコース科目22単位以上、アドバンスド講義科目2単位以上。

備考：TR=Translational Research NM=Network Medicine

コア科目的必修科目「論文研究」を除き、他の科目区分の必修科目については該当コース学生のみ必修となる。

* Advanced Medical Seminar I およびIIは、原則として日本語理解が困難な留学生のみ履修可。

** 「災害医学セミナー」は、原則として災害科学国際研究所の分野所属学生のみ履修可。

*** 総合診療・災害医療研究科目は、総合診療研究医コース及び災害医療研究医コース学生のみ履修可。

****「核医学」は、過去に未履修の場合は必ず受講すること。

[Network Medicine Course]

科目区分	系統講義コース科目			トレーニングコース科目			アドバンスド講義科目		
	授業科目	必修	選択	授業科目	必修	選択	授業科目	必修	選択
Network Medicine 科目	Molecular Medical Sciences (分子医科学)	2		Advanced Medical Seminar I (先進医学ゼミ I) *	6		International Exchange A (国際交流セミナー A)	1	
	Public Health and Environmental Health Science (社会・環境医学)	2		Advanced Medical Seminar II (先進医学ゼミ II) *	6		International Exchange B (国際交流セミナー B)	1	
	Advanced Clinical Medicine (先端臨床医学)	2		Molecular Imaging Training (分子イメージングトレーニング)	6		International Exchange C (国際交流セミナー C)	1	
	Basic Neuroscience (神経科学基礎)	2		Paper Research & Basic Seminar (論文研究)	10		International Exchange D (国際交流セミナー D)	1	
	Immunological Science (免疫科学)	2					Study-abroad Performance (海外留学成果評価)	1	
	Advanced Infectious Disease	2					Attendance of Academic meeting (国際学会参加成果評価)	1	
	Advanced Global Health	2					Internship Experience (インターンシップ成果評価)	1	
	Advanced Health and social resilience for large-scale disaster	2					Seminar on Infectious Disease Epidemiology (感染症疫学セミナー)	2	
	Advanced Health Resilience in Aging Society	2							
	Study Design for Researches on Medical Sciences (医学研究方法論)	2							
	Advanced Molecular Imaging (分子イメージング特論)	2							
	Topics and Discussions I	2							
	Topics and Discussions II	2							
	Topics and Discussions III	2							
	Topics and Discussions IV	2							

※Network Medicineコースの学生は、指導教員の指示により、Network Medicine科目のうちから、系統講義コース科目4単位以上、トレーニングコース科目20単位以上、アドバンスド講義科目2単位以上の合計30単位以上を修得すること。

* Advanced Medical Seminar I およびIIは、原則として日本語理解が困難な留学生のみ履修可。

別表第3

障害科学専攻 博士課程前期2年の課程

科目区分	授業科目			
	必修	単位数	選択必修	単位数
運動学分野	運動学概論 I	2	運動学特論 I	2
	運動学概論 II	2	運動学特論 II	2
	運動学実習 I	3	行動医学特論 I	2
	運動学実習 II	3	行動医学特論 II	2
心療内科学分野	行動医学概論 I	2	臨床神経生理学特論 I	2
	行動医学概論 II	2	臨床神経生理学特論 II	2
	行動医学実習 I	3	肢體不自由学特論 I	2
	行動医学実習 II	3	肢體不自由学特論 II	2
肢體不自由学分野	肢體不自由学概論 I	2	内部障害学特論 I	2
	肢體不自由学概論 II	2	内部障害学特論 II	2
	肢體不自由学実習 I	3	高次機能障害学特論 I	2
	肢體不自由学実習 II	3	高次機能障害学特論 II	2
てんかん学分野	てんかん学概論 I	2	胎児病態学特論 I	2
	てんかん学概論 II	2	胎児病態学特論 II	2
	てんかん学実習 I	3	医学概論 I	3
	てんかん学実習 II	3	医学概論 II	3
内部障害学分野	内部障害学概論 I	2	統計学	2
	内部障害学概論 II	2	運動処方学 I	2
	内部障害学実習 I	3	運動処方学 II	2
	内部障害学実習 II	3	行動医学実践学 I	2
高次機能障害学分野	高次機能障害学概論 I	2	行動医学実践学 II	2
	高次機能障害学概論 II	2	義肢装具学 I	2
	高次機能障害学実習 I	3	義肢装具学 II	2
	高次機能障害学実習 II	3	臨床神経生理学実習 I	2
産科学・胎児病態学分野	胎児病態学概論 I	2	臨床神経生理学実習 II	2
	胎児病態学概論 II	2	内部障害実践学 I	2
	胎児病態学実習 I	3	内部障害実践学 II	2
	胎児病態学実習 II	3	臨床脳科学 I	2
上記以外の分野 (専攻兼務分野)	分野指定科目 I *	2	臨床脳科学 II	2
	分野指定科目 II *	2	神経解剖学	2
	分野指定実習 I *	3	医学AI概論 I	2
	分野指定実習 II *	3	医学AI概論 II	2
共通必修科目	医療倫理学	1	Topics and Discussions I	2
	論文研究 I	1 0	Topics and Discussions II	2
			Topics and Discussions III	2
			Topics and Discussions IV	2
			国際学会参加成果評価	1
			災害医学概論	2
			分野選択科目 I *	2
			分野選択科目 II *	2
			分野選択科目 (実践学) I *	2
			分野選択科目 (実践学) II *	2

※次の各号により、30単位以上を修得すること。

1. 必修科目は、指導教員の指示により21単位以上。

2. 選択必修科目は、指導教員の指示により9単位以上。

なお、学生は、その他許可を得た授業科目を選択科目として履修することができる。

*印の授業科目は、該当する分野（専攻兼務分野）が設定する科目である。

障害科学専攻 博士課程後期3年の課程

科目区分	授業科目			
	必修	単位数	選択必修	単位数
共通科目	論文研究II	4	研究推進・研究倫理ゼミ	6
	論文研究III	4	学際領域ゼミ	6
	論文研究IV	4	機能医学特論	2
			機能医学ゼミ	6
			分子医学	2
			社会・環境医学	2
			神経科学基礎	2
			免疫科学	2
			医学AI特論I	2
			医学AI特論II	2
			Topics and Discussions I	2
			Topics and Discussions II	2
			Topics and Discussions III	2
			Topics and Discussions IV	2
			海外留学成果評価	1
			国際学会参加成果評価	1
			インターンシップ成果評価	1

※次の各号により、16単位以上を修得すること。

1. 必修科目は、指導教員の指示により12単位。
2. 選択必修科目は、指導教員の指示により4単位以上。

なお、学生は、その他許可を得た授業科目を選択必修科目として履修することができる。

別表第4

保健学専攻 博士課程前期2年の課程

科目区分	授業科目	一般コース		科目区分	授業科目	一般コース	
		必修	選択			必修	選択
共通選択科目	医療倫理学	1		看護学コース	コンサルテーション論	2	
	看護学研究方法論	2			臨床薬理学	2	
	看護学研究のための統計学	2			フィジカルアセスメント	2	
	看護倫理	2			病態生理学	2	
	理論看護学アプローチ	2			がん看護学特論 I	2	
	看護科学論 I	2			がん看護学特論 II	2	
	医療教育論	2			がん看護学セミナー I	2	
	医療・看護政策論	2			がん看護学セミナー II	2	
	がん科学	2			緩和ケア看護学特論 I	2	
	がん診療トレーニング	2			緩和ケア看護学特論 II	2	
	先端放射線科学概論	2			緩和ケアトレーニング	1	
	検査医科学概論	2			緩和ケア看護学セミナー I	2	
	災害医学概論	2			緩和ケア看護学セミナー II	2	
	医用動物学	1			がん看護専門看護学実習 I	2	
	分子・遺伝生物学 I	1			がん看護専門看護学実習 II	6	
	医学統計学入門	2			がん看護専門看護学実習 III	2	
	医学データ解析入門	2			小児看護学特論 I	2	
	医学AI概論 I	2			小児看護学特論 II	2	
	医学AI概論 II	2			小児看護学セミナー I	4	
	Topics and Discussions I	2			小児看護学セミナー II	2	
	Topics and Discussions II	2			小児看護学セミナー III	2	
	Topics and Discussions III	2			小児専門看護学実習 I	2	
	Topics and Discussions IV	2			小児専門看護学実習 II	8	
	国際学会参加成果評価	1			精神看護学特論 I	2	
専門科目	看護学コース	看護アセスメント学特論 I	2	専門科目	精神看護学特論 II	2	
		看護アセスメント学特論 II	2		家族のメンタルヘルス論	2	
		看護アセスメント学セミナー	4		精神看護学セミナー I	2	
		看護管理学特論 I	2		精神看護学セミナー II	2	
		看護管理学特論 II	2		精神看護学セミナー III	2	
		看護管理学セミナー	4		精神看護学セミナー IV	2	
		老年・在宅看護学特論 I	2		救急・急性期精神看護	2	
		老年・在宅看護学特論 II	2		精神専門看護学実習 I	1	
		老年・在宅看護学セミナー	4		精神専門看護学実習 II	2	
		地域ケアシステム看護学特論 I	2		精神専門看護学実習 III	4	
		公衆衛生看護学特論 I	2		精神専門看護学実習 IV	2	
		公衆衛生看護学特論 II	2		精神専門看護学実習 V	1	
		公衆衛生看護学セミナー	4		ウィメンズヘルス・周産期看護学特論 I	2	
		公衆衛生看護学原論	2		ウィメンズヘルス・周産期看護学特論 II	2	
		公衆衛生看護学活動論 I	4		ウィメンズヘルス・周産期看護学セミナー	4	
(保健師必修科目)	（保健師必修科目）	公衆衛生看護学活動論 II	4	放射線技術科学コース	医用情報学セミナー I	4	
		公衆衛生看護学演習 I	4		医用情報学セミナー II	4	
		公衆衛生看護学演習 II	4		医用物理学特論	2	
		疫学	2		画像情報学特論	2	
		保健統計学	2		医用画像工学特論	2	
		保健医療福祉行政特論	3		生体応用科学セミナー I	4	
		公衆衛生看護学実習 I	5		生体応用科学セミナー II	4	
		公衆衛生看護学実習 II	5		画像診断学特論	2	
		公共哲学	2		画像解析学特論	2	
		社会システム論	2		放射線検査学特論	2	
選択(保健師科目)	選択(保健師科目)	環境保健論	2		放射線治療学特論	2	
		災害メンタルヘルス論	2		放射線検査学トレーニング	4	

科目区分			授業科目		一般コース									
					必修	選択								
専門科目 検査技術科学コース 基礎検査医学領域	感染分子病態解析学セミナーI 感染分子病態解析学セミナーII 感染分子病態解析学特論 内分泌応用医科学セミナーI 内分泌応用医科学セミナーII 内分泌応用医科学特論 感染実験トレーニング ペプチド内分泌実験トレーニング 医学論文読解演習A				4									
					4									
					2									
					4									
					4									
					2									
					4									
					4									
					2									
					2									
					病理検査学セミナーI 病理検査学セミナーII 病理検査学特論 臨床生理検査学セミナーI 臨床生理検査学セミナーII 臨床生理検査学特論 分子血液学セミナーI 分子血液学セミナーII 分子血液学特論 分子内分泌学セミナーI 分子内分泌学セミナーII 分子内分泌学特論 病理診断学トレーニング 臨床検査学トレーニング 医学論文読解演習B				4	4				
									2					
									4					
									2					
									4					
									2					
									4					
									4					
									2					
									4					
									5					

授業科目			医学物理士養成コース (保健学系学部出身者)					授業科目			医学物理士養成コース (理学系学部出身者)	
			必修	選択				必修	選択			
医療倫理学			1		医療倫理学			1		医療倫理学		
医学物理学特論 I			1		医学物理学特論 I			1		医学物理学特論 I		
医学物理学特論 II			1		医学物理学特論 II			1		医学物理学特論 II		
力学			2		放射線物理学			2		放射線物理学		
電磁気学			2		放射線防護学			2		放射線防護学		
量子力学			2		放射線診断物理学			1		放射線診断物理学		
原子核物理学			2		放射線治療物理学			2		放射線治療物理学		
医学統計学入門			1		放射線計測学			1		放射線計測学		
医学データ解析入門			1		情報処理学			1		情報処理学		
医療情報学			1		放射線関連法規および勧告			1		放射線関連法規および勧告		
医用情報学セミナーI			4		解剖学			1		解剖学		
医用情報学セミナーII			4		生理学			1		生理学		
医用物理学特論			2		病理学			1		病理学		
画像情報学特論			2		放射線診断学			1		放射線診断学		
医用画像工学特論			2		放射線腫瘍学			1		放射線腫瘍学		
生体応用科学セミナーI			4		医学統計学入門			1		医学統計学入門		
生体応用科学セミナーII			4		医学データ解析入門			1		医学データ解析入門		
画像診断学特論			2		先端放射線科学概論			2		先端放射線科学概論		
画像解析学特論			2		超音波技術学			1		超音波技術学		
放射線検査学特論			2		医用情報学セミナーI			4		医用情報学セミナーI		
放射線治療学特論			2		医用情報学セミナーII			4		医用情報学セミナーII		
数学 I			2		医用物理学特論			2		医用物理学特論		
統計物理学 I			2		画像情報学特論			2		画像情報学特論		
医学AI概論 I			2		医用画像工学特論			2		医用画像工学特論		
医学AI概論 II			2		生体応用科学セミナーI			4		生体応用科学セミナーI		
Topics and Discussions I			2		生体応用科学セミナーII			4		生体応用科学セミナーII		
Topics and Discussions II			2		画像診断学特論			2		画像診断学特論		
Topics and Discussions III			2		画像解析学特論			2		画像解析学特論		
Topics and Discussions IV			2		放射線検査学特論			2		放射線検査学特論		
国際学会参加成果評価			1		放射線治療学特論			2		放射線治療学特論		
医学物理士トレーニング I			2		医学AI概論 I			2		医学AI概論 I		
論文研究			10		医学AI概論 II			2		医学AI概論 II		
					Topics and Discussions I							
					Topics and Discussions II							
					Topics and Discussions III							
					Topics and Discussions IV							
					国際学会参加成果評価							
					医学物理士トレーニング I							
					核医学							
					論文研究							

※次の各号により、30単位以上を修得すること。

1. 一般コースの学生は、同コース開設科目のうちから、指導教員の指示により、以下のとおり。
 - (1) 共通選択科目 2 単位以上。
なお、看護学コースの学生は看護学研究方法論、放射線技術科学コースの学生は先端放射線科学概論、検査技術科学コースの学生は検査医学概論を選択必修科目とする。
 - (2) 領域別の専門科目から、看護学コースの学生は8単位以上、放射線技術科学コース及び検査技術科学コースの学生は10単位以上。
 - (3) 論文研究10単位。
 - (4) 保健師コースの学生のみ課題研究5単位を論文研究10単位に替えて選択することができる。
 - (5) 保健師国家試験受験資格取得には、看護学コース基礎・健康開発看護学領域から保健師必修科目33単位を修得すること。
2. 医学物理士養成コースの学生は、同コース開設科目のうちから、指導教員の指示により、30単位以上。

保健学専攻 博士課程後期3年の課程

科目区分	授業科目	必修	選択
共通科目	健康科学論		2
	看護科学論Ⅱ		2
	看護科学論Ⅲ		2
	分子医科学		2
	社会・環境医学		2
	医学AI特論Ⅰ		2
	医学AI特論Ⅱ		2
	Topics and DiscussionsⅠ		2
	Topics and DiscussionsⅡ		2
	Topics and DiscussionsⅢ		2
専門科目	Topics and DiscussionsⅣ		2
	国際学会参加成果評価		1
	基礎・健康開発看護学セミナーⅠ		2
	基礎・健康開発看護学セミナーⅡ		2
	家族支援看護学セミナーⅠ		2
	家族支援看護学セミナーⅡ		2
	基礎・健康開発看護学特論		2
	家族支援看護学特論		2
	医用情報技術科学セミナーⅠ		2
	医用情報技術科学セミナーⅡ		2
看護学コース	生体応用技術科学セミナーⅠ		2
	生体応用技術科学セミナーⅡ		2
	医用情報技術科学特論		2
	生体応用技術科学特論		2
	検査医科学セミナーⅠ		2
	検査医科学セミナーⅡ		2
	臨床検査医科学セミナーⅠ		2
	臨床検査医科学セミナーⅡ		2
	検査医科学特論		2
特別研究科目	保健学論文研究	8	

※次の各号により、16単位以上を修得すること。

1. 共通科目のうちから、指導教員の指示により、2単位以上。
2. 専門科目の各コースから、指導教員の指示により、4単位以上。
3. 保健学論文研究8単位。

別表第5

公衆衛生学専攻 修士課程

科目区分	授業科目	一般コース		高度臨床研究支援・管理者育成コース		臨床研究管理医養成1年コース		公衆衛生・遺伝カウンセリングコース		医療・公衆衛生倫理指導者養成コース		ヒューマンセキュリティ国際教育コース		災害医療マネジメントコース	
		必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択
共通科目	疫学研究デザイン入門	1	1	1		1		1	1	1		1		1	1
	保健医療概論														
	医療倫理学 I	1		1		1		1	1	1		1		1	1
	行動医学入門	1		1		1		1	1	1		1		1	
	基礎医学 I														
	基礎医学 II														
	基礎医学 III														
	基礎医学 IV														
	医学AI概論 I	2		2		2		2	2	2		2		2	2
	医学AI概論 II	2		2		2		2	2	2		2		2	2
	Topics and Discussions I	2		2		2		2	2	2		2		2	2
	Topics and Discussions II	2		2		2		2	2	2		2		2	2
	Topics and Discussions III	2		2		2		2	2	2		2		2	2
	Topics and Discussions IV	2		2		2		2	2	2		2		2	2
	国際学会参加成果評価	1		1		1		1	1	1		1		1	1
	社会医学演習	2									2		2		
専門基盤科目	分子・遺伝生物学 I	1	1							1					1
	分子・遺伝生物学 II	1								1					1
	免疫科学									1					
	神経科学									1					
	内科学概論	1		1						1					1
	外科学概論	1		1						1					1
	発生・発達・周産期医学概論	1		1						1					1
	医療薬学特論									2					
	応用医療薬学特論									2					
	がん科学									1					
専門科目	先進医学通論									1					
	Health and Social Resilience for Large-scale Disaster (巨大災害に対する健康と社会のレジリエンス)	2													2
	Human Security and Global Health (ヒューマンセキュリティとグローバルヘルス)	2													2
情報健康医学系科目	疫学概論	1	1	1		1		1	1	1		1		1	1
	臨床研究概論	1		1		1		1	1	1		1		1	1
	分子疫学	1													1
	Infectious Disease and human Security (感染症とヒューマンセキュリティ)	2		2		2		2	2	2		2		2	2
	医学統計学入門	2		2		2		2	2	2		2		2	2
	医学データ解析入門	2		2		2		2	2	2		2		2	2
	データ管理学 I	2		2		2		2	2	2		2		2	2
	データ管理学 II	2		2		2		2	2	2		2		2	2
	臨床研究プロトコール講義														
	臨床研究プロトコール演習														
専門科目	EBM概論	1	1	1		1		1	1	1		1			
	医学情報学	1		1		1		1	1	1		1			1
	保健医療福祉情報ネットワーク論	1		1		1		1	1	1		1			1
	EBM演習 (論文の批判的吟味)	2		2		2		2	2	2					
公共健康医学系科目	医療管理学	1	1	1		1		1	1	1		1		1	1
	環境医学	1		1		1		1	1	1		1		1	1
	法医学	1		1		1		1	1	1		1		1	1
	医療倫理学 II	1		1		1		1	1	1		1		1	1
	保健医療福祉行政論	1													
	医療経済学	1		1		1		1	1	1		1		1	1
	薬事・規制科学	1		1		1		1	1	1		1		1	1
	産業保健医学	1													

科目区分	授業科目	一般コース		高度臨床研究支援・管理者育成コース		臨床研究管理医養成1年コース		公衆衛生・遺伝カウンセリングコース		医療・公衆衛生倫理指導者養成コース		ヒューマンセキュリティ国際教育コース		災害医療マネジメントコース	
		必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択
カウンセリング・遺伝 公衆衛生・系 科目	基礎人類遺伝学 ゲノム医学 遺伝カウンセリング概論 臨床遺伝学Ⅰ 臨床遺伝学Ⅱ 遺伝カウンセリング演習 遺伝カウンセリング実践論		2					1 1 1 2 2	2 1		2				
	研究倫理実践論 臨床倫理演習 倫理学・生命倫理学概論 記述倫理・実証研究入門 公衆衛生倫理概論									2 2 1 1 1					
専門科目	Exercise on Human Security A (ヒューマンセキュリティ演習A) Exercise on Human Security B (ヒューマンセキュリティ演習B) Infectious Disease Epidemiology (感染症疫学) Health Resilience in Aging Society (高齢化社会における健康レジリエンス) Environmental Security and Energy Security (環境とエネルギーの安全保障問題) International Development Studies (国際開発学) Food Economics (食料経済学) Hydrology (水循環システム論)		1 1 2 2								1 1 2	2 2 2 2 2			
	災害保健医療セミナー 災害科学概論 災害医学特論												3 1		2
実習・特別研究科目	フィールド実習 臨床研究実習Ⅰ 臨床研究実習Ⅱ 遺伝カウンセリング実習 災害保健医療トレーニング 中間審査 論文研究 課題研究		5 1 0	1 0		1 0		1 0 2 5 5	2 1 0		2 1 0		3 2		5

※指導教員の指導のもとに次の各号で指定する授業科目及び修了単位を修得すること。

- 一般コースの学生は、同コース開設科目の内から、必修科目21単位を含め選択科目から9単位以上修得すること。
- 高度臨床研究支援・管理者育成コースの学生は、同コース開設科目の内から、必修科目24単位を含め選択科目から6単位以上修得すること。
- 臨床研究管理医養成1年コースの学生は、同コース開設科目の内から、必修科目28単位を含め選択科目から2単位以上修得すること。
- 公衆衛生・遺伝カウンセリングコースの学生は、同コース開設科目の内から、学位取得に必要な必修科目31単位以上を修得するとともに、認定遺伝カウンセラーの受験資格に関連する単位を修得すること。なお、医療関連職種の資格を有していない者には、保健医療の基礎的な内容を学ぶ科目を履修するよう指導する。
- 臨床研究管理医養成1年コース学生は、2年次に開講予定としている授業科目を1年次に履修できるものとする。課題研究についても1年次後期に行う。
- 医療・公衆衛生倫理指導者養成コースの学生は、同コース開設科目のうちから、必修科目27単位を含め選択科目から3単位以上修得すること。
- ヒューマンセキュリティ国際教育コースの学生は、同コース開設科目のうちから、必修科目27単位を含め選択科目から3単位以上修得すること。
- 災害医療マネジメントコースの学生は、同コース開設科目のうちから、必修科目23単位を含め選択科目から7単位以上修得すること。

東北大学大学院医学系研究科における長期にわたる 教育課程の履修に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、東北大学大学院医学系研究科規程（昭和30年7月1日制定）第9条の2第3項の規定に基づき、医学系研究科（以下「研究科」という。）における長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 長期履修を希望し、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 企業等の常勤の職員又は自ら事業を行っている者
- 二 出産・育児・介護等を行う必要がある者
- 三 専門研修医であること
- 四 その他長期履修することが必要と認められる者

(申請手続)

第3条 長期履修を希望する者は、指導教授と相談の上、次に掲げる書類を医学系研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

- 一 長期にわたる教育課程の履修申請書（様式1）
 - 二 履修計画書（様式2）
 - 三 指導教授の承諾及び指導計画書（様式3）
 - 四 在職証明書（第2条の一に該当する者）
 - 五 専門研修医であることを証する書類（第2条の三に該当する者）
 - 六 その他必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる区分により、当該各号に掲げる日までに行わなければならない。
- 一 入学（再入学、進学、編入学、転科、転入学及び転専攻を含む。）時において長期履修を希望する場合は入学手続き期間の最終日
 - 二 学年の中途において長期履修への履修形態の変更を希望する場合は次のとおりとする。但し、標準修業年限内における残りの在学可能期間が1年未満の者の申請は認めない。
 - ① 4月から変更を希望する場合……変更を希望する年度の前年度2月末日まで
 - ② 10月から変更を希望する場合……変更を希望する年度の8月末日まで

(許可)

第4条 長期履修の許可は、医学系研究科委員会の議を経て研究科長が行う。

2 研究科長は、前項の規定により長期履修を許可した場合は、長期履修に係る履修計画及び授業料並びにその徴収方法等について、長期履修を許可した者（以下「長期履修学生」という。）に通知するものとする。
(履修)

第5条 長期履修学生は、研究科が定めた履修計画に基づき、計画的な履修を行わなければならない。

(長期履修の期間)

第6条 長期履修学生が在学できる期間の限度は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------------------|----|
| 医科学専攻及び公衆衛生学専攻修士課程、障害科学専攻及び保健学専攻前期課程 | 4年 |
| 障害科学専攻及び保健学専攻後期課程 | 6年 |
| 医科学専攻医学履修課程 | 8年 |
- 2 長期履修の開始時期は4月又は10月からとし、これ以外の変更は認めない。
- 3 長期履修学生が長期履修期間の短縮を希望する場合は、次のとおり研究科長に願い出て、その許可を得なければならない。
 - ① 4月から変更を希望する場合……原則変更を希望する年度の前年度2月末日まで
 - ② 10月から変更を希望する場合……原則変更を希望する年度の8月末日まで

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(省略)

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

学 位 規 則

制 定 昭和28年4月1日文部省令第9号
最終改正 平成28年4月1日文部科学省令第23号

第1章 総則（第1条）

第2章 大学が行う学位授与（第2条—第5条の3）

第3章 短期大学が行う学位授与（第5条の4）

第4章 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う学位授与（第6条・第7条）

第5章 雜則（第8条—第13条）

附則

第1章 総 则

（趣旨）

第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第104条第1項から第4項までの規定により大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が授与する学位については、この省令の定めるところによる。

第2章 大学が行う学位授与

（学士の学位授与の要件）

第2条 法第104条第1項の規定による学士の学位の授与は、大学（短期大学を除く。第10条、第10条の2、第11条及び第13条を除き、以下同じ。）が、当該大学を卒業した者に対し行うものとする。

（修士の学位授与の要件）

第3条 法第104条第1項の規定による修士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の修士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 前項の修士の学位の授与は、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第4条第3項の規定により前期及び後期の課程の区分を設けない博士課程に入學し、大学院設置基準第16条及び第16条の2に規定する修士課程の修了要件を満たした者に対しても行うことができる。

（博士の学位授与の要件）

第4条 法第104条第1項の規定による博士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 法第104条第2項の規定による博士の学位の授与は、前項の大学が、当該大学の定めるところにより、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し行うことができる。

（学位の授与に係る審査への協力）

第5条 前2条の学位の授与に係る審査に当たつては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

（専門職大学院の課程を修了した者に対し授与する学位）

第5条の2 法第104条第1項に規定する文部科学大臣の定める学位は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとし、これらは専門職学位とする。

区分	学位
専門職大学院の課程（次項以下の課程を除く。）を修了した者に授与する学位	修士（専門職）
専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項に規定する法科大学院の課程を修了した者に授与する学位	法務博士（専門職）
専門職大学院設置基準第26条第1項に規定する教職大学院の課程を修了した者に授与する学位	教職修士（専門職）

（専門職学位の授与の要件）

第5条の3 法第104条第1項の規定による前条の専門職学位の授与は、専門職大学院を置く大学が、当該専門職大学院の課程を修了した者に対し行うものとする。

第3章 短期大学が行う学位授与

（短期大学士の学位授与の要件）

第5条の4 法第104条第3項の規定による短期大学士の学位の授与は、短期大学が、当該短期大学を卒業した者に対し行うものとする。

第4章 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う学位授与

（学士、修士及び博士の学位授与の要件）

第6条 法第104条第4項の規定による同項第1号に掲げる者に対する学士の学位の授与は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の定めるところにより、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は次の各号の一に該当する者で、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項の規定による単位等大学における一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他文部科学大臣が別に定める学修を行い、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う審査に合格した者に対し行うものとする。

- 一 大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者
- 二 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程を修了した者のうち法第五十八条の二（法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により大学に編入学することができるもの
- 三 専修学校の専門課程を修了した者のうち法第132条の規定により大学に編入学することができるもの
- 四 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
- 五 その他前各号に掲げる者と同等以上の学力がある者として文部科学大臣が別に定める者

2 法第104条第4項の規定による同項第2号に掲げる者に対する学士、修士又は博士の学位の授与は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定めるところにより、同号に規定する教育施設に置かれる課程で独立行政法人大学改革支援・学位授与機構がそれぞれ大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと認めるものを修了し、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の行う審査に合格した者に対し行うものとする。

（学位授与の審査への参画）

第7条 前条の学位の授与の審査に当たつては、大学の教員等で高度の学識を有する者の参画を得るものとする。

第5章 雜則

（論文要旨等の公表）

第8条 大学及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第9条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文の公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものと公表することができる。この場合において、当該大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、その論文の全文を求めるに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(専攻分野の名称)

第10条 大学及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、学位を授与するに当たつては、適切な専攻分野の名称を付記するものとする。

(共同教育課程に係る学位授与の方法)

第10条の2 大学設置基準第43条第1項、大学院設置基準第31条第2項、短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第36条第1項又は専門職大学院設置基準第32条第2項に規定する共同教育課程を修了した者に対し行う学位の授与は、当該共同教育課程を編成する大学が連名で行うものとする。

(学位の名称)

第11条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、当該学位を授与した大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の名称を付記するものとする。

(学位授与の報告)

第12条 大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、それぞれ別記様式第1又は別記様式第2による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位規程)

第13条 大学は、学位に関する事項を処理するため、論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項を定めて文部科学大臣に報告するものとする。

- 2 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、第6条に規定する学位の授与に係る要件及び審査の方法等学位に関し必要な事項を定めて文部科学大臣に報告するとともに、これを官報に公示するものとする。

東北大学学位規程

制 定 昭和30年1月1日
改 正 平成30年3月29日規第56号

(趣旨)

第1条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項の規定に基づき、東北大学（以下「本学」という。）が授与する学位については、東北大学学部通則（昭和27年12月18日制定）及び東北大学大学院通則（昭和28年11月16日制定）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

2 学士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学部 学士（文学）
教育学部 学士（教育学）
法学部 学士（法学）
経済学部 学士（経済学）
理学部 学士（理学）
医学部 学士（医学、看護学又は保健学）
歯学部 学士（歯学）
薬学部 学士（創薬科学、薬学）
工学部 学士（工学）
農学部 学士（農学）

3 修士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科 修士（文学）
教育学研究科 修士（教育学又は教育情報学）
法学研究科 修士（法学）
経済学研究科 修士（経済学又は経営学）
理学研究科 修士（理学）
医学系研究科 修士（医科学、障害科学、看護学、保健学又は公衆衛生学）
歯学研究科 修士（口腔科学）
薬学研究科 修士（薬科学）
工学研究科 修士（工学）
農学研究科 修士（農学）
国際文化研究科 修士（国際文化）
情報科学研究科 修士（情報科学）
生命科学研究科 修士（生命科学）
環境科学研究科 修士（環境科学）
医工学研究科 修士（医工学）

4 第4条第1項の規定により博士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科 博士（文学）
教育学研究科 博士（教育学又は教育情報学）
法学研究科 博士（法学）
経済学研究科 博士（経済学又は経営学）
理学研究科 博士（理学）
医学系研究科 博士（医学、障害科学、看護学又は保健学）

歯学研究科 博士（歯学）
薬学研究科 博士（薬科学又は薬学）
工学研究科 博士（工学）
農学研究科 博士（農学）
国際文化研究科 博士（国際文化）
情報科学研究科 博士（情報科学）
生命科学研究科 博士（生命科学）
環境科学研究科 博士（環境科学）
医工学研究科 博士（医工学）

- 5 前二項に定めるもののほか、修士又は博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を修士（学術）又は博士（学術）と付記することがある。
- 6 第4条第2項の規定により博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、その名称については、前二項の規定を準用する。
- 7 第4条の2の規定により授与する専門職学位は、次のとおりとする。
法学研究科 公共法政策修士（専門職）又は法務博士（専門職）
経済学研究科 会計修士（専門職）
(学士の学位授与の要件)

第2条の2 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

- 2 前項に規定するもののほか、学士の学位授与については、別に定める。
(修士の学位授与の要件)

第3条 修士の学位は、本学大学院修士課程又は博士課程の前期2年の課程（以下「修士課程等」という。）を修了した者に授与する。

- (博士の学位授与の要件)
第4条 博士の学位は、本学大学院博士課程を修了した者に授与する。
- 2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、博士課程を経ない者であっても、博士論文の審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された場合は、これを授与することができる。
(専門職学位の学位授与の要件)

第4条の2 専門職学位は、本学大学院専門職学位課程を修了した者に授与する。

- (大学院の課程による者の学位論文の提出)

第5条 本学大学院の課程（専門職学位課程を除く。）による者の学位論文（修士課程等において、特定の課題についての研究の成果の審査を受けようとする者については、当該研究の成果。以下同じ。）は、研究科長に提出するものとする。

- 2 研究科長は、前項の学位論文を受理したときは、学位を授与できる者か否かについて、教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）の審査に付さなければならない。
(大学院の課程を経ない者の学位授与の申請)

第6条 第4条第2項の規定により学位の授与を申請する者（以下「学位申請者」という。）は、学位申請書に博士論文、履歴書、論文目録、論文内容要旨及び学位論文審査手数料を添え、博士論文の内容に係る専攻分野の名称を付記して、その申請に応じた研究科長を経て総長に提出しなければならない。

- 2 学位論文審査手数料の額は、1件につき150,000円とする。ただし、学位申請者のうち本学の学部若しくは大学院に在籍していた者（科目等履修生、特別聴講学生、学部入学前教育受講生、特別研究生又は研究生として在籍していた者を除く。）又は本学の職員（国立大学法人東北大学職員就業規則（平成16年規則第46号）第2条第1項に規定する職員及び国立大学法人東北大学特定有期雇用職員就業規則（平成21年規則第26号）第2条に規定する特定有期雇用職員（外国人研究員（同規則第6条第2項に定める者をいう。）を除く。）をいう。以下同じ。）若しくは職員であった者に係る学位論文審査手数料の額は、1件につき75,000円とする。
- 3 研究科長は、第1項の申請を受理したときは、学位申請書を総長に進達するとともに、学位を授与できる者か否かについて、教授会等の審査に付さなければならない。

(学位論文)

第7条 第5条第1項及び前条第1項に規定する学位論文（以下「学位論文」という。）は、1編に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、学位論文の副本、訳本、模型又は標本等の材料を提出させることがある。

(学位論文及び学位論文審査手数料の返付)

第8条 受理した学位論文及び学位論文審査手数料は、いかなる理由があっても返付しない。

(審査委員)

第9条 教授会等は、第5条第2項又は第6条第3項の規定により学位を授与できる者か否かについて審査に付されたときは、当該研究科の専任の教授若しくは当該研究科に置かれる協力講座若しくは東北大学大学院組織運営規程第2条第1項の規定に基づき当該研究科を組織する附置研究所等の研究部門等に属する専任の教授である研究科担当教員のうちから2人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を委嘱しなければならない。

2 教授会等は、必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、前項の審査委員以外の本学大学院の研究科担当教員等を、学位論文の審査、最終試験又は学力の確認の審査委員に委嘱することができる。

3 教授会等は、必要と認めたときは、第1項の規定にかかわらず、他の大学院又は研究所等の教員等に学位論文の審査を委嘱することができる。

(審査期間)

第10条 博士論文の審査、博士の学位の授与に係る最終試験及び学力の確認は、博士論文又は学位の授与の申請を受理した後1年以内に、学位を授与できる者か否かを決定できるよう終了しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、教授会等の議を経て、その期間を延長することができる。

(面接試験)

第10条の2 第4条第2項の規定により学位の授与を申請した者についての博士論文の審査に当たっては、面接試験を行うものとする。ただし、教授会等が、特別の理由があると認めた場合は、面接試験を行わないことができる。

(最終試験)

第11条 最終試験は、学位論文の審査が終わった後に学位論文を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

(学力確認の方法)

第12条 学力の確認は、博士論文に関連ある専攻分野の科目及び外国語について行うものとする。

2 学力の確認は、前項の規定にかかわらず、教授会等が特別の理由があると認めた場合は、博士論文に関連ある専攻分野の科目についてのみ行い、又は別に定めるところにより行うことができる。

(審査の省略)

第12条の2 審査委員は、学位論文の審査の結果、不合格と判定したときは、最終試験及び学力確認を行わないものとする。

(審査委員の報告)

第13条 審査委員は、審査が終了したときは、直ちにその結果を教授会等に報告しなければならない。

(学位授与の議決)

第14条 学位の授与は、教授会等の出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(研究科長の報告)

第15条 教授会等において、学位を授与できる者と議決したときは、研究科長は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認の結果の要旨等を総長に報告しなければならない。

2 教授会等において、第4条第2項の規定により学位の授与を申請した者に対して、学位を授与できない者と議決したときは、研究科長は、博士論文の審査及び学力の確認の結果の要旨を総長に報告しなければならない。ただし、第12条の2の規定により学力の確認を行わないときは、その確認の結果の要旨は、報告することを要しない。

(学位の授与)

第16条 総長は、前条第1項の規定による報告に基づいて、学位を授与できる者と認めたときは、学位を授与するものとする。

2 総長は、前条第2項の規定による報告に基づいて、学位を授与できない者と認めたときは、その旨を本人に通知するものとする。

(論文要旨等の公表)

第17条 総長は、前条第1項の規定により博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットを通じて公表するものとする。

(学位論文の公表)

第18条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、当該博士論文の全文を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、研究科長の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該研究科長は、その論文の全文を求めるに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、別に定めるところによりインターネットを通じて行うものとする。

4 第1項の規定により公表する場合は当該博士論文に「東北大学審査学位論文（博士）」と、第2項の規定により公表する場合は当該博士論文の要旨に「東北大学審査学位論文（博士）の要旨」と明記しなければならない。

(学位授与の取消)

第19条 学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、総長は、当該教授会等及び学務審議会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

一 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

二 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき。

2 教授会等において前項の議決を行う場合は、第14条の規定を準用する。

(学位記及び学位授与申請関係書類)

第20条 学位記及び学位授与申請関係書類の様式は、別記様式第1号から別記様式第8号のとおりとする。

附 則

1 この規程は、昭和30年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項の規定により学位の授与を申請した者に対する博士の学位の授与は、東北大学学位規程（大正10年4月4日制定）第1条に規定する学位と同種の学位以外の学位については、本学大学院博士課程を経た者に対する博士の学位が授与された後において行なうものとする。

2 東北大学学位規程（大正10年4月4日制定）は、この規程の施行にかかわらず、昭和37年3月31日（医学博士については、昭和35年3月31日）までは、なお、効力を有する。

附 則

(省略)

附 則（平成30年3月29日規第56号改正）

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成29年度以前に教育学研究科及び教育情報学教育部に入学、進学又は編入学した者の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の第2条第3項及び第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規定による改正前の第5条、第6条第1項及び第3項、第15条並びに第18条第2項の規定は、東北大学大学院通則の一部を改正する通則（平成30年規第54号）附則第2項の規定により教育情報学部が存続する間、なおその効力を有する。

別記様式第1号（第2条の2の規定により授与する学位記の様式）

Tohoku University hereby confers upon [氏名]	<input type="radio"/> 第 号
the Degree of [学位名] having completed the prescribed program of the Department of [学科名] Faculty(School) of [学部名] on [月] [日] , [年]	学 位 記 氏 名 年月日生 本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修め卒業したので学士(〇〇) の学位を授与する 年 月 日
[総長署名] [総長名] President, Tohoku University	東北大学総長 総長署名 印

別記様式第2号（第3条の規定により授与する学位記の様式）

Tohoku University hereby confers upon [氏名]	<input type="radio"/> 修第 号
the Degree of [学位名] having completed the Master's Program in the discipline of [専攻名] in the Graduate School of [研究科名] on [月] [日] , [年]	学 位 記 氏 名 年月日生 本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の修士課程（博士課程の前期2年 の課程）を修了したので修士（〇〇）の学位を授与する 年 月 日
[総長署名] [総長名] President, Tohoku University	東北大学総長 総長署名 印

別記様式第3号（第4条第1項の規定により授与する学位記の様式）

Tohoku University

hereby confers upon

○博第 号

[氏名]

学 位 記

the Degree of
〔学位名〕

氏 名
年月日生

having passed the prescribed final examination
in the discipline of
〔専攻名〕
and completed a doctoral dissertation
in the Graduate School of [研究科名]
on [月] [日], [年]

本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士課程において博士論文の審査及び
最終試験に合格したので博士（〇〇）の学位を授与する

年 月 日

〔総長署名〕

東北大學總長
總長署名 印

〔総長名〕

President,
Tohoku University

別記様式第3-2号（第4条第1項の規定により授与する学位記の様式で東北大學大学院通則第2条の2に規定する学位プログラムを修了した者へ授与するもの）

Tohoku University

hereby confers upon

○博第 号

[氏名]

学 位 記

the Degree of
〔学位名〕

氏 名
年月日生

having passed the prescribed final examination
in the discipline of
〔専攻名〕
and completed a doctoral dissertation
in the Graduate School of [研究科名]
and also passed the final examination of
the [△△△△△]
on [月] [日], [年]

△△△△△を修了し、本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士課程
において博士論文の審査及び最終試験に合格したので博士（〇〇）
の学位を授与する

年 月 日

〔総長署名〕

東北大學總長
總長署名 印

〔総長名〕

President,
Tohoku University

※△△△△△は、学位プログラムの名称

別記様式第4号（第4条第2項の規定により授与する学位記の様式）

Tohoku University	○第 号
hereby confers upon	学 位 記
〔氏名〕	氏 名 年月日生
the Degree of 〔学位名〕	本学に博士論文を提出し所定の審査に合格したので博士（〇〇）
has submitted a doctoral dissertation and successfully fulfilled all the requirements on [月] [日], [年]	の学位を授与する
	年 月 日
〔総長署名〕 〔総長名〕 President, Tohoku University	東北大学総長 総長署名 印

別記様式第5号（第4条の2の規定により授与する学位記の様式）

Tohoku University	○専第 号
hereby confers upon	学 位 記
〔氏名〕	氏 名 年月日生
the Degree of 〔学位名〕	本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の専門職学位課程を修了したので
having completed the Professional Degree Program in the discipline of 〔専攻名〕	〇〇（専門職）の学位を授与する
in the Graduate School of [研究科名] on [月] [日], [年]	年 月 日
〔総長署名〕 〔総長名〕 President, Tohoku University	東北大学総長 総長署名 印

別記様式第6号（学位申請書）～様式第8号（記載省略）

東北大学大学院医学系研究科における博士の学位授与審査取扱内規

制定 平成12年7月12日
改正 令和4年1月12日

(趣旨)

第1条 東北大学大学院医学系研究科（以下「本研究科」という。）における博士の学位授与審査に係る取扱いについては、新制大学院における論文提出による医学博士の学位の取扱について（昭和33年文大第339号文部省大学学術局長通知）、東北大学大学院通則（昭和28年11月16日制定）、東北大学学位規程（昭和30年1月1日制定）及び東北大学大学院医学系研究科規程（昭和30年7月1日制定。以下「本研究科規程」という。）」に定めるものほか、この内規の定めるところによる。

(博士論文の審査申請資格)

第2条 本研究科の課程による者の博士論文の審査申請資格は、本研究科規程に定めるところによる。

2 本研究科の課程を経ない者の博士論文の審査申請資格は、本研究科の研究科委員会（以下「本研究科委員会」という。）が実施する学力確認のための外国語試験に合格し、かつ、別に定める医学研究歴又は研究歴を有する者とする。

(審査の申請方法)

第3条 博士論文の審査の申請方法は別に定める。

(審査委員の委嘱)

第4条 本研究科委員会は、本研究科の専任の教授、本研究科の協力講座に属する専任の教授及び本研究科を組織する東北大学病院等に属する専任の教授である研究科担当教員のうちから審査委員として主査、副査第一及び副査第二を選出し、博士論文の審査及び最終試験又は学力の確認を委嘱するものとする。

2 前項に定めるものほか、審査委員として委嘱できる教員については、本研究科委員会が別に定める。

3 本研究科の課程による者に係る博士論文の審査及び最終試験又は学力の確認に関し審査委員を委嘱する場合は、主査は指導教授又は副指導教授をもって、副査第一及び副査第二は博士論文と関連のある専攻分野の系教員会の系代表が指名する者をもって充てるものとする。

4 本研究科の課程を経ない者に係る博士論文の審査及び学力の確認に関し審査委員を委嘱する場合は、主査は紹介教授（課程を経ない者に係る博士論文の作成について指導を行う教授をいう。以下同じ。）をもって、副査第一及び副査第二は博士論文と関連のある専攻分野の系教員会の系代表が指名する者をもって充てるものとする。

5 前項に定めるものほか、指導教授又は紹介教授以外に、論文作成にあたって主に指導を行った第1項及び第2項に掲げる教員を、副主査として加えることができるものとする。この場合において、副主査は、指導教授又は紹介教授が指名するものとする。

(審査委員の職務分担)

第5条 審査委員のうち、主査及び副主査は博士論文の審査を、副査第一及び副査第二は博士論文の審査及び最終試験又は学力確認の試問を担当するものとする。

(博士論文の審査)

第6条 博士論文の審査にあたっては、第一次審査及び最終審査を行うものとする。

2 第一次審査、最終審査の方法等については別に定める。

(評価基準)

第7条 最終試験及び最終審査を同時に行い、以下の評価項目により総合的に評価する。

(1) 満たすべき水準

豊かな学識・教養と生命科学・医学・医療・保健に関する専門的知識を有し、複数領域を結びつけ俯瞰する能力を有し、専門分野において自立して独創的な研究を遂行し指導する能力を有することを証示する

に足るものであること。

(2) 評価項目

- ① 論文の主題を究明することの社会的ニーズ・学問的な必要性が的確に論述されている。
- ② 研究対象である主題に妥当な研究方法が選択・明示されている。
- ③ 生命科学・医学・医療・保健の発展に資する新たな学問を推進し、当該分野のリーダーとして生命科学・医学・医療・保健の発展に貢献することができる卓越した能力を有していることが示されている。
- ④ 論文においては、関連する文献・資料を的確に収集・処理・引証し、その出典が明確に示されている。
- ⑤ 明快な論文構成で、かつ論旨が明快で一貫しているとともに、適切な表現・表記法によって論述されている。

(最終試験)

第8条 最終試験は、博士論文を中心として、その概要を口述させ、これに関連のある科目について、口頭試問により行う。

(学力の確認)

第9条 本研究科の課程を経ない者に対する学力の確認は、博士論文に関連のある専攻分野及び外国語の試験により実施する。

2 前項の専攻分野の試験は、最終審査と同時に行う。

(外国語の試験)

第10条 前条の外国語の試験は、原則として、年2回実施する。

2 外国語の試験の合格者は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が認定する。

3 前二項に定めるもののほか、外国語の試験の実施方法等については、別に定める。

(議決の時期)

第11条 学位授与を議決する時期は、9月及び3月の研究科委員会とする。

(修業年限短縮)

第12条 指導教員である教授（以下「指導教授」という。）が優れた研究業績を上げた者と認めた者について、本研究科規程第18条の2及び第18条の3ただし書きに規定する修業年限短縮を適用する場合、申請者は次の書類等を医学系研究科長に提出するものとする。

- (1) 博士課程修業年限短縮申請書
 - (2) 博士課程修業年限短縮に係る推薦書
 - (3) 研究内容紹介
 - (4) 研究業績一覧
 - (5) 発表論文
- 2 本研究科委員会は前項の申請に基づき審査を行い、優れた研究業績を上げた者であると認めた場合には、修業年限短縮の適用による博士論文の審査申請資格を認めることとする。
- 3 最終試験は、通常の場合と同様に行うものとする。

(雑則)

第13条 この内規に定めるもののほか、博士論文の取扱い等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成12年7月12日から施行する。
- 2 この内規の施行以前に申請された博士論文に係る博士の学位授与の取扱いについては、この内規にかかるらず、なお従前の例による。

附 則

(省略)

附 則

この内規は、令和4年1月12日から施行する。

東北大学大学院医学系研究科における修士の学位授与審査取扱内規

制定 平成16年4月1日
改正 令和4年1月12日

(趣旨)

第1条 東北大学大学院医学系研究科（以下「本研究科」という。）における修士の学位授与審査に係る取扱いについては、「東北大学大学院通則（昭和28年11月16日制定）」、「東北大学学位規程（昭和30年1月1日制定）」及び「東北大学大学院医学系研究科規程（昭和30年7月1日制定）（以下「本研究科規程」という。）」に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

(修士論文等の審査申請資格)

第2条 本研究科規程の定めるところによる。

(審査の申請方法)

第3条 6月上旬又は1月上旬の所定の期日までに次の書類等を医学系研究科長に提出するものとする。

- (1) 修士論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「修士論文等」という） 1部
- (2) 論文目録又は課題レポート等目録（所定様式） 1部
- (3) 修士学位論文等提出に関する誓約書（所定様式） 1部

(審査委員の委嘱)

第4条 本研究科の医学系研究科委員会（以下、「本研究科委員会」という。）は、本研究科の専任の教授及び本研究科の協力講座に属する専任の教授である研究科担当教員のうちから審査委員として主査、副査を選出し、修士論文等の審査及び最終試験を委嘱するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、本研究科委員会は、次に掲げる者のうちから審査委員として主査、副査を選出し、修士論文等の審査及び最終試験を委嘱することができる。
 - 一 協力教員（研究科等の協力関係強化に関する申合せ（平成12年2月15日評議会決定）に定める協力教員をいう。）である教授
 - 二 連携講座の客員教授
- 3 第1項の審査委員のうち、主査は指導教員である教授（以下「指導教授」という。）をもって充て、副査は指導教授が指名する者とする。

(評価基準)

第5条 論文審査及び最終試験を行い、以下の評価項目により総合的に評価する。

- (1) 満たすべき水準
広い視野と生命科学・医学・医療・保健に関する専門的知識に基づいて、研究者の視点で関係する専門領域の問題を解決し、当該分野において独創的な研究を遂行する能力、又は医療系高度職業人として職務を遂行する能力を有することを証示することに足ること。
- (2) 評価項目
 - ① 論文の主題、又は特定の課題を究明することに学問的な必要性が認められる。
 - ② 研究対象又は課題対象である主題に即した研究方法又は解決方法が選択・明示されている。
 - ③ 生命科学・医学・医療・保健における知識・技能及びそれに関連した学際的知識を修得しており、自立して独創的な研究を遂行する能力又は高度な医療を実践する能力を有していることが示されている。
 - ④ 論文又は課題レポートにおいては、関連する文献・資料を的確に収集・処理・引証し、その出典が明確に示されている。
 - ⑤ 論旨が明快で一貫しているとともに、適切な表現・表記法によって論述されている。

(最終試験)

第6条 最終試験は修士論文等の審査が終わった後に修士論文等を中心として、その概要を口述させ、これに関連のある科目について、口頭試問により行う。

(申請及び議決の時期)

第7条 修士論文等の申請の時期及び学位授与を議決する時期は、次のとおりとする。

(1) 6月上旬までに申請のあったものについては、原則として9月の本研究科委員会で議決する。

(2) 1月上旬までに申請のあったものについては、原則として2月の本研究科委員会で議決する。

(修業年限短縮)

第8条 指導教授が優れた研究業績を上げたものと認めた者について、本研究科規程第18条ただし書きに規定する修業年限短縮を適用する場合、指導教授は、当該年度の12月上旬又は4月下旬の所定の期日までに、次の書類等を医学系研究科長に提出するものとする。

(1) 修業年限短縮申請書（所定様式）1部

(2) 修士論文等の骨子となる基礎論文 21部

2 第1項第2号は、次に掲げる者に限り、研究の成果のまとめをもってこれに代えることができる。

(1) 医科学専攻修士課程研究医コース（MD-MC-PhDコース）の者

(2) 「課題研究」を修了要件とする者

3 本研究科委員会は第1項の申請に基づき、次の二号の要件が満たされていることを確認した場合、学生に対し、修士論文等を提出するよう指導教授を経て通知するものとする。

(1) 優れた研究業績を上げた者と認められること。

(2) 修士論文等の骨子となる基礎論文が査読性のある学会誌等に筆頭者として掲載された論文、あるいは掲載が決定された論文であること。ただし、第2項に該当する者はその限りではない。なお、修業年限短縮の申請者以外の者が、当該基礎論文を、この内規に定める修士の修業年限短縮申請における基礎論文及び博士の学位授与申請における博士論文等の骨子となる基礎論文として申請することはできない。

4 前項で修士論文等の提出を認められた者は、1月上旬または6月上旬までに修士論文等を本研究科長あてに提出するものとする。

5 最終試験は、通常の場合と同様に行うものとする。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、修士論文等の取扱い等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この内規は平成16年4月1日から施行する。

附 則

(省略)

附 則

この内規は令和4年1月12日から施行する。

東北大学研究生規程

(昭和38年5月15日)
(規第49号)

改正 令和元年11月26日規第77号

第1条 この規程は、東北大学（以下「本学」という。）における研究生の入学、種類、在学期間等について定めるものとする。

第2条 特殊事項について研究を志願する者があるときは、大学院の研究科、学部、附置研究所、国立大学法人東北大学組織運営規程（平成16年規第1号。以下「組織運営規程」という。）第20条第1項に規定する機構、同条第3項に規定する研究組織、組織運営規程第21条に規定する学内共同教育研究施設等又は組織運営規程第22条から第26条までに規定するセンター等において支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

第3条 研究生を分けて次の3種とする。

学部研究生 学部又は大学院の教員を指導教員として研究する者

研究所等研究生 附置研究所、組織運営規程第20条第1項に規定する機構、同条第3項に規定する研究組織、組織運営規程第21条に規定する学内共同教育研究施設等又は組織運営規程第22条から第26条までに規定するセンター等の教員を指導教員として研究する者

大学院研究生 大学院の教員を指導教員として研究する者

第4条 研究生の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

第5条 研究生の入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

第6条 学部研究生及び研究所等研究生を志願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 大学を卒業した者

二 短期大学又はこれと同等以上の学校を卒業（専門職大学の前期課程の修了を含む。）した者で関係学科を履修したもの

三 大学院の研究科、学部、附置研究所、組織運営規程第20条第1項に規定する機構、同条第3項に規定する研究組織、組織運営規程第21条に規定する学内共同教育研究施設等又は組織運営規程第22条から第26条までに規定するセンター等において、前二号と同等以上の学力があると認めた者

第7条 大学院研究生を志願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 修士の学位を有する者

二 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者

三 大学院の研究科において、前二号と同等以上の学力があると認めた者

2 前項に定めるもののほか、外国人であって、大学院研究生を志願できるものの資格は、研究科の定めるところによる。

第8条 研究生を志願する者は、願書に添えて、検定料を納付しなければならない。

2 前項の検定料の額は、別表のとおりとする。

第9条 研究生として入学を許可された者は、所定の期日までに入学料を納付しなければならない。

2 前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学の許可を取り消す。

3 第1項の入学料の額は、別表のとおりとする。

第10条 納付した検定料及び入学料は、返還しない。

第11条 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、引き続き在学を願い出たときは、在学期間の延長を許可することがある。

第12条 外国人である大学院研究生で、大学院の授業科目（関連科目を含む。）のうち、その研究事項に関連のある1科目又は数科目を選んで聴講を願い出たものがあるときは、学生の履修に妨げのない場合に限り、選考の上、聴講を許可することがある。

2 前項の規定により聴講を許可された者は、聴講した授業科目につき所定の試験を受けて単位を修得することができる。

3 第1項の規定により聴講を許可された者が、聴講単位の増減を願い出たときは、許可することがある。

第13条 研究生が研究事項について証明を願い出たときは、研究証明書を交付することがある。

2 前条第1項の規定により聴講を許可された者が、聴講した授業科目又は修得した単位について証明を願い出したときは、聴講証明書又は単位修得証明書を交付することがある。

第14条 本学の規則、命令に違反し、又は研究生の本分に反する行為のあった者は、懲戒する。

2 懲戒の種類は、戒告及び退学とする。

第15条 在学期間の中途で退学しようとする者は、理由を具して、その許可を願い出なければならない。

第16条 研究生の授業料の月額は、別表のとおりとし、入学の月から3月分ごとに前納しなければならない。ただし、学年内において、3月に満たない端数の月を生じたときは、その端数の月分の授業料を前納しなければならない。

2 第12条第1項の規定により聴講を許可された者は、前項に定める授業料のほか、聴講する授業科目につき授業料を納付しなければならない。

3 前項の授業料の額は、1単位に相当する授業について別表のとおりとし、毎学期授業開始前に、その学期の分を前納しなければならない。

4 納付した授業料は、返還しない。

5 授業料の納付すべき金額、期限、場所及び納付に関し必要な事項は、所定の場所に掲示する。

第17条 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づく国費外国人留学生及び大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成3年4月11日学術国際局長裁定）に基づく協定留学生の検定料、入学料及び授業料は、それぞれ第8条、第9条第1項並びに第16条第1項及び第3項の規定にかかわらず、徴収しない。

第18条 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者は、除籍する。

第19条 この規程に定めるものを除くほか、研究生には、学生に関する規定を準用する。

附 則

1 この規程は、昭和38年5月15日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

2 この規程施行の際、現に在学する従前の規定による研究生は、この規程による研究生として入学した者とみなす。

3 前項の規定による研究生にかかる研究料及び授業料の額については、定められた在学期間（在学期間が延長された場合で、その延長の始期が昭和38年4月1日以後のものを除く。）が満了するまでの間は、この規程にかかわらず、なお、従前の例による。

（省略）

附 則（令和元年11月26日規第77号改正）

この規程は、令和元年11月26日から施行し、改正後の第2条、第3条及び第6条第3号の規定は、令和元年10月1日から適用する。

別表

区 分	金 額	備 考
検 定 料	9,800円	
入 学 料	84,600円	
第16条第1項に定める授業料	月額 29,700円	
第16条第3項に定める授業料	1単位につき 14,800円	

東北大学研究生規程細則

(昭和38年5月15日)
(規 第 50 号)
改正 令和元年11月26日規第78号

(入学の許可、除籍等)

第1条 入学、在学期間の延長若しくは退学の許可、入学の許可の取消し又は除籍は、教授会（教授会が置かれていない場合は、これに相当する組織。以下同じ。）又は研究科委員会の議を経て、大学院の研究科、学部、附置研究所、国立大学法人東北大学組織運営規程（平成16年規第1号。以下「組織運営規程」という。）第20条第1項に規定する機構、同条第3項に規定する研究組織、組織運営規程第21条に規定する学内共同教育研究施設等又は組織運営規程第22条から第26条までに規定するセンター等の長（以下「部局長」という。）が行う。

（懲戒）

第2条 懲戒は、教授会又は研究科委員会の議を経て、部局長が行う。

（研究証明書の交付）

第3条 研究証明書の交付は、部局長が行う。

（聴講の許可等）

第4条 聴講又は聴講単位の増減の許可は、教授会又は研究科委員会の議を経て研究科長が行う。

（聴講証明書等の交付）

第5条 聴講証明書又は単位修得証明書の交付は、研究科長が行う。

附 則

この細則は、昭和38年5月15日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

附 則

（省略）

附 則（令和元年11月26日規第78号改正）

この細則は、令和元年11月26日から施行し、改正後の第1条の規定は、令和元年10月1日から適用する。

東北大学学生表彰規程

(平成14年4月16日)
(規 第 127 号)

改正 令和2年3月24日規第16号

(趣旨)

第1条 この規程は、東北大学(以下「本学」という。)の学生を表彰する場合の取扱いについて定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 総長賞
- 二 総長優秀学生賞
- 三 総長特別学生賞

(表彰対象者)

第3条 表彰対象者は、次の各号に掲げる表彰の種類に応じ、当該各号に定める学生とする。

- 一 総長賞 学部並びに大学院の修士課程、博士課程(前期2年の課程及び後期3年の課程に区分する課程にあっては、当該課程)及び専門職学位課程の最終年次の学生のうち、本学の教育目標にかない、かつ、学業成績が優秀な者
- 二 総長優秀学生賞 日本学術振興会育志賞を受賞した学生
- 三 総長特別学生賞 課外活動又は社会貢献活動において、特に優秀な成績又は特に顕著な功績が認められる学生

(表彰候補者の推薦)

第4条 表彰候補者(前条第2号に掲げる者を除く。)の推薦は、同条第1号に掲げる者にあっては毎年、所定の期日までに、同条第3号に掲げる者にあっては隨時に、各学部長又は各研究科長から、総長に行うものとする。

(表彰者の決定)

第5条 表彰者の決定は、表彰候補者及び第3条第2号に該当する者のうちから、総長が行う。

(表彰の方法)

第6条 表彰者には、総長が、賞状及び賞品を授与する。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、原則として、毎年3月に行う。

(事務)

第8条 表彰に関する事務は、教育・学生支援部において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月16日から施行する。

(省略)

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

東北大学における入学科の免除及び徴収猶予に関する取扱規程

(昭和52年3月15日)
(規 第 18 号)

改正 令和2年3月24日規第14号

(趣旨)

第1条 この規程は、東北大学学部通則（昭和27年12月18日制定。以下「学部通則」という。）第15条の2第2項及び東北大学大学院通則（昭和28年11月16日制定）第19条の2第3項の規定に基づき、東北大学（以下「本学」という。）における入学科の免除及び徴収猶予の取扱いについて定めるものとする。

(免除の許可)

第2条 本学の学部に入学、再入学（第1学期又は第2学期の初めにおける再入学に限る。）、転入学又は編入学（以下この条及び第6条において「入学」という。）を許可された者で、次の各号の一に該当するものに対しては、その願い出により、入学科の免除を許可することがある。

- 一 特に優れた者（大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項の特に優れた者をいう。）であって経済的理由により極めて修学に困難があると認められるもの
- 二 入学前1年以内において、入学を許可された者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学を許可された者若しくは学資負担者が風水害等の災害（以下「災害」という。）を受けた場合その他これに準ずる理由により、入学科を納付することが著しく困難であると認められる者

第3条 本学の大学院の研究科に入学、再入学（第1学期又は第2学期の初めにおける再入学に限る。）、転入学又は編入学（以下次項及び第6条において「大学院入学」という。）を許可された者で、経済的理由により入学科を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められるものに対しては、その願い出により、入学科の免除を許可することがある。

2 前項に規定する者のほか、大学院入学を許可された者で、前条第2号に該当するものに対しては、その願い出により、入学科の免除を許可することがある。

(免除の額)

第4条 入学科の免除の額は、全額、3分の2の額、半額又は3分の1の額とする。

(免除の許可の願い出)

第5条 第2条又は第3条の規定による入学科の免除の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を、総長に提出しなければならない。

- 一 入学科免除願書
 - 二 市区町村長発行の所得に関する証明書
 - 三 学資負担者の死亡を証明する書類（学資負担者が死亡したことにより免除の許可を願い出る者に限る。）
 - 四 市区町村長発行の被災証明書（災害を受けたことにより免除の許可を願い出る者に限る。）
 - 五 その他総長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、外国人留学生が願い出る場合には、前項第2号から第4号までに掲げる書類に代えて、別に定める書類を提出することができる。

(徴収猶予の許可)

第6条 本学への入学又は大学院入学を許可された者で、次の各号の一に該当するものに対しては、その願い出により、入学科の徴収猶予を許可することがある。

- 一 経済的理由により所定の期日までに入学科を徴収することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる場合
- 二 入学又は大学院入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は入学若しくは大学院入学を許可された者若しくは学資負担者が災害を受けた場合
- 三 その他やむを得ない事情があると認められる場合

(徴収猶予の最終期限)

第7条 入学科の徴収猶予の最終期限は、4月入学者については9月15日とし、10月入学者については3月15日とする。

(徴収猶予の許可の願い出)

第8条 入学料の徴収猶予の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、入学料徴収猶予願書を、総長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第5条の規定により入学料免除の許可を願い出た者で、免除を許可されなかった者又は半額の免除を許可された者は、当該不許可又は許可を告知された日から起算して14日以内に、徴収猶予の許可を願い出ることができる。

(徴収猶予)

第9条 入学料の免除又は徴収猶予の許可を願い出た者に対しては、免除又は徴収猶予の許可又は不許可を決定するまでの間、入学料の徴収を猶予する（大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）第9条第1項の申請をした者が既に入学料を納めていた場合を除く。）。

(免除を許可されなかった者等の納付期限)

第10条 入学料の免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者、又は3分の2の額、半額若しくは3分の1の額の免除を許可された者（第8条第2項の規定により徴収猶予の許可を願い出た者及び既に入学料を納めていた者を除く。）は、当該不許可又は許可を告知された日から起算して14日以内に、入学料の全額又は3分の1の額、半額若しくは3分の2の額を納付しなければならない。

(入学料の返付)

第11条 入学料の免除を許可された者のうち、既に入学料を納めていた者については、学部通則第16条第1項の規定にかかわらず、当該入学料のうち免除を許可された額に相当する額を返付するものとする。

2 前項に規定するもののほか、入学料の免除を願い出た者のうち、既に入学料を納めていた者であって、免除の許可又は不許可を決定する前に死亡したものについては、当該入学料のうち、次条第2項において準用する同条第1項の規定により免除された入学料に相当する額を返付するものとする。

(死亡による免除等)

第12条 入学料の免除又は徴収猶予を願い出た者について、入学料の徴収を猶予している期間内において、死亡した場合には、未納の入学料の全額を免除する。

2 前条第2項の規定により入学料を返付される者は、第9条の規定により入学料の徴収を猶予されているものとみなし、前項の規定を準用する。

第13条 入学料の免除又は徴収猶予を許可しなかった者及び3分の2の額、半額又は3分の1の額の免除を許可した者について、入学料の納付前に死亡した場合には、未納の入学料の全額を免除する。

(除籍その他の理由による免除)

第14条 入学料の未納を理由として除籍する者に対しては、未納の入学料の全額を免除する。

(不正事実の発見による免除等の許可の取消し)

第15条 入学料の免除又は徴収猶予を許可された者で、提出書類に虚偽の事項を記載し、又は提出書類を偽造して入学料の免除又は徴収猶予の許可を受けたことが判明したものに対しては、その許可を取り消す。

2 前項の規定により入学料の免除又は徴収猶予の許可を取り消された者は、直ちに、入学料を納付しなければならない。

(免除の許可等の手続)

第16条 入学料の免除の許可及びその取消しは、学生生活支援審議会の議を経て、総長が行う。

(徴収猶予の許可等の手続)

第17条 入学料の徴収猶予の許可及びその取消しは、総長が行う。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(省略)

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

東北大学学生の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いに関する規程

(昭和48年5月15日)
(規 第 43 号)

改正 令和2年3月24日規第15号

目 次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 授業料の免除
 - 第1節 経済的理由による授業料の免除（第2条—第7条の2）
 - 第2節 学資負担者の死亡、災害等による授業料の免除（第8条—第13条）
 - 第3節 休学、死亡、除籍及び退学等による授業料の免除（第14条—第17条）
- 第3章 授業料の徴収猶予及び月割分納（第18条—第27条）
- 第4章 授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の許可の取消し（第28条—第31条）
- 第5章 授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の許可等の手続（第32条—第34条）
- 第6章 雜則（第35条）

附則

第1章 総 则

(趣旨)

第1条 この規程は、東北大学学部通則（昭和27年12月18日制定）第34条第2項及び東北大学大学院通則（昭和28年11月16日制定）第43条第2項の規定に基づき、東北大学（以下「本学」という。）における学部学生及び大学院学生の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いについて定めるものとする。

第2章 授業料の免除

第1節 経済的理由による授業料の免除

(免除の許可)

第2条 特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認められるものに対しては、その願い出により、授業料の免除を許可することがある。

2 前項の規定にかかわらず、本学の規則、命令に違反し、又は学生の本分に反する行為のあった者に対しては、特別の事情がある場合を除き、授業料の免除を許可しない。

(免除の実施方法)

第3条 授業料の免除の許可は、学期ごとに行う。

(免除の額)

第4条 授業料の免除の額は、一の学期に納付すべき授業料について、その全額、3分の2の額、半額又は3分の1の額とする。

(許可の願い出)

第5条 授業料の免除の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を、総長に提出しなければならない。

- 一 授業料免除願書
 - 二 市区町村長発行の所得に関する証明書
 - 三 その他総長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、外国人留学生が願い出る場合には、前項第2号に掲げる書類に代えて、別に定める書類を提出することができる。

(徴収猶予)

第6条 授業料の免除の許可を願い出た者に対しては、免除の許可又は不許可を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予する（大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）第9条第1項の申請をした者が既に授業料を納めていた場合を除く。）。

(免除を許可されなかつた者の納付期限)

第7条 授業料の免除を許可されなかつた者又は3分の2の額、半額若しくは3分の1の額の免除を許可された者（第20条第2項の規定により徴収猶予の許可を願い出た者及び既に授業料を納めていた者を除く。）は、当該不許可又は許可を告知された日において口座引落日として本学が指定した日までに、その学期分の授業料の全額又は3分の1の額、半額若しくは3分の2の額を納付しなければならない。

第7条の2 授業料の免除を許可された者のうち、既に授業料を納めていた者については、学部通則第35条第1項の規定にかかわらず、当該授業料のうち、免除を許可された額に相当する額を返付するものとする。

2 前項に規定するもののほか、授業料の免除を願い出た者のうち、既に授業料を納めていた者であつて、免除の許可又は不許可を決定する前に休学若しくは退学を許可されたもの又は死亡若しくは行方不明を理由として学籍を除かれたものについては、当該授業料のうち、第14条第2項において準用する同条第1項の規定により免除された授業料に相当する額、第15条第2項において準用する同条第1項の規定により免除された授業料に相当する額、又は第17条第2項において準用する同条第1項の規定により免除された授業料に相当する額を返付するものとする。

第2節 学資負担者の死亡、災害等による授業料の免除

(免除の許可)

第8条 次の各号の一に該当し、授業料を納付することが著しく困難であると認められる者に対しては、その願い出により、授業料の免除を許可することがある。

一 各学期の授業料の納期前6月以内（入学し、再入学し、転入学し、又は編入学した日（以下単に「入学した日」という。）の属する学期分の授業料の免除に係る場合は、入学した日前1年以内）において、学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害（以下「災害」という。）を受けた場合

二 前号に準ずる場合であつて、相当と認められる理由があるとき。

(免除の対象となる授業料)

第9条 授業料の免除の許可は、当該事由が生じた日の属する学期の翌学期（入学した日前1年以内に当該事由が生じたときは、入学した日の属する学期）に納付すべき授業料について行う。ただし、当該事由の生じた時期が、当該学期の授業料の納付期限の以前である場合には、当該学期に納付すべき授業料についても行うことがある。

(免除の額)

第10条 授業料の免除の額は、一の学期に納付すべき授業料について、その全額、3分の2の額、半額又は3分の1の額とする。

(許可の願い出)

第11条 授業料の免除の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を、総長に提出しなければならない。

- 一 授業料免除願書
- 二 市区町村長発行の所得に関する証明書
- 三 学資負担者の死亡を証明する書類（学資負担者が死亡したことにより免除の許可を願い出る者に限る。）
- 四 市区町村長発行の被災証明書（災害を受けたことにより免除の許可を願い出る者に限る。）
- 五 その他総長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、外国人留学生が願い出る場合には、前項第2号から第4号までに掲げる書類に代えて、別に定める書類を提出することができる。

(徴収猶予)

第12条 授業料の免除の許可を願い出た者に対しては、免除の許可又は不許可を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予する。

(免除を許可されなかった者の納付期限)

第13条 授業料の免除を許可されなかった者又は3分の2の額、半額若しくは3分の1の額の免除を許可された者（第20条第2項の規定により、徴収猶予の許可を願い出た者を除く。）は、当該不許可又は許可を告知された日において口座引落日として本学が指定した日までに、その学期分の授業料の全額又は3分の1の額、半額若しくは3分の2の額を納付しなければならない。

第3節 休学、死亡、除籍及び退学等による授業料の免除

(休学による免除)

第14条 休学を許可された者又は休学を命ぜられた者であって、その休学期間の初日が授業料の納付期限の以前であるものに対しては、授業料の年額の12分の1に相当する額（以下「月割計算額」という。）に、休学期間の初日の属する月の翌月（休学期間の初日が月の初日であるときは、その月）から休学期間の末日の属する月の前月（休学期間の末日が月の末日であるときは、その月）までの月数を乗じて得た額の授業料を免除する。

2 第7条の2第2項の規定により授業料を返付される者（休学を許可された者に限る。）は、第6条の規定により授業料の徴収を猶予されているものとみなし、前項の規定を準用する。

(死亡等による免除)

第15条 学生が死亡し、又は行方不明となったことにより学籍を除いた場合には、未納の授業料の全額を免除することがある。

2 第7条の2第2項の規定により授業料を返付される者（死亡又は行方不明を理由として学籍を除かれた者に限る。）は、第6条の規定により授業料の徴収を猶予されているものとみなし、前項の規定を準用する。

(除籍による免除)

第16条 入学料又は授業料の未納を理由として除籍する者に対しては、未納の授業料の全額を免除することがある。

(徴収猶予期間中の退学による免除)

第17条 第6条の規定により授業料の徴収を猶予されている者、次条の規定により授業料の徴収猶予を許可されている者又は第23条の規定により授業料の月割分納を許可されている者であって、その期間中に退学することを許可されたものに対しては、月割計算額に、退学する月の翌月からその学期の末日までの月数を乗じて得た額の授業料を免除することがある。

2 第7条の2第2項の規定により授業料を返付される者（退学を許可された者に限る。）は、第6条の規定により授業料の徴収を猶予されているものとみなし、前項の規定を準用する。

第3章 授業料の徴収猶予及び月割分納

(徴収猶予の許可)

第18条 次の各号の一に該当する者に対しては、学生（当該学生が行方不明の場合には、当該学生に代わる者）の願い出により、授業料の徴収猶予を許可することがある。

一 経済的理由により、授業料を、その納付期限までに納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる者

二 学生又は学資負担者が、災害を受け、授業料を、その納付期限までに納付することが困難であると認められる者

三 行方不明の者

四 その他やむを得ない事情により、授業料を、その納付期限までに納付することが困難であると認められる者

(徴収猶予の最終期限)

第19条 授業料の徴収猶予の最終期限は、第1学期分の授業料については9月の口座引落日として本学が指定した日とし、第2学期分の授業料については3月の口座引落日として本学が指定した日とする。

(許可の願い出)

第20条 授業料の徴収猶予の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、授業料徴収猶予願書を、総長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項又は第11条第1項の規定により授業料免除の許可を願い出した者で、免除を許可されなかった者又は3分の2の額、半額若しくは3分の1の額の免除を許可された者は、当該不許可又は許可を告知された日から起算して14日以内に、徴収猶予の許可を願い出ることができる。

(徴収猶予)

第21条 授業料の徴収猶予の許可を願い出した者に対しては、徴収猶予の許可又は不許可を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予する。

(徴収猶予を許可されなかった者の納付期限)

第22条 授業料の徴収猶予を許可されなかった者は、当該不許可を告知された日において口座引落日として本学が指定した日までに、その学期分の授業料を納付しなければならない。

(月割分納の許可)

第23条 第18条第1号、第2号又は第4号に該当する者であって、特別の事情があるものに対しては、その願い出により、授業料の月割分納を許可することがある。

(月割分納の額及び納付期限)

第24条 授業料の月割分納を許可された者の1月当りの授業料の額は、月割計算額とし、その納付期限は、別に定める場合を除き、毎月の口座引落日として本学が指定した日とする。ただし、休業期間中の授業料の納付期限は、休業期間の開始日の前日とする。

(許可の願い出)

第25条 授業料の月割分納の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、授業料月割分納願書を、総長に提出しなければならない。

(徴収猶予)

第26条 授業料の月割分納の許可を願い出した者に対しては、月割分納の許可又は不許可を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予する。

(月割分納を許可されなかった者の納付期限)

第27条 授業料の月割分納を許可されなかった者は、当該不許可を告知された日において口座引落日として本学が指定した日までに、その学期分の授業料を納付しなければならない。

第4章 授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の許可の取消し

(免除の許可の取消し)

第28条 授業料の免除を許可されている者であって、その理由が消滅したものは、遅滞なく、総長に届け出なければならない。

2 前項の届け出があったときは、授業料の免除の許可を取り消す。

3 前項の規定により、授業料の免除の許可を取り消された者は、速やかに、月割計算額に、その許可を取り消された月からその学期の末月までの月数を乗じて得た額の授業料を納付しなければならない。

(徴収猶予及び月割分納の許可の取消し)

第29条 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者であって、その理由が消滅したものは、遅滞なく、総長に届け出なければならない。

2 前項の届け出があったときは、授業料の徴収猶予又は月割分納の許可を取り消す。

3 前項の規定により、授業料の徴収猶予の許可を取り消された者は、速やかに、その学期分の授業料を納付しなければならない。

4 第2項の規定により、授業料の月割分納の許可を取り消された者は、速やかに、未納の授業料を納付しなけ

ればならない。

(不正事実の発見による免除の許可の取消し)

第30条 授業料の免除を許可されている者であって、その理由が消滅したにもかかわらず、第28条第1項の規定による届け出をしないもの又は提出書類に虚偽の事項を記載し、若しくは提出書類を偽造して授業料の免除の許可を受けたことが判明したものに対しては、その許可を取り消す。

2 前項の規定により授業料の免除の許可を取り消された者は、直ちに、その学期分の授業料を納付しなければならない。

(不正事実の発見による徴収猶予及び月割分納の許可の取消し)

第31条 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者であって、その理由が消滅したにもかかわらず、第29条第1項の規定による届け出をしないもの又は提出書類に虚偽の事項を記載し、若しくは提出書類を偽造して授業料の徴収猶予又は月割分納の許可を受けたことが判明したものに対しては、その許可を取り消す。

2 前項の規定により授業料の徴収猶予の許可を取り消された者は、直ちに、その学期分の授業料を納付しなければならない。

3 第1項の規定により、授業料の月割分納の許可を取り消された者は、直ちに、未納の授業料を納付しなければならない。

第5章 授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の許可等の手続

(免除の許可等の手続)

第32条 第2条第1項及び第8条の規定に基づく授業料の免除の許可並びに第30条第1項の規定に基づく授業料の免除の許可の取消しは、学生生活支援審議会の議を経て、総長が行う。

第33条 第15条から第17条までの規定に基づく授業料の免除の許可は、その所属する学部又は大学院の研究科の長の申請に基づき、総長が行う。

2 第28条第2項の規定に基づく授業料の免除の許可の取消しは、総長が行う。

(徴収猶予及び月割分納の許可等の手続)

第34条 第18条の規定に基づく授業料の徴収猶予の許可、第23条の規定に基づく授業料の月割分納の許可並びに第29条第2項又は第31条第1項の規定に基づく授業料の徴収猶予及び月割分納の許可の取消しは、総長が行う。

第6章 雜則

第35条 この規程に定めるもののほか、授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(省略)

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

東北大学学生事故処理指針

(学生生活協議会 平成13年9月10日承認)

(目的及び運用上の注意)

第1条 この指針は、東北大学（以下「本学」という。）の構内（寄宿舎を含み、仙台市外の本学の施設を除く。以下同じ。）において、人の死傷、盗難、火災、天災、物損（器物損壊行為を含む。）又はこれに類する事故（以下「事故」という。）が発生し、第一発見者が学部学生、大学院学生、研究生及び生徒（以下「学生」という。）である場合の取扱いを統一し、その処理を円滑に進めることを目的とする。

- 2 本学の学生は、本学構内において事故が発生した場合は、この指針及び当該部局の指針の定めるところにより、適切な措置を採らなければならない。
- 3 この指針の運用に当たっては、人の生命を最優先するとともに、研究及び教育という大学の機能に支障を来たすことのないよう留意しなければならない。

（事故の発生を知った学生の措置）

第2条 事故の発生を知った学生は、直ちに、近くにいる教職員又は事故発生区域を管轄する部局の事務室に通報するものとする。この場合において、その事故が緊急に措置を採る必要があるときは、当該学生は、事故発生区域を管轄する部局の事務室に通報する前に、直ちに、次に掲げる措置を採るものとする。

- 一 人の死傷の場合には、直ちに医師又は救急車を呼ぶ等、救護の措置を採ること。
- 二 火災の場合には、最寄りの火災報知器で通報するとともに、近くにいる教職員・学生に大声で知らせ、直ちに消防署に通報し、身体の安全確保が可能なときは、当該教職員・学生と協力して、消火及び被害の拡大防止のための措置を採ること。
- 三 前2号に規定するもののほか、人の生命又は身体に危険が及び、又は及ぶおそれがある場合で、警察による事故の措置が直ちに必要と判断されたときは、自ら、警察に通報するとともに、そのことを、近くにいる教職員又は事故発生区域を管轄する部局の事務室に通報すること。

（部局の措置・連絡方法等の指針の作成）

第3条 部局は、当該部局所属の学生が事故の第一発見者である場合の採るべき措置、連絡方法等について、この指針に則り、別に定めるものとする。

東北大学医学系研究科・医学部学生事故処理指針

(教授会 平成13年12月12日承認)

(目的及び運用上の注意)

第1条 この指針は医学系研究科・医学部（以下「本研究科・学部」という。）の構内で、人の死傷、盗難、火災、天災、物損（器物損壊行為を含む。）又はこれに類する事故（以下「事故」という。）が発生し、第一発見者が大学院学生、学部学生及び研究生（以下「学生」という。）である場合の取扱いを統一し、その処理を円滑に進めることを目的とする。

2 本研究科・学部の学生は、本研究科・学部の構内において事故が発生した場合は、東北大学学生事故処理指針（平成13年9月10日学生生活協議会承認）に基づき定めるこの指針により、適切な措置を採らなければならない。

3 この指針の運用に当たっては、人の生命を最優先するとともに、研究及び教育という大学の機能に支障を来たすことのないよう留意しなければならない。

(火災)

第2条 学生が火災を発見した場合は、最寄りの火災報知器で通報するとともに、近辺の研究室等に大声で知らせ、直ちに消防署に通報し、身体の安全確保が可能なときは、近くにいる教職員・学生と協力して、消火及び被害の拡大防止のための措置を採るものとする。

また、速やかに、医学部の事務部に通報するものとする。

(人の死傷)

第3条 学生が人の死傷に関わる事故を発見した場合は、直ちに医師又は救急車を呼ぶ等救護の措置を採るものとする。

また、速やかに、医学部の事務部に通報するものとする。

(物損事故)

第4条 学生が物損事故を発見し、又は物損事故を起こした場合は、そのことを直ちに教職員又は医学部の事務部に通報するものとする。

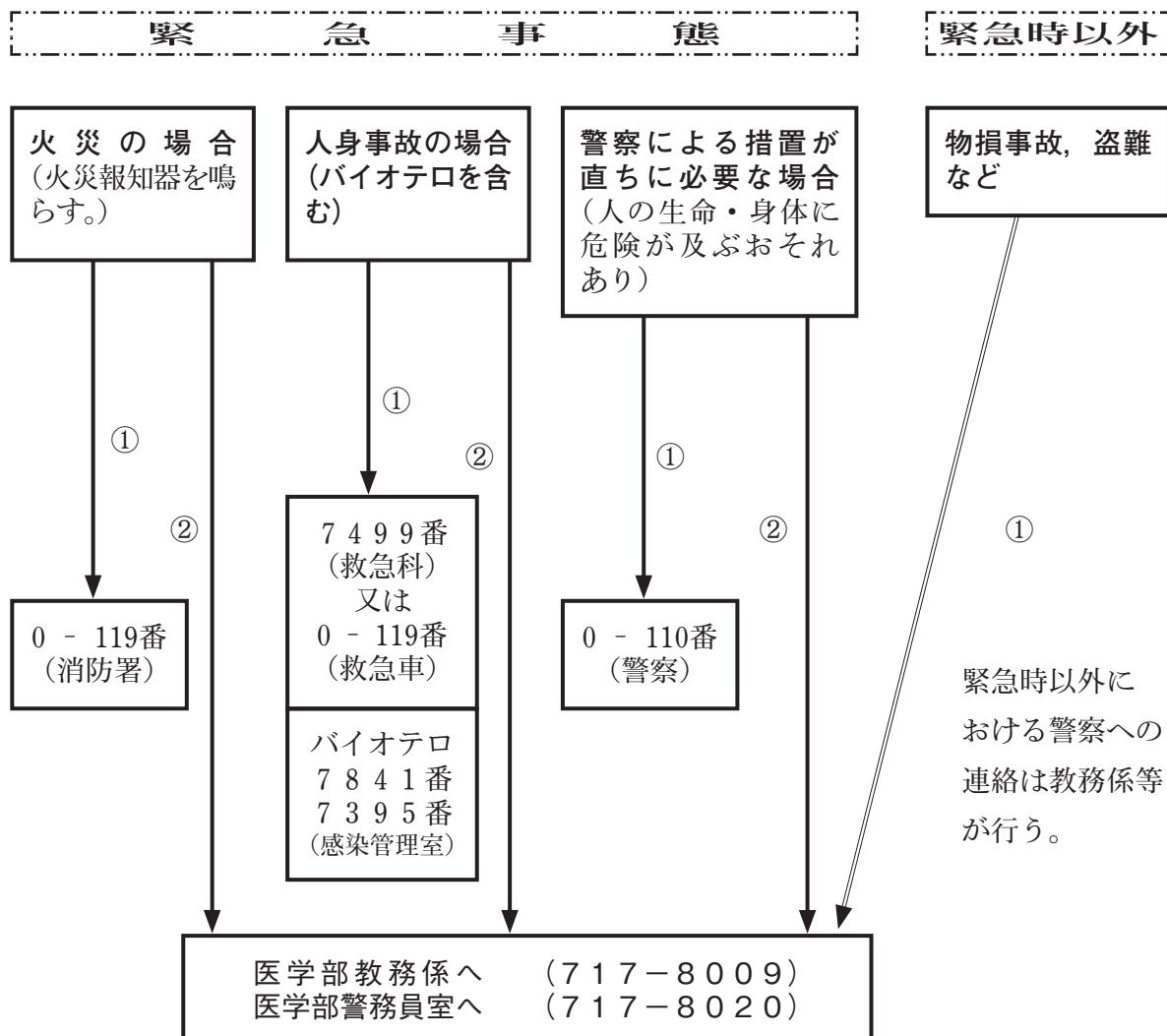
(盗難)

第5条 学生が盗難の現場を発見し、又は盗難に遭った場合は、そのことを直ちに医学部の事務部に通報するものとする。

(警察への通報)

第6条 事故の発生を知った学生は、その事故により人の生命又は身体に危険が及び、又は及ぶおそれがある場合で、警察による事故の措置が直ちに必要と判断されたときは、自ら、警察に通報するものとする。

事故の発見者
(学 生)



注) 矢印は通報、連絡を表す。

医 師 法

(昭和23年7月30日)
法 律 第 201 号

最新改正 令和元年12月11日

目 次

第1章	総 则 (第1条・第1条の2)
第2章	免 許 (第2条～第8条)
第3章	試 驗 (第9条～第16条)
第4章	研 修
第1節	臨床研修 (第16条の2～第16条の8)
第2節	その他の研修 (第16条の9～第16条の11)
第5章	業 務 (第17条～第24条の2)
第6章	医師試験委員 (第25条～第30条)
第7章	雑 则 (第30条の2～第30条の3)
第8章	罰 则 (第31条～第33条の3)
附則	

第1章 総 则

第1条 医師は、医療及び保健指導を掌ることによって公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。

第1条の2 国、都道府県、病院又は診療所の管理者、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（以下単に「大学」という。）、医学医術に関する学術団体、診療に関する学識経験者の団体その他の関係者は、公衆衛生の向上及び増進を図り、国民の健康な生活を確保するため、医師がその資質の向上を図ることができるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

第2章 免 許

第2条 医師になろうとする者は、医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならぬ。

第3条 未成年者には、免許を与えない。

第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 一 心身の障害により医師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 二 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- 三 罰金以上の刑に処せられた者
- 四 前号に該当する者を除くほか、医事に関し犯罪又は不正の行為のあった者

第5条 厚生労働省に医籍を備え、登録年月日、第7条第1項の規定による処分に関する事項その他の医師免許に関する事項を登録する。

第6条 免許は、医師国家試験に合格した者の申請により、医籍に登録することによって行う。

- 2 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、医師免許証を交付する。
- 3 医師は、厚生労働省令で定める2年ごとの年の12月31日現在における氏名、住所（医業に従事する者については、更にその場所）その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年1月15日までに、その住所地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない。

第6条の2 厚生労働大臣は、医師免許を申請した者について、第4条第1号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあったときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

第7条 医師が第4条各号のいずれかに該当し、又は医師としての品位を損するような行為のあったときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 戒告
 - 二 3年以内の医業の停止
 - 三 免許の取消し
- 2 前項の規定による取消処分を受けた者（第4条第3号若しくは第4号に該当し、又は医師としての品位を損するような行為のあった者として同項の規定による取消処分を受けた者にあっては、その処分の日から起算して5年を経過しない者を除く。）であっても、その者がその取消しの理由となった事項に該当しなくなったときその他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至ったときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第6条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 3 厚生労働大臣は、前2項に規定する処分をなすに当っては、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、第1項の規定による免許の取消処分をしようとするときは、都道府県知事に対し、当該処分に係る者に対する意見の聴取を行うことを求め、当該意見の聴取をもって、厚生労働大臣による聴聞に代えることができる。
- 5 行政手続法（平成5年法律第88号）第3章第2節（第25条、第26条及び第28条を除く。）の規定は、都道府県知事が前項の規定により意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同節中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、同法第15条第1項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同条第3項（同法第22条第3項において準用する場合を含む。）中「行政庁は」とあるのは「都道府県知事は」と、「当該行政庁が」とあるのは「当該都道府県知事が」と、「当該行政庁の」とあるのは「当該都道府県の」と、同法第16条第4項並びに第18条第1項及び第3項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第19条第1項中「行政庁が指名する職員その他政令で定める者」とあるのは「都道府県知事が指名する職員」と、同法第20条第1項、第2項及び第4項中「行政庁」とあるのは「都道府県」と、同条第6項、同法第24条第3項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。
- 6 厚生労働大臣は、都道府県知事から当該処分の原因となる事実を証する書類その他意見の聴取を行う上で必要となる書類を求められた場合には、速やかにそれらを当該都道府県知事あて送付しなければならない。
- 7 都道府県知事は、第4項の規定により意見の聴取を行う場合において、第5項において読み替えて準用する行政手続法第24条第3項の規定により同条第1項の調書及び同条第3項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該調書及び報告書の写しを厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。
- 8 厚生労働大臣は、意見の聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項前段の規定により提出された調書及び報告書の写し並びに同項後段の規定により提出された意見書を返戻して主宰者に意見の聴取の再開を命ずるよう求めることができる。行政手続法第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。
- 9 厚生労働大臣は、当該処分の決定をするときは、第7項の規定により提出された意見書並びに調書及び報告書の写しの内容を十分参照してこれをしなければならない。
- 10 厚生労働大臣は、第1項の規定による医業の停止の命令をしようとするときは、都道府県知事に対し、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行うことを求め、当該弁明の聴取をもって、厚生労働大臣による弁明の機会の付与に代えることができる。
- 11 前項の規定により弁明の聴取を行う場合において、都道府県知事は、弁明の聴取を行うべき日時までに相当な期間をおいて、当該処分に係る者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
 - 一 第1項の規定を根拠として当該処分をしようとする旨及びその内容
 - 二 当該処分の原因となる事実
 - 三 弁明の聴取の日時及び場所
- 12 厚生労働大臣は、第10項に規定する場合のほか、厚生労働大臣による弁明の機会の付与に代えて、医道審議会の委員に、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行わせることができる。この場合においては、前項中「前項」とあるのは「次項」と、「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えて、同項の規定

を適用する。

- 13 第11項（前項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、かつ、証拠書類又は証拠物を提出することができる。
- 14 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第10項又は第12項前段の規定により弁明の聽取を行ったときは、聽取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該意見を報告書に記載しなければならない。
- 15 厚生労働大臣は、第4項又は第10項の規定により都道府県知事が意見の聽取又は弁明の聽取を行う場合においては、都道府県知事に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を通知しなければならない。
 - 一 当該処分に係る者の氏名及び住所
 - 二 当該処分の内容及び根拠となる条項
 - 三 当該処分の原因となる事実
- 16 第4項の規定により意見の聽取を行う場合における第5項において読み替えて準用する行政手続法第15条第1項の通知又は第10項の規定により弁明の聽取を行う場合における第11項の通知は、それぞれ、前項の規定により通知された内容に基づいたものでなければならない。
- 17 第4項若しくは第10項の規定により都道府県知事が意見の聽取若しくは弁明の聽取を行う場合又は第12項前段の規定により医道審議会の委員が弁明の聽取を行う場合における当該処分については、行政手続法第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

第7条の2 厚生労働大臣は、前条第1項第1号若しくは第2号に掲げる処分を受けた医師又は同条第2項の規定により再免許を受けようとする者に対し、医師としての倫理の保持又は医師として具有すべき知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの（以下「再教育研修」という。）を受けるよう命ずることができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による再教育研修を修了した者について、その申請により、再教育研修を修了した旨を医籍に登録する。
- 3 厚生労働大臣は、前項の登録をしたときは、再教育研修修了登録証を交付する。
- 4 第2項の登録を受けようとする者及び再教育研修修了登録証の書換交付又は再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。
- 5 前条第10項から第17項まで（第12項を除く。）の規定は、第1項の規定による命令をしようとする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第7条の3 厚生労働大臣は、医師について第7条第1項の規定による処分をすべきか否かを調査する必要があると認めるときは、当該事案に関係する者若しくは参考人から意見若しくは報告を徴し、診療録その他の物件の所有者に対し、当該物件の提出を命じ、又は当該職員をして当該事案に関係のある病院その他の場所に立ち入り、診療録その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第8条 この章に規定するもののほか、免許の申請、医籍の登録、訂正及び抹消、免許証の交付、書換交付、再交付、返納及び提出並びに住所の届出に関して必要な事項は政令で、第7条第1項の処分、第7条の2第1項の再教育研修の実施、同条第2項の医籍の登録並びに同条第3項の再教育研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付に関して必要な事項は厚生労働省令で定める。

第3章 試験

第9条 医師国家試験は、臨床上必要な医学及び公衆衛生について、医師として具有すべき知識及び技能について、これを行う。

- 第10条** 医師国家試験及び医師国家試験予備試験は、毎年少くとも1回、厚生労働大臣が、これを行う。
- 2 厚生労働大臣は、医師国家試験又は医師国家試験予備試験の科目又は実施若しくは合格者の決定の方法を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

第11条 医師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 一 大学において、医学の正規の課程を修めて卒業した者
- 二 医師国家試験予備試験に合格した者で、合格した後1年以上の診療及び公衆衛生に関する実地修練を経たもの
- 三 外国の医学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者で、厚生労働大臣が前2号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し、且つ、適当と認定したもの

第12条 医師国家試験予備試験は、外国の医学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者のうち、前条第3号に該当しない者であって、厚生労働大臣が適当と認定したものでなければ、これを受けことができない。

第13条及び第14条 削除

第15条 医師国家試験又は医師国家試験予備試験に関して不正の行為があった場合には、当該不正行為に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができます。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

第16条 この章に規定するもの以外、試験の科目、受験手続その他試験に関して必要な事項及び実地修練に関して必要な事項は、厚生労働省令でこれを定める。

第4章 研 修

第1節 臨床研修

第16条の2 診療に従事しようとする医師は、2年以上、都道府県知事の指定する病院又は外国の病院で厚生労働大臣の指定するものにおいて、臨床研修を受けなければならない。

- 2 前項の規定による指定は、臨床研修を行おうとする病院の開設者の申請により行う。
- 3 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の申請に係る病院が、次に掲げる基準を満たすと認めるときでなければならない、第一項の規定による指定をしてはならない。
 - 一 臨床研修を行うために必要な診療科を置いていること。
 - 二 臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること。
 - 三 臨床研修の内容が、適切な診療科での研修の実施により、基本的な診療能力を身に付けることのできるものであること。
- 4 前三号に掲げるもののほか、臨床研修の実施に関する厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。
- 5 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第1項の規定により指定した病院が臨床研修を行うについて不適当であると認めるに至ったときは、その指定を取り消すことができる。
- 6 厚生労働大臣は、第1項の規定による指定をし、若しくは前項の規定による指定の取消しをしようとするとき、又は第3項第4号の厚生労働省令の制定若しくは改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。
- 7 都道府県知事は、第一項の規定による指定をし、又は第四項の規定による指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の23第1項に規定する地域医療対策協議会（以下「地域医療対策協議会」という。）の意見を聴かなければならない。

第16条の3 厚生労働大臣は、毎年度、都道府県ごとの研修医（臨床研修病院（前条第1項に規定する都道府県知事の指定する病院をいう。第3項及び次条第一項において同じ。）において臨床研修を受ける医師をいう。以下この条及び第16条の八において同じ。）の定員を定めるものとする。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により厚生労働大臣が定める都道府県ごとの研修医の定員の範囲内で、毎年度、当該都道府県の区域内に所在する臨床研修病院ごとの研修医の定員を定めるものとする。

- 4 都道府県知事は、前項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、医療法第5条の2第1項に規定する医師の確保を特に図るべき区域における医師の数の状況に配慮しなければならない。
- 5 都道府県知事は、第3項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、あらかじめ、その内容について厚生労働大臣に通知しなければならない。
- 6 都道府県知事は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。
- 7 都道府県知事は、前項の規定により地域医療対策協議会の意見を聴いたときは、第3項の規定により研修医の定員を定めるに当たり、当該意見を反映させるよう努めなければならない。

第16条の4 都道府県知事は、臨床研修の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、臨床研修病院の管理者又は開設者に対し、その業務に関し報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

- 2 厚生労働大臣は、臨床研修の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、第16条の2第1項に規定する厚生労働大臣の指定する病院の管理者又は開設者に対し、その業務に関し報告を求め、又は必要な措置をとるべきことを請求することができる。

第16条の5 臨床研修を受けている医師は、臨床研修に専念し、その資質の向上を図るように努めなければならない。

第16条の6 厚生労働大臣は、第16条の2第1項の規定による臨床研修を修了した者について、その申請により、臨床研修を修了した旨を医籍に登録する。

- 2 厚生労働大臣は、前項の登録をしたときは、臨床研修修了登録証を交付する。

第16条の7 前条第1項の登録を受けようとする者及び臨床研修修了登録証の書換交付又は再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

第16条の8 この節に規定するもののほか、第16条の2第1項の指定、第16条の3第1項及び第3項の研修医の定員の定め、第16条の6第1項の医籍の登録並びに同条第2項の臨床研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第2節 その他の研修

第16条の9 国、都道府県、病院又は診療所の管理者、大学、医学医術に関する学術団体、診療に関する学識経験者の団体その他の関係者は、医療提供体制（医療法第30条の3第1項に規定する医療提供体制をいう。次条第一項において同じ。）の確保に与える影響に配慮して医師の研修が行われるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

第16条の10 医学医術に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体は、医師の研修に関する計画を定め、又は変更しようとするとき（当該計画に基づき研修を実施することにより、医療提供体制の確保に重大な影響を与える場合として厚生労働省令で定める場合に限る。）は、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の団体を定める厚生労働省令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聴かなければならない。

- 3 厚生労働大臣は、第1項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

- 4 都道府県知事は、前項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。

- 5 第1項の厚生労働省令で定める団体は、同項の規定により厚生労働大臣の意見を聴いたときは、同項に規定する医師の研修に関する計画の内容に当該意見を反映させるよう努めなければならない。

第16条の11 厚生労働大臣は、医師が医療に関する最新の知見及び技能に関する研修を受ける機会を確保できるようにするため特に必要があると認めるときは、当該研修を行い、又は行おうとする医学医術に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体に対し、当該研修の実施に関し、必要な措置の実施を要請することができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項の厚生労働省令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を

聽かなければならぬ。

3 第1項の厚生労働省令で定める団体は、同項の規定により、厚生労働大臣から研修の実施に関し、必要な措置の実施を要請されたときは、当該要請に応じるよう努めなければならない。

第5章 業務

第17条 医師でなければ、医業をなしてはならない。

第18条 医師でなければ、医師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第19条 診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

2 診察若しくは検案をし、又は出産に立ち会った医師は、診断書若しくは検案書又は出生証明書若しくは死産証書の交付の求があった場合には、正当の事由がなければ、これを拒んではならない。

第20条 医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後24時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

第21条 医師は、死体又は妊娠4月以上の死産児を検案して異状があると認めたときは、24時間以内に所轄警察署に届け出なければならない。

第22条 医師は、患者に対し治療上薬剤を調剤して投与する必要があると認めた場合には、患者又は現にその看護に当っている者に対して処方せんを交付しなければならない。ただし、患者又は現にその看護に当っている者が処方せんの交付を必要としない旨を申し出た場合及び次の各号の1に該当する場合においては、この限りでない。

一 暗示的効果を期待する場合において、処方せんを交付することがその目的の達成を妨げるおそれがある場合

二 処方せんを交付することが診療又は疾病の予後について患者に不安を与える、その疾病的治療を困難にするおそれがある場合

三 病状の短時間ごとの変化に即応して薬剤を投与する場合

四 診断又は治療方法の決定していない場合

五 治療上必要な応急の措置として薬剤を投与する場合

六 安静を要する患者以外に薬剤の交付を受けることができる者がいない場合

七 覚せい剤を投与する場合

八 薬剤師が乗り組んでいない船舶内において薬剤を投与する場合

第23条 医師は、診療をしたときは、本人又はその保護者に対し、療養の方法その他保健の向上に必要な事項の指導をしなければならない。

第24条 医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない。

2 前項の診療録であって、病院又は診療所に勤務する医師のした診療に関するものは、その病院又は診療所の管理者において、その他の診療に関するものは、その医師において、5年間これを保存しなければならない。

第24条の2 厚生労働大臣は、公衆衛生上重大な危害を生ずる虞がある場合において、その危害を防止するため特に必要があると認めるときは、医師に対して、医療又は保健指導に関し必要な指示をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による指示をするに当っては、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

第6章 医師試験委員

第25条及び第26条 削除

第27条 医師国家試験及び医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどらせるため、厚生労働省に医師試験委員を置く。

2 医師試験委員に関し必要な事項は、政令で定める。

第28条及び第29条 削除

第30条 医師試験委員その他医師国家試験又は医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たって厳正を保持し、不正の行為のないようにしなければならない。

第7章 雜 則

第30条の2 厚生労働大臣は、医療を受ける者その他国民による医師の資格の確認及び医療に関する適切な選択に資するよう、医師の氏名その他の政令で定める事項を公表するものとする。

第30条の3 第6条第3項、第7条第4項及び第8項前段、同条第10項及び第11項（これらの規定を第7条の2第5項において準用する場合を含む。）、第7条第5項において準用する行政手続法第15条第1項及び第3項（同法第22条第3項において準用する場合を含む。）、第16条第4項、第18条第1項及び第3項、第19条第1項、第20条第6項並びに第24条第3項並びに第7条第8項後段において準用する同法第22条第3項において準用する同法第15条第3項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

第8章 罰 則

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第17条の規定に違反した者
- 二 虚偽又は不正の事実に基づいて医師免許を受けた者
- 2 前項第1号の罪を犯した者が、医師又はこれに類似した名称を用いたものであるときは、3年以下の懲役若しくは2百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第32条 第7条第1項の規定により医業の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、医業を行ったものは、1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第33条 第30条の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第33条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- 一 第6条第3項、第18条、第20条から第22条まで又は第24条の規定に違反した者
- 二 第7条の2第1項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかった者
- 三 第7条の3第1項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第33条の3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条第3号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

（省略）

附 則（令和元年12月11日法律第71号）抄

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第九条中社債、株式等の振替に関する法律第269条の改正規定（「第68条第2項」を「第86条第1項」に改める部分に限る。）、第21条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第56条第2項及び附則第4条の改正規定、第41条中保険業法附則第1条の2の14第1項の改正規定、第47条中保険業法等の一部を改正する法律附則第16条第1項の改正規定、第51条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第27条の改正規定、第78条及び第79条の規定、第89条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第26条第1項の改正規定並びに第124条及び第125条の規定 公布の日

東北大学艮陵同窓会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、東北大学艮陵同窓会と称する。

第2条 本会は、本部を東北大学大学院医学系研究科内に置く。

第3条 本会は、会長の承認を得て支部を結成することができる。

2 各支部は、本会則に準じて支部会則を定め、会長の承認を得なければならない。

第2章 目的および事業

第4条 本会は、会員相互の親睦および研修を図るとともに、東北大学医学部、大学院医学系研究科および大学院医学系研究科を組織する東北大学病院並びに加齢医学研究所の発展に寄与することを目的とする。

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 会員名簿および会報の発行
- 二 講演会その他の会合の開催
- 三 医学の教育および研究の助成
- 四 その他本会の目的達成に必要な事項

第3章 会 員

第6条 本会は、次の者をもって会員とする。

- 一 東北大学医学部もしくはその前身校、医学専門部または大学院医学系研究科の出身者
- 二 東北大学医学部、大学院医学系研究科および大学院医学系研究科を組織する東北大学病院並びに加齢医学研究所の教員または教員であった者
- 三 東北大学医学部または大学院医学系研究科に在学中の者
- 四 その他東北大学医学部、大学院医学系研究科および大学院医学系研究科を組織する東北大学病院並びに加齢医学研究所に関係がある者で入会を希望する者

第4章 役 員

第7条 本会に、次の役員をおく。

- | | |
|-----|-----|
| 会長 | 1人 |
| 副会長 | 3人 |
| 幹事 | 若干人 |
| 評議員 | 若干人 |
| 監事 | 2人 |

第8条 会長は、役員会において選出し、総会の承認を得なければならない。

2 副会長、幹事、評議員および監事は、会員のうちから会長が推薦し、総会の承認を得るものとする。

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第10条 幹事は、会務を分掌する。

第11条 会長は、幹事のうちから常任幹事を指名することができる。

第12条 評議員は、会員を代表し、諸般の会務を審議する。

第13条 幹事は、会務および会計を監査する。

第14条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期が満了した場合であっても、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

第15条 本会の会務を処理するために、事務局を東北大学大学院医学系研究科内におく。

2 職員は、役員会の議を経て、会長が任免する。

第5章 会 計

第16条 本会の会計は、会費、寄附金およびその他の収入をもって充てる。

2 会費の額、納入時期等については、別に定める。

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第18条 予算および決算については、総会の承認を得なければならない。

第6章 会 議

第19条 会議は、定期総会、臨時総会および役員会の3種類とし、会長がこれを招集する。

第20条 定期総会は、毎年春に開き、その年度における事業および予算を決定し、前年度の決算を承認する。

第21条 臨時総会は、必要なときに開くことができる。

第22条 役員会においては、次に掲げる事項を審議する。

一 総会で委任された事項

二 総会に付議する事項

三 会長から諮問された事項

四 総会を開くいとまがなく、しかも急を要する事項

2 前項第4号に掲げる事項については、必ず次の総会に報告して、承認を得なければならない。

3 支部長は、役員会に出席し、意見を述べることができる。

第23条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。

第7章 会則の変更

第24条 本会則は、総会の議決によらなければ改正することができない。

第8章 梯 则

第25条 本会則に定めのない事項については、別に定める。

附 則

本会則は、昭和36年5月26日から施行する。

(以下附則省略。最終改正 平成25年4月1日)

— こ ら む —

艮陵同窓会

艮陵同窓会は、昭和16年3月16日に、その前身である医学部同窓会が創立されて以来、幾多の変遷を経ながら、会員相互の親睦とコミュニケーションをはかるための諸活動を行ってきており、昭和60年5月18日の定期総会において、名称を艮陵同窓会に変更し、あわせて会則の大幅な改正を行って今日に至っている。

同窓会の目的や事業及び会員組織等については、会則に規定されているとおりであるが、一般的な同窓会と異なり、学部又は大学院に在学中の学生も会員として、同窓会の諸行事や活動に参画している。

現在同窓会は、15,000名を超える会員の名簿や艮陵新聞の発行をはじめ、在学生諸君の課外活動及び各種行事・研修等にも援助しており、さらに在学期間中は、同窓会費についても恩典がある。

また、卒業後全国各地域で活躍している会員諸兄が、それぞれ支部を結成して親睦交流を図っており、それらの支部活動に対しても支援助成を行っている。

(付：東北大学艮陵同窓会会則)

東北大学医学部保健学科同窓会会則

第1章 総則

第1条 本会は、東北大学医学部保健学科同窓会と称する。

第2条 本会は、本部を東北大学医学部内におく。

第3条 本会は、会長の承認を得て部会・支部を結成することができる。

第2章 目的および事業

第4条 本会は、会員相互の親睦および研修を図るとともに、東北大学医学部保健学科の発展に寄与することを目的とする。

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 会員名簿および会報の発行
- 二 講演会その他の会合の開催
- 三 保健学の教育および研究の助成
- 四 その他本会の目的達成に必要な事項

第3章 会員

第6条 本会は、次の者をもって会員とする。

- 一 東北大学医学部保健学科または大学院医学系研究科保健学専攻の出身者
- 二 東北大学医学部保健学科または大学院医学系研究科保健学専攻の教員もしくは教員であった者
- 三 東北大学医学部保健学科または大学院医学系研究科保健学専攻に在学中の者
- 四 その他東北大学医学部保健学科または大学院医学系研究科保健学専攻に関係がある者で入会を希望する者のうち、本会が認めた者

第4章 役員

第7条 本会に、次の役員をおく。

- 会長 1人
- 副会長 3人
- 幹事 若干人
- 監事 2人

第8条 会長は、役員会において選出し、総会の承認を得なければならない。

2 副会長、幹事および監事は、会員のうちから会長が推薦し、総会の承認を得るものとする。

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第10条 幹事は、会務を分掌する。

第11条 監事は会務および会計を監査する。

第12条 会長は、幹事のうちから常任幹事を指名することができる。

第13条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期が満了した場合であっても、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

第14条 本会の会務を処理するために、事務局を東北大学医学部内におく。

第5章 会計

第15条 本会の会計は、入会金、会費およびその他の収入をもって充てる。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 会議

第17条 会議は、定期総会、臨時総会および役員会の3種類とし、会長がこれを招集する。

第18条 定期総会は、原則として、毎年1回開催し、次の事項を審議する。

- 一 本会の事業に関する事項
- 二 幹事の選出
- 三 監事の選出
- 四 その他本会の運営に関する重要事項

第19条 臨時総会は、必要なときにひらくことができる。

第20条 役員会においては、次に掲げる事項を審議する。

- 一 総会で委任された事項
 - 二 総会に付議する事項
 - 三 会長から諮問された事項
 - 四 総会を開くいとまがなく、しかも急を要する事項
- 2 前項第4号に掲げる事項については、必ず次の総会に報告して、承認を得なければならない。
- 3 部会長・支部長は、役員会に出席し、意見を述べることができる。

第21条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。

第7章 会則の変更

第22条 本会則は、総会の議決によらなければ改正することができない。

第8章 梯則

第23条 本会則に定めのない事項については、別に定める。

附 則

本会則は、平成20年4月1日から施行する。

東北大学医学部学生後援会会則

制定 平成20年2月13日

(名称)

第1条 本会は、東北大学医学部学生後援会と称する。

(目的)

第2条 本会は、東北大学大学院医学系研究科・医学部の教育の充実と研究の発展、あわせて会員、学生及び教職員等の親睦を図ることを目的とする。

(諸事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、以下の諸事業を行う。

- 一 会員、学生及び教職員等の交流
- 二 学生の学習や課外活動等の支援
- 三 会報等の発行及び本会の活動記録の作成と保存
- 四 その他本会の目的を達成するために必要な事業

(事務局)

第4条 本会の事務局は、仙台市青葉区星陵町2番1号 東北大学大学院医学系研究科・医学部内に置く。

(会員)

第5条 本会は、次に掲げる者をもって会員とする。

- 一 東北大学大学院医学系研究科・医学部の在校生の保護者
- 二 東北大学大学院医学系研究科・医学部の卒業生の保護者で、入会を希望する者
- 三 本会の趣旨に賛同し、会長が認めた者

(会費等)

第6条 本会の会費は医学科が30,000円とし、保健学科は20,000円とする。

- 2 前条第一号の会員は、原則として、会費を一括払いする。

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名
- 三 幹事 若干名
- 四 監事 若干名

- 2 役員は会員の互選による。

(総会)

第8条 総会は、原則として年1回開催し、会長が招集する。

(役員会)

第9条 役員会は、必要に応じて開催し、会長が招集する。

- 2 役員会の定足数は、役員数の2分の1以上とする。

(経費)

第10条 本会の経費は、入会金、年会費、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成20年2月13日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
- 2 設立当初の会長が決定するまでの間、会長は東北大学医学部長とする。

附 則（平成27年11月11日改正）

- 1 この会則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 本会の名称は、必要に応じて東北大学医学部学生後援会（PTA）とする。

附 則（平成30年1月15日改正）

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

こ ら む

◇いすの木

大学病院構内に、仙台藩祖伊達政宗が、朝鮮出兵のとき、朝鮮から持ち帰ったといわれているいすの木（通称ヒヨンの木、ユシの木又はユスともいう。）がある。この木はマンサク科イスの木属の常緑喬木で雌雄同株である。葉に大きな虫こぶができることが多い。虫こぶは五倍子（ごばいし）に似て、タンニンを含み染料に用いられる。

伝承によると朝鮮から伊達政宗がこの木を持ち帰ったのち、仙台北五番丁住の大藩士桜田彦右衛門時成に預けたといわれる。それ以来桜田氏は、代々藩祖公遺愛の名木として厚く保護してきたが、明治になり桜田氏邸は病院用地に編入にされ、現在に至ったといわれる。なお、この木はとても300年余を経ているとは思われず、二代目の木であろうという推定がある。この木は現在仙台市指定の保存樹木となっている。

この木の下に、第二外科の創立者故関口蕃樹教授の「青葉山みどり流るるあかつきの空をどよもし鳴くやかつこう」の歌碑（昭和28年除幕）が建っている。

◇掬水（きくすい）の池

星陵会館のわきにある池は、樹木にかこまれ静かなたたずまいをみせている。この池は、かつて多くの同窓生がいこいの場所として親しんできたもので同窓生にとっては心のふるさとでもある。この池は、もとは個人の邸内であったものを医学部用地として買収されたものである。戦前は四谷堀から水をひいていたため、めだかやはや、ふななども泳いでいたといわれる。昭和50年4月に、当時の石田医学部長の依頼を受けた黒川利雄元東北大学長によって掬水（きくすい）の池と命名された。命名の出典は、中国の唐の時代の詩集「全唐詩」である。この詩集中に于良史（出没年不明）という人の次の詩が登載されている。

春 山 夜 月
春 山 多 勝 事
賞 瓢 夜 忘 歸
掬 水 月 在 手
弄 花 香 滿 衣
興 来 無 遠 近
欲 去 惜 芳 菲
南 望 鳴 鐘 処
樓 臺 深 翠 微

この詩の中で、もっとも有名で、古来書道の教本等にも用いられているのが掬水月在手、弄花香満衣という句である。この中から掬水ということばが選ばれたわけである。

医 学 部 医 学 科
学 生 心 得

令和4年度行事予定表

学部授業実施計画

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;">6</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">• 2 年</td><td style="text-align: center;">年</td><td style="text-align: center;">年</td><td style="text-align: center;">年</td><td style="text-align: center;">年</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">4/11 (1年)</td><td style="text-align: center;">4/1 (2年)</td><td style="text-align: center;">4/1</td><td style="text-align: center;">1/24</td><td style="text-align: center;">1/31</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">7/29 (1年)</td><td style="text-align: center;">7/29 (2年)</td><td style="text-align: center;">7/22</td><td style="text-align: center;">7/29</td><td style="text-align: center;">7/29</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">8/9 (1年)</td><td style="text-align: center;">8/9 (2年)</td><td style="text-align: center;">8/16</td><td style="text-align: center;">8/22</td><td style="text-align: center;">8/22</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">8/29 (1年)</td><td style="text-align: center;">8/29 (2年)</td><td style="text-align: center;">8/22</td><td style="text-align: center;">8/22</td><td style="text-align: center;">8/22</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">9/16</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	1	3	4	5	6	• 2 年	年	年	年	年	4/11 (1年)	4/1 (2年)	4/1	1/24	1/31	7/29 (1年)	7/29 (2年)	7/22	7/29	7/29	8/9 (1年)	8/9 (2年)	8/16	8/22	8/22	8/29 (1年)	8/29 (2年)	8/22	8/22	8/22	9/16					<p>4月</p> <ul style="list-style-type: none"> • 新入生対象健康診断 • 入学式 • 学部新入生オリエンテーション • 大学院新入生ガイダンス • 入学料免除願提出期限 • 前期分授業料免除願提出期限 • 前期分授業料徴収猶予及び月割分納願提出期限 <p>5月</p> <ul style="list-style-type: none"> • 日本学生支援機構奨学生（大学院・学部）の推薦 • 新任教授記念講演 • 学生定期健康診断 <p>6月</p> <ul style="list-style-type: none"> • 本学創立記念日（6月22日） <p>7月</p> <ul style="list-style-type: none"> • オープンキャンパス（7月27日・28日） <p>8月</p> <ul style="list-style-type: none"> • 大学院医学系研究科入学試験 <p>9月</p> <ul style="list-style-type: none"> • 後期分授業料免除願書提出期限 • 後期分授業料徴収猶予及び月割分納願提出期限
1	3	4	5	6																																
• 2 年	年	年	年	年																																
4/11 (1年)	4/1 (2年)	4/1	1/24	1/31																																
7/29 (1年)	7/29 (2年)	7/22	7/29	7/29																																
8/9 (1年)	8/9 (2年)	8/16	8/22	8/22																																
8/29 (1年)	8/29 (2年)	8/22	8/22	8/22																																
9/16																																				

1 年	3 年	4 年	5 年	6 年		
• 2 年					10月	<ul style="list-style-type: none"> • 大学祭 • 医学祭
				10/3		
					11月	<ul style="list-style-type: none"> • 本学AO入試（Ⅱ期） • 共用試験CBT（4年）
				11/18		
					12月	<ul style="list-style-type: none"> • 日本学生支援機構奨学金返還誓約者提出期限 (学部6年, 大学院修士2年, 博士4年) • 成績認定（6年） • 共用試験OSCE（4年） • 合同慰靈祭, 遺骨返還式
12/27 (1年)	12/9				1月	<ul style="list-style-type: none"> • 大学入学共通テスト • 進級認定（3・4・5年）
12/24		12/28			2月	<ul style="list-style-type: none"> • 本学AO入試（Ⅲ期） • 退職教授最終講義 • 卒業認定（6年） • 本学一般選抜（前期日程）個別学力試験 2/25～2/26 • 日本学生支援機構奨学金継続願提出期限（2月中旬～3月中旬）
12/19 (2年)					3月	<ul style="list-style-type: none"> • 進級認定（1・2年） • 学位授与認定（大学院） • 学位記授与式, 学位記伝達式
1/4 (1,2年)	1/24	1/5 — 1/13	1/10 — 1/20			
2/17 (1年)						
2/6 (2年)						

備考 授業実施計画のうち | — | は講義等, | … | は臨床修練を表す。

授業科目の履修方法について

年度初めに配付される東北大学授業時間割表（第1～第4セメスター）及び医学部医学科の授業時間割表に従って、必修科目を優先して授業計画を立てること。

なお、同一の授業科目及び同一の記号、数字の授業科目は一度しか修得できないので、注意すること。

I 全学教育科目

全学教育科目の卒業に必要な修得単位数は39単位であるが、1年次のうちに英語Ⅲを除く必要な単位数を修得することを強く推奨する。

また、2年次配当の英語Ⅲは「外国語技能検定試験等による単位認定制度」により、1年次のうちに修得できるので、これを推奨する。

2年次では、時間割上、全学教育科目を履修することが難しくなるため、1年次において、全学教育科目の成績が不良の場合は、2年次への進級が認められない場合があるので、注意すること。

また、2年次までに、卒業に必要な修得単位数39単位を修得できない場合は、3年次に進級できない（留年）ので注意すること。

i) 基盤科目

学問論、人文科学、社会科学、自然科学、学際科目の5群からなる。

- (1) 「学問論」(2単位)及び「自然科学総合実験」(2単位)、「スポーツA」(1単位)は必修科目であるため、1～2セメスターにおいて必ず単位を修得すること。
- (2) 人文科学、社会科学については、1～2セメスターに履修し、各群についてそれぞれ2単位以上、計4単位以上を修得すること。
- (3) 「学問論演習」は履修することが望ましい。「学問論演習」の単位は、卒業に必要な単位数に1単位まで含めることができる。

ii) 先進科目

現代素養科目、先端学術の2群からなる。

- (1) 「情報とデータの基礎」(2単位)は必修科目であるため、1～2セメスターにおいて必ず単位を修得すること。
- (2) 「情報教育特別講義」、「キャリア教育特別講義」は、開設する科目は毎年変更するため、『全学教育科目履修の手引』等で開講科目等を確認すること。
- (3) 地球規模課題群の単位は修得しても本学部においては要卒単位として認めないと注意すること。

iii) 言語科目

英語、初修語の各群から、10単位以上を履修しなければならない。

- (1) 外国語の英語は、1セメスターで「英語I-A・I-B」から2単位、2セメスターで「英語II-A・II-B」から2単位、3セメスターで「英語III」を1単位を履修し、4セメスターで「英語III(e-learning)」を1単位を履修し、計6単位を必ず修得すること。
- (2) 外国語の初修語は、1セメスター(第1クォーター、第2クォーター)で基礎初修語I、2セメスター(第3クォーター、第4クォーター)で基礎初修語II(1セメスター(第1クォーター、第2クォーター)で履修した基礎初修語と同じ外国語)を履修し、計4単位を必ず修得すること。
- (3) 留学生対象科目は、外国人留学生のみが履修できる。外国人留学生が、日本語の授業科目を履修し、単位を修得したときは、外国語の初修語として4単位まで含めることができる。

iv) 学術基礎科目

基礎人文科学、基礎社会科学、基礎数学、基礎物理学、基礎化学、基礎生物学、基礎宇宙地球科学の7群からなる。

- (1) 「生命科学B」(2単位)および「生命科学C」(2単位)は必修科目であるため、1セメスターにおいて必ず単位を修得すること。
- (2) 「物理学A」、「物理学B」、「物理学C」の単位は修得しても本学部においては要卒単位として認めないため注意すること。

II 専門教育 科目

- 専門教育科目は、必修及び選択科目がある。
- 専門教育科目(必修)は、各学年に配当しており、配当学年において全科目に合格しなければ進級できない。

III 共用試験等について

医学科第4学年においては、通常の授業の他に、下記共用試験の受験を義務付けており、進級判定に利用する。実施内容・費用の徴収等については、その都度掲示等にて周知するので、注意すること。

◎医学系共用試験 CBT (Computer-based testng) • OSCE (Objective-structured clinical examination)について

4・5年次臨床修練開始前の共用試験。

目的：学生の能力と適正についての一定水準を確保するために実施する全国共通の標準評価試験であるため、共用試験と呼ばれている。

運用：参加大学が（社）医療系大学間共用試験実施評価機構を設立し、全国共同利用施設「医歯学教育システム研究センター（MDセンター）」と協力して運営・実施する。

内容：基礎・臨床の知識の総合的理解と問題解決能力をコンピュータを用いた客観試験で評価するものがCBTで、診療態度・臨床技能を客観的臨床能力試験で評価するものがOSCEである。

利用：標準評価試験としての共用試験（CBT, OSCE）の成績を、各大学固有の成績と併せて総合的な臨床実習開始前の成績評価・進級判定等の指標として利用する。共用試験成績の評価基準は、各大学の臨床実習の在り方に基づき、各大学が責任をもって設定する。

※医学系共用試験CBT・OSCE（第4学年11～12月）…受験料 25,000円（令和2年度実績）
(不合格となり、再試験を受験する場合は、更に受験料が徴収される)
(受験料の改定が行われた場合には、その都度周知する)

医学科第6学年においては、通常の授業の他に、卒業試験の受験を義務付けており、卒業判定に利用する。実施内容については、掲示等にて周知する。

※卒業試験（第6学年 10月～11月）

医 学 科 学 生 心 得

ここでは、星陵キャンパスでの授業及び試験等について説明するものであるから、川内北キャンパスでの、全学教育科目の授業及び試験の方法等については、『全学教育科目の手引』等を参照すること。

○ 諸連絡・伝達事項

連絡事項は掲示により行うので川内北キャンパスの掲示及び医学部掲示板に注意すること。

また、メール及びグループウェアからも連絡するので併せて注意すること。

※グループウェアとは本学の教職員及び医学部の学生が、Webブラウザから利用できる情報共有を行うためのシステムである。

東北大学ポータルサイト <https://www.tohoku.ac.jp/japanese/target/student.html>

本学部掲示板には、次の二種類がある。

1) 医学部医学科専用掲示板

第1・2講義室前（1～3年次用）、臨床講義棟ロビー（4～6年次用）

この掲示板には授業関係、定期試験の日程等の公式告示のみを掲示する。

2) 一般掲示板

第1・2講義室前、臨床講義棟内

この掲示板には、奨学金等一般的な公式告示を掲示する。

○ 授 業

授業は、全学教育科目及び専門教育科目に分けて時間割を編成しており、授業科目及びその配当学年は「東北大学医学部医学科履修内規」の別表のとおりである。主として1～2年次において全学教育科目、1～4年次は基礎医学及び臨床医学の講義、5・6年次は臨床実習及び卒業にむけての卒業試験等が行われる。

なお、授業は、医学部医学科で行う専門教育科目については全授業科目必修となっているので、やむをえない場合以外は欠席しないように。どうしても欠席せざるを得ない場合はWeb上の所定のフォームより申請すること。講義にあっては、原則、各科目の総時間数の4分の3以上出席しなければ試験を受けることができない。実習にあっては原則全時間に出席しなければ単位を取得できない。実習を伴う講義にあっては、原則全時間に出席しなければ、試験を受けることができなくなることがあるので注意すること。

○ 試 験

各授業科目の試験は、おおむねその授業科目の授業終了後に行われ、試験日時及び場所等はメール及びグループウェアにより周知する。その試験の結果判定される各学年への進級、臨床修練の受講資格又は卒業については、医学部規程を熟読し、留意すること。

なお、無届けで複数の試験に欠席した者には、追試験を行わない。（学年に付き1科目までの無届欠席については、再試験受験を認める）

1) 試験科目

医学部医学科で行われる授業は必修であり、講義科目においては試験が課せられる。担当分野については、『医学科シラバス』を参考にすること。

2) 受験資格

講義にあっては、原則、各科目の総時間数の4分の3以上出席しなければ試験を受けることができない。ただし、下記の理由により講義、実習を欠席し、所定の手続きを行った場合には、特別に考慮することがある。

理 由 ① 二親等内の親族の忌引

② 病気・怪我(原則として医師の診断書を添付した者に限る)

③ 海外・国内（全国規模）の学会参加（筆頭演者）で教授会等が認めたもの

④ その他学部長が適当と認めた場合

手続方法

あらかじめ又は出席できなかった日の正午までにWEB上の所定のフォームより申請すること。

3) 試験日程

決定された日時はメール及びグループウェアにより通知するので、見落としのないよう注意すること。

試験日程を知らずに試験に欠席しても、知らなかつたことが追試験願の理由にならないので注意すること。

4) 受験上の注意

1. 受験者は、試験開始10分前までに座席表により指定された席に着席すること。

座席表は、試験室に掲示するので確認すること。

再試験の場合は、掲示で指示がある場合を除き、試験監督の指示に従うこと。

2. 「学生証」を机の上の見やすいところに写真面を上にして置くこと。なお、「学生証」を持参しなかつた者は、学部教務係窓口において、当日限り有効の「仮学生証」の交付を受けなければならない。

3. スマートフォン等の電子機器や文字が記載された用紙等を許可無く身につけていた場合には不正行為とみなす。

4. 机の上には、「学生証」、「筆記用具（黒）」、「消しゴム」、「メガネ」、その他許可されたもの以外は置かないこと。

それ以外のものは、鞄に入れ椅子の下に置くこと。

5. 「ハンカチ」、「ティッシュペーパー」、「座布団」、「ひざ掛け」、「目薬」の使用を希望する者は、試験監督に申し出て許可を受けること。

なお、「ティッシュペーパー」は、箱や袋から中身だけを取り出し机の上におくこと。

6. 試験室への入室は、試験開始後20分まで認め、退室は試験開始後20分以降認める。

7. 解答用紙は、白紙であっても持ち帰らないこと。試験問題は、持ち帰りを許可されている場合を除き、持ち帰らないこと。

6年次卒業試験は、問題冊子(画像冊子)、解答用紙を回収するので、持ち帰らないこと。

8. 途中退室後の再入室を、原則、認めない。

9. 不正行為を行った者は懲戒処分（退学、停学など）及び当該年度の全単位が無効となる。

【不正行為の例】

1) 不正な手段で合格しようとする行為

(ア) 代理受験

(イ) カンニング（他の受験者の解答を盗み見る、スマートフォン等の電子機器や文字が記載された用紙等を許可無く保持する、など）

2) 試験問題の漏洩（試験問題の持ち帰りを許可されていない試験の場合）

(ア) 試験問題の持ち出し (イ) 試験問題の書き写し (ウ) 試験問題の写真撮影

(エ) 携帯メールを使って外部へ情報送信 (オ) そのほかの手段

3) その他

(ア) 他の受験者の受験を妨害する行為 (イ) 上記1) 2) 等不正行為の幇助

(ウ) 試験監督の職務に対する妨害、指示への不従順 (エ) その他試験監督の判断による

10. 複数の試験に無届けで欠席した者に対しては、追試験（再試験を含む）を行わないでの、病気その他正当な理由で受験できない場合は、所定の用紙を学部教務係から受領し、当該試験の担当教員の認印を得たうえ、教務係へ提出しなければならない。

正当な理由なく複数の試験に欠席した場合、当該科目を不合格とする。ただし学年につき1科目までの無届欠席については再試験受験を認める。

11. 追試験及び再試験についても前述1～10に準じる。

5) 追試験及び再試験

① 試験に無届けで欠席した者に対しては、追試験（再試験を含む。）を行わないでの、下記理由に該当し、試験に欠席する場合には、所定の手続きを行うこと。

理由

a 二親等内の親族の忌引

- b 病気・怪我（原則として医師の診断書を添付した者に限る）
- c 海外・国内（全国規模）の学会参加（筆頭演者）で教授会等が認めたもの
- d その他学部長が適当と認めた場合

手続方法

あらかじめ又は出席できなかった日の**1週間以内**に、担当教員の認印を得た上、教務係へ提出すること。（所定用紙は学部教務係にあります。）

- ② 試験又は追試験に合格しなかった者は1回に限り再試験を受けることができる。この場合の合格者の点数は60点とする。再試験の運用に関しては科目担当責任者の裁量に委ねる。
- ③ ①に記載した理由以外により、再試験受験による成績は、取得した点数に8割を乗じたものとし、合格者の点数は60点とする。
- ④ 成績保留者に対しては、医学科運営委員会において試験を行うことがある。この場合の試験の回数は原則1回とする。

6) 無届欠席について

- ① 試験（追試験を含む）の無届欠席は、いかなる場合も認められない。やむを得ず病気等で欠席する場合は、当該教員と連絡を取った上、必ず、所定の手続きを行うこと。ただし、学年につき1科目までの無届欠席については、再試験受験を認める。
- ② 不合格となった授業科目については、次の年度で再履修しなければならない。

7) 専門科目成績評価の説明について

- ① 学生は、成績発表から1週間以内に限り、学部教務係に申し出を行い、授業担当教員から成績評価について説明を受けることができる。ただし、この期間内に申し出ないことに対して正当な理由がある場合には、1年以内の保存期間に限り、申し出期間経過後も説明を受けることができる。
- ② 学生は、成績発表から1週間以内に限り、成績評価に不服がある場合には学部教務係にて、医学科運営委員会の委員長への不服の申立をすることができる。ただし、この期間内に申し出ないことに対して正当な理由がある場合には、1年以内の保存期間に限り、申し出期間経過後も不服の申立をすることができる。
- ③ 不服の申立があった場合は、医学科運営委員会内に委員若干名で構成する審査委員会を設置し、不服の申立内容を審査する。

8) 進級・卒業について

各学年に配当されている必修科目のすべての試験に合格しなければ、進級することができない。

○ 基礎医学修練

医学生として、柔軟な思考能力と自主的な勉学意欲を涵養するために、3年次に約20週間にわたって、基礎系分野に少人数配属され、指導教員の指示に基づき、実験、研究を行うものである。

なお、詳細については、『基礎医学修練手引書』を参照すること。

○ 臨床修練

実際に患者に接して行われる臨床修練は、数名程度のグループ単位で各科に配属されて、4～5年の44週間にわたって行われる。各科に配属される期間は、各1～4週間で、土・日曜日を除く毎日行われる。詳細については、臨床修練の始まる前に配付する「履修簿」及び『シラバス』を参照すること。

なお、臨床修練の成績は、全診療科(部)からの評価の結果をもとに、医学科運営委員会ならびに教授会における合議によって総合的に評価する。

○ 学外施設・病院実習における感染症対策について

医学部学生は、学外施設・病院での実習がカリキュラムに組まれているため、ワクチン接種や感染予防法の理解などの感染症対策が必須となっている。

入学初年度に採血・抗体価検査を実施し、対象者には、麻疹、風疹、ムンプス（おたふくかぜ）、水痘、B型肝炎のワクチン接種を行う。（費用は自己負担）

また、4～5年次にはインフルエンザ予防接種を行う。

大学で実施するワクチン接種の日程で受診できない場合は、最寄りの医療機関において接種し、証明書を学部教務係あて提出すること。

特別な理由なく未接種の場合には、臨床実習等に参加できず不合格（留年）となることがある。

○ スキルスラボ

スキルスラボは、臨床の医療面接および医療手技の訓練のために、診療器具や模型・シミュレーターを常備している部屋であり、現在は、良陵会館及び中央診療棟にある。

利用の詳細は、4年次以降、臨床修練前準備実習や臨床修練の手引書等にて紹介する。

○ 講義室収容能力

各学年の授業及び試験に使用する講義室等は下記のとおりであり、その場所は構内配置図のとおりである。

記

講義室等の名称	収容人数	主に授業に使用する学年	備考
講堂	140	1年	・緩やかな階段教室 ・プロジェクター設備有
第一講義室	162	2・3年	・緩やかな階段教室 ・プロジェクター設備有
第二講義室	162	2・3年	・緩やかな階段教室 ・プロジェクター設備有
臨床大講堂	208	4年	・緩やかな階段教室 ・プロジェクター設備有
臨床中講堂	154	3・4年	・プロジェクター設備有
カンファレンス室1	60	1・2・3・4年	・可動式の仕切り有 ・プロジェクター設備有
カンファレンス室2	40	1・2・3・4年	・可動式の仕切り有 ・プロジェクター設備有
グループ学習室1～16	4～8	1・2・3・4年	

○ 学籍番号

表1

学部・研究科等名	所属区分	(学生区分) + (-連番号)				
		学部4年／6年の課程	博士課程前期2年の課程	修士課程	博士課程後期3年の課程	医学履修4年の課程
医学部／医学系研究科	M	B1001～	M1001～	M5001～	D1001～	D5001～

• 2000年度以降入学者

A9 XX 9999

① ② ③

①入学年度の西暦十の位のアルファベット1桁+西暦一の位の数字1桁（表2参照）

②学部・研究科等名の所属区分アルファベット1桁+学生区分のアルファベット1桁（表1参照）

③一連番号4桁

表2

入学年度	西暦十の位	入学年度	西暦十の位
2000～2009年度	A	2050～2059年度	F
2010～2019年度	B	2060～2069年度	G
2020～2029年度	C	2070～2079年度	H
2030～2039年度	D	2080～2089年度	I
2040～2049年度	E	2090～2099年度	J

学籍番号は入学の際に個人別に定め、在学期間中は変更しないので、諸願届等の際は必要に応じて使用すること。

○ 学 生 証

- 1) 学生証は、入学の際に各人に交付するので、常に携帯し、本学部教職員その他の者から要求があったときは提示すること。
- 2) 学生証はいかなる場合も他人に貸与又は譲渡してはならない。
- 3) 学生証は、証明書自動発行機から証明書を得る際のID（磁気）カードとしても使用するので、大切に取り扱うこと。なお、医学分館の入退館にも利用可能。
- 4) 学生証を紛失すると他人に悪用される可能性があるので、紛失しないよう注意すること。なお、紛失及び破損等の際は、警察に届出をし、半身脱帽、正面向き、縦4cm、横3cmの写真1枚を添えて再発行を願い出ること。紛失等で再交付を受けてから、前の学生証が見つかった場合は、すみやかに教務係へ返却すること。
- 5) 卒業、退学又は除籍された場合は、ただちに教務係に返付しなければならない。

○ 休 学、復学及び退学

休学・復学・退学等をしようとする場合は、事前に学部教務係に申し出ること。

休 学

学生が病気その他の理由により休学をしようとするときは、休学願（病気の場合は、医師の診断書を添付のこと）を提出し、学部長の許可を得なければならない。

復 学

休学期間に休学の理由が止んだときは、ただちに復学願を提出し、学部長の許可を得なければならない。
休学期間が満了し、復学する場合は復学届を提出しなければならない。

退 学

退学をしようとするときは、退学願に学生証を添えて提出し、学部長の許可を得なければならない。

○ 授 業 料 等

- 1) 授業料は、指定された期限内に納付しなければならない（指定納付期限は前期分5月下旬まで、後期分11月下旬まで）。指定された期限内に納付しないときは、本人又は保護者等に督促をする、督促を受けた後、相当期間経過して、なお、納付されない場合には、本学学部通則により除籍されることがあるから十分注意すること。

なお授業料の納付は全国の金融機関・ネット銀行（一部を除く）の口座から引き落とすことのできる代行納付方式によるものとする。

- 2) 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀である者は、授業料免除の許可を願い出ることができる。
- 3) 学資の支弁が困難である者は、延納・分納の許可を願い出ることができる。

○ 総 代

本学科では、学年ごとにクラスの総代を決めてもらい、学部と学生諸君との連絡調整を願っている。
総代を中心としてクラスの円滑な運営を図ってほしい。

○ ロッカー

本学科では学生全員にロッカーを貸与しており、各年度毎に各自へ割り当てている。

ロッカーは、後輩が引き継いで使用するものであるから、丁寧かつ清潔に使用すること。

ロッカーは、毎年、進級が判明した時点（1～3月）で割り振りを決めるので、指定された期日までに整理清掃の上返却すること。なお、同日まで放置している場合は、大学が解錠し次の学生に貸与するので、留意すること。

○ **自家用車による通学禁止**

国家試験受験の際、罰金以上の刑に処せられた者に対して受験資格が与えられない（医師法第4条）場合もあるので、自家用車による通学は認めない。

○ **学生の集会、掲示及び講義室・講堂等の使用**

医学科内において、集会、掲示及び講義室・講堂等の使用についての手続等については、次によらなければならない。

1) 集　　会

学生が、講義室その他学内において集会しようとするときは、その責任者が所定の使用願に集会の目的等を詳細に記入し、開催期日の72時間前（但し、休日は含まない）までに学部長に届け出て、その許可を受けなければならない。

2) 掲　　示

- 1 所定の掲示板以外の掲示は許可しない。
- 2 学生が掲示をするときは、掲示物を学部長に願い出て、その許可を受けなければならぬ。
(ただし、学部長の許可は、学部教務係の認印をもって代えることができる。)
- 3 掲示の内容が政治的目的を有するもの又は学内の秩序をみだすおそれのあるものは、許可しない。
- 4 掲示にはすべて、責任者名を記載しなければならない。
- 5 掲示用紙の大きさは、最大でも新聞紙1頁以内を原則とする。
- 6 掲示期間は、5日以内を原則とする。
- 7 掲示期間を経過したものは、責任者が速かに撤去しなければならない。
- 8 認印のない掲示物は撤去する。

3) 講義室の使用について

集会等の目的で使用する場合は、次の事項を守らなければならない。

- 1 使用願は、使用する日時の3日前までに学部教務係に提出すること。
- 2 休日は使用することができない。
- 3 **使用時間は、午前9時から午後7時までとする。**ただし、学生大会など特別の事情がある場合は午後9時までとする。
- 4 使用を許可された者は、次のことに注意すること。
 - イ 他の者に転貸してはならない。
 - ロ 講義室を使用するときは、警務員室に出頭し「講義室使用許可書」を提示し、使用を申しること。
 - ハ 講義室及び講義室内の設備物品等の保全維持に十分注意すること。
- ニ 使用目的以外に使用しないこと。
- ホ 使用後は、講義室内を清掃し、使用が終わった旨を警務員室に連絡すること。

5 講義室等の使用については、学部教務係の指示によること。

○ **学外活動について**

各サークルで学外活動（大会参加及び合宿等）を行う場合は、あらかじめ学外活動届（学部教務係にあり）を提出すること。

総合評価制度実施運用方針

進級に関する専門教育科目総合評価判定

- 1. 進級には、当該年度の専門教育科目の全てに合格しなくてはならない。また、所定の全学科目の単位を取得しなくてはならない。**
- 2. 合格：最終成績が100点満点の60点以上の場合とする。ただし、点数評価によらない教科目、実習科目に対しては「合格」に相当する評価をもって科目合格とする。**
- 3. 認定合格（総合評価判定）**
- 4. 医学科運営委員会試験**

※上記の3. 及び4. に関する詳細は、年度初めに公表する。

- 5. 不合格：上記の2. ~ 4. のいずれにも該当しない学生は不合格とする。**

東北大学医学部サークル部室使用心得

1. 使用者は、医学部に在籍する学生であること。
2. 使用するサークルの代表者は、毎年4月20日までに使用願を学部長に提出し、その許可を受けること。
3. 使用許可期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。(年末年始は使用不可) ただし、4月中の使用について、前年度に使用を許可されたサークルに限り、仮使用をすることができる。
4. 使用時間は、原則として午前8時から午後9時までとする。やむを得ず時間外に使用する場合は、使用届を提出し、学生証と引き換えにサークル棟の外鍵（東口）を借りて使用すること。
5. 使用者は部室の清掃・整理を常に行い、防火・盗難予防に万全の注意を払うこと。
6. 防災・防火上特に必要がある場合は、教職員が部屋に立ち入ることがあるので、許可なく鍵を変更しないこと。
7. 学生厚生委員会委員長は、部屋の適正な使用について、使用者に指導・助言を行うことがある。
8. 各部室で暖房器具を使用する場合は、あらかじめ学生厚生委員会委員長に届けること。
9. 部屋内の設備・備品を破損又は紛失した場合及びサークル棟内で事故が生じた場合は、速やかに学生厚生委員会委員長に届け出ること。

医学部学生サークル一覧

(令和4年4月現在)

	サークル名	サークル部長(顧問)
体育系	陸上競技	片桐秀樹教授
	水泳	山家智之教授
	ラグビー	五十嵐和彦教授
	サッカー	齋木佳克教授
	バスケットボール	江川新一教授
	女子バスケットボール	江川新一教授
	バレーボール	
	準硬式野球	田中耕三教授
	軟式庭球	石田孝宣教授
	硬式庭球	千葉奈津子教授
	卓球	石井正教授
	バドミントン	高瀬圭教授
	柔道	石井直人教授
	剣道	酒井寿郎教授
	弓道	福士審教授
	スキーキー	海老原覚教授
	ヨット	海野倫明教授
	ボート	堀内久徳教授
	ワンドルング	石岡千加史教授
	ゴルフ	神宮啓一教授
	フットサル	伊藤明宏教授
	ビリヤードサークルSCRATCH	大隅典子教授
	ハンドボール	杉浦久敏教授
文化系	星陵アンサンブル	瀧靖之教授
	保健部セツルメント	塩飽仁教授
	東洋医学研究会	高山真准教授
	写真	黒澤一教授
	良陵新聞	鈴木貴教授
	メディカルインターネットサークル	中山啓子教授
	軽音楽	石井誠一准教授
	星陵混声合唱団	相澤俊峰教授
	救命救急サークルRet's	久志本成樹教授
	鉄道愛好会	中里信和教授
	医学祭実行委員会	大和田祐二教授
	茶道	大隅典子教授
	臨床推論サークルTeam COOL	石井正教授
	Smile Future JAPAN仙台	笛原洋二准教授
	バイオク	川島隆太教授
	国際保健サークルAmin's	大森純子教授
	国際交流サークルIHealth	石井誠一准教授
	学生会	虫明元教授

個人情報の保護並びに守秘義務に関する通達（医学科学生用）

A. カルテ、個人情報の取り扱いについて

- A - 1 個人情報保護に関する法令を遵守し、個人情報の保護を行わなければならない。
- A - 2 患者カルテは常に病棟内の定められた場所に保管し、病棟ならびに指定された場所から外に帶出してはならない。
- A - 3 患者の電子情報にアクセスする場合は、学生個別に発行されたIDおよびパスワードを利用する。
主治医や他者のIDおよびパスワードは使用しない。
- A - 4 患者個人情報を閲覧する場合は、指導教員に許可を得た患者の情報（カルテ・診療支援システム等）のみ閲覧する。許可を得た患者以外の情報を閲覧してはならない。
- A - 5 指導教員に許可を得た患者以外の診療情報にアクセスし閲覧することは不正行為であり、処罰の対象となる。なお、医師・医療従事者、及び学生による患者電子情報へのアクセスは全て記録として残されている。
- A - 6 患者個人情報をメール等の電子情報として送受信すること、および診療情報端末への外部記憶媒体(USBメモリ等)の挿入・接続は一切禁止する。
- A - 7 患者個人情報の紙コピーを取った場合、病院ならびに指定された場所から外への帶出を禁止する（レポート作成等、いかなる理由においても持ち出してはならない）。
- A - 8 患者個人情報の紙コピーは不要になったら直ちにシュレッダーで処分する。決して、個人情報の判読できる状態で廃棄してはならない。
- A - 9 患者個人情報を正当な理由でメモ書きし、または、ノート等に記入する場合、メモ紙・ノートの取り扱いに十分注意する。
- A - 10 授業中に知り得た患者及び関係者の個人情報等を、授業期間中はもとより、授業終了後も第三者に漏洩すること、または無断で使用してはならない。
- A - 11 その他、患者個人情報漏洩の危険性がある行為に常に留意し、守秘を厳守する。

B. 診療に関する会話について

- B - 1 患者を話題とする私的な言動はいかなる場所、状況下においても厳に慎み、守秘義務を厳守する。
- B - 2 患者の診療に関する医学的な議論をするときには、場所をわきまえる。病院内・医学部内においても廊下、エレベーター、トイレ、喫茶店、食堂など、不特定の人が集まる場所では十分に注意する。病院・医学部の外部では医学的内容であっても患者個人の特定につながる会話を行ってはならない。

C. 学会発表、論文発表などに関わる個人情報の取り扱いについて

- C - 1 学会発表、論文発表等で患者に関わる情報を公開する場合には、個人の特定につながる事項を発表してはならない。特に患者の匿名性を厳格に守らなければならず、○山○子、TK（イニシアル）なども許されない。
- C - 2 実習科・関連病院における症例報告・レポートにおいても個人の特定につながる事項を記載してはならない。特に患者の匿名性を厳格に守らなければならず、○山○子、TK（イニシアル）等、並びに、住所・勤務先等の記載は許されない。

臨床に関わる実習に臨んでは、上記の患者個人情報保護並びに守秘義務に関する事項を遵守する。
故意、過失に関わらずこの記載内容に抵触する行為・言動がある場合、
懲戒処分（戒告・停学・退学）の対象となる。

医学部学生顕彰に関する実施要項

1. 目的

この顕彰制度は、東北大学医学部在学中の学生の成績及び諸活動に対し、表彰を行うとともに、より一層の向学心を養うことを目的とする。

2. 部門

顕彰は成績優秀部門、教育貢献部門及び課外活動部門の3部門に分けて行う。

3. 表彰基準

成績優秀部門、教育貢献部門の表彰基準については、医学科運営委員会または保健学科運営委員会で別に定める。

課外活動部門の表彰基準については、学生厚生委員会で別に定める。

【医学科】

成績優秀部門……1, 2, 3, 4, 5, 6年専門教育科目成績上位者各5名（計30名）

教育貢献部門……下記行事・役割につき、教育に貢献した学生

- ① 新入生オリエンテーション運営補助
- ② オープンキャンパス運営補助（約150名）
- ③ 1次修練における実習指導（約10名）
- ④ OSCEボランティア（約50名）
- ⑤ 教員FDボランティア（約10名）
- ⑥ 基礎医学修練発表会運営補助（約10名）
- ⑦ 4年TutorialにおけるTutor
- ⑧ 4年次臨床推論・EBM演習におけるTutor
- ⑨ 学生代表(6年終了時に学生の互選により選出)（2～3名）
- ⑩ その他医学部長が適当と認めたもの

【保健学科】

成績優秀部門……医学部長が適当と認めたもの

教育貢献部門……下記行事・役割につき、教育に貢献した学生

- ① オープンキャンパス運営補助
- ② その他医学部長が適当と認めたもの

課外活動部門……下記に該当する医学科・保健学科学生

- ① 学生会代表（1名）
- ② 全国的な規模の大会で優勝、あるいは同等の成績を挙げた学生（部）
- ③ 学術関連で顕著な功績をあげた学生
- ④ 社会、一般市民向けの行事等で顕著な貢献があった学生
- ⑤ その他医学部長が適当と認めたもの

4. 選考

成績優秀部門、教育貢献部門については医学科運営委員会または保健学科運営委員会、課外活動部門については学生厚生委員会において選考を行い、医学部長が決定する。

5. 表彰等

顕彰は表彰状の授与をもって行う。

6. その他

この要項は平成17年12月21日から施行する。

平成19年1月改正

平成26年9月17日改正

平成28年2月17日改正

平成29年9月20日改正

平成30年3月12日改正

艮陵海外留学奨学援助制度実施要項

(目的)

医学部学生の海外留学への奨学援助を通じ、国際的視野に立った人材を育成するとともに、医学の発展と向上を図ることを目的とする。

(応募資格)

医学部医学科に在籍する学生で、次の各号に該当する者

- 1 学業・人物ともに優秀である者
- 2 高次臨床修練又は基礎医学修練の一環として海外留学を希望する者
- 3 配属分野の指導教員が推薦する者

(奨学資金)

- 1 基礎医学修練は1人10万円を支給する
- 2 高次臨床修練は1人5万円を支給する

(採用人員)

原則として、1年間で、基礎医学修練5名、高次臨床修練10名の計15名までとする

(選考方法)

応募書類及び成績により選考する。

(選考における成績の範囲)

基礎医学修練、高次臨床修練ともTOFEL-ITP又はTOEFLのスコアおよび医学専門英語の成績を利用するほか、下記のとおりとする。

- 1 基礎医学修練は2年次の専門教育科目と3年次の専門教育科目（終了した科目まで）を対象とする。
- 2 高次臨床修練は4年次の専門教育科目、共用試験（CBTとOSCE）及び5年次臨床修練の成績を対象とする。
さらに、USMLE受験等、海外留学に向けた準備状況を考慮する場合がある。

(選考期日)

- 1 基礎医学修練は留学年度の7月上旬を応募締切りとし、7月下旬に決定する。
- 2 高次臨床修練は留学年度の前年度の2月末日を応募締切りとし、3月中旬に決定する。

(応募書類)

- 1 申請書（所定用紙）
- 2 留学先の受入承諾書
- 3 留学計画書（任意様式：A4版2枚程度とし、目的、計画などを記入すること）
- 4 指導教員の推薦書（所定用紙）
- 5 TOEFL-ITP、TOEFL、USMLE等の成績表の写し

(留学の成果報告について)

奨学金受給者は留学の成果について英語で口演発表を行う。3年次の学生にあっては基礎医学修練発表会（研究の事情により基礎医学修練発表会に帰国が間に合わない場合は次年度に発表を行う。具体的な日程は未定。）で、5年次学生にあっては翌年度の高次臨床修練海外実習報告会で行うものとする。

また、留学期間終了後、留学成果報告書を提出するものとする。

○ 卒業後の進路

本学科の卒業生の進路としては、大別して次の2つが考えられよう。

1) 医師となるには

医学科の卒業生だからといって自動的に医師になれるわけではない。最終学年の2月に、厚生労働省の実施する医師国家試験に合格し、医師として登録されて初めて医師としての第一歩を踏み出すことになる。

医師国家試験は、臨床上必要な医学及び公衆衛生について医師として具有すべき知識及び技能について、毎年1回行われている。その受験資格は、学校教育法に基づく大学において医学の正規の課程を修めて卒業した者である。

医師国家試験を受けようとする者は、受験願書に次の書類を添え、厚生労働大臣に提出することになっている。

- (1) 願書
- (2) 卒業見込証明書又は卒業証明書
- (3) 写真（台紙に貼付）
- (4) 受験手数料（手数料に相当する収入印紙を願書に貼付）

2) 研究者となるには

この場合、基礎医学系の研究者と臨床医学系の研究者とで若干の違いがあるので、それぞれのごく一般的な例について述べておく。

(1) 基礎医学系の場合

おおむね、大学院に入学して修了後、大学の助教、国や研究所等の技官、地方自治体・企業等の研究所の研究員として採用される。

(2) 臨床医学系の場合

医師国家試験に合格し、各病院で初期研修終了後、大学病院等の助手、国立病院等の技官又は一般病院の医師として採用される。（初期研修終了後、大学院に入学する者もあり。）

○ 海外留学

1) 学部学生の場合

本学と大学間交流協定等を締結しているカリフォルニア大学等への留学の途等が考えられるが、一般に本学部のみならず医学教育の体系は一貫性を持っているため、他大学で受けた教育をそのまま本学部の教育体系の中に入り入れ、卒業の要件の一部とすることは非常に困難である。また、逆に留学生を受け入れる側からみれば、一貫性を持つ医学教育体系の中に一時期のみ受け入れて教育することに困難を感じるためか、正規の学生として受け入れるのには難色を示す場合が多い。

このため本学部の学生が留学する場合、本学部の身分は留学扱いであるが、受け入れ大学の身分は正規の学生に準ずるといった扱いを受けるのが普通である。

大学間交流協定等による留学生として本学部から、平成11年度にウーメオ大学（スウェーデン）1名、平成12年度にカリフォルニア大学（アメリカ合衆国）1名、平成13年度にワシントン大学（アメリカ合衆国）1名、平成15年度にカリフォルニア大学（アメリカ合衆国）1名、平成20年度にワシントン大学（アメリカ合衆国）1名及びペンシルバニア州立大学（アメリカ合衆国）1名が留学した。

また、3年次における基礎医学修練、6年次における高次臨床修練において、短期の海外留学（2週間～3ヶ月）を希望者は体験することができる。毎年30名程度、海外留学している。

2) 大学間協定による留学について

本学の学生が海外の大学で教育を受けることは、将来、本学の研究教育の向上と活性化を促進させるのみならず、国際理解と友好親善を図り、我が国の国際的地位を維持する上で、重要である。

このことから、本学では、海外の大学と大学間交流協定を締結し、それぞれの大学へ毎年学生を派遣している。

艮陵新聞

本学部の学生、教職員及び同窓生のコミュニケーションを図る機関誌として艮陵新聞がある。この艮陵新聞は、はじめ昭和26年4月1日に第1号が発行されたが、昭和27年12月20日の第10号をもって廃刊となっている。その後昭和35年1月10日に復刊第1号が発行され、比較的順調に経過してきている。平成28年1月現在で第292号を数えている。

この艮陵新聞は、大正14年11月30日に第1号が発行され、昭和19年5月5日に第60号をもって廃刊された艮陵（第1号のみ魂夢という名称であった。）という機関誌の発行趣旨を受けついだともいわれている。

艮陵新聞は、ユニークな学内広報紙として高く評価されている。

英魂の碑

本学科基礎研究棟南側道路近くに、英魂の碑が立っている。これは、日中戦争、第二次世界大戦に従事し戦没した本学部卒業生をしのぶために、昭和42年5月27日に、本学部同窓会によって建立されたものである。碑面に刻まれている「英魂」という文字は、当時の武藤完雄名誉教授（元本学部長）によって書かれたものである。碑の裏面には、169人全員の名前と卒業年次が刻まれている。当時の金で130万円を要している。

除幕式は、昭和42年5月29日に、御遺族約90人の参加を得て盛大に行われた。

除幕式では、槇哲夫同窓会長が、「今次大戦の功罪は、後世歴史家のなすべきところであろうが、若くしてその生命を国家にささげた同窓生の靈をまつることは、残されたわれわれのせめてもの責務であろう。」とのべ、さらに同窓生代表として二階堂昇氏（宮城県成人病センター院長）は、「（兄たちは）意氣軒昂と杜（もり）の都を飛び立って、再び生きて母校の大木には飛来することはできなかったが、今ようやくここに兄たちの安住する碑ができた。われわれは、今後ここに来て兄たちと語り合おう。」とのべ、多くの参列者を感動させたといわれる。

この碑には、いまなお年中献上の生花が絶えない。

保 健 学 科 学 生 心 得

教育課程及び履修要項

I セメスター制

本学科の教育課程は、各年次を2つの学期に区切るセメスター制で、第1年次の1セメスターから第4年次までの8セメスターにわたり編成されています。

II 全学教育科目

全学教育科目は、「基盤科目」、「先進科目」、「言語科目」、「学術基礎科目」の4つの類に区分されます。詳細は「全学教育科目履修の手引き」を参照してください。

III 専門教育科目

専門教育科目は「専門基礎科目」、「専攻専門科目」に区分されます。

- ◎ 「専門基礎科目」 …基礎・臨床医学を学び医療の早期体験をすることや医療のチームアプローチについての意識の養成を行います。
- ◎ 「専攻専門科目」 …各専攻の、より専門的分野の知識や技能を修得し、臨地実習等を通じ最先端医療に触れ、指導者や教育者としての資質を身に付けます。

IV 卒業必要単位数

医学部保健学科を卒業するためには、全学教育科目と専門教育科目について各専攻ごとに定められた単位数を取得することが必要です。

各専攻の卒業必要単位数

	全学教育科目	専門教育科目	合計
看護学専攻	40単位以上	105単位以上*	145単位以上*
放射線技術科学専攻	42単位以上	94単位以上	136単位以上
検査技術科学専攻	38単位以上	89単位以上	127単位以上

*助産に関する科目選択者はさらに16単位の取得が必要です。

履修要件

履修科目については、卒業要件で確認すること

科目区分	専攻名	看護学		放射線技術科学		検査技術科学	
		必修	選択	必修	選択	必修	選択
基礎科目	学問論	3単位 〔「学問論」・ 「学問論演習」〕		3単位 〔「学問論」・ 「学問論演習」〕		3単位 〔「学問論」・ 「学問論演習」〕	
	人文科学				2単位以上 選択必修		2単位以上 選択必修
	社会科学		4単位以上 選択必修		2単位以上 選択必修		2単位以上 選択必修
	自然科学	4単位以上選択必修 〔統計学入門を含む〕		10単位以上選択必修 〔物理学概論Ⅰ・物理学概論Ⅱ・ 「化学概論」を含む〕		8単位以上選択必修 〔数理統計学概論・ 「化学概論」を含む〕	
	学際科目	4単位以上選択必修 〔自然科学総合実験・ 「体と健康」を含む〕		7単位以上選択必修 〔自然科学総合実験・「スポーツA」・ 「体と健康」を含む〕		7単位以上選択必修 〔自然科学総合実験・ 「スポーツA」・「体と健康」を含む〕	
全学教育科目	先進科目	情報教育		2単位 〔「情報とデータの基礎」〕	4単位以上 選択必修 〔情報教育科目の 選択必修科目から 2単位以上を履修 すること〕		
		国際教育					
		キャリア教育					
		地球規模課題					
	先端学術科目	カレント・トピックス科目					
		フロンティア科目					
言語科目	外国語	英語	6単位	6単位	6単位	6単位	
		基礎初修語					
		初修語		4単位 〔基礎初修語Ⅰ及び基礎初修語Ⅱから 2単位ずつ履修すること〕	4単位 〔基礎初修語Ⅰ及び基礎初修語Ⅱから 2単位ずつ履修すること〕		
		展開・実践初修語					
学術基礎科目	基礎人文科学						
	基礎社会科学						
	基礎数学						
	基礎物理学						
	基礎化学						
	基礎生物学		2単位以上選択必修 〔生命科学B〕を含む〕	2単位 〔生命科学B〕		2単位以上選択必修 〔生命科学B〕を含む〕	
	基礎宇宙地球科学						
合計		40単位以上		42単位以上		38単位以上	
専門教育科目	専門基礎科目		25単位	20単位	18単位		
	専攻専門科目		80単位	74単位	71単位		
	合計		105単位以上	94単位以上	89単位以上		
総計		145単位以上		136単位以上		127単位以上	

全学教育科目 卒業要件

科目指定欄・・「◎」：必修 「○」：選択必修・選択 「△」：自由聽講 「×」：履修不可

類	群	授業科目名	単位数	総授業時間数	医学部保健学科											
					看護学専攻				放射線技術科学専攻				検査技術科学専攻			
					履修年次	科目指定	必修	単位数	履修年次	科目指定	必修	単位数	履修年次	科目指定	必修	単位数
基盤科目	学問論	学問論	2	30	1	◎	3	3	1	◎	3	3	1	◎	3	3
		学問論演習	1	30	1	◎			1	◎			1	◎		
		展開学問論	1	15		△			×				×			
	人文科学	論理学	2	30	1	○	4	4以上	1	○	2	2以上	1	○	2	2以上
		哲学	2	30	1	○			1	○			1	○		
		倫理学	2	30	1	○			1	○			1	○		
		文学	2	30	1	○			1	○			1	○		
		宗教学	2	30	1	○			1	○			1	○		
		芸術	2	30	1	○			1	○			1	○		
		教育学	2	30	1	○			1	○			1	○		
		歴史学	2	30	1	○			1	○			1	○		
		言語学・日本語科学	2	30	1	○			1	○			1	○		
		心理学	2	30	1	○			1	○			1	○		
		文化人類学	2	30	1	○			1	○			1	○		
		社会学	2	30	1	○			1	○			1	○		
	社会科学	経済と社会	2	30	1	○			1	○	2	2以上	1	○	2	2以上
		日本国憲法	2	30	1	○			1	○			1	○		
		法学	2	30	1	○			1	○			1	○		
		政治学	2	30	1	○			1	○			1	○		
		情報社会の政治・経済	2	30	2	○			2	○			2	○		
		法・政治と社会	2	30	2	○			2	○			2	○		
基礎科目	自然科学	数学	線形代数学入門	2	30	1	○	4	4以上	×	4	10以上	1	○	4	8以上
			線形代数学概論	2	30		△			1			1	○		
			解析学入門	2	30	1	○			×			1	○		
			解析学概論	2	30	1	○			1			1	○		
			統計学入門	2	30	1	◎			×			△			
			数理統計学概論	2	30		△			1・2			2	◎		
	物理学	物理学	物理学入門	2	30		△	4	4以上	×	4	10以上	1	○	2	8以上
			物理学概論Ⅰ	2	30	1	○			1			1	○		
			物理学概論Ⅱ	2	30	1	○			1			1	○		
	化学	化学	化学概論	2	30	1	○	4	4以上	1	4	2	1	○	2	8以上
			生物学	2	30		△			1			1	○		
	宇宙地球科学	宇宙地球科学	天文学概論	2	30	1	○	4	4以上	△	4	10以上	△		2	8以上
			地球環境科学概論	2	30	1	○			△			△			
			地理学概論	2	30	1	○			△			△			
学際科目	社会	インクルージョン社会	2	30	1・2	○	4	4以上	1	○	7以上	7以上	1	○	2	7以上
		エネルギー	エネルギーと資源と持続可能性	2	30	1	○		1	1			○			
	生命	生命と自然	2	30	1	○	1		○	1			○			
		環境	自然と環境	2	30	1	○		1	○	1		○			
	情報	情報と人間・社会	2	30	1	○	1		○	1	○					
		東北アジア地域研究入門	2	30	4	○	1		○	1	○					
	融合型理科実験	自然科学総合実験	2	60	1	◎	1		◎	2	2	1	◎	2	2	
		文科系のための自然科学総合実験	2	60		×	1		×			1	×			
	保健体育（実技）	スポーツA	1	30	1	○	1		○	1	1	1	○	1	2	
		スポーツB	1	30	2	○	1		×			1	△			
	保健体育（講義）	体と健康	2	30	1	◎	1		◎	2	2	1	◎	2	2	
		身体の文化と科学	2	30	1	○	1		×			1	△			

全学教育科目 卒業要件

科目指定欄・・・◎：必修 「○」：選択必修・選択 「△」：自由講義 「×」：履修不可

類	群	授業科目名	単位数	総授業時間数	医学部保健学科								
					看護学専攻				放射線技術科学専攻				
					履修年次	科目指定	必修	単位数	履修年次	科目指定	必修	単位数	
先進科目	情報教育	情報とデータの基礎	2	30	1	◎	2		1	◎	2		
		データ科学・A I 概論	2	30	1・2	○			1・2	○			1 ○
		機械学習アルゴリズム概論	2	30	1・2	○			1・2	○	2		1 ○
		情報教育特別講義	2	30	1・2	○			1・2	○			1 ○
		実践的機械学習 I	2	30	1・2	○			1・2	○			1 ○
		実践的機械学習 II	2	30	1・2	○			1・2	○			1 ○
	国際教育	国際事情	2	30	1・2	○			1・2	○			1 ○
		国際教養 P B L	2	30	1・2	○			1・2	○			1 ○
		国際教養特定課題	2	30	1・2	○			1・2	○			1 ○
		文化理解	2	30	1・2	○			1・2	○			1 ○
		文化と社会の探求	2	30	1・2	○			1・2	○			1 ○
		多文化間コミュニケーション	2	30	1・2	○			1・2	○			1 ○
		多文化P B L	2	30	1・2	○			1・2	○			1 ○
		多文化特定課題	2	30	1・2	○			1・2	○			1 ○
		グローバル学習	2	30	1・2	○			1・2	○			1 ○
		キャリア関連学習	2	30	1・2	○			1・2	○			1 ○
		グローバルP B L	2	30	1・2	○			1・2	○			1 ○
		グローバル特定課題	2	30	1・2	○			1・2	○			1 ○
		海外長期研修	1~6	30~180	1・2	○			1・2	○			1 ○
		海外短期研修(基礎A)	1	45	1・2	○			1・2	○			△
先進科目	キャリア教育	海外短期研修(基礎B)	2	90	1・2	○			1・2	○			△
		海外短期研修(展開A)	1	45	1・2	○			1・2	○			△
		海外短期研修(展開B)	2	90	1・2	○			1・2	○			△
		海外短期研修(発展A)	1	45	1・2	○			1・2	○			△
		海外短期研修(発展B)	2	90	1・2	○			1・2	○			△
		アントレプレナー入門塾	2	30	1・2	○			1・2	○			1 ○
		社会起業家・NPO 入門ゼミ	2	30	1・2	○			1・2	○			1 ○
		ライフ・キャリアデザイン A	2	30	1・2	○			1・2	○			1 ○
		ライフ・キャリアデザイン B	2	30	1・2	○			1・2	○			1 ○
		ライフ・キャリアデザイン C	2	30	1・2	○			1・2	○			1 ○
		ライフ・キャリアデザイン D	2	30	1・2	○			1・2	○			1 ○
		インターンシップ事前研修	1	15	1・2	○			1・2	○			1 ○
		インターンシップ実習 A	1	15	1・2	○			1・2	○			1 ○
		インターンシップ実習 B	2	30	1・2	○			1・2	○			1 ○
先端学術科目	地球規模課題	汎用的技能ワークショップ	2	30	1・2	○			1・2	○			1 ○
		キャリア教育特別講義	2	30	1・2	○			1・2	○			1 ○
		持続可能性と社会共創	2	30	3・4	○			△				△
		SDGs にみるグローバルガバナンスと持続可能な開発	2	30	3・4	○			△				△
		持続可能な社会のレジリエンティデザイン	2	30	3・4	○			△				△
		持続可能な発展と社会	2	30	3・4	○			△				△
		持続可能な社会実現に向けたシステム設計	2	30	3・4	○			△				△
先端学術科目	カレント・トピックス科目	ジェンダー共創社会	2	30	3・4	○			△				△
		カレント・トピックス★	0.5/ 1/2	7.5/ 15-30/ 30-60	1・2	○			△				1 ○
		フロンティア科目	2	30	1・2	○			△				1 ○

全学教育科目 卒業要件

科目指定欄・「◎」：必修 「○」：選択必修・選択 「△」：自由講義 「×」：履修不可

類	群	科 目	単位数	総授業時間数	医学部保健学科												
					看護学専攻				放射線技術科学専攻				検査技術科学専攻				
					履修年次	科目指定	必修	単位数	履修年次	科目指定	必修	単位数	履修年次	科目指定	必修	単位数	
言語科目	英語	英語 I - A	1	30	1	◎	6	8以上	1	◎	6	10	1	◎	6	10	
		英語 I - B	1	30	1	◎			1	◎			1	◎			
		英語 II - A	1	30	1	◎			1	◎			1	◎			
		英語 II - B	1	30	1	◎			1	◎			1	◎			
		英語III	1	30	2	◎			2	◎			2	◎			
		英語III (e-learning)	1	30	2	◎			2	◎			2	◎			
	初修語	基礎初修語 I	2	60	1	◎	2	4	1	◎	4	10	1	◎	4	10	
		基礎初修語II	2	60	1	○			1	◎			1	◎			
		展開初修語I・II	2	30	2	○			△	△			△	△			
		展開初修語III・IV	2	30	3・4	○			△	△			△	△			
		実践初修語I・II	2	30	2・4	○			△	△			△	△			
	初修語	(展開・実践初修語の特別追加履修)	2	30		○				△				△			
	諸外国語	ギリシア語他	2	30		△				△				△			
	日本語 ※留学生対象科目	Basic Japanese 1	4	120		×				×				×			
		Basic Japanese 2	3	90		×				×				×			
		Intermediate Japanese	3	90		×				×				×			
		日本語 A～J (備考参照)	1	30		×				×				×			
学術基礎科目	基礎人文科学					△				×				×			
	基礎社会科学					△				×				×			
	基礎数学	線形代数学A	2	30		△				△				△			
		線形代数学B	2	30		△				△				△			
		解析学A	2	30		△				△				△			
		解析学B	2	30		△				△				△			
		常微分方程式論	2	30		△				△				△			
		複素関数論	2	30		△				△				△			
		数理統計学	2	30		△				△				△			
	基礎物理学	物理学A	2	30		△				△				△			
		物理学B	2	30		△				△				△			
		物理学C	2	30		△				△				△			
		基礎物理数学	2	30		△				△				△			
	基礎化学	化学A	2	30		△				△				△			
		化学B	2	30		△				△				△			
		化学C	2	30		△				△				△			
	基礎生物学	生命科学A	2	30	1・2	○				△				1	○		
		生命科学B	2	30	1	◎	2			1	◎	2		1	◎	2	
		生命科学C	2	30	1・2	○				△				△			
	基礎宇宙地球科学	地球システム科学	2	30		△				△				△			
		地球物質科学	2	30		△				△				△			
		地理学	2	30		△				△				△			
		天文学	2	30		△				△				△			
		地球惑星物理学	2	30		△				△				△			
教職に関する科目			計 21	計 315		△				×				×			
単位数計						40 以上				42 以上				38 以上			

履修方法

	学問論	「学問論 I」「学問論演習」は必修です。	
基盤科目	人文科学 社会科学	看護学専攻	両群から 2 科目（4 単位）以上を選択履修してください。
		放射線技術科学専攻	人文科学群から 1 科目（2 単位）以上、社会科学群から 1 科目（2 単位）以上を選択履修してください。
		検査技術科学専攻	人文科学群から 1 科目（2 単位）以上、社会科学群から 1 科目（2 単位）以上を選択履修してください。
	自然科学	看護学専攻	自然科学群から 2 科目（4 単位）以上を選択履修してください。「統計学入門」は必修です。
		放射線技術科学専攻	自然科学群から 5 科目(10 単位)以上を選択履修してください。数学から 2 科目(4 単位)以上を選択履修してください。「物理学概論 I」「物理学概論 II」「化学概論」は必修です。
		検査技術科学専攻	自然科学群から 4 科目(8 单位)以上を選択履修してください。数学から 2 科目(4 単位)以上、物理学から 1 科目(2 単位)以上を選択履修してください。「数理統計学概論」「化学概論」は必修です。
	学際科目	看護学専攻	学際科目群から 2 科目（4 単位）以上を選択履修してください。「自然科学総合実験」「体と健康」は必修です。
		放射線技術科学専攻	社会、エネルギー、生命、環境、情報から 1 科目（2 単位）以上を選択履修してください。「自然科学総合実験」「スポーツ A」「体と健康」は必修です。
		検査技術科学専攻	社会、エネルギー、生命、環境、情報から 1 科目（2 単位）以上を選択履修してください。「自然科学総合実験」「スポーツ A」「体と健康」は必修です。
先進科目	現代素養科目 先端学術科目	看護学専攻	先進科目類から 2 科目（4 単位）以上を選択履修してください。「情報とデータの基礎」は必修です。
		放射線技術科学専攻	「情報とデータの基礎」は必修です。「情報とデータの基礎」の他に先進科目類から 2 科目（4 単位）以上を選択履修してください。なお「データ科学・A I 概論」「機械学習アルゴリズム概論」「情報教育特別講義」のいずれか 1 科目を選択履修してください。
		検査技術科学専攻	先進科目類から 2 科目（4 単位）以上を選択履修してください。「情報とデータの基礎」は必修です。
言語科目	英語	「英語 I - A」、「英語 I - B」、「英語 II - A」、「英語 II - B」「英語 III」、「英語 III (e-learning)」の計 6 単位は必修です。	
	初修語	看護学専攻	基礎初修語 I の中から 1 外国語を選択履修し、2 単位を修得してください。基礎初修語 II、展開初修語 I ~ IV 及び実践初修語 I・II は選択科目となります。特別に認められた場合は、基礎初修語で履修していない外国語の展開初修語と実践初修語を選択科目として履修することができます。諸外国語は自由聴講科目となります。
		放射線技術科学専攻	基礎初修語の中から 1 外国語を選択履修し、I 及び II の計 4 単位を修得してください。展開初修語 I ~ IV、実践初修語 I・II 及び諸外国語は自由聴講科目となります。
		検査技術科学専攻	基礎初修語の中から 1 外国語を選択履修し、I 及び II の計 4 単位を修得してください。展開初修語 I ~ IV、実践初修語 I・II 及び諸外国語は自由聴講科目となります。
学術基礎科目	基礎生物学	看護学専攻 放射線技術科学専攻 検査技術科学専攻	「生命科学 B」は必修です。

備考

○自由聴講科目（△）は卒業単位として認められません。

○表中に示されている履修年次前に履修することはできません。（履修年次を変更する場合は掲示等で連絡します）

○表中、履修年次の表記がない科目については、「全学教育科目履修の手引（シラバス）」の記述にしたがってください。

○外国人留学生は、「日本語 A ~ J」の単位を 4 単位まで初修語の単位（必修含む）として卒業要件単位に含めることができます。

専門教育科目 卒業要件

看護学専攻

区 分		授 業 科 目	単位数		時間	開設年次・セメスター・時間数						備考		
			必 修	選 択		1 年次		2 年次		3 年次		4 年次		
						1	2	3	4	5	6	7		
専 門 基 礎 科 目	人間の理解科目	医療解剖学	3		45	45								
		生体機能学 I	2		30	30								
		生体機能学 II	2		30		30							
		遺伝・ゲノム看護学	1		15				15					
		免疫学	1		15			15						
		生命倫理学	1		15		15							
		病理学	1		15			15						
		病原微生物学	1		15	15								
		臨床薬理学	2		30			30						
		公衆衛生学	2		30				30					
	健康の支援科目	保健医療福祉行政論	2		30			30						
		国際保健学	1		15							15		
		栄養学	1		15		15							
		リハビリテーション学	1		15				15					
		看護情報学	2		30					30				
専 門 教 育 科 目	看護基幹科目	看護学概論	2		30	30								
		基礎看護方法論 I (生活援助技術)	2		30		30							
		基礎看護方法論 II (看護過程)	3		45			45						
		基礎看護方法論 III (診療に伴う援助技術)	3		45				45					
		フィジカル・アセスメント	2		30			30						
		看護研究	4		60			60						
		基礎看護学実習 I	1		30		30							
		基礎看護学実習 II	2		60			60						
	専 攻 専 門 科 目	成人看護学 I (慢性期)	4		60			60						
		成人看護学 II (急性期)	4		60			60						
		成人看護学実習 I (慢性期)	3		90				90					
		成人看護学実習 II (急性期)	3		90				90					
		老年看護学	4		60			60						
		老年看護学実習	3		90					90				
		小児看護学	4		60			60						
		小児看護学実習	3		90					90				
		精神看護学	4		60			60						
		精神看護学実習	3		90					90				
		ウイメンズヘルス看護学	4		60			60						
		母性看護学実習	3		90					90				
		地域看護学	4		60			60						
		地域看護学実習	1		30					30				
		在宅看護学	2		30				30					
総 合 科 目	看護展開科目	基礎助産学 ※		1	15			15					助産師の国家試験受験資格を希望する者は※の科目は必修となる。	
		助産診断学 ※		2	30					30				
		助産技術学 ※		3	45						45			
		助産管理学 ※		1	15				15					
		新生児・乳児看護学 ※		1	15			15						
		助産学実習 ※		8	240						240			
		総合看護学実習		2	60					60				
		学術英語		1	15					15				
		チーム医療		1	15						15			
		キャリア教育 I		1	15	7.5	7.5							
		キャリア教育 II		1	15				7.5		7.5			
		看護研究の最先端		2	30					30				
		卒業研究		4	120						120			

卒業要件：全学教育科目 40 単位、専門教育科目 105 単位（専門基礎科目 25 単位、専攻専門科目 80 単位）、合計 145 単位以上修得
※開設セメスター等は変更する場合もあるので、その年度の時間割やシラバスで確認してください。

専門教育科目 卒業要件

放射線技術科学専攻

区分			授業科目	単位数 必修 選択	時間	開設年次・セメスター・時間数								備考		
						1年次		2年次		3年次		4年次				
						1	2	3	4	5	6	7	8			
専門基礎科目	人体の構造と機能	医療解剖学	3	45	45											
		生体機能学I	2	30	30											
		生体機能学II	2	30		30										
		総合医用画像解剖学	3	45			45									
	健康と福祉・疾病と医療	医療概論	1	15	15											
		放射線医学	3	45	45											
		チーム医療	1	15								15				
		総合医療演習	1	15								15				
		生命倫理学		1	15	15										
		病理学	1	15			15									
専門教育科目	専攻専門科目	臨床免疫学	1	15		15										
		公衆衛生学	2	30			30									
		放射線物理学 I	1	15	15											
		放射線物理学 II	1	15		15										
		放射線物理学 III	1	15			15									
		放射線計測学 I	1	15			15									
		放射線計測学 II	1	30				30								
		放射線計測学実験	1	30				8	14		8					
		放射線化学	1	15			15									
		放射化学	3	45		45										
専門教育科目		放射化学実験	1	30			15	15								
		放射線管理学	2	30				30								
		放射線管理測定学実験	1	30			15	15								
		診療放射線技師関係法規	1	30					30							
		電気工学基礎論	1	15	15											
		医用電気回路学	1	15		15										
		電気工学実験	1	30			15	15								
		医用電子工学	2	30			30									
		医用電子工学実験	1	30				8	14		8					
		自動制御工学基礎論	1	15				15								
専門教育科目		自動制御工学実験	1	30			15	15								
専攻専門科目	エックス線機器学 I	1	15			15										
	エックス線機器学 II	1	30				30									
	放射線技術学実験 I	1	30			8	14		8							
	放射線技術学実験 II	1	30			8	14		8							
	MRI基礎工学	1	15				15									
	応用数学 I	1	15		15											
	応用数学 II	1	15			15										
	臨床撮影技術学 I	1	15		15											
	臨床撮影技術学 II	1	15			15										
	専門教育科目		総合画像診断技術学	1	15				15							
			総合画像診断技術学演習	1	15				15							
			医用写真学	1	15		15									
			画像工学 I	1	15			15								
			画像工学 II	1	15				15							
			画像工学実験	1	30			15	15							
			画像診断学 I	2	30				30							
			画像診断学 II	1	15					15						
			MRI撮像技術学	1	15			15								
			核医学検査技術学	1	15			15								
	専門教育科目		核医学実習 I	1	45					45						
			核医学実習 II	1	45						45					
			核医学 I	1	15			15								
			核医学 II	2	30				30							
			放射線検査学実習 I	2	90				90							
			放射線検査学実習 II	5	225					45	180					
			放射線生物学	1	15		15									
			放射線治療技術学	2	30			30								
			放射線治療技術学実習	2	90					90						
			放射線腫瘍学	1	15				15							
	専門教育科目		放射線治療計画技術学演習	2	30				30							
			放射線治療計画技術学実習	1	45				45							
			放射線治療システム工学	1	15					15						
			医用情報科学演習 I	1	15			15								
			医用情報科学演習 II	1	15				15							
			医用デジタル画像システム工学 I	1	15				15							
			医用デジタル画像システム工学 II	1	30				30							
			超音波技術学	1	15				15							
			医療安全管理学	2	30					30						
			放射線技術科学研究	4	180						180					

卒業要件：全学教育科目 42 単位、専門科目 94 単位（専門基礎科目 20 単位、専攻専門科目 74 単位）、合計 136 単位以上修得
※開設セメスター等は変更する場合もあるので、その年度の時間割やシラバスで確認してください。

専門教育科目 卒業要件

検査技術科学専攻

区分			授業科目	単位数		時間	開設年次・セメスター・時間数								備考		
				必修	選択		1年次		2年次		3年次		4年次				
							1	2	3	4	5	6	7	8			
専門基礎科目	病態学		医療解剖学	3		45	22.5	22.5									
			生理学 I	1.5		22.5	22.5										
			生理学 II	1.5		22.5		22.5									
			栄養生化学	1		15			15								
			臨床医学総論 I	2		30			15	15							
			臨床医学総論 II	3		45					30	15					
			病態学関連英語	1		15					15						
			病理学	1		15			15								
			微生物学 I	1		24		24									
			臨床薬理学	2		30			30								
専門教育科目			検査学基礎実習 I	1		30				30							
			公衆衛生学	1		30				30							
			環境・公衆衛生学演習	1		15				15							
			チーム医療	1		15							15				
			臨床検査関係法規	0.5		7.5						7.5					
			医療概論	1		15	15										
			生命倫理学		1	15		15									
			医用工学概論	1.5		22.5						22.5					
			医用工学実習	0.5		15						15					
			血液検査学	血液学 I	1.5	22.5			22.5								
専門教育科目			血液学 II	1.5		22.5			22.5								
			臨床血液学実習	2		60				60							
			病理検査学	組織検査学	1.5	22.5			22.5								
			病理検査学	病理検査学	1.5	22.5				22.5							
			病理検査学	病理検査学実習	1.5	45			45								
			一般検査学	一般検査	1	15			15								
			一般検査学	一般検査実習	1	30				30							
			寄生虫学	0.5		7.5			7.5								
			生化学検査学・免疫検査学	臨床分析生化学	1.5	22.5			22.5								
			生化学検査学・免疫検査学	臨床化学実習	1	30				30							
専門教育科目			RI 検査技術学	1		15						15					
			生化学検査学・免疫検査学	臨床免疫学	1.5	22.5				22.5							
			生化学検査学・免疫検査学	免疫検査学実習	1	30				30							
			遺伝子関連・染色体検査学	分子生物学	1.5	22.5				22.5							
			遺伝子関連・染色体検査学	検査学基礎実習 II	1	30				30							
			輸血・移植検査学	輸血・移植免疫学	2	30					30						
			輸血・移植検査学	免疫学	1	15			15								
			微生物検査学	微生物学 II	2	30			30								
			微生物検査学	微生物学 III	2	30				30							
			微生物検査学	臨床微生物学実習	2.5	75					75						
専門教育科目			生理検査学	臨床生理学 I	2	30			30								
			生理検査学	臨床生理学 II	2	30				30							
			生理検査学	臨床生理学実習	2	60				60							
			超音波検査学	超音波検査学	1.5	22.5				22.5							
			超音波検査学	総合医療演習	2.5	45							45				
			臨床検査総合管理学	臨床検査総論	2	30	30										
			臨床検査総合管理学	検査管理学	1	15					15						
			医療安全管理学	総合検査学演習	2	30							30				
			医療安全管理学	医療統計学	1	15				15							
			実践・展開	医療安全管理学	1	15				15							
			実践・展開	医療安全管理学実習	0.5	15				15							
			実践・展開	臨地実習	12	360					30	330					
			実践・展開	卒業研究	5	225							150	75			

卒業要件：全学教育科目 38 単位、専門教育科目 89 単位（専門基礎科目 18 単位、必修の専攻専門科目 71 単位）合計 127 単位以上修得
※開設セメスター等は変更する場合もあるので、その年度の時間割やシラバスで確認してください。

V 履修計画

1 卒業までの履修の流れ

	全学教育科目	専門教育科目		
		専門基礎科目	専攻専門科目	卒業研究
1セメスター	講義・演習・ 実技・実験	講義	講義・演習・ 実験・実習	
2セメスター				
3セメスター				
4セメスター				
5セメスター	(看護学専攻のみ) 講義・演習	講義・演習・ 実習	講義・演習・実験・ 実習・臨地実習	
6セメスター				
7セメスター				(全専攻) 卒業研究
8セメスター				

2 進級条件

(1) 看護学専攻

ア. 3年次進級条件

2年次終了までに全学教育科目の卒業要件40単位のうち35単位を修得していること。

また、全学教育科目および1・2年次配当の専門教育科目の必修単位を全て修得していること。

イ. 4年次進級条件

専門教育科目（助産師に関する科目を除く）については「要再履修」が1科目でもある場合は進級を認めない。

(2) 放射線技術科学専攻

ア. 3年次進級条件

2年次終了までに全学教育科目の卒業要件42単位を全て修得していること。

また、1・2年次配当の専門教育科目の必修単位を全て修得していること。

イ. 6セメスター履修条件

5セメスター終了時、専門教育科目について「要再履修」が1科目でもある場合は、6セメスターの履修を認めない。

ウ. 4年次進級条件

専門教育科目については「要再履修」が1科目でもある場合は進級を認めない。

(3) 検査技術科学専攻

ア. 3年次進級条件

2年次終了までに全学教育科目の卒業要件38単位を全て修得していること。

また、1・2年次配当の専門教育科目の必修単位を全て修得していること。

イ. 6セメスター履修条件

5セメスター終了時、専門教育科目について「要再履修」が1科目でもある場合は、6セメスターの履修を認めない。

臨地実習前の技能修得到達度評価に合格しない場合は、6セメスターの履修を認めない。

ウ. 4年次進級条件

専門教育科目については「要再履修」が1科目でもある場合は進級を認めない。

3 履修届

授業科目的履修にあたってはWeb入力による履修登録が必要です。

手続きはセメスターごとに行います。

手続きの期限等については掲示等で連絡します。

4 履修相談

保健学科では、履修届出期間中に相談コーナーを星陵キャンパスに設置しています。詳細については保健学科教務係で確認してください。

5 試験、成績

(1) 試験の実施

定期試験については、原則として各セメスターの終わりに行います。ただし、科目によっては随時試験を行ったり、レポートの提出を求めたりすることがあります。

なお、受験にあたっては以下のことに注意して下さい。

- ①試験室では監督教員の指示に従うこと。
- ②学生証を机上に提示すること。
- ③不正行為は停学等の厳正な処置が取られること。

(2) 追試験の実施

病気、事故等により定期試験を受験できなかった者で、追試験の受験を希望する者は速やかに保健学科教務係に申し出て手続きをして下さい。

なお、病気の場合は医師の診断書、事故の場合は事故証明書が必要です。

(3) 再試験の実施

試験及び追試験の結果不合格となり、かつ、担当教員が必要と認めた者については、再試験を行うことがあります。

(4) 「公欠」の制度はありません

例年、課外活動等を理由にして「公欠」の申し出を行う学生がいますが、これは認められません。特に7月下旬から8月上旬にかけて東日本医科学生総合体育大会（通称東医体）が開催されますが、この時期は「補講・定期試験期間」にあたり、安易に授業を欠席することのないように注意してください。

(5) 専門科目の成績評価等の取り扱い

ア. 専門教育科目の成績区分は、次の表のとおりとします。

成績評価	評価の内容	点数としての目安	合否区分
A A	成績が特に優秀であるもの	90点～100点	合格
A	成績が優秀であるもの	80点～89点	
B	成績が良好であるもの	70点～79点	
C	成績が可であるもの	60点～69点	
D	成績が不可であるもの	59点以下	不合格

備考：成績は、定期試験、レポート、授業中の小テストや発表などの平常点で評価します。

イ. シラバスには、授業科目ごとの教育目標（学習到達目標）及び具体的な成績評価の方法が記載されています。成績の評価は、原則として、授業科目ごとに設定した教育目標に対する達成度を基準とした絶対評価で行います。

ウ. 答案は試験実施期日から、レポート等は提出期限から、それぞれ、概ね1年間成績評価の根拠及び学生からの開示請求の対応として、授業担当教員が保存します。

ただし、答案、レポート等に評価・コメントを付して学生に返却する場合には保存されません。

エ. 成績確認は、Webにより行います。

オ. 学生は、成績発表から2週間以内に限り、保健学科教務係に申し出を行い、授業担当教員から成績評価について説明を受けることができます。

ただし、この期間内に申し出がないことに対して正当な理由がある場合には、1年以内の保存期間に限り、申し出期間経過後も説明を受けることができます。

カ. 学生は、成績評価について不服がある場合には、成績発表から2週間以内に限り、保健学科教務係にて、学科長への不服の申立をすることができます。

ただし、この期間内に申し出がないことに対して正当な理由がある場合には、1年以内の保存期間に限り、申し出期間経過後も不服の申立をすることができます。

キ. 学科長への不服の申立があった場合は、保健学科の教員若干名で構成する審査委員会を設置し、不服の申立内容を審査します。

VII. 助産に関する科目の選択について

助産師国家試験受験資格取得のためには、看護学専攻で履修する卒業要件単位数以外に、さらに16単位を修得する必要があります。

講義科目については希望者全員受講可能ですが、助産学実習は履修学生数が限られています。

そのため、助産学実習履修にあたり選抜が行われます。当該年度の選抜要項は保健学科教務係で確認して下さい。

【概略】

選抜学生：12名程度

選抜時期：5セメスター終了後（別途、掲示で通知）

出願要件：5セメスター開講の必修科目（通年科目を除く）の単位を修得見込みであること。

4セメスター開講の基礎助産学、新生児乳児看護学の単位を修得していること。

5セメスター開講の助産管理学の単位を修得見込みであること。

※上記のほか、4セメスターまでに全学教育科目的卒業要件単位（40単位）をすべて修得していることが望ましい。

出願時期：5セメスター（詳細は掲示で通知）

選抜方法：面接試験、出願書類、成績等までの学習状況を総合して判定

結果発表：学内に掲示

単位互換・留学

1 既修得単位認定

本学科に入学および転学部を許可された者で、本学、他の大学、又は短期大学等で既に取得した授業科目については申請に基づき審査の上、60単位を上限とし、本学科において修得したものと認めることができます。

また、外国語技能検定試験（TOEIC、独検等）において所定の認定又は得点を得た者は、申請に基づき審査の上、本学科において外国語の単位を修得したものと認めることができます。

詳細は保健学科教務係で確認してください。

2 海外留学

「艮陵海外留学奨学援助制度実施要項」の「海外留学」を参照

3 学都仙台単位互換ネットワーク

仙台圏の21の国立、公立、私立の大学及び短期大学・高等専門学校（以下「大学」という。）は、大学間の交流と協力を推進し、大学教育の活性化と充実に資するとともに、意欲ある学生に対して多様な学習機会を提供することを目的として、平成13年度から、各大学の学生が他の大学の授業科目を履修し、単位の修得ができるよう協定を締結しました。

この制度により、他の大学の提供科目を受講する学生（単位互換学生（特別聴講学生））は、当該大学の学生に準じて扱われます。なお、検定料、入学料、授業料を徴収されることはありません。

各大学が提供する授業科目、シラバス等は、各大学から送付があり次第お知らせしますので、受講を希望する場合は、保健学科教務係に申し出てください。願い出に基づき、教育上有益であると認められた場合には、受講が許可されます。また、他の大学で取得した単位は、審査により、本学科で修得した単位として認定されることがあります。

国家試験

本学科の各専攻において所定の単位を修得した者には、看護師、助産師、診療放射線技師、臨床検査技師の国家試験受験資格が与えられます。

なお、国家試験の日程等については、概ね以下のとおりです。

1 試験時期

看護師、助産師は概ね2月中旬、診療放射線技師、臨床検査技師は概ね2月下旬に実施されます。

試験実施に関する詳細については官報によって公示されます。

2 出願手続

12月上旬頃に実施するので、掲示に注意して下さい。

3 合格発表

概ね3月下旬に発表されます。合否については各自で確認して下さい。

学生生活全般

1 学籍番号

学籍番号は入学の際に個人ごとに定め、在学期間中は変更しないので、諸願届出等の際は必要に応じて使用してください。

2 学生証

- (1) 学生証は、入学の際に各人に交付するので、常に携帯し、本学部教職員等から要求があったときは提示してください。
- (2) 学生証はいかなる場合も他人に貸与又は譲渡してはなりません。
- (3) 学生証は、証明書自動発行機から証明書を得る際の I D (磁気) カードとしても使用するので、大切に取り扱ってください。なお、医学分館の入退館にも利用可能です。
- (4) 学生証を紛失すると他人に悪用される可能性があるので、紛失しないように注意してください。なお、紛失及び破損等の際は、半身脱帽、正面向き、縦 4 cm、横 3 cm の写真 1 枚を添えて再発行を願い出てください。紛失等で再交付を受けてから、前の学生証が見つかった場合は、すみやかに教務係に返却してください。
- (5) 卒業、退学又は除籍された場合は、ただちに教務係に返却してください。

3 掲示連絡

大学から学生への連絡は、掲示やグループウェア掲示板への掲載、又はメールにより行いますので、見落としのないように注意してください。(掲示板は医学部保健学科 A 棟 1 階エントランスホールに設置)
なお、1~4 セメスターの学生は、川内北キャンパスの掲示板も確認してください。

4 休学・退学

休学・復学・退学等をしようとする場合は事前に保健学科教務係に申し出て下さい。

事由を記載し保護者等連署の上、願い出こととなります。

なお、3月末日で退学、4月1日から休学する場合は2月末までにその手続きを済ませてください。その手続きがない場合、次年度の授業料の納付義務が生じる場合があります。

(1) 休学

休学できる期間は3か月以上1年以内です。休学期間が引き続き3か月以上の場合、その期間は在学期間に算入されません。

①病気のため願い出る場合には医師の診断書を添付して下さい。

②提出日以前にさかのぼって許可することはできませんので休学期間については保健学科教務係に相談してください。

③休学期間に内その理由が解消した場合は「復学願」を提出してください。

なお、病気による休学の場合は復学可能であることが明記された診断書を添付してください。

④休学期間が満了し復学する場合は「復学届」を提出してください。

(2) 退学

①退学は提出日以前にさかのぼって許可することはできません。

②学生証を添えて願い出してください。

5 身上変更届

改姓名、転籍、転居及び保護者などの身上に変更が生じた場合は速やかに届け出してください。

6 諸証明書の発行

学割証、在学証明書、成績証明書、卒業見込証明書（4年次）、授業料領収書については学生証により証明書自動発行機で即時発行しています。

その他の証明書については保健学科教務係、又は、医学部学生支援担当で発行します。

7 授業料の納付

(1) 授業料の納入方法は代行納付方式によります。この方式は本学指定の銀行に開設した預金口座から引き落として納入（代行納付）します。

学内での金銭の紛失等の事故を未然に防ぐ意味から原則として全員が代行納付の手続きをしてください。
納付期限は次のとおりです。この1週間前までに預金口座へ入金してください。

奇数セメスター分：4月30日 偶数セメスター分：10月31日

(2) 経済的理由により、授業料の納付が困難で学業成績が優秀である者に対し、願い出により選考の上、その全額、半額又は3分の1の額を免除することができます。

免除申請の受付は3月（前期分）と8月（後期分）の2回ありますので、直前の掲示に注意してください。
徴収猶予、月割分納の申請についても授業料免除の申請時期に併せて受け付けます。

8 奨学金

奨学金制度には、日本学生支援機構をはじめ、地方公共団体、民間団体等によるものがあります。

(1) 日本学生支援機構

日本学生支援機構の奨学金を希望する場合は、願書のほか指定された書類を提出しなければなりません。
学業成績、家庭状況、健康、人物等について厳選の上、適格者を日本学生支援機構に推薦し、同機構で採否を決定します。日本学生支援機構の奨学金の種類と貸与月額は次のとおりです。

給付奨学金

第一種奨学金（無利子）：自宅通学45,000円 自宅外通学51,000円

第二種奨学金（有利子）：30,000円、50,000円、80,000円、100,000円、120,000円の5種類の中から選択
1年次を対象とした募集は例年4月上旬に行っています。

2年次以上を対象にした募集は、募集があった場合その都度掲示します。

(2) 地方公共団体、民間団体等

募集があった場合は、その都度グループウェアにて掲示します。

9 事故・盗難防止

本学は学生の自主性を尊重しており、そこには自ずと自己責任が伴います。また、大学では専門教育での実習・実験も多数あります。それだけに学内外で様々な事故・事件・災害等に遭遇する危険性があり、その対処についても習得する必要があります。

また、正課授業中や通学中の事故など予測できない事故に備えて、保健学科では身体に傷害を被った際の災害補償制度として「学生教育研究災害傷害保険」に全員加入することになっています。

詳細は「学生教育研究災害傷害保険のしおり」あるいは生活支援係（川内北キャンパス）、保健学科教務係で確認してください。

(1) 授業中の事故

専門科目の高度化に伴い不慣れな機器や薬品を扱うことが多くなります。扱い方を間違えると身体に重大な被害を受けたり、大きな事故に発展する恐れもあります。よって安全についての十分な配慮が必要です。

また、万一事故が起きた場合にはしかるべき処置を取ることが大切です。

授業中におきた事故のため診療が必要な場合には東北大学病院において、学科負担で診療を受けることができますので、事故発生後直ちに教務係に申し出てください。

(2) 防犯・犯罪行為等

大学構内では、残念ながらバイクや自転車あるいは貴重品の盗難が発生しています。

自転車等は二重ロックなど万全な対策を講じるとともに、学内では講義室に財布等を置き忘れることがないよう貴重品の携行には十分注意してください。

万一、被害にあったときは、すみやかに保健学科教務係に連絡してください。

◆授業中の事故等への対応について

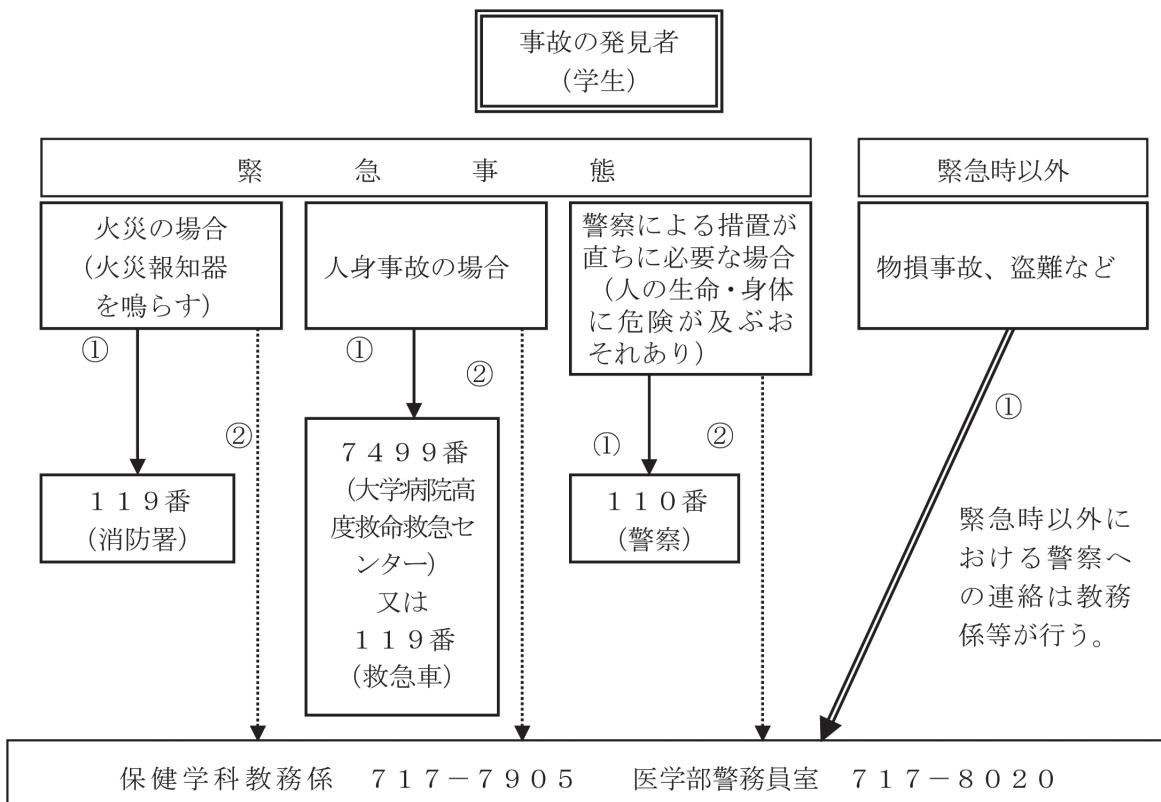
授業中に事故等が発生したときに教員が不在である場合は、保健学科教務係へ連絡して対応を依頼してください。

保健学科教務係 ☎ 022-717-7905

◆緊急事態の対応

学生が発見した構内での火災や、人の死傷に関わる事故等の緊急事態の対応については、下の「事故発見者が学生の場合の対処フロー」を参照してください。

事故発見者が学生の場合の対処フロー



10 通学方法

本学科では自動車での通学は禁止しています。自転車、バイク等は所定の区域に駐輪してください。
また、通学途中の事故にはくれぐれも細心の注意を払ってください。

11 学生の掲示について

- ①掲示をするときは、あらかじめ保健学科教務係に申し出て学科長の許可を得ること。
- ②掲示には、全て団体名、責任者名を明記すること。
- ③掲示の大きさは日本工業規格A4版以内を原則とする。
- ④掲示期間は1週間以内とする。
- ⑤期間が過ぎた掲示は、責任者がこれを自主的に撤去すること。
- ⑥許可を受けない掲示は、全て撤去する。
- ⑦立看板等は、原則認めない。

12 保健衛生、学生相談

「学部・大学院共通事項」の「保健衛生」「学生相談」を参照

13 施設の使用

- 保健学科講義室を使用したいときは、保健学科教務係に申し出てください。
- また、星陵会館、星陵体育館を使用したいときは、医学部学生支援担当に申し出てください。

学生ロッカーの使用について

1 学生更衣室等に設置してある学生ロッカーは、使用を許可された者が使用できる。

2 ロッカーの使用時間は、原則として午前8時00分から午後6時00分までとし、土曜日、日曜日及びその他の休日には使用することができない。

3 ロッカーを使用する者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 使用時間を厳守すること。
- (2) 常にロッカー内は、整理整頓を心懸けて使用すること。
- (3) ロッカーを汚損又は破損させないこと。汚損又は破損させた場合には弁償すること。
- (4) 使用を許可されたロッカーを他の者に転貸しないこと。
- (5) ロッカーを移動しないこと。
- (6) 鍵は、自己の負担において管理し、施錠すること。万一、鍵を紛失等した場合は、予備鍵を一時貸与するので、合鍵を自己で作成の上、使用すること。
- (7) ロッカーの鍵は、4年次の2月末日までに必ず返却すること。ただし、その前でも、ロッカーを使用しなくなった場合には、直ちにロッカーの鍵を返却すること。
- (8) ロッカーの鍵を返却する際は、ロッカー内を清掃すること。

窓口案内

区分	担当窓口・場所		時期	備考		
	1～4セメスター	5～8セメスター				
学籍 関係	学生証（再発行）	医学部学生支援担当				
	休学・退学・復学・ 転専攻・留学・転学部	保健学科教務係				
	身上変更届 住所変更届	川内北キャンパス 学生支援課 支援企画係	保健学科教務係			
証明 書等	在学証明書、 学割証、授業料領収書	各キャンパス自動発行機				
	通学証明書	川内北キャンパス 学生支援課 経済支援係	医学部学生支援担当	隨時		
	成績証明書	各キャンパス自動発行機				
	卒業見込証明書		各キャンパス自動発行機 (4年次)	隨時(4年次)		
授業 ・ 試験 関係	授業時間割表	川内北キャンパス全学教育実施係(全学教育科目) 保健学科教務係(専門教育科目)				
	追試験願	川内北キャンパス全学教育実施係(全学教育科目) 保健学科教務係(専門教育科目)				
	履修相談	保健学科教務係				
授業料 ・ 奨学金 関係	授業料	川内北キャンパス 学務課学務経理係	医学部経理係	前期：4月中 後期：10月中 口座引落		
	授業料免除願書、同徵収猶予、同月割分納願書	川内北キャンパス学生支援課経済支援係				
	日本学生支援機構	川内北キャンパス 経済支援係	医学部学生支援担当			
保健 衛生	健康診断証明書	川内北キャンパス(健康管理センター)				
	学校教育研究災害傷害保険	川内北キャンパス学生支援課生活支援係				
施設 利用	保健学科講義室使用願	保健学科教務係				
	星陵会館使用願	医学部学生支援担当				
	星陵体育館使用願					

※保健学科教務係、医学部学生支援担当、医学部経理係は星陵キャンパス

医学部保健学科教室等の使用について

医学部保健学科の教室等（講義室、演習室、自習スペース、談話室）の使用については、次のとおりとします。

1 講義室、演習室

- (1) 本学科学生は、授業及びその他の公務に支障のない場合に限り、原則として学習・研究を目的とする会合のため、その他学部長が特に必要と認めた目的のために使用することができます。
- (2) 講義室等の使用時間は、月曜日から金曜日の午前9時から午後8時までとし、土曜日、日曜日及びその他の休日は、原則として使用することができません。
- (3) 講義室等を使用しようとする者は、使用日の3日前までの窓口業務時間内に使用願を教務係へ提出し、使用の許可を得なければなりません。
- (4) 講義室等の使用許可を受けた者は、使用に際して、次の事項を守らなければなりません。
 - ア 使用時間を厳守すること。
 - イ 建物・施設及び備品等を汚損・破損又は滅失させないこと。汚損・破損又は滅失させた場合には、弁償すること。
 - ウ 室内の秩序維持に努め、喧騒にならないこと。
 - エ 使用を認められた講義室等を他の者に転貸しないこと。
 - オ 室内の備品を室外に移動しないこと。
 - カ 使用後は、室内の照明及び冷暖房装置の電源を切り、整頓及び戸締まりを行うこと。

2 自習スペース

- (1) 本学科学生は、授業及びその他の公務に支障のない場合に限り、原則として自学自習をする目的のために自習スペースを使用することができます。
- (2) 自習スペースの使用時間は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後8時までとし、土曜日、日曜日及びその他の休日は、原則として使用することができません。
- (3) 使用に際しては、次の事項を守らなければなりません。
 - ア 使用時間を厳守すること。
 - イ 建物・施設及び備品等を汚損・破損又は滅失させないこと。汚損・破損又は滅失させた場合には、弁償すること。
 - ウ 秩序維持に努め、喧騒にならないこと。
 - エ 机、椅子等は、他の場所に移動しないこと。
 - オ 使用後は、照明の電源を切り、整頓を行うこと。

3 談話室

- (1) 本学科学生は、授業及びその他の公務に支障のない場合に限り、原則として休憩、飲食及び談話等をする目的のために談話室を使用することができます。
- (2) 談話室の使用時間は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後8時までとし、土曜日、日曜日及びその他の休日は、原則として使用することができません。
- (3) 使用に際しては、次の事項を守らなければなりません。
 - ア 使用時間を厳守すること。
 - イ 建物・施設及び備品等を汚損・破損又は滅失させないこと。汚損・破損又は滅失させた場合には、弁償すること。
 - ウ 秩序維持に努め、喧騒にならないこと。（特に講義時間中は留意すること。）
 - エ 机、椅子等は、他の場所に移動しないこと。
 - オ 使用後は、室内の照明及び冷暖房装置の電源を切ること。

4 その他

- (1) 本学科建物内、敷地内は、全面禁煙であるので留意すること。
- (2) 盗難防止のため貴重品類は、常に身に付けておくこと。

資料

看護者の倫理綱領（2003年 日本看護協会）

人々は、人間としての尊厳を維持し、健康で幸福であることを願っている。看護は、このような人間の普遍的なニーズに応え、人々の健康な生活の実現に貢献することを使命としている。

看護は、あらゆる年代の個人、家族、集団、地域社会を対象とし、健康の保持増進、疾病の予防、健康の回復、苦痛の緩和を行い、生涯を通してその最期まで、その人らしく生を全うできるように援助を行うことを目的としている。

看護者は、看護職の免許によって看護を実践する権限を与えられた者であり、その社会的な責務を果たすため、看護の実践にあたっては、人々の生きる権利、尊厳を保つ権利、敬意のこもった看護を受ける権利、平等な看護を受ける権利などの人権を尊重することが求められる。

日本看護協会の『看護者の倫理綱領』は、病院、地域、学校、教育・研究機関、行政機関など、あらゆる場で実践を行う看護者を対象とした行動指針であり、自己の実践を振り返る際の基盤を提供するものである。また、看護の実践について専門職として引き受ける責任の範囲を、社会に対して明示するものである。

条文

1. 看護者は、人間の生命、人間としての尊厳及び権利を尊重する。
2. 看護者は、国籍、人種・民族、宗教、信条、年齢、性別及び性的指向、社会的地位、経済的状態、ライフスタイル、健康問題の性質にかかわらず、対象となる人々に平等に看護を提供する。
3. 看護者は対象となる人々との間に信頼関係を築き、その信頼関係に基づいて看護を提供する。
4. 看護者は、人々の知る権利及び自己決定の権利を尊重し、その権利を擁護する。
5. 看護者は、守秘義務を遵守し、個人情報の保護に努めるとともに、これを他者と共有する場合は適切な判断のもとに行う。
6. 看護者は、対象となる人々への看護が阻害されているときや危険にさらされているときは、人々を保護し安全を確保する。
7. 看護者は、自己の責任と能力を的確に認識し、実施した看護について個人としての責任をもつ。
8. 看護者は、常に、個人の責任として継続学習による能力の維持・開発に努める。
9. 看護者は、他の看護者及び保健医療福祉関係者とともに協働して看護を提供する。
10. 看護者は、より質の高い看護を行うために、看護実践、看護管理、看護教育、看護研究の望ましい基準を設定し、実施する。
11. 看護者は、研究や実践を通して、専門的知識・技術の創造と開発に努め、看護学の発展に寄与する。
12. 看護者は、より質の高い看護を行うために、看護者自身の心身の健康の保持増進に努める。
13. 看護者は、社会の人々の信頼を得るように、個人としての品行を常に高く維持する。
14. 看護者は、人々がよりよい健康を獲得していくために、環境の問題について社会と責任を共有する。
15. 看護者は、専門組織を通じて、看護の質を高めるための制度の確立に参画し、よりよい社会づくりに貢献する。

ICN 看護師の倫理綱領（2012年 国際看護婦協会（ICN）翻訳：日本看護協会）

看護師の倫理に関する国際的な綱領は、1953年に国際看護師協会（ICN）によって初めて採択された。その後、この綱領は何回かの改訂を経て、今回、2012年の見直しと改訂に至った。

前文

看護師には4つの基本的責任がある。すなわち、健康を増進し、疾病を予防し、健康を回復し、苦痛を緩和することである。看護のニーズはあらゆる人々に普遍的である。

看護には、文化的権利、生存と選択の権利、尊厳を保つ権利、そして敬意のこもった対応を受ける権利など

の人権を尊重することが、その本質として備わっている。看護ケアは、年齢、皮膚の色、信条、文化、障害や疾病、ジェンダー、性的指向、国籍、政治、人種、社会的地位を尊重するものであり、これらを理由に制約されるものではない。

看護師は、個人、家族、地域社会にヘルスサービスを提供し、自己が提供するサービスと関連グループが提供するサービスの調整をはかる。

倫理綱領

「ICN 看護師の倫理綱領」には、4つの基本領域が設けられており、それぞれにおいて倫理的行為の基準が示されている。

倫理綱領の基本領域

1. 看護師と人々

- ・看護師の専門職としての第一義的な責任は、看護を必要とする人々に対して存在する。
- ・看護師は、看護を提供するに際し、個人、家族および地域社会の人権、価値観、習慣および信仰が尊重されるような環境の実現を促す。
- ・看護師は、個人がケアや治療に同意する上で、正確で十分な情報を、最適な時期に、文化に適した方法で確実に得られるようにする。
- ・看護師は、個人情報を守秘し、これを共有する場合には適切な判断に基づいて行う。
- ・看護師は、一般社会の人々、とくに弱い立場にある人々の健康上のニーズおよび社会的ニーズを満たすための行動を起こし、支援する責任を社会と分かち合う。
- ・看護師は、資源配分および保健医療、社会的・経済的服务へのアクセスにおいて、公平性と社会正義を擁護する。
- ・看護師は、尊敬の念をもって人々に応え、思いやりや信頼性、高潔さを示し、専門職としての価値を自ら体現する。

2. 看護師と実践

- ・看護師は、看護実践および、継続的学習による能力の維持に関して、個人として責任と責務を有する。
- ・看護師は、自己の健康を維持し、ケアを提供する能力が損なわれないようにする。
- ・看護師は、責任を引き受け、または他へ委譲する場合、自己および相手の能力を正しく判断する。
- ・看護師はいかなるときも、看護専門職の信望を高めて社会の信頼を得るように、個人としての品行を常に高く維持する。
- ・看護師は、ケアを提供する際に、テクノロジーと科学の進歩が人々の安全、尊厳および権利を脅かすことなく、これらと共に存することを保証する。
- ・看護師は、倫理的行動と率直な対話の促進につながる実践文化を育み、守る。

3. 看護師と看護専門職

- ・看護師は、看護実践、看護管理、看護研究および看護教育の望ましい基準を設定し実施することに主要な役割を果たす。
- ・看護師は、エビデンスに基づく看護の実践を支援するよう、研究に基づく知識の構築に努める。
- ・看護師は、専門職の価値の中核を発展させ維持することに、積極的に取り組む。
- ・看護師は、その専門職組織を通じて活動することにより、看護の領域で、働きやすい労働環境を作り出し、安全で正当な社会的経済的労働条件を維持する。
- ・看護師は、自然環境が健康に及ぼす影響を認識し、実践において自然環境の保護と維持を図る。
- ・看護師は、倫理的な組織環境に貢献し、非倫理的な実践や状況に対して異議を唱える。

4. 看護師と協働者

- ・看護師は、看護および他分野の協働者と協力的で相互を尊重する関係を維持する。
- ・看護師は、個人、家族および地域社会の健康が協働者あるいは他の者によって危険にさらされているときは、それの人々や地域社会を安全に保護するために対応な処置を図る。
- ・看護師は、協力者がより倫理的な行動をとることができるように支援し、適切な対応を図る。

診療放射線技師の役割（I S R R T 世界放射線技師会（International Society of Radiographers and Radiological Technologists）1993年3月）

放射線技師の責任

放射線技師は、画像部門もしくは放射線治療部門における7つの重要分野を統合する専門家である。

この7分野とは、ペイシエントケア、技術の利用、線量の最適化、臨床責任、組織化、品質保証、教育・訓練である。以上の各分野における放射線技師の役割について、以下に概略を述べる。

・ペイシエントケア

放射線技師は、患者のケアにおける患者の福利に関して、直接的な役割を果たすとともに、監督も行う。これが放射線技師の第一の責任である。

・技術の利用

放射線技師は、電離放射線または非電離放射線を用いた画像診断、あるいは電離放射線を用いた放射線治療に専門化する傾向にある。放射線技師は、診断用画像の作成または放射線治療の実施における唯一の専門家である。

・線量の最適化

ICRP36には、放射線技師は患者の放射線防護に関して重要な立場にあり、その技能と注意によって、広い裁量内で、照射する放射線量を決定する。

・臨床責任

放射線技師の主たる専門知識及び責任は、画像診断や放射線治療においてあらゆる種類の技術を駆使し、その後に自分の仕事の質を評価することである。放射線技師は、自らの行動に対する職業的責任を負い、自分の専門範囲について判断し、情報の機密性を保持しなければならない。

・組織化／管理

放射線技師は、組織内で自らが任命されている職位に応じて、自分の業務を適切にまた効率的に組織し、資源を利用し、自分の責任領域に対し部門の方針を適用しなくてはならない。

・品質保証

放射線技師の責任領域すべてにおいて、品質保証の手続きが必要である。あらゆる具体的な場合において、放射線技師は、放射線部門の品質基準を設定し、維持し、監視するチームの正式なメンバーでなければならない。そのようなプログラムがない場合には、放射線技師がプログラムを提案し、確実にそれを実施する責任を有している。

・教育・訓練

放射線技師は現場の専門職として、進歩や開発に応じて常に最新の技術を駆使できるようにしておくとともに、患者のためになることが実証されている研究成果については適用しなくてはならない。

臨床の場で働く放射線技師は、放射線技師学生の臨床教育に携わらなければならない。放射線技師の資格や能力、役割により、適切な状況で他のスタッフに助言し、指示し、監督することができる。さらに、

学生や他の専門職、一般の人々に対する理論面の訓練への参加を要請されることもある。

日本臨床衛生検査技師会 倫理綱領

1. 臨床検査技師は、臨床検査の担い手として、国民の医療及び公衆衛生の向上に貢献する。
1. 臨床検査技師は、学術の研鑽に励み、高い専門性を維持することに努める。
1. 臨床検査技師は、適切な臨床検査情報の提供と管理に努め、人権の尊重に徹する。
1. 臨床検査技師は、医療人として、医療従事者相互の調和に努め、社会福祉に貢献する。
1. 臨床検査技師は、豊かな人間性の涵養に努め、国民の信望を高める。

保健師助産師看護師法

(昭和二十三年法律第二百三号)
最終改正：平成三〇年六月二七日法律第六六号

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 免許（第七条—第十六条）
- 第三章 試験（第十七条—第二十八条の二）
- 第四章 業務（第二十九条—第四十二条の三）
- 第四章の二 雜則（第四十二条の四—第四十二条の六）
- 第五章 罰則（第四十三条—第四十五条の三）

第一章 総則

第一条 この法律は、保健師、助産師及び看護師の資質を向上し、もつて医療及び公衆衛生の普及向上を図ることを目的とする。

第二条 この法律において「保健師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者をいう。

第三条 この法律において「助産師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子をいう。

第四条 削除

第五条 この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

第六条 この法律において「准看護師」とは、都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、前条に規定することを行うことを業とする者をいう。

第二章 免許

第七条 保健師にならうとする者は、保健師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

2 助産師にならうとする者は、助産師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

3 看護師にならうとする者は、看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

第八条 准看護師にならうとする者は、准看護師試験に合格し、都道府県知事の免許を受けなければならない。

第九条 次の各号のいずれかに該当する者には、前二条の規定による免許（以下「免許」という。）を与えないことがある。

- 一 罰金以上の刑に処せられた者
- 二 前号に該当する者を除くほか、保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者
- 三 心身の障害により保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 四 麻薬、大麻又はあへんの中毒者

第十条 厚生労働省に保健師籍、助産師籍及び看護師籍を備え、登録年月日、第十四条第一項の規定による处分に関する事項その他の保健師免許、助産師免許及び看護師免許に関する事項を登録する。

第十一条 都道府県に准看護師籍を備え、登録年月日、第十四条第二項の規定による处分に関する事項その他の准看護師免許に関する事項を登録する。

第十二条 保健師免許は、保健師国家試験及び看護師国家試験に合格した者の申請により、保健師籍に登録することによつて行う。

- 2 助産師免許は、助産師国家試験及び看護師国家試験に合格した者の申請により、助産師籍に登録することによつて行う。
- 3 看護師免許は、看護師国家試験に合格した者の申請により、看護師籍に登録することによつて行う。
- 4 准看護師免許は、准看護師試験に合格した者の申請により、准看護師籍に登録することによつて行う。
- 5 厚生労働大臣又は都道府県知事は、免許を与えたときは、それぞれ保健師免許証、助産師免許証若しくは看護師免許証又は准看護師免許証を交付する。

第十三条 厚生労働大臣は、保健師免許、助産師免許又は看護師免許を申請した者について、第九条第三号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により当該申請に係る免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

- 2 都道府県知事は、准看護師免許を申請した者について、第九条第三号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により准看護師免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、当該都道府県知事の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

第十四条 保健師、助産師若しくは看護師が第九条各号のいずれかに該当するに至つたとき、又は保健師、助産師若しくは看護師としての品位を損するような行為のあつたときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 戒告
 - 二 三年以内の業務の停止
 - 三 免許の取消し
- 2 准看護師が第九条各号のいずれかに該当するに至つたとき、又は准看護師としての品位を損するような行為のあつたときは、都道府県知事は、次に掲げる処分をすることができる。
 - 一 戒告
 - 二 三年以内の業務の停止
 - 三 免許の取消し
 - 3 前二項の規定による取消処分を受けた者（第九条第一号若しくは第二号に該当し、又は保健師、助産師、看護師若しくは准看護師としての品位を損するような行為のあつた者として前二項の規定による取消処分を受けた者にあつては、その処分の日から起算して五年を経過しない者を除く。）であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第十二条の規定を準用する。

第十五条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第三項に規定する処分をしようとするときは、あらかじめ医道審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 都道府県知事は、前条第二項又は第三項に規定する処分をしようとするときは、あらかじめ准看護師試験委員の意見を聴かなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、前条第一項の規定による免許の取消処分をしようとするときは、都道府県知事に対し、当該処分に係る者に対する意見の聴取を行うことを求め、当該意見の聴取をもつて、厚生労働大臣による聴聞に代えることができる。
- 4 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章第二節（第二十五条、第二十六条及び第二十八条を除く。）の規定は、都道府県知事が前項の規定により意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同節中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、同法第十五条第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同条第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）中「行政庁は」とあるのは「都道府県知事は」と、「当該行政庁が」とあるのは「当該都道府県知事が」と、「当該行政庁の」とあるのは「当該都道府県の」と、同法第十六条第四項並びに第十八条第一項及び第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十九条第一項中「行政庁が指名する職員その他政令で定める者」とあるのは「都道府県知事が指名する職員」

と、同法第二十条第一項、第二項及び第四項中「行政庁」とあるのは「都道府県」と、同条第六項及び同法第二十四条第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

- 5 厚生労働大臣は、都道府県知事から当該処分の原因となる事実を証する書類その他意見の聴取を行う上で必要となる書類を求められた場合には、速やかにそれらを当該都道府県知事あて送付しなければならない。
- 6 都道府県知事は、第三項の規定により意見の聴取を行う場合において、第四項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第三項の規定により同条第一項の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該調書及び報告書の写しを厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。
- 7 厚生労働大臣は、意見の聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項前段の規定により提出された調書及び報告書の写し並びに同項後段の規定により提出された意見書を返戻して主宰者に意見の聴取の再開を命ずるよう求めることができる。行政手続法第二十二条第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。
- 8 厚生労働大臣は、当該処分の決定をするときは、第六項の規定により提出された意見書並びに調書及び報告書の写しの内容を十分参酌してこれをしなければならない。
- 9 厚生労働大臣は、前条第一項の規定による業務の停止の命令をしようとするときは、都道府県知事に対し、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行うことを求め、当該弁明の聴取をもつて、厚生労働大臣による弁明の機会の付与に代えることができる。
- 10 前項の規定により弁明の聴取を行う場合において、都道府県知事は、弁明の聴取を行うべき日時までに相当な期間をおいて、当該処分に係る者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
 - 一 前条第一項の規定を根拠として当該処分をしようとする旨及びその内容
 - 二 当該処分の原因となる事実
 - 三 弁明の聴取の日時及び場所
- 11 厚生労働大臣は、第九項に規定する場合のほか、厚生労働大臣による弁明の機会の付与に代えて、医道審議会の委員に、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行わせることができる。この場合においては、前項中「前項」とあるのは「次項」と、「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 12 第十項（前項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、かつ、証拠書類又は証拠物を提出することができる。
- 13 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第九項又は第十一項前段の規定により弁明の聴取を行つたときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該意見を報告書に記載しなければならない。
- 14 厚生労働大臣は、第三項又は第九項の規定により都道府県知事が意見の聴取又は弁明の聴取を行う場合においては、都道府県知事に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を通知しなければならない。
 - 一 当該処分に係る者の氏名及び住所
 - 二 当該処分の内容及び根拠となる条項
 - 三 当該処分の原因となる事実
- 15 第三項の規定により意見の聴取を行う場合における第四項において読み替えて準用する行政手続法第十五条第一項の通知又は第九項の規定により弁明の聴取を行う場合における第十項の通知は、それぞれ、前項の規定により通知された内容に基づいたものでなければならない。
- 16 都道府県知事は、前条第二項の規定による業務の停止の命令をしようとするときは、都道府県知事による弁明の機会の付与に代えて、准看護師試験委員に、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行わせることができる。
- 17 第十項、第十二項及び第十三項の規定は、准看護師試験委員が前項の規定により弁明の聴取を行う場合について準用する。この場合において、第十項中「前項」とあるのは「第十六項」と、「前条第一項」とあるのは「前条第二項」と、第十二項中「第十項（前項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあ

るのは「第十七項において準用する第十項」と、第十三項中「都道府県知事又は医道審議会の委員」とあるのは「准看護師試験委員」と、「第九項又は第十一項前段」とあるのは「第十六項」と、「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

18 第三項若しくは第九項の規定により都道府県知事が意見の聴取若しくは弁明の聴取を行う場合、第十一項前段の規定により医道審議会の委員が弁明の聴取を行う場合又は第十六項の規定により准看護師試験委員が弁明の聴取を行う場合における当該処分については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第十五条の二 厚生労働大臣は、第十四条第一項第一号若しくは第二号に掲げる処分を受けた保健師、助産師若しくは看護師又は同条第三項の規定により保健師、助産師若しくは看護師に係る再免許を受けようとする者に対し、保健師、助産師若しくは看護師としての倫理の保持又は保健師、助産師若しくは看護師として必要な知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの（以下「保健師等再教育研修」という。）を受けるよう命ずることができる。

2 都道府県知事は、第十四条第二項第一号若しくは第二号に掲げる処分を受けた准看護師又は同条第三項の規定により准看護師に係る再免許を受けようとする者に対し、准看護師としての倫理の保持又は准看護師として必要な知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの（以下「准看護師再教育研修」という。）を受けるよう命ずることができる。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による保健師等再教育研修を修了した者について、その申請により、保健師等再教育研修を修了した旨を保健師籍、助産師籍又は看護師籍に登録する。

4 都道府県知事は、第二項の規定による准看護師再教育研修を修了した者について、その申請により、准看護師再教育研修を修了した旨を准看護師籍に登録する。

5 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前二項の登録をしたときは、再教育研修修了登録証を交付する。

6 第三項の登録を受けようとする者及び保健師、助産師又は看護師に係る再教育研修修了登録証の書換交付又は再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

7 前条第九項から第十五項まで（第十一項を除く。）及び第十八項の規定は、第一項の規定による命令をしようとする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十六条 この章に規定するもののほか、免許の申請、保健師籍、助産師籍、看護師籍及び准看護師籍の登録、訂正及び抹消、免許証の交付、書換交付、再交付、返納及び提出並びに住所の届出に関する必要な事項は政令で、前条第一項の保健師等再教育研修及び同条第二項の准看護師再教育研修の実施、同条第三項の保健師籍、助産師籍及び看護師籍の登録並びに同条第四項の准看護師籍の登録並びに同条第五項の再教育研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付に関する必要な事項は厚生労働省令で定める。

第三章 試験

第十七条 保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看護師試験は、それぞれ保健師、助産師、看護師又は准看護師として必要な知識及び技能について、これを行う。

第十八条 保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験は、厚生労働大臣が、准看護師試験は、都道府県知事が、厚生労働大臣の定める基準に従い、毎年少なくとも一回これを行う。

第十九条 保健師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において一年以上保健師になるのに必要な学科を修めた者

二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した保健師養成所を卒業した者

三 外国の第二条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において保健師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

第二十条 助産師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けことができない。

一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において

- て一年以上助産に関する学科を修めた者
- 二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した助産師養成所を卒業した者
- 三 外国の第三条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において助産師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- 第二十一条 看護師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。
- 一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。第四号において同じ。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者
- 二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者
- 三 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者
- 四 免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師で前三号に規定する大学、学校又は養成所において二年以上修業したもの
- 五 外国の第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- 第二十二条 准看護師試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けことができない。
- 一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者
- 二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者
- 三 前条第一号から第三号まで又は第五号に該当する者
- 四 外国の第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、前条第五号に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの
- 第二十三条 厚生労働大臣は、保健師国家試験、助産師国家試験若しくは看護師国家試験の科目若しくは実施若しくは合格者の決定の方法又は第十八条に規定する基準を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。
- 2 文部科学大臣又は厚生労働大臣は、第十九条第一号若しくは第二号、第二十条第一号若しくは第二号、第二十一条第一号から第三号まで又は前条第一号若しくは第二号に規定する基準を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。
- 第二十四条 保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験の実施に関する事務をつかさどらせるため、厚生労働省に保健師助産師看護師試験委員を置く。
- 2 保健師助産師看護師試験委員に関し必要な事項は、政令で定める。
- 第二十五条 准看護師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）をつかさどらせるために、都道府県に准看護師試験委員を置く。
- 2 准看護師試験委員に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。
- 第二十六条 保健師助産師看護師試験委員、准看護師試験委員その他保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看護師試験の実施に関する事務をつかさどる者（指定試験機関（次条第一項に規定する指定試験機関をいう。）の役員又は職員（第二十七条の五第一項に規定する指定試験機関准看護師試験委員を含む。第二十七条の六において同じ。）を含む。）は、その事務の施行に当たつては厳正を保持し、不正の行為のないようにしなければならない。
- 第二十七条 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財團法人であつて、試験事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして当該都道府県知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験事務の全部又は一部を行わせることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定試験機関に試験事務の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。

3 都道府県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定に基づき准看護師試験に係る手数料を徴収する場合においては、准看護師試験（第一項の規定により指定試験機関が試験事務を行うものに限る。）を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料の全部又は一部を当該指定試験機関へ納めさせ、その収入とすることができます。

第二十七条の二 試験事務に従事する指定試験機関の役員の選任及び解任は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 都道府県知事は、指定試験機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第二十七条の四第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、当該指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

第二十七条の三 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

第二十七条の四 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程（以下この条において「試験事務規程」という。）を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める。

3 都道府県知事は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

第二十七条の五 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、試験の問題の作成及び採点については、指定試験機関准看護師試験委員（以下この条において「試験委員」という。）に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 第二十七条の二第一項の規定は試験委員の選任及び解任について、同条第二項の規定は試験委員の解任について、それぞれ準用する。

第二十七条の六 指定試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二十七条の七 指定試験機関は、厚生労働省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

第二十七条の八 都道府県知事は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

第二十七条の九 都道府県知事は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定試験機関に対し、報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは指定試験機関の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十七条の十 指定試験機関は、都道府県知事の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

第二十七条の十一 都道府県知事は、指定試験機関が一般社団法人又は一般財團法人でなくなつたときその他厚生労働省令で定める場合には、その指定を取り消さなければならない。

2 都道府県知事は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、指定試験機関の指定を取り消し、又は期間を定めて、指定試験機関に対し、試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第二十七条の十二 第二十七条第一項、第二十七条の二第一項（第二十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第一項、第二十七条の四第一項又は第二十七条の十の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

第二十七条の十三 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、都道府県知事に対し、審査請求をすることができる。この場合において、都道府県知事は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

第二十七条の十四 都道府県知事は、指定試験機関が第二十七条の十の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十七条の十一第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

第二十七条の十五 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 第二十七条第一項の規定による指定をしたとき。
- 二 第二十七条の十の規定による許可をしたとき。
- 三 第二十七条の十一の規定により指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 四 前条の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うとき、又は同条の規定により自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととしたとき。

第二十八条 この章に規定するもののほか、第十九条から第二十二条までの規定による学校の指定又は養成所に関する必要な事項は政令で、保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看護師試験の試験科目、受験手続、指定試験機関その他試験に関する必要な事項は厚生労働省令で定める。

第二十八条の二 保健師、助産師、看護師及び准看護師は、免許を受けた後も、臨床研修その他の研修（保健師等再教育研修及び准看護師再教育研修を除く。）を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

第四章 業務

第二十九条 保健師でない者は、保健師又はこれに類似する名称を用いて、第二条に規定する業をしてはならない。

第三十条 助産師でない者は、第三条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

第三十一条 看護師でない者は、第五条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

2 保健師及び助産師は、前項の規定にかかわらず、第五条に規定する業を行うことができる。

第三十二条 准看護師でない者は、第六条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法又は歯科医師法の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

第三十三条 業務に従事する保健師、助産師、看護師又は准看護師は、厚生労働省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年一月十五日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四条 削除

第三十五条 保健師は、傷病者の療養上の指導を行うに当たつて主治の医師又は歯科医師があるときは、その指示を受けなければならない。

第三十六条 保健師は、その業務に関して就業地を管轄する保健所の長の指示を受けたときは、これに従わなければならない。ただし、前条の規定の適用を妨げない。

第三十七条 保健師、助産師、看護師又は准看護師は、主治の医師又は歯科医師の指示があつた場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、医薬品について指示をしその他医師又は歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。ただし、臨時応急の手当をし、又は助産師がへその緒を切り、浣(かん)腸を施しその他助産師の業務に当然に付随する行為をする場合は、この限りでない。

第三十七条の二 特定行為を手順書により行う看護師は、指定研修機関において、当該特定行為の特定行為区分に係る特定行為研修を受けなければならない。

2 この条、次条及び第四十二条の四において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定行為 診療の補助であつて、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。

二 手順書 医師又は歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるためにその指示として厚生労働省令で定めるところにより作成する文書又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）であつて、看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲及び診療の補助の内容その他の厚生労働省令で定める事項が定められているものをいう。

三 特定行為区分 特定行為の区分であつて、厚生労働省令で定めるものをいう。

四 特定行為研修 看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図るために研修であつて、特定行為区分ごとに厚生労働省令で定める基準に適合するものをいう。

五 指定研修機関 一又は二以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う学校、病院その他の者であつて、厚生労働大臣が指定するものをいう。

3 厚生労働大臣は、前項第一号及び第四号の厚生労働省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

第三十七条の三 前条第二項第五号の規定による指定（以下この条及び次条において単に「指定」という。）は、特定行為研修を行おうとする者の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、前項の申請が、特定行為研修の業務を適正かつ確実に実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

3 厚生労働大臣は、指定研修機関が前項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、その他の厚生労働省令で定める場合に該当するときは、指定を取り消すことができる。

4 厚生労働大臣は、指定又は前項の規定による指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

第三十七条の四 前二条に規定するものほか、指定に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三十八条 助産師は、妊婦、産婦、じよく婦、胎児又は新生児に異常があると認めたときは、医師の診療を求めることがありますを要し、自らこれらの者に対して処置をしてはならない。ただし、臨時応急の手当については、この限りでない。

第三十九条 業務に従事する助産師は、助産又は妊婦、じよく婦若しくは新生児の保健指導の求めがあつた場合は、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

2 分べんの介助又は死胎の検案をした助産師は、出生証明書、死産証書又は死胎検案書の交付の求めがあつた場合は、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

第四十条 助産師は、自ら分べんの介助又は死胎の検案をしないで、出生証明書、死産証書又は死胎検案書を交付してはならない。

第四十一条 助産師は、妊娠四月以上の死産児を検案して異常があると認めたときは、二十四時間以内に所轄警察署にその旨を届け出なければならない。

第四十二条 助産師が分べんの介助をしたときは、助産に関する事項を遅滞なく助産録に記載しなければならない。

2 前項の助産録であつて病院、診療所又は助産所に勤務する助産師が行つた助産に関するものは、その病院、診療所又は助産所の管理者において、その他の助産に関するものは、その助産師において、五年間これを保存しなければならない。

3 第一項の規定による助産録の記載事項に関しては、厚生労働省令でこれを定める。

第四十二条の二 保健師、看護師又は准看護師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保健師、看護師又は准看護師でなくなつた後においても、同様とする。

第四十二条の三 保健師でない者は、保健師又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

2 助産師でない者は、助産師又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

3 看護師でない者は、看護師又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

4 准看護師でない者は、准看護師又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

第四章の二 雜則

第四十二条の四 厚生労働大臣は、特定行為研修の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定研修機関に対し、その業務の状況に関し報告させ、又は当該職員に、指定研修機関に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十二条の五 第十五条第三項及び第七項前段、同条第九項及び第十項（これらの規定を第十五条の二第七項において準用する場合を含む。）、第十五条第四項において準用する行政手続法第十五条第一項及び第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）、第十六条第四項、第十八条第一項及び第三項、第十九条第一項、第二十条第六項並びに第二十四条第三項並びに第十五条第七項後段において準用する同法第二十二条第三項において準用する同法第十五条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第四十二条の六 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局长に委任することができる。

第五章 罰則

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十九条から第三十二条までの規定に違反した者

二 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者

2 前項第一号の罪を犯した者が、助産師、看護師、准看護師又はこれに類似した名称を用いたものであるときは、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十六条の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者

二 第二十七条の六第一項の規定に違反して、試験事務について知り得た秘密を漏らした者

第四十四条の二 第二十七条の十一第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十四条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十四条第一項又は第二項の規定により業務の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、業務を行つたもの

二 第三十五条から第三十七条まで及び第三十八条の規定に違反した者

第四十四条の四 第四十二条の二の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の二第一項又は第二項の規定による命令に違反して保健師等再教育研修を受けなかつた者

二 第三十三条又は第四十条から第四十二条までの規定に違反した者

第四十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十二条の三の規定に違反した者

二 第四十二条の四第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十五条の三 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十七条の七の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第二十七条の九第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第二十七条の十の許可を受けないで試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。

附 則 抄

附 則 (平成三〇年六月二七日法律第六六号) 抄

診療放射線技師法

(昭和二十六年六月十一日法律第二百二十六号)

最終改正：平成二六年六月二五日法律第八三号

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 免許（第三条－第十六条）

第三章 試験（第十七条－第二十三条）

第四章 業務等（第二十四条－第三十条）

第五章 罰則（第三十一条－第三十七条）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、診療放射線技師の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、もって医療及び公衆衛生の普及及び向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「放射線」とは、次に掲げる電磁波又は粒子線をいう。

一 アルファ線及びベータ線

二 ガンマ線

三 百万電子ボルト以上のエネルギーを有する電子線

四 エツクス線

五 その他政令で定める電磁波又は粒子線

2 この法律で「診療放射線技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線を人体に対して照射（撮影を含み、照射機器又は放射性同位元素（その化合物及び放射性同位元素又はその化合物の含有物を含む。）を人体内にそう入して行なうものを除く。以下同じ。）することを業とする者をいう。

第二章 免許

（免許）

第三条 診療放射線技師になろうとする者は、診療放射線技師国家試験（以下「試験」という。）に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

（欠格事由）

第四条 次に掲げる者には、前条の規定による免許（第二十条第二号を除き、以下「免許」という。）を与えないことがある。

一 心身の障害により診療放射線技師の業務（第二十四条の二各号に掲げる業務を含む。同条及び第二十六条第二項を除き、以下同じ。）を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

二 診療放射線技師の業務に関して犯罪又は不正の行為があつた者

（登録）

第五条 免許は、試験に合格した者の申請により、診療放射線技師籍に登録することによって行う。

（意見の聴取）

第六条 厚生労働大臣は、免許を申請した者について、第四条第一号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

（診療放射線技師籍）

第七条 厚生労働省に診療放射線技師籍を備え、診療放射線技師の免許に関する事項を登録する。

（免許証）

第八条 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、診療放射線技師免許証（以下「免許証」という。）を交付する。

2 厚生労働大臣は、免許証を失い、又は破損した者に対して、その申請により免許証の再交付をすることができる。

3 前項の規定により免許証の再交付を受けた後、失った免許証を発見したときは、旧免許証を十日以内に、厚生労働大臣に返納しなければならない。

(免許の取消し及び業務の停止)

第九条 診療放射線技師が第四条各号のいずれかに該当するに至ったときは、厚生労働大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

2 都道府県知事は、診療放射線技師について前項の処分が行われる必要があると認めるときは、その旨を厚生労働大臣に具申しなければならない。

3 第一項の規定による取消処分を受けた者であっても、その者がその取消しの理由となった事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適當であると認められるに至ったときは、再免許を与えることができる。

(聴聞等の方法の特例)

第十条 前条第一項の規定による処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項又は第三十条の通知は、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）の二週間前までにしなければならない。

(免許証の返納)

第十一條 免許を取り消された者は、十日以内に、免許証を厚生労働大臣に返納しなければならない。

第十二条 削除

第十三条 削除

第十四条 削除

第十五条 削除

(政令への委任)

第十六条 この章に規定するもののほか、免許の申請、免許証の交付、書換え交付、再交付及び返納並びに診療放射線技師籍の登録、訂正及び消除に関して必要な事項は、政令で定める。

第三章 試験

(試験の目的)

第十七条 試験は、診療放射線技師として必要な知識及び技能について行う。

(試験の実施)

第十八条 試験は、厚生労働大臣が行う。

(試験委員)

第十九条 試験の問題の作成、採点その他試験の実施に関して必要な事項をつかさどらせるため、厚生労働省に診療放射線技師試験委員（以下「試験委員」という。）を置く。

2 試験委員は、診療放射線技師の業務に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 前二項に定めるもののほか、試験委員に関し必要な事項は、政令で定める。

(受験資格)

第二十条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けことができない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した診療放射線技師養成所において、三年以上診療放射線技師として必要な知識及び技能の修習を終えたもの

二 外国の診療放射線技術に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で第三条の規定による免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有するものと認めたもの

(不正行為の禁止)

第二十一条 試験委員その他試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たって厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

2 試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に關係のある者についてその受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができます。この場合においては、なお、その者について期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

(試験手数料)

第二十二条 試験を受けようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、試験手数料を納めなければならぬ。

(政令及び厚生労働省令への委任)

第二十三条 この章に規定するもののほか、第二十条第一号の学校又は診療放射線技師養成所の指定に関し必要な事項は政令で、試験の科目、受験手続その他試験に関し必要な事項は厚生労働省令で定める。

第四章 業務等

(禁止行為)

第二十四条 医師、歯科医師又は診療放射線技師でなければ、第二条第二項に規定する業をしてはならない。

(画像診断装置を用いた検査等の業務)

第二十四条の二 診療放射線技師は、第二条第二項に規定する業務のほか、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、次に掲げる行為を行うことを業とすることができます。

- 一 磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置であつて政令で定めるものを用いた検査（医師又は歯科医師の指示の下に行うものに限る。）を行うこと。
- 二 第二条第2項に規定する業務又は前号に規定する検査に関連する行為として厚生労働省令で定めるもの（医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。）を行うこと。

(名称の禁止)

第二十五条 診療放射線技師でなければ、診療放射線技師という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(業務上の制限)

第二十六条 診療放射線技師は、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けなければ、放射線を人体に対して照射してはならない。

2 診療放射線技師は、病院又は診療所以外の場所においてその業務を行ってはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、出張して百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射する場合
- 二 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エックス線検査（コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。）その他の厚生労働省令で定める検査のため百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき。
- 三 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いの下に百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき（前号に掲げる場合を除く。）。

(他の医療関係者との連携)

第二十七条 診療放射線技師は、その業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならない。

(照射録)

第二十八条 診療放射線技師は、放射線を人体に対して照射したときは、遅滞なく厚生労働省令で定める事項を記載した照射録を作成し、その照射について指示をした医師又は歯科医師の署名を受けなければならない。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項の照射録を提出させ、又は当該職員

に照射録を検査させることができる。

3 前項の規定によって検査に従事する職員は、その身分を証明する証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(秘密を守る義務)

第二十九条 診療放射線技師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。診療放射線技師でなくなった後においても、同様とする。

(権限の委任)

第二十九条の二 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局长に委任することができる。

(経過措置)

第三十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第五章 罰則

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十四条の規定に違反した者

二 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者

第三十二条 第二十一一条第一項の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十三条 第九条第一項の規定により業務の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、業務を行ったものは、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十四条 第二十六条第一項又は第二項の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十五条 第二十九条の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第三十六条 第二十五条の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十一条の規定に違反した者

二 第二十八条第一項の規定に違反した者

附 則（平成21年4月22日法律第20号）抄

附 則（平成26年6月25日法律第83号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年九月一日から施行する。

(診療放射線技師法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行前に第四条の規定による改正前の診療放射線技師法の規定によりなされた免許又は診療放射線技師試験は、それぞれ、同条の規定による改正後の同法の規定によりなされた免許又は診療放射線技師国家試験とみなす。

(処分、手続等に関する経過措置)

第七条 附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）中相当する規定があるものは、これらの規定によつ

とした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

臨床検査技師等に関する法律

(昭和三十三年法律第七十六号)

平成二九年六月一四日法律第五七号

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 免許（第三条—第十条）

第三章 試験（第十一条—第十七条）

第四章 業務等（第十八条—第二十条の二の二）

第五章 衛生検査所（第二十条の三—第二十条の九）

第六章 雜則（第二十条の十）

第七章 罰則（第二十一条—第二十五条）

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、臨床検査技師の資格等を定め、もつて医療及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「臨床検査技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床検査技師の名称を用いて、医師又は歯科医師の指示の下に、人体から排出され、又は採取された検体の検査として厚生労働省令で定めるもの（以下「検体検査」という。）及び厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とする者をいう。

第二章 免許

(免許)

第三条 臨床検査技師の免許（以下「免許」という。）は、臨床検査技師国家試験（以下「試験」という。）に合格した者に対して与える。

(欠格事由)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことができる。

- 一 心身の障害により臨床検査技師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 二 麻薬、あへん又は大麻の中毒者
- 三 第二条に規定する検査の業務に関し、犯罪又は不正の行為があつた者

(臨床検査技師名簿)

第五条 厚生労働省に臨床検査技師名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

(登録及び免許証の交付)

第六条 免許は、試験に合格した者の申請により、厚生労働大臣が臨床検査技師名簿に登録することによつて行う。

2 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、臨床検査技師免許証を交付する。

(意見の聴取)

第七条 厚生労働大臣は、免許を申請した者について、第四条第一号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつた

ときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

(免許の取消等)

第八条 臨床検査技師が第四条各号のいずれかに該当するに至つたときは、厚生労働大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて臨床検査技師の名称の使用の停止を命ずることができる。

2 都道府県知事は、臨床検査技師について前項の処分が行われる必要があると認めるときは、その旨を厚生労働大臣に具申しなければならない。

3 第一項の規定による取消処分を受けた者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適當であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。

(聴聞等の方法の特例)

第九条 前条第一項の規定による処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項又は第三十条の通知は、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）の二週間前までにしなければならない。

(政令への委任)

第十条 この章に規定するもののほか、免許の申請、臨床検査技師名簿の登録、訂正及び消除並びに臨床検査技師免許証の交付、書換交付、再交付、返納及び提出に関する必要な事項は、政令で定める。

第三章 試験

(試験の目的)

第十二条 試験は、第二条に規定する検査に必要な知識及び技能（同条に規定する検査のための血液を採取する行為で政令で定めるもの（以下「採血」という。）及び同条に規定する検査のための検体（血液を除く。）を採取する行為で政令で定めるもの（第二十条の二第一項において「検体採取」という。）に必要な知識及び技能を含む。以下同じ。）について行う。

(試験の実施)

第十三条 試験は、厚生労働大臣が毎年少くとも一回行う。

(試験委員)

第十四条 試験の実施に関して必要な事務をつかさどらせるため、厚生労働省に臨床検査技師試験委員（以下「試験委員」という。）を置く。

2 試験委員に関して必要な事項は、政令で定める。

(試験委員等の不正行為の禁止)

第十五条 試験委員その他試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当つては厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

(受験資格)

第十六条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床検査技師養成所において三年以上第二条に規定する検査に必要な知識及び技能を修得したもの

二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において医学、歯学、

獣医学又は薬学の正規の課程を修めて卒業した者その他検体検査に必要な知識及び技能を有すると認められる者で、政令で定めるところにより前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められるもの

三 外国第二条に規定する検査に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で臨床検査技師の免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が第一号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

(不正行為の禁止)

第十六条 試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができます。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

(政令及び厚生労働省令への委任)

第十七条 この章に規定するもののほか、第十五条第一号の学校又は臨床検査技師養成所の指定に関して必要な事項は政令で、試験科目、受験手続、受験手数料その他試験に関して必要な事項は厚生労働省令で定める。

第四章 業務等

(信用失墜行為の禁止)

第十八条 臨床検査技師は、臨床検査技師の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第十九条 臨床検査技師は、正当な理由がなく、その業務上取り扱つたことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。臨床検査技師でなくなつた後においても、同様とする。

(名称の使用禁止)

第二十条 臨床検査技師でない者は、臨床検査技師という名称又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

(保健師助産師看護師法との関係)

第二十条の二 臨床検査技師は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として採血及び検体採取（医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。）並びに第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とすることができる。

2 前項の規定は、第八条第一項の規定により臨床検査技師の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。

(権限の委任)

第二十条の二の二 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局长に委任することができる。

第五章 衛生検査所

(登録)

第二十条の三 衛生検査所（検体検査を業として行う場所（病院、診療所、助産所又は厚生労働大臣が定める施設内の場所を除く。）をいう。以下同じ。）を開設しようとする者は、その衛生検査所について、厚生労働省令で定めるところにより、その衛生検査所の所在地の都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又

は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この章において同じ。) の登録を受けなければならぬ。

2 都道府県知事は、前項の登録(以下「登録」という。)の申請があつた場合において、その申請に係る衛生検査所の構造設備、管理組織、検体検査の精度の確保の方法その他の事項が検体検査の業務を適正に行うために必要な厚生労働省令で定める基準に適合しないと認めるとき、又はその申請者が第二十条の七の規定により登録を取り消され、取消しの日から二年を経過していないものであるときは、登録をしてはならない。

3 登録は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 二 衛生検査所の名称及び所在地
- 三 検体検査の業務の内容

(登録の変更等)

第二十条の四 登録を受けた衛生検査所の開設者は、その衛生検査所について、前条第三項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、その衛生検査所の所在地の都道府県知事の登録の変更を受けなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の登録の変更について準用する。

3 登録を受けた衛生検査所の開設者は、その衛生検査所を廃止し、休止し、若しくは休止した衛生検査所を再開したとき、又は前条第三項第一号に掲げる事項若しくは衛生検査所の名称、構造設備、管理組織、検体検査の精度の確保の方法その他厚生労働省令で定める事項を変更したときは、三十日以内に、その衛生検査所の所在地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

4 衛生検査所を開設しようとする者又は登録を受けた衛生検査所の検体検査の業務の管理を行う者は、その衛生検査所に検体検査用放射性同位元素を備えようとするときその他厚生労働省令で定める場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、その衛生検査所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

(報告及び検査)

第二十条の五 都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、登録を受けた衛生検査所の開設者に対し、必要な報告を命じ、又はその職員に、その衛生検査所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指示)

第二十条の六 都道府県知事は、登録を受けた衛生検査所の検体検査の業務が適正に行われていないため医療及び公衆衛生の向上を阻害すると認めるときは、その開設者に対し、その構造設備、管理組織又は検体検査の精度の確保の方法の変更その他必要な指示をすることができる。

(登録の取消し等)

第二十条の七 都道府県知事は、登録を受けた衛生検査所の構造設備、管理組織、検体検査の精度の確保の方法その他の事項が第二十条の三第二項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたとき、又は登録を受けた衛生検査所の開設者が第二十条の四第一項の規定による登録の変更を受けないときは、その衛生検査所の登録を取り消し、又は期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(聴聞等の方法の特例)

第二十条の八 第九条の規定は、都道府県知事が前条の規定による処分を行う場合に準用する。

(厚生労働省令への委任)

第二十条の九 この章に規定するもののほか、衛生検査所の登録について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第六章 雜則

(経過措置)

第二十条の十 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第七章 罰則

第二十一条 第十四条の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十条の三第一項の規定に違反した者
- 二 第二十条の四第一項の規定に違反した者
- 三 第二十条の七の規定による業務の停止命令に違反した者

第二十三条 第十九条の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第一項の規定により臨床検査技師の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、臨床検査技師の名称を使用したもの
- 二 第二十条の規定に違反した者
- 三 第二十条の四第三項の規定に違反した者
- 四 第二十条の五第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十二条又は前条第一項第三号若しくは第四号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附則抄

附 則（平成二九年六月一四日法律第五七号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四条中良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（附則第七条及び第八条において「平成十八年改正法」という。）附則第十条の三第五項の改正規定並びに附則第三条、第九条及び第十三条の規定 公布の日
- 二 第一条及び第四条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第七条、第八条及び第十二条の規定 平成二十九年十月一日

三 第二条中医療法第十五条の二の改正規定及び同条を同法第十五条の三とし、同法第十五条の次に一条を加える改正規定並びに第三条の規定並びに附則第六条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十二条 この法律（附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定にあっては、当該各規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

大 学 院 学 生

履 修 案 内
学 生 心 得

1. 授業科目・履修案内

医学系研究科各専攻各課程の修了要件となる授業科目は、下記のとおりです。自身の所属する専攻課程及びコースの修了要件を確認し、計画的に履修を進めてください。

なお、各科目の詳細（開講の有無、時間割、講義場所等）については、各年度におけるシラバスを確認してください。

(1) 医科学専攻修士課程

■ 一般コース、量子生命・分子イメージング教育コース、Basic Medicineコース、研究医コース、災害医療コース

授業科目	一般コース		量子生命・分子イメージング教育コース		Basic Medicineコース		研究医コース		災害医療コース	
	必修科目	選択必修科目	必修科目	選択必修科目	必修科目	選択必修科目	必修科目	選択必修科目	必修科目	選択必修科目
共通科目	医療倫理学	1	1	1	1	1	1		1	
	基礎医学 I	1	1	1	1	1				
	基礎医学 II	1	1	1	1	1				
	基礎医学 III	1	1	1	1	1				
	基礎医学 IV	1	1	1	1	1				
	Human Security and Global Health (ヒューマンセキュリティとグローバルヘルス)		2		2	2			2	
	医学AI概論 I		2		2	2		2	2	
	医学AI概論 II		2		2	2		2	2	
	Topics and Discussions I		2		2	2		2	2	
	Topics and Discussions II		2		2	2		2	2	
	Topics and Discussions III		2		2	2		2	2	
	Topics and Discussions IV		2		2	2		2	2	
	国際学会参加成果評価		1		1	1		1		
	研究企画演習	1		1	1	1		1		
	論文研究	1 0		1 0	1 0	1 0		1 0	1 0	
専門科目	分子・遺伝生物学 I		1		1	1				
	内科学概論		1		1	1			1	
	外科学概論		1		1	1			1	
	発生・発達・周産期医学概論		1		1				1	
	分子イメージング概論		2	2		2				
	医用動物学		1							
	医学統計学入門		1							
	データ管理学入門		2	2				2		
	Infectious Disease Epidemiology (感染症疫学)		2			2		2		
	Infectious Disease and Human Security (感染症とヒューマンセキュリティ)		2			2		2		
	医療薬学特論				2			2		
	応用医療薬学特論				2			2		
	量子生命・分子イメージング特別講義			1				1		
	ゲノム医学	1								
	保健医療概論	1							1	
	Study Design for Researches on Medical Sciences (医学研究方法論)	2		2		2		2		2
プログラム科目	分子医科学 プログラム	分子・遺伝生物学 II 免疫科学 神経科学 量子生命科学概論 がん生物学	1 1 1 2 1	1 1 1 2 1	1 1 1 2 1	1 1 1 2 1				
	病態医科学 プログラム	がん科学 先進医学通論 生体分子解析学概論 Health and social resilience for large-scale disaster (巨大災害に対する健康と社会のレジリエンス)	1 1 1 2	1 1 1					1 1 1 2	
	社会・医療 システム医科学 プログラム	医学データ解析入門 薬事・規制科学 Health Resilience in Aging Society (高齢化社会における健康レジリエンス)	1 1 2	1 1 2	1 1 2				1 1	

授業科目			一般コース		量子生命・分子イメージング教育コース		Basic Medicineコース		研究医コース		災害医療コース		
			必修科目	選択必修科目	必修科目	選択必修科目	必修科目	選択必修科目	必修科目	選択必修科目	必修科目	選択必修科目	
プログラム科目	研究医養成プログラム	バイオニアトレーニング 研究発展トレーニング 成果発表実習 研究ネットワーク実習							4 4	2 2			
		災害医療プログラム									3 1 3	2	
ローテーション実習			4		4		4		4	4			
インターンシップ実習科目			6		6		6		6	6			
中間審査			2		2		2		2	2			

【履修方法】

※次の各号により、合計30単位以上を修得すること。

- 一般コースの学生は、同コース開設科目のうちから、指導教員の指示により、共通科目14単位以上、専門科目2単位以上、プログラム科目2単位以上、ローテーション実習4単位、インターンシップ実習科目6単位、中間審査2単位を修得すること。
- 量子生命・分子イメージング教育コースの学生は、同コース開設科目のうちから、指導教員の指示により、共通科目13単位以上、専門科目3単位以上、プログラム科目2単位以上、ローテーション実習4単位、インターンシップ実習科目6単位、中間審査2単位を修得すること。
- Basic Medicineコースの学生は、同コース開設科目のうちから、指導教員の指示により、共通科目14単位以上、専門科目2単位以上、プログラム科目2単位以上、ローテーション実習4単位、インターンシップ実習科目6単位、中間審査2単位を修得すること。
- 研究医養成コースの学生は、同コース開設科目のうちから、指導教員の指示により、共通科目12単位、プログラム科目10単位以上、インターンシップ実習科目6単位、中間審査2単位を修得すること。
- 災害医療コースの学生は、同コース開設科目のうちから、指導教員の指示により、共通科目12単位、プログラム科目7単位以上、ローテーション実習4単位、インターンシップ実習科目6単位、中間審査2単位を修得すること。

■ International Course of "Public Health Science for Human Security"

(ヒューマンセキュリティ国際教育コース)

授業科目	必修科目	選択必修科目	履修方法
Medical Ethics (医療倫理学)	1		
Health Resilience in Aging Society (高齢化社会における健康レジリエンス)	2		
International Development Studies (国際開発学)	2		
Human Security and Global Health (ヒューマンセキュリティとグローバルヘルス)	2		
Infectious Disease and Human Security (感染症とヒューマンセキュリティ)	2		
Health and Social Resilience for Large-scale Disaster (巨大災害に対する健康と社会のレジリエンス)	2		
Environmental Resilience and Energy Security (環境とエネルギーの安全保障問題)	2		
Exercise on Human Security A (ヒューマンセキュリティ演習A)	1		
Exercise on Human Security B (ヒューマンセキュリティ演習B)	1		
International Society II (国際社会論II)	2		
Study Design for Researches on Medical Sciences (医学研究方法論)	2		
Paper Research & Basic Seminar (論文研究)	1 0		
Infectious Disease Epidemiology (感染症疫学)		2	
Global Governance and Safety (グローバルガバナンスと安全)		2	
Food Economics (食料経済学)		2	
Hydrology (水循環システム論)		2	
Topics and Discussions I		2	
Topics and Discussions II		2	
Topics and Discussions III		2	
Topics and Discussions IV		2	
国際学会参加成果評価 (Attendance of Academic Meeting)		1	

■ 医学物理士養成コース（保健学系学部出身者）

授業科目	必修科目	選択必修科目	履修方法
医療倫理学	1		
医学物理学特論 I	1		
医学物理学特論 II	1		
力学	2		
電磁気学	2		
量子力学		2	
原子核物理学		2	
医学統計学入門	1		
医学データ解析入門	1		
医療情報学		1	
医用情報学セミナー I		4	
医用情報学セミナー II		4	
医用物理学特論		2	
画像情報学特論		2	
医用画像工学特論		2	
生体応用科学セミナー I		4	
生体応用科学セミナー II		4	
画像診断学特論		2	
画像解析学特論		2	
放射線検査学特論		2	
放射線治療学特論		2	
数学I		2	
数学II		2	
統計物理学 I		2	
統計物理学 II		2	
医学AI概論 I		2	
医学AI概論 II		2	
Topics and Discussions I		2	
Topics and Discussions II		2	
Topics and Discussions III		2	
Topics and Discussions IV		2	
国際学会参加成果評価		1	
医学物理士トレーニング I	2		
論文研究	1 0		

■ 医学物理士養成コース（理工学系学部出身者）

授業科目	必修科目	選択必修科目	履修方法
医療倫理学	1		
医学物理学特論 I	1		
医学物理学特論 II	1		
放射線物理学	2		
放射線防護学	2		
放射線診断物理学	1		
放射線治療物理学	2		
放射線計測学	1		
情報処理学	1		
放射線関連法規および勧告	1		
解剖学	1		
生理学	1		
病理学	1		
放射線診断学	1		
核医学物理学	1		

授業科目	必修科目	選択必修科目	履修方法
放射線腫瘍学	1		
放射線生物学	1		
医学統計学入門	1		
医学データ解析入門	1		
先端放射線科学概論	2		
超音波技術学	1		
医療情報学		1	
医用情報学セミナー I		4	
医用情報学セミナー II		4	
医用物理学特論		2	
画像情報学特論		2	
医用画像工学特論		2	
生体応用科学セミナー I		4	医学物理士養成コース（理工学系学部出身者）の学生は、左記開設科目のうちから、指導教員の指示により、合計30単位以上を履修すること。
生体応用科学セミナー II		4	
画像診断学特論		2	
画像解析学特論		2	
放射線検査学特論		2	
放射線治療学特論		2	
医学AI概論 I		2	
医学AI概論 II		2	
Topics and Discussions I		2	
Topics and Discussions II		2	
Topics and Discussions III		2	
Topics and Discussions IV		2	
国際学会参加成果評価		1	
医学物理士トレーニング I	2		
核医学	1		
論文研究	1 0		

(2) 医科学専攻博士課程（医学履修課程）

■ 一般コース

科目区分	系統講義コース科目			トレーニングコース科目			アドバンスド講義科目		
	授業科目	必修科目	選択科目	授業科目	必修科目	選択科目	授業科目	必修科目	選択科目
コア科目	分子医学科	2		研究推進・研究倫理ゼミ			6	国際交流セミナー A	1
	社会・環境医学	2		学際領域ゼミ			6	国際交流セミナー B	1
	先端臨床医学	2		先進臨床医学ゼミ			6	国際交流セミナー C	1
	神経科学基礎	2		論文研究		10	国際交流セミナー D		1
	免疫科学	2		Advanced Medical Seminar I (先進医学ゼミ I)*			6	海外留学成果評価	1
	Advanced Infectious Disease	2		Advanced Medical Seminar II (先進医学ゼミ II)*			6	国際学会参加成果評価	1
	Advanced Global Health	2		T R トレーニング I			6	インターンシップ成果評価	1
	Advanced Health and social resilience for large-scale disaster	2		T R トレーニング II			6	感染症疫学セミナー	2
	Advanced Health Resilience in Aging Society	2		神経科学ワークショップ I			2	災害医学セミナー **	2
	災害医学特論	2		神経科学ワークショップ II			2	神経科学セミナー	2
	Study Design for Researches on Medical Sciences (医学研究方法論)	2		医療機器トレーニング			2	N M高等教育セミナー I	1
	T R 特論 I	2		連携機関トレーニング I			2	N M高等教育セミナー II	1
	T R 特論 II	2		連携機関トレーニング II			2		
	T R 特論 III	2		連携機関トレーニング III			2		
	T R 特論 IV	2							
	神経科学 I	2							
	神経科学 II	2							
	神経科学 III	2							

科目区分	系統講義コース科目			トレーニングコース科目			アドバンスド講義科目			
	授業科目	必修科目	選択科目	授業科目	必修科目	選択科目	授業科目	必修科目	選択科目	
コア科目	Topics and Discussions I		2							
	Topics and Discussions II		2							
	Topics and Discussions III		2							
	Topics and Discussions IV		2							
量子生命・分子イメージング科目	分子イメージング特論	2		分子イメージングトレーニング	6		分子イメージング診断治療義講	2		
	量子生命科学特論	2		量子生命イメージングトレーニング	2		量子生命・分子イメージング特別講義	1		
がんプロ 科目	臨床腫瘍学特論 I		2	放射線治療トレーニング I	1		がんプロ合同セミナー	2		
	臨床腫瘍学特論 II		2	放射線治療トレーニング II	2		がん医科学セミナー	2		
	臨床腫瘍学特論 III		4	放射線治療トレーニング III	6					
				化学療法トレーニング I	1					
				化学療法トレーニング II	2					
				化学療法トレーニング III	6					
				緩和ケアトレーニング I	1					
				緩和ケアトレーニング II	2					
				緩和ケアトレーニング III	6					
				腫瘍外科トレーニング I	1					
				腫瘍外科トレーニング II	2					
				腫瘍外科トレーニング III	6					
				腫瘍外科トレーニング IV	6					
医学物理士 科目	科必共 目修通	医学物理学特論 I	1	医学物理士トレーニング II	2					
		医学物理学特論 II	1							
	系(医学 修業部 科目) 必修 科目 者)	力学	2	医学物理士臨床研修	8					
		電磁気学	2							
		量子力学	2							
	(理 必修 科目 者) 必修 科目 者)	先端放射線科学概論	2							
		基礎医学	2							
		放射線腫瘍学	2							
		放射線物理学	2							
		超音波技術学	1							
		医療情報学	1							
		放射線防護学	1							
研究医 科目	選 択 科 目	臨床物理学	2							
		放射線計測学	1							
		情報処理学	1							
		放射線関連法規および勧告	1							
		画像診断学	2							
		放射線生物学	1							
		原子核物理学	2							
		統計物理学 I	2							
		統計物理学 II	2							
		数学 I	2							
医療AI 科目		数学 II	2							
		医学統計学入門	1							
研究医 科目	研究医養成特論 I		2				研究医養成セミナー		1	
			2							
医療AI 科目	医学AI特論 I		2	医学AIトレーニング I	3		医学AIセミナー		2	
			2	医学AIトレーニング II	3					
				医学AIトレーニング III	3					
				医学AIトレーニング IV	3					

一般コースの学生は、指導教員の指示により、系統講義コース科目4単位以上、トレーニングコース科目20単位以上、アドバンスド講義科目2単位以上修得し、合計30単位以上を修得すること。

*「Advanced Medical Seminar」は、原則として留学生のみ履修可とする。

**「災害医学セミナー」は、原則として災害科学研究所の分野に所属する学生のみ履修可とする。

■ 量子生命・分子イメージング教育コース

科目区分	系統講義コース科目			トレーニングコース科目			アドバンスド講義科目		
	授業科目	必修	選択科目	授業科目	必修	選択科目	授業科目	必修	選択科目
コア科目	分子医学	2		研究推進・研究倫理ゼミ	6		国際交流セミナーA	1	
	社会・環境医学	2		学際領域ゼミ	6		国際交流セミナーB	1	
	先端臨床医学	2		先進臨床医学ゼミ	6		国際交流セミナーC	1	
	神経科学基礎	2		論文研究	10		国際交流セミナーD	1	
	免疫科学	2		Advanced Medical Seminar I (先進医学ゼミ I)*		6	海外留学成果評価	1	
	Advanced Infectious Disease	2		Advanced Medical Seminar II (先進医学ゼミ II)*		6	国際学会参加成果評価	1	
	Advanced Global Health	2		T R トレーニング I		6	インターナショナル成果評価	1	
	Advanced Health and social resilience for large-scale disaster	2		T R トレーニング II		6	感染症疫学セミナー	2	
	Advanced Health Resilience in Aging Society	2		神経科学ワークショップ I		2	災害医学セミナー **	2	
	災害医学特論	2		神経科学ワークショップ II		2	神経科学セミナー	2	
	Study Design for Researches on Medical Sciences (医学研究方法論)	2		医療機器トレーニング		2	NM高等教育セミナー I	1	
	T R 特論 I	2		連携機関トレーニング I		2	NM高等教育セミナー II	1	
	T R 特論 II	2		連携機関トレーニング II		2			
	T R 特論 III	2		連携機関トレーニング III		2			
	T R 特論 IV	2							
	神経科学 I	2							
	神経科学 II	2							
	神経科学 III	2							
	Topics and Discussions I	2							
	Topics and Discussions II	2							
	Topics and Discussions III	2							
	Topics and Discussions IV	2							
量子生命・分子イメージング科目	分子イメージング特論	2		分子イメージングトレーニング	6		分子イメージング診断治療義講	2	
	量子生命科学特論	2		量子生命イメージトレーニング	2		量子生命・分子イメージング特別講義	1	

量子生命・分子イメージング教育コースの学生は、指導教員の指示により、コア科目及び分子イメージング科目のうちから、系統講義コース科目4単位以上、トレーニングコース科目20単位以上、アドバンスド講義科目2単位以上修得し、合計30単位以上を修得すること。

*「Advanced Medical Seminar」は、原則として留学生のみ履修可とする。

**「災害医学セミナー」は、原則として災害科学研究所の分野に所属する学生のみ履修可とする。

■ 腫瘍専門医養成コース

科目区分	系統講義コース科目			トレーニングコース科目			アドバンスド講義科目		
	授業科目	必修	選択科目	授業科目	必修	選択科目	授業科目	必修	選択科目
コア科目	分子医学	2		研究推進・研究倫理ゼミ	6		国際交流セミナーA	1	
	社会・環境医学	2		学際領域ゼミ	6		国際交流セミナーB	1	
	先端臨床医学	2		先進臨床医学ゼミ	6		国際交流セミナーC	1	
	神経科学基礎	2		論文研究	10		国際交流セミナーD	1	
	免疫科学	2		Advanced Medical Seminar I (先進医学ゼミ I)*		6	海外留学成果評価	1	
	Advanced Infectious Disease	2		Advanced Medical Seminar II (先進医学ゼミ II)*		6	国際学会参加成果評価	1	
	Advanced Global Health	2		T R トレーニング I		6	インターナショナル成果評価	1	
	Advanced Health and social resilience for large-scale disaster	2		T R トレーニング II		6	感染症疫学セミナー	2	
	Advanced Health Resilience in Aging Society	2		神経科学ワークショップ I		2	災害医学セミナー **	2	
	災害医学特論	2		神経科学ワークショップ II		2	神経科学セミナー	2	
	Study Design for Researches on Medical Sciences (医学研究方法論)	2		医療機器トレーニング		2	NM高等教育セミナー I	1	
	T R 特論 I	2		連携機関トレーニング I		2	NM高等教育セミナー II	1	
	T R 特論 II	2		連携機関トレーニング II		2			
	T R 特論 III	2		連携機関トレーニング III		2			
	T R 特論 IV	2							
	神経科学 I	2							
	神経科学 II	2							
	神経科学 III	2							
量子生命・分子イメージング科目	分子イメージング特論	2		分子イメージングトレーニング	6		分子イメージング診断治療義講	2	
	量子生命科学特論	2		量子生命イメージトレーニング	2		量子生命・分子イメージング特別講義	1	

科目区分	系統講義コース科目			トレーニングコース科目			アドバンスド講義科目		
	授業科目	必修 科目	選択 科目	授業科目	必修 科目	選択 科目	授業科目	必修 科目	選択 科目
コア科目	Topics and Discussions I		2						
	Topics and Discussions II		2						
	Topics and Discussions III		2						
	Topics and Discussions IV		2						
がんプロ 科目	臨床腫瘍学特論 I	2		放射線治療トレーニング I		1	がんプロ合同セミナー		
	臨床腫瘍学特論 II	2		放射線治療トレーニング II		2	がん医科学セミナー		
	臨床腫瘍学特論 III	4		放射線治療トレーニング III		6			
				化学療法トレーニング I		1			
				化学療法トレーニング II		2			
				化学療法トレーニング III		6			
				緩和ケアトレーニング I		1			
				緩和ケアトレーニング II		2			
				緩和ケアトレーニング III		6			
				腫瘍外科トレーニング I		1			
				腫瘍外科トレーニング II		2			
				腫瘍外科トレーニング III		6			
				腫瘍外科トレーニング IV		6			

腫瘍専門医養成コースの学生は、指導教員の指示により、コア科目及びがんプロ科目のうちから、系統講義コース科目8単位以上、トレーニングコース科目20単位以上、アドバンスド講義科目2単位以上を修得し、合計30単位以上を修得すること。

*「Advanced Medical Seminar」は、原則として留学生のみ履修可とする。

**「災害医学セミナー」は、原則として災害科学研究所の分野に所属する学生のみ履修可とする。

■ 研究医コース

科目区分	系統講義コース科目			トレーニングコース科目			アドバンスド講義科目		
	授業科目	必修 科目	選択 科目	授業科目	必修 科目	選択 科目	授業科目	必修 科目	選択 科目
コア科目	分子医学	2		研究推進・研究倫理ゼミ		6	国際交流セミナーA		1
	社会・環境医学	2		学際領域ゼミ		6	国際交流セミナーB		1
	先端臨床医学	2		先進臨床医学ゼミ		6	国際交流セミナーC		1
	神経科学基礎	2		論文研究	1 0		国際交流セミナーD		1
	免疫科学	2		Advanced Medical Seminar I (先進医学ゼミ I)*		6	海外留学成果評価		1
	Advanced Infectious Disease	2		Advanced Medical Seminar II (先進医学ゼミ II)*		6	国際学会参加成果評価		1
	Advanced Global Health	2		T R トレーニング I		6	インターナシップ成果評価		1
	Advanced Health and social resilience for large-scale disaster	2		T R トレーニング II		6	感染症疫学セミナー		2
	Advanced Health Resilience in Aging Society	2		神経科学ワークショップ I		2	災害医学セミナー **		2
	災害医学特論	2		神経科学ワークショップ II		2	神経科学セミナー		2
	Study Design for Researches on Medical Sciences (医学研究方法論)	2		医療機器トレーニング		2	NM高等教育セミナー I		1
	T R 特論 I	2		連携機関トレーニング I		2	NM高等教育セミナー II		1
	T R 特論 II	2		連携機関トレーニング II		2			
	T R 特論 III	2		連携機関トレーニング III		2			
	T R 特論 IV	2							
	神経科学 I	2							
	神経科学 II	2							
	神経科学 III	2							
	Topics and Discussions I	2							
	Topics and Discussions II	2							
	Topics and Discussions III	2							
	Topics and Discussions IV	2							
研究医 科目	研究医養成特論 I	2	選 択				研究医養成セミナー	1	
	研究医養成特論 II	2	2 択						

研究医コースの学生は、指導教員の指示により、コア科目及び研究医科目的うちから、系統講義コース科目4単位以上、トレーニングコース科目20単位以上、アドバンスド講義科目2単位以上を修得し、合計30単位以上を修得すること。

*「Advanced Medical Seminar」は、原則として留学生のみ履修可とする。

**「災害医学セミナー」は、原則として災害科学研究所の分野に所属する学生のみ履修可とする。

■ 医学物理士コース

科目区分	系統講義コース科目			トレーニングコース科目			アドバンスド講義科目		
	授業科目	必修	選択科目	授業科目	必修	選択科目	授業科目	必修	選択科目
コア科目	分子医学	2		研究推進・研究倫理ゼミ	6		国際交流セミナーA	1	
	社会・環境医学	2		学際領域ゼミ	6		国際交流セミナーB	1	
	先端臨床医学	2		先進臨床医学ゼミ	6		国際交流セミナーC	1	
	神経科学基礎	2		論文研究	10		国際交流セミナーD	1	
	免疫科学	2		Advanced Medical Seminar I (先進医学ゼミI)*		6	海外留学成果評価	1	
	Advanced Infectious Disease	2		Advanced Medical Seminar II (先進医学ゼミII)*		6	国際学会参加成果評価	1	
	Advanced Global Health	2		T R トレーニング I		6	インターナショナル成果評価	1	
	Advanced Lecture on Health and social resilience for large-scale disaster	2		T R トレーニング II		6	感染症疫学セミナー	2	
	Advanced Lecture on Health Resilience in Aging Society	2		神経科学ワークショップ I		2	災害医学セミナー**	2	
	災害医学特論	2		神経科学ワークショップ II		2	神経科学セミナー	2	
	Study Design for Researches on Medical Sciences (医学研究方法論)	2		医療機器トレーニング		2	NM高等教育セミナー I	1	
	T R 特論 I	2		連携機関トレーニング I		2	NM高等教育セミナー II	1	
	T R 特論 II	2		連携機関トレーニング II		2			
	T R 特論 III	2		連携機関トレーニング III		2			
	T R 特論 IV	2							
	神経科学 I	2							
	神経科学 II	2							
	神経科学 III	2							
	Topics and Discussions I	2							
	Topics and Discussions II	2							
	Topics and Discussions III	2							
	Topics and Discussions IV	2							
がんプロ 科目	臨床腫瘍学特論 I	2		放射線治療トレーニング I	1		がんプロ合同セミナー	2	
	臨床腫瘍学特論 II	2		放射線治療トレーニング II	2		がん医科学セミナー	2	
	臨床腫瘍学特論 III	4		放射線治療トレーニング III	6				
				化学療法トレーニング I	1				
				化学療法トレーニング II	2				
				化学療法トレーニング III	6				
				緩和ケアトレーニング I	1				
				緩和ケアトレーニング II	2				
				緩和ケアトレーニング III	6				
				腫瘍外科トレーニング I	1				
医学物理士 科目	医学物理学特論 I	1		腫瘍外科トレーニング II	2				
	医学物理学特論 II	1		医学物理士トレーニング II	2				
	力学	2		医学物理士臨床研修	8				
	電磁気学	2							
	量子力学	2							
	先端放射線科学概論	2							
	基礎医学	2							
	放射線腫瘍学	2							
	放射線物理学	2							
	超音波技術学	1							
	医療情報学	1							
	放射線防護学	1							
	臨床物理学	2							
	放射線計測学	1							
	情報処理学	1							
	放射線関連法規および勧告	1							
	画像診断学	2							
	放射線生物学	1							
	原子核物理学	2							
	統計物理学 I	2							
	統計物理学 II	2							
	数学 I	2							
	数学 II	2							

科目区分	系統講義コース科目			トレーニングコース科目			アドバンスド講義科目		
	授業科目	必修科目	選択科目	授業科目	必修科目	選択科目	授業科目	必修科目	選択科目
医学物理士科目	医学統計学入門		1						
	医学データ解析入門		1						
	医療倫理学		1						
	核医学***		1						

医学物理士コースの学生は、指導教員の指示により、コア科目、がんプロ科目及び医学物理士科目のうちから、系統講義科目8単位以上、トレーニング科目20単位以上、アドバンスド講義科目2単位以上を修得し、合計30単位以上修得すること。

ただし、医学物理士養成コース出身の学生は、系統講義コース科目について、コア科目、がんプロ科目、医学物理士科目のうちから8単位以上を選択して履修すること。

なお、医学・保健学系学部出身の学生は、系統講義コース科目の「医学物理学特論（2単位）」、「力学（2単位）」、「電磁気学（2単位）」、「量子力学（2単位）」を必修とし、理工学系学部出身の学生は、系統講義コース科目の「医学物理学特論（2単位）」、「先端放射線科学概論（2単位）」、「基礎医学（2単位）」、「放射線腫瘍学（2単位）」、「放射線物理学（2単位）」、「超音波技術学（1単位）」を必修とする。

*「Advanced Medical Seminar」は、原則として留学生のみ履修可とする。

**「災害医学セミナー」は、原則として災害科学研究所の分野に所属する学生のみ履修可とする。

***「核医学」は、過去に未履修の場合は必ず履修すること。

■ 総合診療研究医コース

科目区分	系統講義コース科目			トレーニングコース科目			アドバンスド講義科目		
	授業科目	必修科目	選択科目	授業科目	必修科目	選択科目	授業科目	必修科目	選択科目
コア科目				研究推進・研究倫理ゼミ 学際領域ゼミ 先進臨床医学ゼミ 論文研究 Advanced Medical Seminar I (先進医学ゼミI)* Advanced Medical Seminar II (先進医学ゼミII)* TRトレーニングI TRトレーニングII 神経科学ワークショップI 神経科学ワークショップII 医療機器トレーニング 連携機関トレーニングI 連携機関トレーニングII 連携機関トレーニングIII	6 6 6 10 6 6 6 2 2 2 2 2 2		国際交流セミナーA 国際交流セミナーB 国際交流セミナーC 国際交流セミナーD 海外留学成果評価 国際学会参加成果評価 インターンシップ成果評価 感染症疫学セミナー 災害医学セミナー** 神経科学セミナー NM高等教育セミナーI NM高等教育セミナーII		1 1 1 1 1 1 1 2 2 1 1
総合研究害病・医療・治療	医学統計学 保健医療福祉情報学 臨床研究特論 災害医療セミナー	4 2 2 4		臨床研究トレーニング 災害医療トレーニング	4	4	総合診療・災害医療研究医養成セミナー		2

総合診療研究医コースの学生は、指導教員の指示により、総合診療・災害医療研究科目のうちから系統講義コース科目4単位以上、総合診療・災害医療研究科目およびコア科目のうちからトレーニングコース科目20単位以上、アドバンスド講義科目2単位以上修得し、合計30単位以上修得すること。

*「Advanced Medical Seminar」は、原則として留学生のみ履修可とする。

**「災害医学セミナー」は、原則として災害科学研究所の分野に所属する学生のみ履修可とする。

■ 災害医療研究医コース

科目区分	系統講義コース科目			トレーニングコース科目			アドバンスド講義科目		
	授業科目	必修科目	選択科目	授業科目	必修科目	選択科目	授業科目	必修科目	選択科目
コア科目				研究推進・研究倫理ゼミ 学際領域ゼミ 先進臨床医学ゼミ 論文研究 Advanced Medical Seminar I (先進医学ゼミI)* Advanced Medical Seminar II (先進医学ゼミII)* TRトレーニングI TRトレーニングII 神経科学ワークショップI 神経科学ワークショップII 医療機器トレーニング	6 6 6 10 6 6 6 2 2 2		国際交流セミナーA 国際交流セミナーB 国際交流セミナーC 国際交流セミナーD 海外留学成果評価 国際学会参加成果評価 インターンシップ成果評価 感染症疫学セミナー 災害医学セミナー** 神経科学セミナー NM高等教育セミナーI		1 1 1 1 1 1 1 2 2 2 1

科目区分	系統講義コース科目			トレーニングコース科目			アドバンスド講義科目		
	授業科目	必修科目	選択科目	授業科目	必修科目	選択科目	授業科目	必修科目	選択科目
コア科目				連携機関トレーニング I 連携機関トレーニング II 連携機関トレーニング III	2 2 2		NM高等教育セミナーII		1
研究・総合診療・医療・目療・	医学統計学 保健医療福祉情報学 臨床研究特論 災害医療セミナー	4 2 2 4		臨床研究トレーニング 災害医療トレーニング	4		総合診療・災害医療研究医養成セミナー		2

災害医療研究医コースの学生は、指導教員の指示により、総合診療・災害医療研究科目のうちから系統講義コース科目4単位以上、総合診療・災害医療研究科目およびコア科目のうちからトレーニングコース科目20単位以上、アドバンスド講義科目2単位以上修得すること。

* 「Advanced Medical Seminar」は、原則として留学生のみ履修可とする。

** 「災害医学セミナー」は、原則として災害科学研究所の分野に所属する学生のみ履修可とする。

■ 医療AI人材養成コース

科目区分	系統講義コース科目			トレーニングコース科目			アドバンスド講義科目		
	授業科目	科必修	科選択	授業科目	科必修	科選択	授業科目	科必修	科選択
コア科目	分子医科学	2		研究推進・研究倫理ゼミ			国際交流セミナーA		1
	社会・環境医学	2		学際領域ゼミ			国際交流セミナーB		1
	先端臨床医学	2		先進臨床医学ゼミ			国際交流セミナーC		1
	神経科学基礎	2		論文研究	1 0		国際交流セミナーD		1
	免疫科学	2		Advanced Medical Seminar I (先進医学ゼミ I)*		6	海外留学成果評価		1
	Advanced Infectious Disease	2		Advanced Medical Seminar II (先進医学ゼミ II)*		6	国際学会参加成果評価		1
	Advanced Global Health	2		T Rトレーニング I		6	インターナンシップ成果評価		1
	Advanced Health and social resilience for large-scale disaster	2		T Rトレーニング II		6	感染症疫学セミナー		2
	Advanced Health Resilience in Aging Society	2		神経科学ワークショップ I		2	災害医学セミナー **		2
	災害医学特論	2		神経科学ワークショップ II		2	神経科学セミナー		2
	Study Design for Researches on Medical Sciences (医学研究方法論)	2		医療機器トレーニング		2	NM高等教育セミナー I		1
	T R特論 I	2		連携機関トレーニング I	2		NM高等教育セミナー II		1
	T R特論 II	2		連携機関トレーニング II					
	T R特論 III	2		連携機関トレーニング III					
	T R特論 IV	2							
	神経科学 I	2							
	神経科学 II	2							
	神経科学 III	2							
	Topics and Discussions I	2							
	Topics and Discussions II	2							
	Topics and Discussions III	2							
	Topics and Discussions IV	2							
医療AI科目	医学AI特論 I	2		医学AIトレーニング I	3		医学AIセミナー	2	
	医学AI特論 II	2		医学AIトレーニング II	3				
	医学統計学入門	1)		医学AIトレーニング III	3				
	医学データ解析入門	1)	選択	医学AIトレーニング IV	3				
	医療倫理学	1)							

医療AI人材養成コースの学生は、指導教員の指示により、コア科目及び医療AI科目のうちから、系統講義コース科目5単位以上、トレーニングコース科目22単位以上、アドバンスド講義科目2単位以上。

* 「Advanced Medical Seminar」は、原則として留学生のみ履修可とする。

** 「災害医学セミナー」は、原則として災害科学研究所の分野に所属する学生のみ履修可とする。

■ Network Medicine Course

科目区分	系統講義コース科目			トレーニングコース科目			アドバンスド講義科目		
	授業科目	科必 目修	科選 目択	授業科目	科必 目修	科選 目択	授業科目	科必 目修	科選 目択
Network Medicine 科目	Molecular Medical Sciences (分子医科学)	2		Advanced Medical Seminar I (先進医学ゼミ I)	6		International Exchange A (国際交流セミナーA)	1	
	Public Health and Environmental Health Science (社会・環境医学)	2		Advanced Medical Seminar II (先進医学ゼミ II)	6		International Exchange B (国際交流セミナーB)	1	
	Advanced Clinical Medicine (先端臨床医学)	2		Molecular Imaging Training (分子イメージングトレーニング)	6		International Exchange C (国際交流セミナーC)	1	
	Basic Neuroscience (神経科学基礎)	2		Paper Research & Basic Seminar (論文研究)	10		International Exchange D (国際交流セミナーD)	1	
	Immunological Science (免疫科学)	2					Study-abroad Performance (海外留学成果評価)	1	
	Advanced Infectious Disease	2					Attendance of Academic meeting (国際学会参加成果評価)	1	
	Advanced Global Health	2					Internship Experience (インターンシップ成果評価)	1	
	Advanced Health and social resilience for large-scale disaster	2					Seminar on Infectious Disease Epidemiology (感染症疫学セミナー)	2	
	Advanced Health Resilience in Aging Society	2							
	Study Design for Researches on Medical Sciences (医学研究方法論)	2							
	Advanced Molecular Imaging (分子イメージング特論)	2							
	Topics and Discussions I	2							
	Topics and Discussions II	2							
	Topics and Discussions III	2							
	Topics and Discussions IV	2							

Network Medicineコースの学生は、指導教員の指示により、Network Medicine科目のうちから、系統講義コース科目4単位以上、トレーニングコース科目20単位以上、アドバンスド講義科目2単位以上の合計30単位以上を修得すること。

(3) 障害科学専攻 博士課程前期2年の課程

■ 一般コース

科目区分	授業科目				履修方法
	必修科目	単位数	選択必修科目	単位数	
運動学分野	運動学概論 I	2	運動学特論 I	2	指導教員の指示により、必修科目21単位以上、選択必修科目を9単位以上の合計30単位以上を修得すること。
	運動学概論 II	2	運動学特論 II	2	
	運動学実習 I	3	行動医学特論 I	2	
	運動学実習 II	3	行動医学特論 II	2	
心療内科学分野	行動医学概論 I	2	臨床神経生理学特論 I	2	なお、その他許可を得た授業科目を選択科目として履修することができる。 *印の授業科目は、該当する分野（専攻兼務分野）が設定する科目である。
	行動医学概論 II	2	臨床神経生理学特論 II	2	
	行動医学実習 I	3	肢体不自由学特論 I	2	
	行動医学実習 II	3	肢体不自由学特論 II	2	
肢体力学分野	肢体力学概論 I	2	内部障害学特論 I	2	*印の授業科目は、該当する分野（専攻兼務分野）が設定する科目である。
	肢体力学概論 II	2	内部障害学特論 II	2	
	肢体力学実習 I	3	高次機能障害学特論 I	2	
	肢体力学実習 II	3	高次機能障害学特論 II	2	
てんかん学分野	てんかん学概論 I	2	胎児病態学特論 I	2	
	てんかん学概論 II	2	胎児病態学特論 II	2	
	てんかん学実習 I	3	医学概論 I	3	
	てんかん学実習 II	3	医学概論 II	3	

科目区分	授業科目				履修方法
	必修科目	単位数	選択必修科目	単位数	
内部障害学分野	内部障害学概論 I 内部障害学概論 II 内部障害学実習 I 内部障害学実習 II	2 2 3 3	統計学 運動処方学 I 運動処方学 II 行動医学実践学 I 行動医学実践学 II 義肢装具学 I 義肢装具学 II 臨床神経生理学実習 I 臨床神経生理学実習 II 内部障害実践学 I 内部障害実践学 II 臨床脳科学 I 臨床脳科学 II	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	指導教員の指示により、必修科目21単位以上、選択必修科目を9単位以上の合計30単位以上を修得すること。 なお、その他許可を得た授業科目を選択科目として履修することができる。 *印の授業科目は、該当する分野（専攻兼務分野）が設定する科目である。
高次機能障害学分野	高次機能障害学概論 I 高次機能障害学概論 II 高次機能障害学実習 I 高次機能障害学実習 II	2 2 3 3	義肢装具学 I 義肢装具学 II 臨床神経生理学実習 I	2 2 2	
産科学・胎児病態学分野	胎児病態学概論 I 胎児病態学概論 II 胎児病態学実習 I 胎児病態学実習 II	2 2 3 3	内部障害実践学 I 内部障害実践学 II 臨床脳科学 I	2 2 2	
上記以外の分野 (専攻兼務分野)	分野指定科目 I * 分野指定科目 II * 分野指定実習 I * 分野指定実習 II *	2 2 3 3	臨床脳科学 II 神経解剖学 医学AI概論 I 医学AI概論 II	2 2 2 2	
共通必修科目	医療倫理学 論文研究 I	1 1 0	Topics and Discussions I Topics and Discussions II Topics and Discussions III Topics and Discussions IV 国際学会参加成果評価 災害医学概論 分野選択科目 I * 分野選択科目 II * 分野選択科目（実践学） I * 分野選択科目（実践学） II *	2 2 2 2 1 2 2 2 2 2	

(4) 障害科学専攻 博士課程後期3年の課程

■ 一般コース

科目区分	授業科目				履修方法
	必修科目	単位数	選択必修科目	単位数	
共通科目	論文研究 II 論文研究 III 論文研究 IV	4 4 4	研究推進・研究倫理ゼミ 学際領域ゼミ 機能医科学特論 機能医科学ゼミ 分子医科学 社会・環境医学 神経科学基礎 免疫科学 医学AI特論 I 医学AI特論 II 海外留学成果評価 Topics and Discussions I Topics and Discussions II Topics and Discussions III Topics and Discussions IV 国際学会参加成果評価 インターンシップ成果評価	6 6 2 6 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 2 2 2 1 1	指導教員の指示により、必修科目12単位以上、選択必修科目を4単位以上の合計16単位以上を修得すること。 なお、その他許可を得た授業科目を選択科目として履修することができる。

(5) 保健学専攻 博士課程前期2年の課程

①看護学コース

■ 一般コース

科目区分	授業科目	必修科目	選択科目	履修方法
共通選択科目	医療倫理学	1		
	看護学研究方法論	2	2	
	看護学研究のための統計学		2	
	看護倫理		2	
	理論看護学アプローチ		2	
	看護科学論 I		2	
	医療教育論		2	
	医療・看護政策論		2	
	がん科学		2	
	がん診療トレーニング		2	
	先端放射線科学概論		2	
	検査医学概論		2	
	災害医学概論		2	
	医用動物学		1	
	分子・遺伝生物学 I		1	
	医学統計学入門		2	
	医学データ解析入門		2	
	医学AI概論 I		2	
	医学AI概論 II		2	
	Topics and Discussions I		2	
	Topics and Discussions II		2	
	Topics and Discussions III		2	
	Topics and Discussions IV		2	
	国際学会参加成果評価		1	
基礎・健康開発看護学領域	看護アセスメント学特論 I		2	
	看護アセスメント学特論 II		2	
	看護アセスメント学セミナー		4	
	看護管理学特論 I		2	
	看護管理学特論 II		2	
	看護管理学セミナー		4	
	老年・在宅看護学特論 I		2	
	老年・在宅看護学特論 II		2	
	老年・在宅看護学セミナー		4	
	地域ケアシステム看護学特論 I		2	
	公衆衛生看護学特論 I		2	
	公衆衛生看護学特論 II		2	
	公衆衛生看護学セミナー		4	
(保健師必修科目)	公衆衛生看護学原論		2	
	公衆衛生看護学活動論 I		4	
	公衆衛生看護学活動論 II		4	
	公衆衛生看護学演習 I		4	
	公衆衛生看護学演習 II		4	
	疫学		2	
	保健統計学		2	
	保健医療福祉行政特論		3	
	公衆衛生看護学実習 I		5	
	公衆衛生看護学実習 II		5	
選(保健科必修科目)	公共哲学		2	
	社会システム論		2	
	環境保健論		2	
家族看護学支援領域	災害メンタルヘルス論		2	
	コンサルテーション論		2	
	臨床薬理学		2	
	フィジカルアセスメント		2	
	病態生理学		2	

※ 保健師国家試験受験資格取得には、各自において看護学コース基礎・健康開発看護学領域から保健師必修科目33単位を修得すること。

科目区分	授業科目	必修科目	選択科目	履修方法
看護学コース専門科目 家族支援看護学領域	がん看護学特論Ⅰ		2	
	がん看護学特論Ⅱ		2	
	がん看護学セミナーⅠ		2	
	がん看護学セミナーⅡ		2	
	緩和ケア看護学特論Ⅰ		2	
	緩和ケア看護学特論Ⅱ		2	
	緩和ケアトレーニング		1	
	緩和ケア看護学セミナーⅠ		2	
	緩和ケア看護学セミナーⅡ		2	
	がん看護専門看護学実習Ⅰ		2	
	がん看護専門看護学実習Ⅱ		6	
	がん看護専門看護学実習Ⅲ		2	
	小児看護学特論Ⅰ		2	
	小児看護学特論Ⅱ		2	
	小児看護学セミナーⅠ		4	
	小児看護学セミナーⅡ		2	
	小児看護学セミナーⅢ		2	
	小児専門看護学実習Ⅰ		2	
	小児専門看護学実習Ⅱ		2	
	精神看護学特論Ⅰ		8	
	精神看護学特論Ⅱ		2	
	家族のメンタルヘルス論		2	
	精神看護学セミナーⅠ		2	
	精神看護学セミナーⅡ		2	
	精神看護学セミナーⅢ		2	
	精神看護学セミナーⅣ		2	
	救急・急性期精神看護		2	
	精神専門看護学実習Ⅰ		2	
	精神専門看護学実習Ⅱ		1	
	精神専門看護学実習Ⅲ		2	
	精神専門看護学実習Ⅳ		4	
	精神専門看護学実習Ⅴ		2	
	ウィメンズヘルス・周産期看護学特論Ⅰ		1	
	ウィメンズヘルス・周産期看護学特論Ⅱ		2	
	ウィメンズヘルス・周産期看護学セミナー		4	
特別研究科目	論文研究 課題研究	10	5	

②放射線技術科学コース

■ 一般コース

科目区分	授業科目	必修科目	選択科目	履修方法
共通選択科目	医療倫理学		1	
	看護学研究方法論		2	
	看護学研究のための統計学		2	
	看護倫理		2	
	理論看護学アプローチ		2	
	看護科学論Ⅰ		2	
	医療教育論		2	
	医療・看護政策論		2	
	がん科学		2	
	がん診療トレーニング		2	
	先端放射線科学概論		2	
	検査医科学概論		2	
	災害医学概論		2	
	医用動物学		1	
	分子・遺伝生物学Ⅰ		1	
	医学統計学入門		2	
	医学データ解析入門		2	
	医学AI概論Ⅰ		2	
	医学AI概論Ⅱ		2	
	Topics and DiscussionsⅠ		2	
	Topics and DiscussionsⅡ		2	
	Topics and DiscussionsⅢ		2	
	Topics and DiscussionsⅣ		2	
	国際学会参加成果評価		1	

科目区分		授業科目	必修科目	選択科目	履修方法
コ放射線専門技術科目 医科学情報領域技術	医用情報学セミナー I		4		
	医用情報学セミナー II		4		
	医用物理学特論		2		
	画像情報学特論		2		
	医用画像工学特論		2		
	生体応用科学セミナー I		4		
	生体応用科学セミナー II		4		
	画像診断学特論		2		
	画像解析学特論		2		
	放射線検査学特論		2		
生体応用領域技術	放射線治療学特論		2		
	放射線検査学トレーニング		4		
特別研究科目	論文研究	10			

■ 医学物理士養成コース

授業科目	保健学系学部出身者		理工学系学部出身者	
	必修科目	選択科目		
医療倫理学	1		医療倫理学	1
医学物理学特論 I	1		医学物理学特論 I	1
医学物理学特論 II	1		医学物理学特論 II	1
力学	2		放射線物理学	2
電磁気学	2	2	放射線防護学	2
量子力学		2	放射線診断物理学	1
原子核物理学		2	放射線治療物理学	2
医学統計学入門	1		放射線計測学	1
医学データ解析入門	1		情報処理学	1
医療情報学		1	放射線関連法規および勧告	1
医用情報学セミナー I		4	解剖学	1
医用情報学セミナー II		4	生理学	1
医用物理学特論		2	病理学	1
画像情報学特論		2	放射線診断学	1
医用画像工学特論		2	核医学物理学	1
生体応用科学セミナー I		4	放射線腫瘍学	1
生体応用科学セミナー II		4	放射線生物学	1
画像診断学特論		2	医学統計学入門	1
画像解析学特論		2	医学データ解析入門	1
放射線検査学特論		2	先端放射線科学概論	2
放射線治療学特論		2	超音波技術学	1
数学 I		2	医療情報学	1
数学 II		2	医用情報学セミナー I	4
統計物理学 I		2	医用情報学セミナー II	4
統計物理学 II		2	医用物理学特論	2
医学AI概論 I		2	画像情報学特論	2
医学AI概論 II		2	医用画像工学特論	2
Topics and Discussions I		2	生体応用科学セミナー I	4
Topics and Discussions II		2	生体応用科学セミナー II	4
Topics and Discussions III		2	画像診断学特論	2
Topics and Discussions IV		2	画像解析学特論	2
国際学会参加成果評価		1	放射線検査学特論	2
医学物理士トレーニング I	2		放射線治療学特論	2
論文研究	10		医学AI概論 I	2
			医学AI概論 II	2
			Topics and Discussions I	2
			Topics and Discussions II	2
			Topics and Discussions III	2
			Topics and Discussions IV	2
			国際学会参加成果評価	1
			医学物理士トレーニング I	2
			核医学	1
			論文研究	10

医学物理士養成コースの学生は、同コース開設科目のうちから、指導教員の指示により、30単位以上を修得すること。なお、保健学系学部出身者または理工学系学部出身者修得すべき科目が異なるので、必ず指導教授の指示を受けること。

③検査技術科学コース

■ 一般コース

科目区分	授業科目	必修科目	選択科目	履修方法
共通選択科目	医療倫理学	1	2	同コース開設科目のうちから、指導教員の指示により共通選択科目2単位以上、領域別の専門科目から10単位以上、論文研究10単位の合計30単位以上を修得すること。
	看護学研究方法論		2	
	看護学研究のための統計学		2	
	看護倫理		2	
	理論看護学アプローチ		2	
	看護科学論Ⅰ		2	
	医療教育論		2	
	医療・看護政策論		2	
	がん科学		2	
	がん診療トレーニング		2	
	先端放射線科学概論		2	
	検査医科学概論		2	
	災害医学概論		2	
	医用動物学		1	
	分子・遺伝生物学Ⅰ		1	
	医学統計学入門		2	
	医学データ解析入門		2	
	医学AI概論Ⅰ		2	
	医学AI概論Ⅱ		2	
	Topics and DiscussionsⅠ		2	
	Topics and DiscussionsⅡ		2	
	Topics and DiscussionsⅢ		2	
	Topics and DiscussionsⅣ		2	
	国際学会参加成果評価		1	
検査技術科学コース専門科目	感染分子病態解析学セミナーⅠ	2	4	同コース開設科目のうちから、指導教員の指示により共通選択科目2単位以上、領域別の専門科目から10単位以上、論文研究10単位の合計30単位以上を修得すること。
	感染分子病態解析学セミナーⅡ		4	
	感染分子病態解析学特論		2	
	内分泌応用医科学セミナーⅠ		4	
	内分泌応用医科学セミナーⅡ		4	
	内分泌応用医科学特論		2	
	感染実験トレーニング		4	
	ペプチド内分泌実験トレーニング		4	
	医学論文読解演習A		2	
臨床検査医科学領域	病理検査学セミナーⅠ	4	4	同コース開設科目のうちから、指導教員の指示により共通選択科目2単位以上、領域別の専門科目から10単位以上、論文研究10単位の合計30単位以上を修得すること。
	病理検査学セミナーⅡ		4	
	病理検査学特論		2	
	臨床生理検査学セミナーⅠ		4	
	臨床生理検査学セミナーⅡ		4	
	臨床生理検査学特論		2	
	分子血液学セミナーⅠ		4	
	分子血液学セミナーⅡ		4	
	分子血液学特論		2	
	分子内分泌学セミナーⅠ		4	
	分子内分泌学セミナーⅡ		4	
	分子内分泌学特論		2	
	病理診断学トレーニング		4	
	臨床検査学トレーニング		4	
特別研究科目	医学論文読解演習B	10	2	
	論文研究		10	

(6) 保健学専攻 博士課程後期3年の課程

■ 一般コース

科目区分		授業科目		必修科目	選択科目	履修方法	
共通選択科目		健康科学論			2	所属する各コースの開設科目のうちから、指導教員の指示により共通選択科目2単位以上、専門科目の各コースから4単位以上、保健学論文研究8単位の合計16単位以上を修得すること。	
		看護科学論Ⅱ			2		
		看護科学論Ⅲ			2		
		分子医科学			2		
		社会・環境医学			2		
		医学AI特論Ⅰ			2		
		医学AI特論Ⅱ			2		
		Topics and DiscussionsⅠ			2		
		Topics and DiscussionsⅡ			2		
		Topics and DiscussionsⅢ			2		
		Topics and DiscussionsⅣ			2		
		国際学会参加成果評価			1		
専門科目	看護学コース	基礎・健康開発看護学セミナーⅠ			2		
		基礎・健康開発看護学セミナーⅡ			2		
		家族支援看護学セミナーⅠ			2		
	放射線技術科学	家族支援看護学セミナーⅡ			2		
		基礎・健康開発看護学特論			2		
		家族支援看護学特論			2		
検査技術科学	医用情報技術科学	医用情報技術科学セミナーⅠ			2		
		医用情報技術科学セミナーⅡ			2		
	生体応用技術科学	生体応用技術科学セミナーⅠ			2		
		生体応用技術科学セミナーⅡ			2		
	検査医科学	医用情報技術科学特論			2		
		医用情報技術科学特論			2		
		検査医科学セミナーⅠ			2		
		検査医科学セミナーⅡ			2		
		臨床検査医科学セミナーⅠ			2		
		臨床検査医科学セミナーⅡ			2		
		検査医科学特論			2		
特別研究科目		保健学論文研究			8		

(7) 公衆衛生学専攻修士課程

■ 一般コース、高度臨床研究支援・管理者育成コース、臨床研究管理医養成1年コース、公衆衛生・遺伝カウンセリングコース、医療・公衆衛生倫理指導者養成コース、ヒューマンセキュリティ国際教育コース、災害医療マネジメントコース

科目区分	授業科目	一般コース		高度臨床研究支援・管理者育成コース		臨床研究管理医養成1年コース		公衆衛生・遺伝カウンセリングコース		医療・公衆衛生倫理指導者養成コース		ヒューマンセキュリティ国際教育コース		災害医療マネジメントコース	
		必修科目	選択科目	必修科目	選択科目	必修科目	選択科目	必修科目	選択科目	必修科目	選択科目	必修科目	選択科目	必修科目	選択科目
共通科目	疫学研究デザイン入門	1	1	1		1		1	1	1		1		1	1
	保健医療概論														
	医療倫理学Ⅰ	1		1		1		1		1		1		1	1
	行動科学入門	1		1		1		1		1		1		1	1
	基礎医学Ⅰ														
	基礎医学Ⅱ														
	基礎医学Ⅲ														
	基礎医学Ⅳ														
	医学AI概論Ⅰ														
	医学AI概論Ⅱ														
	Topics and DiscussionsⅠ	2		2		2		2		2		2		2	2
	Topics and DiscussionsⅡ	2		2		2		2		2		2		2	2
	Topics and DiscussionsⅢ	2		2		2		2		2		2		2	2
	Topics and DiscussionsⅣ	2		2		2		2		2		2		2	2
	国際学会参加成果評価		1			1				1			1		
	社会医学演習	2										2		2	

科目区分	授業科目	一般コース		高度臨床研究支援・管理者育成コース		臨床研究管理医養成1年コース		公衆衛生・遺伝カウンセリングコース		医療・公衆衛生倫理指導者養成コース		ヒューマンセキュリティ国際教育コース		災害医療マネジメントコース	
		必修科目	選択科目	必修科目	選択科目	必修科目	選択科目	必修科目	選択科目	必修科目	選択科目	必修科目	選択科目	必修科目	選択科目
専門科目	分子・遺伝生物学I		1					1						1	
	分子・遺伝生物学II		1					1						1	
	免疫科学							1							
	神経科学							1							
	内科学概論		1		1			1						1	
	外科学概論		1		1			1						1	
	発生・発達・周産期医学概論		1		1			2						1	
	医療薬学特論				2									1	
	応用医療薬学特論				2									1	
	がん科学							1							
情報健康医学系科目	先進医学通論														
	巨大災害に対する健康と社会のレジリエンス		2											2	
	ヒューマンセキュリティとグローバルヘルス		2											2	
	疫学概論		1		1			1					1	1	
	臨床研究概論		1		1			1					1	1	
	分子疫学		1		1			1					1	1	
	感染症とヒューマンセキュリティ		2		2			2					2	2	
	医学統計学入門		2		2			2					2	2	
	医学データ解析入門		2		2			2					2	2	
	データ管理学I		2		2			2							
公共健康医学系科目	データ管理学II		2		2			2							
	臨床研究プロトコール講義														
	臨床研究プロトコール演習														
	E B M概論		1		1			1							
	医学情報学		1		1			1							
	保健医療福祉情報ネットワーク論		1		1			1							
	EBM演習(論文の批判的吟味)		2		2			2						1	
遺伝力・公衆衛生・リソース	医療管理学	1		1	1		1	1		1	1		1	1	
	環境医学	1		1	1		1	1		1	1		1	1	
	法医学		1		1									1	
	医療倫理学II		1		1			1					1	1	
	保健医療福祉行政論		1		1			1					1	1	
	医療経済学		1		1			1					1	1	
	薬事・規制科学		1		1			1					1	1	
公衆衛生・リソース	産業保健医学		1		1			1					1	1	
	基礎人類遺伝学									1	2		2		
	ゲノム医学			2						1	1				
	遺伝カウンセリング概論									1	1				
	臨床遺伝学I									2	2				
	臨床遺伝学II									2	2				
	遺伝カウンセリング演習									1	1				
生医倫理・公衆衛生	遺伝カウンセリング実践論														
	研究倫理実践論									2	2				
	臨床倫理演習									1	1				
	倫理学・生命倫理学概論									1	1				
	記述倫理・実証研究入門									1	1				
ヒューマンセキュリティ	公衆衛生倫理概論									1	1				
	ヒューマンセキュリティ演習A		1							1	1				
	ヒューマンセキュリティ演習B		1							2	2				
	感染症疫学		2										2		
	高齢化社会における健康		2										2		
	レジリエンス												2		
	環境とエネルギーの安全保障問題												2		
疗災科	国際開発学														
	食料経済学												2		
	水循環システム論												2		
灾害医	災害保健医療セミナー												3		
	災害科学概論												1		
	災害医学特論												2		

科目区分	授業科目	一般コース		高度臨床研究支援・管理者育成コース	臨床研究管理医養成1年コース		公衆衛生・遺伝カウンセリングコース	医療・公衆衛生倫理指導者養成コース		ヒューマンセキュリティ国際教育コース	災害医療マネジメントコース			
		必修科目	選択科目		必修科目	選択科目		必修科目	選択科目		必修科目	選択科目		
実習・特別研究科目	フィールド実習 臨床研究実習I 臨床研究実習II 遺伝カウンセリング実習 災害保健医療トレーニング 中間審査 論文研究 課題研究		5	1 0		1 0		1 0			2	1 0	1 0	3 2 5

1. 一般コースの学生は、同コース開設科目の内から、必修科目21単位を含め選択科目から9単位以上修得すること。
2. 高度臨床研究支援・管理者育成コースの学生は、同コース開設科目の内から、必修科目24単位を含め選択科目から6単位以上修得すること。
3. 臨床研究管理医養成1年コースの学生は、同コース開設科目の内から、必修科目28単位を含め選択科目から2単位以上修得すること。
4. 公衆衛生・遺伝カウンセリングコースの学生は、同コース開設科目の内から、学位取得に必要な必修科目31単位以上を修得するとともに、認定遺伝カウンセラーの受験資格に関連する単位を修得すること。なお、医療関連職種の資格を有していない者には、保健医療の基礎的な内容を学ぶ科目を履修するよう指導する。
5. 臨床研究管理医養成1年コース学生は、2年次に開講予定としている授業科目を1年次に履修できるものとする。課題研究についても1年次後期に行う。
6. 医療・公衆衛生倫理指導者養成コースの学生は、同コース開設科目の内から、必修科目27単位を含め選択科目から3単位以上修得すること。
7. ヒューマンセキュリティ国際教育コースの学生は、同コース開設科目のうちから、必修科目27単位を含め選択科目から3単位以上修得すること。
8. 災害医療マネジメントコースの学生は、同コース開設科目の内から、必修科目23単位を含め選択科目から7単位以上修得すること。

2. 大学院学生心得

■ 事務窓口案内（窓口対応時間：8：30～17：15）

※昼休み：教務課（①、②）12：45～13：45 その他 12：00～13：00

大学院学生に関する医学部・医学系研究科の主な事務窓口は以下のとおりです。

① 教務課 大学院教務係

【電話 022-717-8010】【メール m-daigakuin@grp.tohoku.ac.jp】 医学部1号館2階

学籍異動、カリキュラム、授業・成績、研究指導、学位論文、大学院修了、大学院入学試験、TA・RAの応募、学生の表彰、長期履修学生、国際高等研究教育院、アドバイザー教員、リトリート、ISTU、キャリアパス支援室、修学・留学、ワクチン接種など

② 教務課 学生支援担当（保健学科教務係）【電話 022-717-7905】 医学部1号館2階

各種奨学金（日本人）、各種証明書（和文・英文）、学生証、災害傷害保険、健康診断など

③ 国際交流支援室【電話 022-718-5091】 医学部1号館2階

外国人留学生全般、留学情報

④ 総務課 人事係【電話 022-717-8004】 医学部1号館1階

TA・RAの採用・勤務時間管理

⑤ 総務課 研究協力係【電話 022-717-8007】 医学部1号館1階

日本学術振興会特別研究員、人を対象とする医学系研究、ヒトゲノム・遺伝子解析研究、動物実験、遺伝子組換え実験、研究用微生物を扱う実験等の手続き

⑥ 経理課 施設管理係【電話 022-717-8017】 医学部1号館1階

建物入館申請（1・4号館、保健学科棟）、構内駐車場関係

⑦ 東北大学医師会【電話 022-717-8181】 医学部1号館1階（西側）

宮城県医師国民健康保険

■ 教務課から大学院学生への連絡方法について

教務課から大学院学生への連絡は、すべて東北大学教職員グループウェア（Webシステム）の利用により行います。毎日グループウェアにログインし、情報を確認するように習慣づけてください。（ログインには東北大IDとパスワードが必要です。）

大学院学生を対象とする連絡事項は、グループウェアの「医_院生掲示板」、「医_院生ファイルライブラリ」の中にあります。各種申請に必要な書類も、ここに収納されていますので、ここからダウンロードして使用することができます。

なお、教員の連絡先は、グループウェアの「アドレス帳」に集約されていますので、そちらを検索してください。

詳細は、新入生ガイダンスで配布された資料等を参照してください。

【職員用の東北大IDを持っている方へ】 既に大学病院などで勤務を行い、職員用東北大IDを持っている方は、そちらからのログインでも学生用の掲示板を見ることは可能ですが、単位や修了に関するものなど、学生限定

で配信された重要なものは見ることができませんので、学生用の情報は学生用東北大IDでログインをして確認してください。

■ 掲示板について

大学院学生用の掲示板は医学部1号館1階エレベーター脇、2階教務課前にあります。この掲示板には、主に外部機関からのお知らせ等を掲示します。

■ 授業開始日について

授業の多くは、前期は4月、後期は10月から開始します。

なお、各科目により開始時期が異なりますので、シラバスで確認してください。

シラバスは前述したグループウェア院生掲示板から確認できます。

■ 履修登録／成績確認について

履修登録については、所定の期間内に以下のとおり行ってください。

- ① 医科学専攻及び公衆衛生学専攻の修士課程、障害科学専攻及び保健学専攻の博士課程（前期2年・後期3年）の学生は、履修登録期間にWeb（学務情報システム）による履修登録を行ってください。

履修登録の方法は、ガイダンスで配布された資料を参照してください。

なお、同システム内にて、履修や成績の状況が確認できます。

- ② 医科学専攻（医学履修課程）の学生は、「令和4年度授業科目履修届（所定用紙）」に記入し、所定の期限までに医学部・医学系研究科教務課大学院教務係（以下、大学院教務係という）へ提出してください。

4月入学者は5月、10月入学者は11月から、学務情報システムにて履修や成績の状況を確認することができます。ガイダンスで配布された資料を参照して、各自で把握してください。

■ 研究に係る諸手続き

人を対象とする医学系研究、ヒトゲノム・遺伝子解析研究、動物実験、遺伝子組換え実験、RI使用実験、研究用微生物を扱う実験等では、講習・教育訓練の受講、登録及び研究計画書の申請・承認といった手続きが必要となりますので、指導教員と相談し、必要な手続きを行った上で関係する法令やガイドラインを遵守して研究を行ってください。

■ 学籍異動等の願い出について

学籍異動等（休学、退学、修学、留学、分野等の変更、長期履修制度など）の願い出は、異動期日の2か月以上前を目安に大学院教務係へ提出してください。異動期日を遡及して会議で承認・許可することはできませんので、十分に留意してください。

休学している期間は、基本的に授業料は免除されますが、提出時期によっては授業料の納付義務が生じることがありますので、学籍異動の事由が生じた際は、早期に大学院教務係へ申し出てください。なお、休学は3か月間以上の期間から可能となります。各種学籍異動に関する詳細は、グループウェアの様式で確認するか、大学院教務係窓口へ相談してください。

【留意事項】

休 学

学生が病気その他の理由により休学をしようとするときは、事前に休学願（病気の場合は医師の診断書を、語学研修・留学の場合は許可書を添付のこと）を提出し、研究科長の許可を得なければならない。

復 学

休学期間に休学の理由が止んだときは、ただちに復学願を提出し、研究科長の許可を得なければならない。休学期間が満了し、復学する場合は復学届を提出しなければならない。

退 学

退学をしようとするときは、事前に退学願に学生証を添えて提出し、研究科長の許可を得なければなりません。

■ 学生証について

時間外に医学系研究科の建物に入館するときは、入学時に配布されるICシールを学生証に貼ることにより、1号館と4号館に入館できます。また、保健学専攻の学生にはこのICシールに保健学科A棟・B棟も登録されています。

その他の建物への入館手続きは以下のとおり行ってください。

- ① 2号館、3号館、5号館、6号館 → 教室（分野等）へ申し出てください。

【留意事項】

- 1) 学生証は、入学の際に各人に交付するので、常に携帯し、本学教職員その他の者から要求があったときは提示すること。
- 2) 学生証はいかなる場合も他人に貸与又は譲渡してはならない。
- 3) 学生証は、証明書自動発行機から証明書を得る際のID（磁気）カードとしても使用するので、大切に取り扱うこと。なお、医学分館の入退館にも利用する。
- 4) 学生証を紛失すると他人に悪用される可能性があるので、紛失しないように十分に注意すること。（発行まで1週間以上を要する。）なお、紛失及び破損等の際は、半身脱帽、正面向き、縦4cm、横3cmの写真1枚を添えて、教務課学生支援担当に再発行を願い出ること。紛失等で再交付を受けてから前の学生証が見つかった場合は、すみやかに大学院教務係に返却すること。
- 5) 修了、退学又は除籍等、学籍がなくなった場合は、ただちに大学院教務係に返却しなければならない。

■ 教務課から配付するID・パスワードについて

教務課から配付するIDとパスワードは、以下のとおりです。

統合電子認証システム (東北大 ID)	ISTU システムでの受講、学務情報システム（履修登録（医学履修課程学生を除く）・履修照会・成績照会など）の利用、証明書自動発行機の利用等
------------------------	-----------------------------------------------------------------------

*過去に東北大学に学生として在籍し、当時東北大IDが付与されている方には、今回の入学では新たなIDは交付されません。当時のIDを引き続き使用することになりますが、忘れてしまった場合は、大学院教務係に申し出てください。

■ アドバイザー教員希望調査票の提出について

「アドバイザー教員希望調査票」を所定の時期までに提出してください。入学者ガイダンスで配布される希望調査票の裏面の要項をよく読んで記入してください。

アドバイザー教員希望調査票の提出は、本研究科の学生にとって非常に大切な手続きとなりますので、必ず行ってください。

① 医学履修課程及び博士課程後期3年の課程の方

希望調査の際に参考となる「系教員会名簿」については、グループウェア「医_院生ファイルライブラリ」の「02.授業関係A（履修、成績、ISTU関係）」に最新版を掲載しています。

アドバイザー教員は、指導教授の他に、日頃の研究や学生生活に関する相談ができるほか、学位審査の際に審査員としても深く関わります。

② 修士課程及び博士課程前期 2 年の課程の方

アドバイザー教員が未決定の医科学専攻修士課程の学生は、必修科目「研究企画演習」の履修ができないなりますので注意してください。

■ 在職のまま入学（在学）する社会人学生の留意事項

在職したままで入学（在学）する社会人学生は、勤務先の所属長からの入学に関する「承諾書」を提出してください。在学中に就職した場合も、同様に提出してください。

また、在学中に勤務先を退職した場合には、「退職証明書」を提出してください。

■ 授業料等について

① 授業料は、指定された期限内に納付しなければなりません（指定納付期限は前期分 5 月下旬まで、後期分 11 月下旬まで）。指定された期限内に納付しないときは、本人又は保護者等に督促します。督促を受けた後、最終納付期限までに納付されない場合には、本学大学院通則により除籍されるので十分注意してください。なお、授業料の納付方法は、指定銀行の口座から引き落とす「代行納付」によるものとします。

② 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀である者は、所定の期間内に授業料免除の許可を願い出ることができます。

③ 学資の支弁が困難である者は、徴収猶予または月割分納の許可を願い出ることができます。

■ 自家用車による入構の禁止

大学院学生は、原則として自家用車による通学を認めていないので、公共交通機関を利用して通学してください。なお、博士課程後期 3 年の課程または医学履修課程の学生は、条件により医学研究科構内駐車場の利用が認められる場合があります。希望者は医学部経理課施設管理係で確認してください。

公正な研究活動のための東北大学行動規範

平成25年11月26日
役員会

1. 行動規範の趣旨

東北大学は、「研究第一」の伝統と「門戸開放」の理念、「実学尊重」の精神を発展させ、研究中心大学として常に世界に向かって扉を開き、多様性を重視し先見性と専門性とに裏打ちされた「知的創造と教育の国際的拠点」の形成を進めてきた。さらに、これらを通じ、現代社会が直面している困難な諸問題に立ち向かい、その解決に努力して人類と地球の未来に対してその責任を果たすべく取り組んでいる。

研究は、人類が共有する知と文化を創造する営みであり、その成果は社会の進歩と発展に寄与する。教職員・学生など本学において研究活動を行う者には、学問の自由の下に、専門家として社会の負託に応え、自らの専門的な判断により真理を探求する権利を享受するとともに、公正な研究活動を行い、各種の社会規範や法令を遵守し、研究者として社会的責務に応えることが求められている。

また、これら研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、自らの専門知識、技術、経験を活かして、真理の探究、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するよう努めなければならない。

東北大学及び研究者は、研究活動の果たす社会的役割の大きさに鑑み、それぞれの研究と社会の健全な関係の構築と維持に自覚的に参画する責任を負っている。その責務の一つとして、本学は、研究者が遵守すべき行動規範をここに定める。

2. 公正な研究活動の原則

研究活動を公正に遂行するために、研究者は次の行動をとることが求められる。

- (1) 先行する研究成果を尊重し、客観的で十分な根拠をもって研究すること。
- (2) 引用や他人の仕事を評価する際には公平であること。
- (3) 研究・教育・学会活動において、人種、性、地位、思想、宗教などによって個人を差別せず、人格を尊重すること。
- (4) 人間、動物、環境や研究する対象に配慮すること。
- (5) それぞれの分野で適切な研究手続に沿った研究を行い、データの管理と利用とを適切に行うこと。
- (6) 成果の公表に際しては、研究への実質的貢献に基づいてオーサーシップを適切に定めること。
- (7) 学外の団体や企業と連携・協力した活動を行う場合、公共の利益や大学の責務との相反関係に陥らないように配慮すること。
- (8) 研究資金源を明記するとともに、研究費の使用ルールを遵守すること。
- (9) 環境・安全、生命倫理、安全保障輸出管理など関係官庁等が定めた研究に関する法令及びガイドライン、所属する学会規則、国際共同研究においては、関係国・組織の諸規定を遵守すること。

3. 研究活動における不正行為、及び不適切な行為の禁止並びに法令遵守

研究活動を公正に遂行するために、研究者及び大学は以下によらなければならない。

- (1) 捏造、改ざん、濫用の研究活動における不正行為を行ってはならず、不正行為があった場合には、是正しなければならない。
- (2) 研究活動における不適切な行為を行ってはならない。不適切な行為とは、例えば利益相反に関する義務違反、守秘義務違反、研究対象者への同意の欠落、研究被験者の虐待や材料の乱用、研究への貢献を反映しない不適切なオーサーシップ、二重投稿や二重掲載、一つの論文で発表できる研究を分割して発表する行為、である。これらの不適切な行為は、研究への信頼性を損なうものであり、研究の手続、データ管理、研究成果の公表において、学界で共有されている適切な方法を実践しなければならない。

- (3) 研究活動の遂行に当たって、法令及びそれぞれの研究領域におけるガイドライン類を逸脱してはならない。ルールに基づかない研究費の不正使用を行ってはならない。
- (4) 研究活動における不正行為及び不適切な行為について、これらの行為を隠ぺいする試みや、告発者に対する報復などの行為を行ってはならない。
- (5) 大学は、研究活動における不正行為及び不適切な行為を防止し、疑義が発生した場合には、適切に対応しなければならない。

4. 研究倫理の保持及び向上

研究倫理を保持し、高めるために、研究者及び大学は次の努力をしなければならない。

- (1) 研究者は、研究倫理を保持する努力を行うとともに、自己研鑽と学習を怠ってはならない。
- (2) 若い研究者や学生への指導を行う者は、次世代への責任として、研究倫理に関する指導を行わなければならない。
- (3) 大学は、研究倫理の普及・定着のための活動を行わなければならない。

Tohoku University Code of Conduct for Fair Research Activities

November 26, 2013
Board of Directors

1. The Purpose of the Code of Conduct

Tohoku University pursues the “Research First” tradition, “Open Door” policy, and “Practice Oriented Research and Education” spirit. By doing so, it has consistently kept its door open to the world as a research-centered university, and promoted the development of “an international center of intellectual creation and education” committed to diversity and underpinned by foresight and expertise. Through these efforts, Tohoku University tackles and strives to resolve the difficult problems confronting contemporary society, and works to fulfill its responsibility to the future of humanity and the Earth.

Research is a craft that creates knowledge and culture shared by humanity, and its fruits contribute to the progress and advancement of society. Individuals engaged in research activities at Tohoku University, including faculty, staff, and students, are required to satisfy the social mandate as experts, exercise their right to uncover the truth based on their own professional judgment, as well as conduct fair research activities, adhere to social norms, laws, and ordinances, and fulfill their social responsibility as researchers under academic freedom.

Researchers have a responsibility to ensure the quality of the expertise and the skills that they produce, and must endeavor to harness their expertise, skills, and experience to contribute to the uncovering of the truth, the health and welfare of humanity, the safety and tranquility of society, and the sustainability of the environment.

Bearing in mind the magnitude of the social role fulfilled by research activities, Tohoku University and researchers have a responsibility to conscientiously take part in forging and maintaining sound relationships between their respective research and society. As part of this duty, Tohoku University hereby sets out a code of conduct which researchers should adhere to.

2. The Principles of Fair Research Activities

Researchers are required to take the following actions for the fair execution of research activities:

- (1) Respect the achievements of preceding research, and perform research based on objective and sufficient grounds;
- (2) Show fairness in citing and giving credit for the work of others;
- (3) Respect the characters of individuals in research, education, and academic societies' activities, without discriminating based on race, gender, social class, ideology, religion, or any other personal characteristic;
- (4) Handle humans, animals, the environment, and the objects of study with respect and care;
- (5) Carry out research in each discipline in accordance with proper research procedures, and appropriately manage and use data;
- (6) When publishing results, establish authorship appropriately based on substantive research contribution;
- (7) If carrying out activities in partnership and in cooperation with organizations or companies outside of the university, take care to avoid conflict of interest with the public good or with the duties of the university;
- (8) Account for research funding sources, and adhere to the rules on the use of research funds; and
- (9) Adhere to research-related laws, ordinances, and guidelines established by relevant government agencies and other institutions, including those regarding the environment, safety, bioethics, and security trade control, as well as the regulations of academic societies to which the researcher belongs. In the case of international joint

research, adhere to the rules of relevant countries and organizations.

3. Ban Against Misconduct and Improper Dealing in Research Activities, and Compliance with Laws and Ordinances

Researchers and the university must comply with the following for the fair execution of research activities:

- (1) Researchers and the university must not commit misconduct in research activities (fabrication, falsification, and plagiarism), and should there be any misconduct, must correct it.
- (2) Researchers and the university must not commit “improper dealings” in research activities. “Improper dealings” refer to, for example, breach of obligation related to conflict of interest, breach of confidentiality, failure to obtain the consent of research subjects, abuse of research subjects or materials, improper authorship which does not reflect research contribution, duplicate submission or duplicate publication, and fragmentary publication of research that can be published in a single paper. These improper dealings undermine trust in research. Proper methods shared among the academic community must be used for research procedures, data management, and the publication of research results.
- (3) In executing research activities, researchers and the university must not deviate from laws and ordinances as well as guidelines for the respective research field. Researchers and the university must not misuse research funds, such that their use is not in accordance with the rules.
- (4) Researchers and the university must neither attempt to conceal misconduct and improper dealings in research activities, nor retaliate against whistleblowers or take other such actions.
- (5) The university must prevent misconduct and improper dealings in research activities. If any doubts arise, the university must address them appropriately.

4. Maintenance and Enhancement of Research Ethics

Researchers and the university must make the following efforts to maintain and enhance research ethics:

- (1) Researchers must make efforts to maintain research ethics, and shall not neglect self-improvement and learning.
- (2) Those engaged in the mentoring of young researchers and students must fulfill their responsibilities to future generations by giving guidance on research ethics.
- (3) The university must conduct activities to promote and spread the adoption of research ethics.

東北大学における研究成果を適切に発表するための指針

平成29年12月22日
統括研究倫理推進責任者裁定

研究成果を適切に発表するための指針（平成25年11月26日役員会・改正平成27年3月23日）の全部を改正する。

1. 目的

本指針の目的は、本学において研究を行う研究者（以下「研究者」という）が、共通に求められる研究に対する公正さ、誠実さ、正確さ、客觀性等の基本的な価値観を尊重し、「公正な研究活動のための東北大学行動規範」（平成25年11月26日、役員会）に基づいて、責任ある研究発表を行うための基本原則を示すことである。

2. 成果発表における公正な活動の原則

研究成果の発表にあたっては、研究者は次の原則を尊重することが求められる。

- (1) 先行する研究成果を尊重し、客觀的で十分な根拠をもった発表を行うこと。
- (2) 捏造、改ざん、盜用の特定不正行為を行わないこと。
- (3) 研究構想およびデザインの設定、データ取得、データ分析および解釈、論文の作成と検討、など研究への実質的貢献と学界で共有されている適切な基準に基づいてオーサーシップの範囲を定めること。オーサーシップを持つ者は、最終原稿の承認を与えなければならない。
著者の資格がないにもかかわらず著者に加えるギフト・オーサーシップ、著者の資格があるにもかかわらず著者に加えられないゴースト・オーサーシップのような不適切なオーサーシップを使用しないこと。
オーサーシップを満たさないが、研究に協力した関係者に対しては謝辞を適切に定めること。
- (4) 成果発表において原著性と研究への信頼を守るために、二重投稿、二重出版、分割発表、分割出版を行わないこと。
- (5) 成果発表が、公共の利益や大学の責務との相反関係に陥らないように配慮すること。
- (6) 成果発表に際しては、研究資金源を明記し、説明責任と利益相反開示の責任を果たすこと。
- (7) プレスリリース、マス・メディアを通じた研究成果の発表にあたっては、メディアの性格、影響力、報道の姿勢及び一般読者の科学的知識を考慮し、成果が正しく伝わるように配慮すること。
- (8) 成果発表に対して、特定不正行為、不正行為、不適切な行為の疑念が著者に寄せられた場合には、責任ある研究活動が行われたことを説明すること。

3. 共同研究の発表における責任者の役割

共同研究の発表にあたっては、コレスポンディング・オーサー（責任著者）、ラストオーサー、シニアオーサーなど研究発表全体を統括する責任のある研究者は、「東北大学における公正な研究推進のための共同研究等実施指針」（平成28年3月29日、統括研究倫理推進責任者裁定）に定める「研究成果発表確認シート」を確実に提出するなど、発表が公正に行われるよう取り組まなければならない。

Guidelines for Appropriate Publication of Research Results at Tohoku University

December 22, 2017

Approved by the General Manager of Research Ethics Promotion

The Guidelines for Appropriate Publication of Research Results (established by the Board of Directors on November 26, 2013; revised on March 23, 2015) shall be entirely revised as follows.

1. Purpose

The purpose of these Guidelines is to specify principles for researchers who engage in research at Tohoku University (hereinafter referred to as “Researcher”) to follow so as to ensure their responsible publication of research while respecting the basic set of values including fairness, good faith, accuracy and objectivity, which is required to be adhered to uniformly, in accordance with the “Tohoku University Code of Conduct for Fair Research Activities” (established by the Board of Directors on November 26, 2013).

2. Principles of Fair Activities in the Publication of Results

In publishing research results, Researchers are required to respect the following general rules:

- (1) Respect precedent research results, and ensure that the results to be published are objective and based on sufficient evidence.
- (2) Do not perform any specific misconduct such as fabrication, falsification or plagiarism.
- (3) Set the scope of authorship in accordance with actual contributions to the research, such as the setting of the research conception and design, data acquisition, the analysis and interpretation of data, and the preparation and examination of the research paper, and in accordance with appropriate standards that are shared among academic communities. Persons holding the authorship must give their approval of the final paper. Improper authorship such as gift authorship to include an unqualified person as an author, or ghost authorship to exclude a person despite his/her qualification as an author must not be exercised.
Proper acknowledgment shall be stated for relevant persons who are not qualified for authorship but have cooperated in the research.
- (4) In order to protect the originality and reliability of the research in the publication of results, do not carry out any of duplicate submission, duplicate publication, split presentation or split publication.
- (5) Exercise due care to prevent the publication of results from causing any conflict with public interest or with the duties of the University.
- (6) In the publication of results, specify the research funding sources to fulfill accountability and the responsibility to disclose any conflicts of interest.
- (7) In the publication of research results through press releases or mass media, consider the characteristics, influence and reporting stance of the mass media, and also the scientific knowledge of general audiences, and exercise care to ensure the accurate communication of results.
- (8) In the case where an author is informed of any suspicion of specific misconduct, fraudulent action or other improper actions arising in relation to the publication of results, the author shall explain that responsible research activities were conducted.

3. Roles of Responsible Persons in the Publication of Collaborative Research

In the publication of collaborative research, researchers responsible for overall control of the entire collaborative research publication, such as the corresponding author and the last author (senior author), are required to engage in their duties in a manner that ensures the fairness of such publication, for example, by confirming that a “research result publication confirmation sheet” set forth in the “Guideline of Collaborative Research for the Promotion of Responsible Research at Tohoku University” (approved by the General Manager of Research Ethics Promotion on March 29, 2016) is submitted without fail.

In the publication of collaborative research, researchers responsible for overall control of the entire collaborative research publication, such as the corresponding author and the last author (senior author), are required to engage in their duties in a manner that ensures the fairness of such publication, for example, by confirming that a “research result publication confirmation sheet” set forth in the “Guideline of Collaborative Research for the Promotion of Responsible Research at Tohoku University” (approved by the General Manager of Research Ethics Promotion on March 29, 2016) is submitted without fail.

博士学位論文提出のための指針

平成26年9月8日

東北大学

東北大学におけるあらゆる研究活動は「公正な研究活動のための東北大学行動規範」*（平成25年11月26日制定）及び「研究成果を適切に発表するための指針」*（平成25年11月26日制定）に則って実施されていることを改めて確認してください。

そのような研究活動の成果を取りまとめて学位論文を提出した者に審査を経て学位が授与されると、その学位論文は原則として1年以内に東北大学機関リポジトリ（インターネット上のアーカイブ）を通じて他の研究者だけでなく全世界に公開されます。

この指針は、以上のような流れの中で学位論文を執筆し提出するにあたって、特に留意すべき点をまとめたものです。各研究科等に固有の留意点がある場合は別途、示されます。

* <http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kenkyo/fb/fuseibousi.htm>

1. 基本的な姿勢

著作権法の遵守が必須です。著作権法の定めについて知識に不安があるときは、文化庁による著作権法の概要紹介がありますので、それで学習してください。特に「利用者の立場」に掲げる項目が執筆上の参考になります。また公益社団法人著作権情報センター（CRIC）の解説も参考にしてください。

（文化庁）<http://chosakaken.bunka.go.jp/naruhodo/>（CRIC）<http://www.cric.or.jp/qa/index.html>

このほか、共同研究者や関係する出版者の属する国の法令にも注意してください。

2. 出版済み論文の取扱い

2.1 要点 学術雑誌等すでに出版した論文に基づき学位論文を構成しようとする場合は、その学術雑誌がどのようなポリシーを表明しているかに注意してください。すなわち、自分が著者の論文といえども、当該学術雑誌のポリシーに反する形で学位論文に組み込んでリポジトリ上で公開することはできません。

2.2 ポリシーの検索 主要雑誌については公開データベースで検索できます。

- ・国内学協会誌(SCPJ) : <http://scpj.tulips.tsukuba.ac.jp/>
- ・海外出版社(SHERPA/RoMEO) : <http://www.sherpa.ac.uk/romeo/>

ポリシーの意味内容に不明点があるときは、東北大学附属図書館の解説を参照してください：

<http://ir.library.tohoku.ac.jp/tourfaq.html>

なお、このデータベースに登録されていない場合、またはさらに詳しい情報を知りたい場合は、各自で当該出版者に照会する必要があります。

2.3 学位論文中の記載 このように学位論文を構成した場合は、目次や章題などの該当箇所に論文の著者、タイトル、雑誌名、巻、号、ページ、出版年、DOIなどの文献情報を必ず明記します。

3. 共著者の了解

学術雑誌等すでに出版した論文に基づき学位論文を構成しようとする場合で、当該論文に共著者がいるときは、学位論文に組み込むことと、リポジトリ上で公開することについて事前に共著者の了解が必要です。具体的な方法については指導教員に相談してください。

一般に、共同研究者・共同作業者との成果を学位論文に収録する場合も同様です。

4. 適法な引用

4.1 要点 公表された著作物（文章・図表・写真等）を学位論文中で著作権者の許諾なしに利用することは、「適法な引用」である限りは可能です。「引用」と認められるための条件は、引用部分とそうでない部分が明瞭に

区別されていることと、学位論文が「主」、引用された著作物が「従」の関係にあることです。そして引用が「適法」と認められるためには、批評、研究等の目的から正当な範囲内の引用であること、その引用が公正な慣行に合致すること、および出典が明記されていることです。

4.2 学位論文中の記載 引用部分が明確に識別できるようにして（文章の場合は引用符で囲うかフォントを斜体にするなどして）、出典の文献情報を明記します。文献情報は著者、タイトル、雑誌名、巻、号、ページ、出版年、DOI などです。

4.3 引用分量に関する補足 引用できる図表や文章の分量については著作権法に定めはありません。これは、上で示した「適法な引用」のための条件こそが重要であることを意味しています。そのため、写真や絵画を引用する場合は、画像のサイズや解像度によっては権利の侵害になる可能性がありますので、念のため著作権者に確認してください。

また、専門分野や学術雑誌によっては、1編の学術論文から引用できる図表や文章の分量について、具体的な上限が指針として示されていることがありますので注意してください。

4.4 文献の要約 ある文献を自分なりに咀嚼した上で独自に要約した文章、あるいは別表現を与えた文章に対してどのように出典を明記するかは、それぞれの専門分野の慣行に従ってください。

4.5 剽窃検出ツールの活用 学位論文における引用が適法な引用であることを確認するため、提出前に剽窃検出ツールの利用が強く推奨されます。実際の活用にあたっては指導教員と連携してください。

5. 発明の取扱い

学位論文に発明内容が含まれる場合は、公知前に特許出願ができるよう、事前に知的財産部で発明の届け出をしてください：<http://www.rpip.tohoku.ac.jp/gakunai/todokede.html>

学位審査が公開で行われる場合は特に注意が必要です。

6. 公開の留保

やむをえない理由があるときは、その理由の解消時点まで、リポジトリ上での全文公表を留保することができます。その場合、全文に代えて学位論文の要約の公開が求められます。

やむをえない理由の典型例や留保に必要な様式などについては、各研究科等から配布される「博士論文を提出する方へ」を参照してください。

7. 社会的責任の自覚

「科学者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。」

〔日本学術会議「科学者の行動規範」（平成25年1月25日改訂）第6項より引用〕

Guidelines for Submitting a Ph.D. Dissertation

September 8, 2014
Tohoku University

The *Tohoku University Code of Conduct for Fair Research Activities* * and the *Guidelines for the Proper Publication of Research Findings* *, both established on November 26, 2013, apply to all students involved in research activities.

After writing a Ph.D. dissertation stating your research results, submitting it to your graduate school, and successfully defending it, you must then upload a digital copy of the dissertation to the Tohoku University Repository, an Internet archive, within one year of being awarded your degree. The digital copy will become a permanent record available for use globally by the public and other scholars.

Follow the guidelines below carefully to ensure that the process goes smoothly. Guidelines specific to your graduate school may be attached to this document.

* <http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kenkyo/fb/fuseibousi.htm>

1. Basic Principles

It is essential to obey the *Copyright Act* of Japan. If you are not sure what the law prescribes, you should visit the Copyright Research and Information Center website (<http://www.cric.or.jp/english/qa/index.html>).

Please also be aware of any laws and regulations that may apply if your research collaborator(s) and/or publisher are from another country.

2. Including Your Previously Published Material

2.1 The Main Idea: If you are planning to write a dissertation containing material you have previously published or material that has been accepted for publication in an academic journal, you should follow the journal's policy for uploading such work to the Internet archive. Namely, your previously published material cannot be used in the dissertation in a form that is against the publishing journal's policy.

2.2 Journal Policies: The policies of major journals can be found in public databases.

- Domestic journals: SCPJ (<http://scpj.tulips.tsukuba.ac.jp/>)
- Oversea publishers: SHERPA/RoMEO (<http://www.sherpa.ac.uk/romeo/>)

If you are unable to fully understand the policy, refer to the explanation provided by Tohoku University Library (<http://ir.library.tohoku.ac.jp/tourfaq-e.html>).

If the journal is not found in the above databases, or if you need further information, please contact the publisher directly.

2.3 Bibliographic Information: If your dissertation contains material that you have previously published, you must provide the author name(s), title, journal name, volume, issue, page numbers and DOI in the table of contents or in the appropriate chapter/section titles.

3. Agreement among Co-Authors

If you are writing a dissertation that contains previously published material or material that has been accepted for publication in an academic journal, and the material was co-authored, all co-authors must

agree to the inclusion of that material in your dissertation. They must also agree that the dissertation will become public via the repository. Consult your supervisor for details concerning the process of obtaining co-author agreement.

In general, co-author agreement must be obtained in the same manner as that for collaborators on a research project.

4. How to Lawfully Quote the Work of Others

4.1 The Main Idea: Quoting the work of others that has already been made public, including text, tables, charts and photos, in your dissertation without permission from the author is acceptable as long as the quotation is *lawful*. A quotation is legally defined as such if the material in question is clearly distinguished from the rest of the work and occupies a sufficiently small fraction of your dissertation in quantity. Further, the quotation is lawful provided the following: that it is compatible with fair practice; that the extent of the quotation is justified by the purpose for which it is used, such as critique or research; and that its bibliographic information is provided.

4.2 Lawful Quotation: For lawful quotation, the quoted text must be either enclosed in quotation marks or written in italics. Quoted work other than text must appear in your dissertation so that readers can easily see that it is quoted. Further, bibliographic information must both be associated with each quoted part and include the author name(s), title, journal name, volume, issue, page numbers and DOI.

4.3 Quantity of Quotation: The *Copyright* Act does not mention a limit for the amount of material that is able to be quoted in another paper. This implies that the conditions given above for lawful quotation are crucial. The original author's approval is required when using images or photos because such quotation could exceed the extent justified by the purpose, depending on the size and the resolution of the image, and therefore infringe the copyright. Note that some academic disciplines or journals specify the amount of material that is able to be quoted with numerical values.

4.4 Summarizing the Work of Others: When summarizing or paraphrasing the work of others, it should be clear that the bibliographic information of the original work must be provided. However, the referencing style will vary based on the academic discipline or community.

4.5 Using a Plagiarism Checker: You are strongly encouraged to use a plagiarism checker before submitting your dissertation to help ensure that it contains only lawful quotations. Consult your supervisor when you apply the checker to your dissertation.

5. Inventions

If your dissertation includes an invention, an invention notification should be submitted to the university (<http://www.rpip.tohoku.ac.jp/gakunai/todokede.html>) in order to finish the filing of patent applications before it is presented. Other considerations are necessary if the defense is open to the public.

6. Delay in Uploading to the Repository

You may reasonably delay uploading a digital copy of your dissertation to the repository until a specified point in the future. Typical examples of reasons for delaying the upload and the required form can be found in *ATTN: Students Submitting Ph.D. Dissertation*, which will be distributed by your graduate school. If

you have decided to delay the uploading your dissertation, you are required to upload a summary to the repository in its place.

7. Responsibility to Society

"Scientists shall recognize that there exist possibilities that their research results, contrary to their own intentions, may be used for destructive actions, and shall select appropriate means and methods as allowed by society in conducting research and publicizing the results."

- Quoted from guideline no. 6 of the *Code of Conduct for Scientists* (Revised), Science Council of Japan, 2013.



未来型医療創造卓越大学院プログラムについて

1. プログラム概要

未来型医療創造卓越大学院プログラムは、データ (Data) と技術 (Technology) を駆使して未来の社会 (Society) の課題解決に寄与する人材を育成します。文理共学、産官学連携、国際展開の環境で、世界に先んじて超高齢社会となりつつある東北地方から次世代の技術や医療を開発し、未来型医療を創造・実践するリーダーの輩出を目指します。

宮城県地域の現在の人口構成は、15年後の日本、さらに30年後の中国と一致すると予想されています。すなわち、東北の今は世界の未来です。この未来のモデルとなる超高齢地域におけるリアルなデータを活用し、技術の実践、未来社会の創造に挑戦します。

東北大の総力、宮城県・仙台市など連携自治体、連携医療機関、連携企業、国際連携機関の協力、そして多様な学生と世界の超一流講師陣の融合によりこのプログラムは実施されます。

未来型医療創造卓越大学院プログラムには、以下の3つのコースを設置します。

- 1 Data Scienceコース：データに基づいた未来社会の福祉・医療の高度化。高齢者の慢性疾患に対する先鋭的な予防・診断・治療法の開発など
- 2 Technologyコース：医療と福祉のイノベーションをめざした、新しい技術の開発と実用化。全人的に日常生活から介護までをサポートするツールの開発など
- 3 Societyコース：実践に根ざした、医療・保健・介護の政策の立案および実施。高齢者の医療・福祉の充実を社会の成長と調和させる社会システムの構築など

それぞれのコースは独立したものではなく、選抜された各コースの学生と優れた講師が融合して実践的な教育を行います。QE0で選抜されたプログラム候補生は、バックキャスト研修を含めた半年間のプログラム履修後、QE1での選抜を経てプログラム正規生となり、各コースに所属します。定員は各年度15名程度で、各研究科の博士課程教育に加えてこのプログラムを修了すると、学位記にこの卓越大学院プログラムを修了したことが明記されます。

2. 育成する人材像

1. 領域にとらわれず、医学・医療の知識と技術を社会のニーズを結びつける能力をもつ。
2. 集学的・多角的な視点で研究を行い、未来のライフサイエンスを開拓する行動力がある。
3. 他者への興味と理解がある豊かな人間性と、国際的リーダーシップを実践できる。

3. 出願資格（2022年4月期）

本プログラムに出願できる者は、このプログラムの趣旨を十分に理解し、博士課程の学位取得への意欲があり、下記の研究科・専攻の修士課程の1年次、博士課程前期2年の課程の1年次、博士後期課程3年の課程1年次（社会人経験者）または医・歯・薬学の履修課程の1年次に入学する者とします。2021年10月入学者も若干名募集します。

詳しい資格は、「プログラム候補生選抜試験（Qualifying Exam 0: QE0）学生募集要項」で確認してください。

【未来型医療創造卓越大学院プログラムに参画する研究科（専攻）】

文学研究科（日本学専攻、広域文化学専攻、総合人間学専攻）

教育学研究科（総合教育科学専攻）

経済学研究科（経済経営学専攻）

医学系研究科（医科学専攻・障害科学専攻・保健学専攻・公衆衛生学専攻）

歯学研究科（歯科学専攻）

薬学研究科（分子薬科学専攻・生命薬科学専攻・医療薬学専攻）

情報科学研究科（情報基礎科学専攻・人間社会情報科学専攻・応用情報科学専攻）

生命科学研究科（脳生命統御科学専攻・生態発生適応科学専攻・分子化学生物学専攻）

医工学研究科（医工学専攻）

【本プログラムに参画する本学の研究所等】

東北大学病院、東北メディカル・メガバンク機構、加齢医学研究所 など

4. 未来型医療創造卓越大学院プログラム指定授業科目一覧

1. 授業科目、単位数及び履修方法

表1 修士課程および博士前期課程

科目群	授業科目	必修 (単位)	備 考
DTS共通 基礎科目	FM DTS融合セミナー	1	プログラムが指定するセミナーを受講
	FMリーダーシップA	1	プログラムが指定するセミナーを受講
	FMアントレプレナー A	1	プログラムが指定するセミナーを受講
	FM医療概論	2	
	FM English basic	1	
FM文理融合科目A		2	別に定める科目一覧から自コース1科目のほか、他の2コースの科目からいずれか1科目を選択履修
FMバックキャスト研修		—	

表2 博士後期課程および医学・歯学・薬学履修課程（進学者）

科目群	授業科目	必修 (単位)	備 考
DTS共通 専門科目	FM DTS融合セミナー advance	1	プログラムが指定するセミナーを受講
	FMリーダーシップB	1	プログラムが指定するセミナーを受講
	FMアントレプレナー B	2	プログラムが指定するセミナーを受講
	FM English advance	2	
FM文理融合科目B		2	別に定める科目一覧から自コース1科目のほか、他の2コースの科目からいずれか1科目を選択履修
FMビルドアップ研修		—	

表3 博士後期課程（社会人経験者）

医学・歯学・薬学履修課程（修士課程または博士前期課程を経ない者）

科目群	授業科目	必修 (単位)	備 考
DTS共通 基礎科目	FM医療概論	2	
	FM English basic	1	
DTS共通 専門科目	FM DTS融合セミナー advance	1	プログラムが指定するセミナーを受講
	FMリーダーシップB	1	プログラムが指定するセミナーを受講
	FMアントレプレナー B	2	プログラムが指定するセミナーを受講
	FM English advance	2	
FM文理融合科目B		2	別に定める科目一覧から自コース1科目のほか、他の2コースの科目からいずれか1科目を選択履修
FMバックキャスト研修		—	
FMビルドアップ研修		—	

2. 進級及び修了要件

(1) 修士課程または博士前期課程から、博士後期課程または医・歯・薬学履修課程への進級要件は、下記①から⑤を全て満たすものとする。

- ① 本プログラムが実施する資格審査試験（Qualifying Exam 1 : QE 1）に合格していること。
- ② 在籍する研究科専攻の修了要件を満たしていること。
- ③ DTS共通基礎科目の必修科目6単位を修得していること。
- ④ 「FM文理融合科目A」について、別に定める科目一覧から自コース1科目のほか、他の2コースの科目からいずれか1科目を選択履修し、2単位以上を修得していること。
- ⑤ 「FMバックキャスト研修」に参加し、所定の研修プログラムを終了していること。

(2) 本プログラムの修了要件は、下記①から⑥を全て満たすものとする。

- ① 在籍する研究科専攻の修了要件を満たしていること。
- ② DTS共通専門科目の必修科目である6単位を修得していること。なお、医・歯・薬学履修課程からプログラム科目の履修を開始した者は、合わせてDTS共通基礎科目から「FM医療概論」及び「FM English basic」の単位を修得していること。
- ③ 「FM文理融合科目B」について、別に定める科目一覧から自コース1科目のほか、他の2コースの科目からいずれか1科目を選択履修し、2単位以上を修得していること。
- ④ 「FMビルドアップ研修」に参加し、所定の研修プログラムを終了していること。
なお、医・歯・薬学履修課程からプログラム科目の履修を開始した者は、合わせて「FMバックキャスト研修」に参加し、所定の研修プログラムを終了していること。
- ⑤ 本プログラムが実施する最終試験（Qualifying Exam 2 : QE 2）に合格すること。
- ⑥ 高等大学院機構産学共創大学院プログラム部門が実施する産学共創大学院プログラム学位審査に合格すること。

◎東北大学未来型医療創造卓越大学院プログラムホームページ

<http://www.fmhc.tohoku.ac.jp/>

プログラムの詳細及び最新の情報は、随時ホームページに掲載します。

国際共同大学院プログラム「生命科学(脳科学)」(略称: Neuro Global) の履修を希望する学生の皆さんへ

東北大学では、文部科学省のスーパーグローバル大学創成プロジェクトの採択を受け、国際的な大学院教育環境を整備するために、9つの国際共同大学院プログラムを展開しています。そのうち、「生命科学(脳科学)」(略称: Neuro Global)コースが、平成30年度より開始されました。本コースでは、本学の医学系研究科、生命科学研究科等において生命科学(脳科学)分野の研究で成果をあげている世界トップクラスの教員と共に、海外のトップレベルの研究者等と一緒に生命科学(脳科学)分野の研究で実績のある教育研究機関と共同で行う大学院教育プログラムです。

このコースの履修生は、神経科学を中心に据えつつ、ゲノム・メタゲノム科学や、その他の関連する生命科学分野、さらには、疫学や臨床医学まで、多彩な研究分野の研究を行います。大学院入学後、所定の書類審査および英語による面接審査(Qualifying Exam 0; QE0)に合格すると、まずは、このコースを履修することが認められ、今後、世界で活躍する研究者を養成するための経済的支援を受けることができるようになります。また、医科学修士課程2年次、障害科学博士課程前期2年次、医学履修課程1年次または2年次に行われる資格審査試験QE1(大学院入学後の研究成果の評価、および、連携先研究機関への短期留学に必要な英語能力の評価)に合格すると、海外の連携先研究機関に留学をすることが可能になり、また、そのための渡航費や滞在費が支給されます。最終的には、研究科の所定の規定を満たすことで、東北大学の博士号の学位を取得するとともに、プログラム修了時の審査(QE2)に合格することで、Neuro Global国際共同大学院プログラムを修了した旨、学位記に付記されます。

医学系研究科においては、医科学専攻修士課程の一般コース、障害科学専攻博士課程前期2年の課程(以下、前期課程という。)、もしくは、医科学専攻博士課程(医学履修課程)(以下、医学履修課程といふ。)、または、障害科学専攻博士課程後期3年の課程(以下、後期課程といふ。)に在籍されている方に、Neuro Globalコースに参加する資格があります。(応募資格については、Neuro Globalホームページで公開する募集要項で確認をしてください。)なお、各専攻の課程を修了して、修士や博士の学位を取得するには、それぞれの課程に課された所定単位数を修得する必要があります。Neuro Globalコースは、各課程の修了要件の単位に加えて、国際共同大学院プログラムが独自に定める必要単位を修得することで、奨学金等の支援や海外研修などの機会が与えられる特別なコースです。なお、Neuro Globalコースに参加したものの、Neuro Globalコースで課される単位を満たすことができなかった場合、あるいは、各QEに合格しなかった場合、奨学金等の支援は打ち切られることになりますが、課程の修了要件にあたる所定単位を満たしていれば、各課程の修了や、修士号・博士号等の学位認定には影響はありません。

・医科学専攻修士課程、及び、障害科学専攻前期課程の皆さん

Neuro Globalコースの履修生として認定されるには、大学院入学後、医科学専攻医学履修課程、もしくは、障害科学専攻後期課程に進学し、学位を取得することを目指すことを宣誓したうえで、所定の時期(医科学専攻修士課程、もしくは、障害科学専攻前期課程1年次の6月上旬を予定)に開催されるQE0に合格する必要があります。Neuro Globalコースへの参加が認められれば、各課程の科目の履修に加えて、Neuro Globalプログラム科目の履修を計画してください。Neuro Globalプログラム科目のうち、「アカデミック英語(2単位)」だけが必修であり、その他は、全て、選択必修科目もしくは選択科目になります。多くの科目は、英語による集中講義であり、対面形式のセミナーのほか、ISTUによるネット配信授業も開催します。各課程で履修すべき30単位に加え、Neuro Globalプログラム科目を6単位以上修得し、かつ、所定の時期に開催されるQE1に合格することで、後期課程および医学履修課程においてもNeuro Globalコースの履修を継続し、経済的支援を受け続けることが可能になります。なお、Neuro Global履修生は、修士課程の一般コースにおける「インターンシップ実習科目(6単位)」、あるいは、前期課程における「論文研究I(10単位)」として、およそ、1週間～1ヶ月程度の短期海外研修を行うことが望まれます。

- ・医科学専攻医学履修課程、及び、障害科学専攻後期課程の皆さん

修士課程、あるいは、前期課程においてNeuro Globalコースの履修生として所定の単位を履修し、かつ、修士課程、あるいは、前期課程修了時に行われるQE1に合格した学生は、医学履修課程、あるいは、後期課程進学後も継続してNeuro Globalコースを履修できます。

一方、医学履修課程、または、後期課程から、新たに入学した学生の場合は、所定の時期（医学履修課程、もしくは、後期課程1年次の6月上旬を予定）に開催されるQE0に合格することで、Neuro Globalコースに参加できるようになります。さらに、医学履修課程の1年次または2年次、後期課程2年次の修了時の所定の時期に行われるQE1に合格することで、引き続き、2年次、もしくは、3年次以降も、Neuro Globalコースの履修を継続し、経済的支援を受け続けることが可能になります。なお、医学履修課程、または、後期課程から、新たに入学した学生の場合、本来、修士課程、もしくは、前期課程に履修することが必修であった英語集中講義を、「先進アカデミック英語（2単位）」として履修することを、Neuro Globalコースの修了要件のひとつとします。

医学履修課程、及び、後期課程においては、修士課程と同様、課程で課される単位に加え、Neuro Globalコース科目を取得することができます。このうち、「NGP特別海外研修（6単位）」のみが必修であり、Neuro Globalコースを修了するための総単位数の要件は、医学履修課程では36単位以上、障害科学専攻後期課程では22単位以上になります。

Neuro Global特別海外研修では、海外連携先研究機関に計6ヶ月程度滞在し、共同研究を推進することが必要です。これらの条件を満たし、かつ、博士学位審査とともに行われるQE2に合格することで、Neuro Globalコースを修了したことが認定されます。なお、成績表には、一般科目とNeuro Global科目が記載され、東北大学の学位記には、Neuro Global国際共同大学院プログラムを修了した旨、付記されます。

Neuro Globalコースの履修生の定員は、各学年、医学系研究科から5名程度、生命科学研究から5名程度を予定しており、極めて狭き門となっておりますが、皆さんのチャレンジ精神に期待しております。

◎Neuro Globalホームページ

<http://www.neuroglobal.tohoku.ac.jp/>

<http://www.neuroglobal.tohoku.ac.jp/en/>

Neuro Global コース指定授業科目一覧

表1 修士課程・前期課程

科目群	授業科目	単位と履修方法			備考
		必修	選択必修	選択	
Neuro Global プログラム 基礎科目	アカデミック英語	2			左記の科目のうちから2単位以上を修得すること。
	基礎神経科学-神経解剖学		1		
	基礎神経科学-システム神経科学		1		
	基礎神経科学-分子神経生物学		1		
	基礎神経科学-細胞生理学		1		
	脳科学セミナーシリーズEx			2	
	脳科学講義I			1	
	脳科学講義II			1	
	脳科学講義III			1	
	脳科学講義IV			1	
	脳科学講義V			1	
	脳科学講義VI			1	
	脳科学講義VII			1	
	脳科学講義VIII			1	

[Neuro Global履修生（修士）修了要件]

注意1：医学系研究科医科学専攻の修士課程（一般コース）または障害科学専攻の前期課程の修了要件単位数に加え、表1の科目を履修し、計36単位以上を修得する。

注意2：修士課程（一般コース）または障害科学専攻の前期課程のカリキュラムの中から、所定の単位30単位以上を修得し、上記科目群から、必修科目である「アカデミック英語（2単位）」および指導教員が指定する科目を含め6単位以上修得する。

注意3：基礎神経科学については、4科目のうち2科目を選択する。

注意4：修士課程（一般コース）の「インターンシップ実習科目（6単位）」、および博士前期課程の「論文研究I（10単位）」については、Neuro Global履修生は、およそ、1週間～1ヶ月程度の短期海外研修を行うことが望ましい。

注意5：注意1から4までの要件を満たし、かつ、所定の時期に開催されるQE1に合格することが、Neuro Globalコース（修士）の修了要件であり、これを満たすことで、医学履修課程および博士後期課程においても、Neuro Globalコースを継続する資格が得られる。

表2 医学履修課程・後期課程

科目群	授業科目	単位と履修方法			備考
		必修	選択必修	選択	
Neuro Global プログラム 先進科目	NGP特別海外研修	6			
	先進アカデミック英語			2	
	先進基礎神経科学-神経解剖学			1	
	先進基礎神経科学-システム神経科学			1	
	先進基礎神経科学-分子神経生物学			1	
	先進基礎神経科学-細胞生理学			1	
	先進脳科学セミナーシリーズEx			2	
	先進脳科学講義I			1	
	先進脳科学講義II			1	
	先進脳科学講義III			1	
	先進脳科学講義IV			1	
	先進脳科学講義V			1	
	先進脳科学講義VI			1	
	先進脳科学講義VII			1	
	先進脳科学講義VIII			1	

〔Neuro Global履修生（博士）修了要件〕

注意1：医学系研究科医科学専攻の医学履修課程の学生は、課程の修了要件単位数に加え、表2の科目を履修し、計36単位以上を修得する。

注意2：障害科学専攻の後期課程の学生は、課程の修了要件単位数に加え、表2の科目を履修し、計22単位以上を修得する。

注意3：医学履修課程または後期課程のカリキュラムの中から、所定の単位を修得しそれに加えて、上記表2の科目群から、必修科目である「NGP特別海外研修（6単位）」を修得する。

注意4：「NGP特別海外研修（6単位）」では、海外連携先研究機関に計6ヶ月程度滞在し、共同研究を推進することが必要である。

注意5：医学履修課程1年次または後期課程1年次から初めてNGPコースを履修する学生は、アカデミック英語の単位が未履修であるため、「先進アカデミック英語（2単位）」を修得することが必要であり、Neuro Globalコースの修了要件となる。

注意6：上記要件を満たし、かつ、最終年次に博士号学位審査とともに行われるQE2に合格することが、Neuro Globalコース（博士）の修了要件である。

データ科学国際共同大学院プログラム

データ科学国際共同大学院は、東北大学大学院の6研究科による共同プロジェクトです。平成29年4月から開始され、情報科学研究科、生命科学研究科、経済学研究科、医学系研究科、工学研究科、理学研究科（数学専攻）の学際的な協働により、国際社会で力強く活躍するグローバルリーダーを育成します。

プログラム概要

本プログラムは、データ科学分野において海外機関と世界最高水準の大学院教育を推進し、カリキュラム整備を行いながら、プログラム方式によるジョイントリー・スーパーバイズド・ディグリーを実施するプログラムです。

このため本学の情報科学研究科を中心として、データ科学分野の研究で成果をあげている世界トップクラスの教員を兼務教員として配置すると共に、海外トップレベル研究者等を積極的に参画させ、データ科学分野の研究で実績のある教育研究機関と共同した大学院教育プログラムを開発して、博士課程学生を中心とした大学院教育を行います。

データ科学分野では、世界規模で、急速な需要の拡大に人材の供給が大幅に不足している状況が続いています。データ科学は、その理論的基礎をなす数理や計算機科学に加えて、ビッグデータのセンシング・蓄積・通信・計算を支える技術的基盤、さらにそれらを駆使して課題解決を行う実践分野が有機的に結びついて初めて意味を持つ横断的分野です。そのような状況に適応して世界をリードできる、高い専門性と共に、基礎から課題解決までを見渡せる広い視野と実践力を持ったグローバルに活躍できる人材を育成することが望まれています。その実現のため、本プログラムでは、各専攻で通常履修する科目（専門基盤科目）に加え、英語で講義を行うデータ科学科目群（データ科学共通基盤科目、データ科学専門科目群）、実践研修としてデータ科学トレーニングキャンプやPBLとしてビッグデータチャレンジなどを行います。さらに、データ科学特別研修として、海外教育研究機関にトータルで6か月以上滞在し、研修することを原則とします。博士課程前期及び後期修了時には、外国人教員を含めて、QE(Qualifying Examination)を行い、研究能力のみならずグローバルに活躍できる能力を審査します。

1. 育成する人材像

データ科学は、その理論的基礎をなす数理や計算機科学に加えて、センシング・蓄積・通信・計算を支える技術的基盤、さらにそれらを駆使して課題解決を行う実践分野が有機的に結びついて初めて意味を持つ横断的分野です。そのような状況に適応して世界をリードできる、高い専門性と共に、基礎から課題解決までを見渡せる広い視野と実践力を持ったグローバルに活躍できる人材を育成することが望まれています。そのような人材は、単なるデータ解析の専門家ではなくデータ科学を基盤に持ち、データから抽出された情報や価値を活用し、必要な人材をチームとして束ね実社会の問題解決を行わねばなりません。さらに将来的には、データ科学を開拓していくネットワークを広げ、我が国の情報科学や産業を率いて、市民生活や社会を支えることも求められるでしょう。

したがって、養成すべき人材に求められる能力は、国際性やリーダーシップなどの基礎的な人間力に加えて、①物事を俯瞰して本質的な課題を発掘し、解決のプロセスを構想できる能力（課題構想力）、②課題解決に必要な情報をビッグデータから抽出し、活用する方法をデザインできる能力（データ解析力）、③新しいセンシングや既存データの融合によって新しい技術を開拓する能力、あるいは既存技術を組み合わせてこれまでにないシステムを構築する能力（技術創成力）です。実際には、こうした幅広い能力が要請されるデータ科学では、3つのうちのいずれかに高い能力と経験を持つ人材がそれを足場としながら、他の人材と協働してチームとして諸課題の構想・解決に取り組むことが求められます。

2. 出願資格（令和4年4月期の場合）

令和4年4月時点で、次の研究科の原則として博士課程前期2年の課程の2年次に在籍予定で、海外の連携大学・部局とのデータ科学に関連する国際共同指導による博士論文研究を行う見通しが立っており、かつ指導教員の強い推薦があり、本プログラムに所属することが相応しいと判断される者。

【本プログラムに参画している研究科】

情報科学研究科、生命科学研究科、経済学研究科、医学系研究科、工学研究科、
理学研究科（数学専攻）

3. プログラムホームページ

本プログラムの詳細や学生募集などの最新情報については、以下のホームページを参照してください。

【データ科学国際共同大学院ホームページ】

<http://gp-ds.tohoku.ac.jp/>

変動地球共生学 (SyDE) 卓越大学院プログラム

WISE Program for Sustainability in the Dynamic Earth (SyDE)

本プログラムは、変動帯における地球科学的諸現象を背景とした災害発生メカニズムの解明と予測技術の向上を推進とともに、社会と人間を理解し、多様なリスクに事前対応できる実践力を身につけた「知のプロフェッショナル」を輩出することを目的とした博士課程前期2年の課程・後期3年の課程一貫の学位プログラムで、令和元年度に文部科学省の卓越大学院プログラムに採択され、令和2年4月からプログラム生の受入れを開始しました。地球の全体像を俯瞰し、未来像を描くことができる卓越した専門力を核として、その成果を社会に還元するために必要な実践力を身につけ、リスクに事前対応できる博士人材の育成を目的としています。東北大学の7研究科（理学研究科、工学研究科、情報科学研究科、環境科学研究科、医学系研究科、文学研究科、経済学研究科）、民間企業・団体や研究機関・国際機関と協働で実施します。

1. 養成する人物像

本プログラムでは、自然災害への対応に留まらず、幅広い分野において、安全・安心で持続可能な社会を創出するため、それぞれの専門力をさらに強化して知の最前線を開拓しつつ、人間を理解し、研究成果を社会に還元することができる博士人材を育成します。博士研究における先端的専門力を核として、専門知と現場ニーズのシームレスな接合を目指します。実践型文理融合教育により、多様な課題解決のための俯瞰力・コミュニケーション能力・実践力・倫理観・国際性・探求力・リーダーシップなどの多角的能力を身につけた人材（「スノークリスタル型人材」）を育成します。本プログラムを修了した後は、プロジェクトリーダーや次世代を牽引する研究者として産官学業界において活躍することができる人材を育成します。

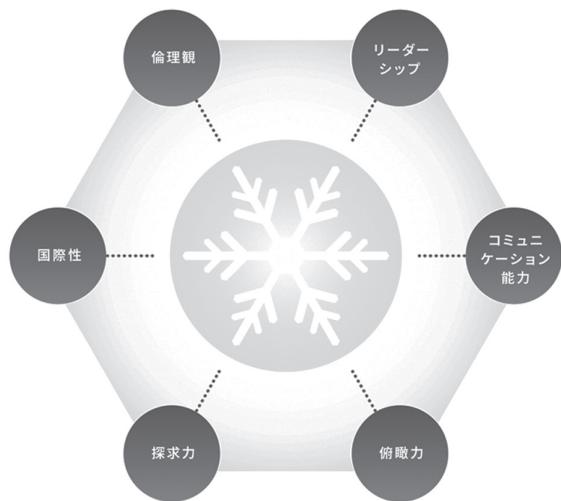


図1. 地球の全体像を俯瞰し未来像を描く卓越した専門力
+多角的な6つの能力の獲得 (Snow Crystal型人材)

2. 応募資格

本プログラムに出願できるのは、本プログラムの趣旨を十分に理解し、博士学位取得に向けて意欲のある者で、受入れ予定教員または所属予定の研究科・専攻等の長から強い推薦があり、令和4年4月1日時点で下記のいずれかに該当する者です。

- (1) 表1の研究科・専攻の博士課程前期2年の課程の1年次に入学する者※
(令和3年秋入学で博士課程前期2年の課程の1年次に在籍している者を含む)
- (2) 令和3年4月に入学し、表1の研究科・専攻の博士課程前期2年の課程の2年次に在籍する者
(令和2年秋入学で博士課程前期2年の課程の2年次に在籍している者を含む)
- (3) 令和4年4月に、表1の研究科・専攻の博士課程後期3年の課程の1年次に進学又は編入学する者※

※研究科大学院入試の合否が本プログラムの出願締切後に発表される者も出願は可能です。ただし、研究科の大学院入試に不合格の場合は、出願資格を失います。

表1. 変動地球共生学卓越大学院プログラムに参画している研究科・専攻

研究科	専攻
理学研究科	地学専攻 地球物理学専攻
工学研究科	量子エネルギー工学専攻 化学工学専攻 土木工学専攻 都市・建築学専攻 技術社会システム専攻
情報科学研究科	応用情報科学専攻 人間社会情報科学専攻
環境科学研究科	先端環境創成学専攻
医学系研究科	医科学専攻
文学研究科	日本学専攻 広域文化学専攻 総合人間学専攻
経済学研究科	経済経営学専攻

【出願資格のある学生の所属専攻以外に、本プログラムに教員が参画する本学の研究所等】

災害科学国際研究所、地震・噴火予知研究観測センター、東北アジア研究センター、法学研究科（公共法政策専攻）、高度教養教育・学生支援機構、国際連携推進機構

3. 経済的サポート

本プログラムに採択された優秀な大学院学生には、経済的サポートを行います。支給金額は別途決定します。公的奨学金等、他の経済的支援を受けている場合は、事前に相談してください。

4. 変動地球共生学卓越大学院プログラムのカリキュラム

(1) 基本カリキュラム構造

本プログラムのカリキュラムは、SyDE前期課程（1・2年次）、SyDE後期課程（3・4・5年次、より構成されています。さらに各課程の中に、幅広い分野の研究者や民間企業の研究者との協働による教育科目が含まれ、受講者が将来において中核となってグローバルに活躍するための卓越した実践力を修得できるように設計されています。

(2) 各課程における科目群

SyDE前期課程（1・2年次）

基幹科目群

- 「世界リスクマネジメント学」では、世界トップレベルの大学の研究者や国内業界トップ・国際的企業が防災学とリスク管理に関する講義を行い、国際連携・社会学的な視座の獲得を目的とします。講義内容は「リスク教育仙台モデル」としてビデオ教材を作成して世界に発信します。

学融合科目群

- 変動する地球環境とリスク管理の分野を総合的に理解するための授業科目です。幅広い知識と広い視野を獲得するための文理融合型の専門複合科目となっています。

研修科目群

- 「I-ラボ 研修」は、参画専攻・連携企業・団体との共同により研修ラボ（Integrated-science Laboratory）を構成し、

産学連携を意識した課題解決型研修（Project-Based Learning; PBL）を実施するものです。本卓越大学院プログラムの特徴である問題設定力と課題解決スキルの向上のための研修科目となっています。複数の研究科・専攻の学生がグループを組んで課題に取り組むことが望ましいです。

- ・「国際知育成研修」は、英語によるコミュニケーション能力、プレゼンテーション能力の獲得と目的とした研修です。国際会議や英語を使用言語とした研究集会への参加を研修として認めます。

SyDE後期課程（3・4・5年次）

研修科目群

- ・「産官学協働研修」では、参画専攻・連携企業・団体との共同による研修ラボにおいて課題解決型研修を行います。先端の研究開発で活用できる問題設定能力と実践力、課題解決力を習得します。
- ・「自主企画研修」では、自主的に課題を設定して取り組みます。必要に応じて、国内外企業・団体・研究機関へのインターンシップをこの研修として認めます。研究の筋道を自ら設定して実践する経験を通して、チームを率いるリーダーシップを強化し、アイディアを形にする創造力を鍛えます。
- ・「海外研修」研究の展開状況に応じて海外研修を行うことにより、専門研究の発展とグローバルな人的ネットワークの形成を目指します。単独の研修でも、複数の研修を組み合わせてもよいです。
- ・「高度技術経営塾」は、講義や学際的グループワークを通して、博士としての今後の人生を自律的で充実したものとするために必要なコミュニケーション力や、組織・プロジェクトのマネージメント力を強化し、リーダーとしての自覚の形成を促進するものです。

(3) 進級および修了要件

本プログラムの進級と修了には、所属研究科・専攻における所定の単位取得と並行して以下の要件を見たさなければなりません。

【2年次への進級要件】

1. 世界リスクマネジメント学2単位を修得すること。
2. 本プログラムが実施する博士論文研究基礎力審査（Qualifying Examination 1; QE1）に合格すること。

【3年次への進級要件】

1. I-ラボ研修IおよびIIを修得すること。
2. 学融合科目群から4単位以上を修得すること。
3. 国際知育成研修Iを修得すること。
4. 修士研修の単位を修得すること。

【4年次への進級要件】

1. 後期課程の研修科目群から、1単位以上を修得すること。
2. 本プログラムが実施する中間審査（Qualifying Examination 2; QE2）に合格すること。

【本プログラムの修了要件】

1. 上記の2・3・4年次への進級条件を全て満たすこと。
2. 後期課程の研修科目群から、産官学協働研修および自主企画研修を含め4単位以上を修得すること。
3. 博士研修の単位を修得すること。
4. 必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、学位プログラム推進機構産学共創大学院プログラム部門が実施する卓越大学院プログラム学位審査および最終試験（Qualifying Examination 3; QE3）に合格すること。
※表2及び表3は令和4年3月時点の情報であり、今後変更があり得ますので、SyDE卓越大学院プログラムのWebサイト（下記）等で最新情報を確認してください。

SyDE卓越大学院プログラム：<https://www.syde.tohoku.ac.jp/>

※学融合科目群の授業科目の教室、曜日・時間については各研究科のウェブサイトを参照してください。

表2. SyDE前期課程（1・2年次）の科目

区分	授業科目名	単位と履修方法			研究科 および専攻	備考
		必修	選択必修	自由選択		
基幹科目	世界リスクマネジメント学	2			理・卓越	
	Geography (地理学)		2		理・地	
	Rock and Mineral Science II (岩石鉱物科学II)		2		理・地	
	Rock and Mineral Science III (岩石鉱物科学III)		2		理・地	
	Origin of the Earth and Life II (地球・生命起源学II)		2		理・地	
	Field Science I (フィールドサイエンスI)		1		理・地	
	Field Science II (フィールドサイエンスII)		1		理・地	
	環境・地球科学基礎講義II		2		理・地	
	Advanced Solid Earth Physics II (固体地球物理学特論II)		2		理・地物	
	Advanced Physical Oceanography (先端海洋物理学)		2		理・地物	
	生態工学		2		工・土	
	環境微生物工学		2		工・土	
	都市景観論		2		工・土	
	耐震設計論		2		工・土	
	維持管理工学		2		工・土	
	水循環システム論		2		工・土	
	防災システム論		2		工・土	
	リスク評価・管理学論		2		工・技社	
	科学技術コミュニケーション論		2		工・技社	
	安全マネジメント論		2		工・技社	
	計量システム分析		2		情・人	
	経済物理学		2		情・人	
	社会経済ネットワーク分析		2		情・人	
	都市経済学		2		情・人	
	空間経済学		2		情・人 工・土	
	ゲーム理論		2		情・人	
	応用経済数学		2		情・人	
	プロジェクト評価論		2		情・人 工・土	
	計量行動分析		2		情・人 工・土	
	国際資源エネルギー戦略論		2		環・先進	
	環境とエネルギーの安全保障問題		2		環・先端	
	人間環境地理学		2		環・先端	
	ヒューマンセキュリティとグローバルヘルス		2		医学	
	巨大災害に対する健康と社会のレジリエンス		2		医学	
	高齢化社会における健康レジリエンス		2		医学	
	行動科学各論		2		文・総合	
	宗教学特論 I		2		文・広域	
	都市環境政策論演習		4		法・公共	
	防災法		2		法・公共	
	原子炉廃止措置工学		2		工・量子	
	International Development Studies (国際開発学)		2		農学	
	地域の計画と開発 I		2		国際	
	防災の国際潮流と仙台防災枠組		2		理・卓越	
	プロジェクトマネジメント論		2		理・卓越	
	変動地球共生学特別講義I		2		理・卓越	
	変動地球共生学特別講義II		2		理・卓越	

左記授業科目または、その他SyDE教務委員会の認めたもののうちから4単位以上選択履修すること。なお、この学融合科目の必要単位数の4単位以上の内の2単位以上は「防災の国際潮流と仙台防災枠組」または「プロジェクトマネジメント論」を履修すること。

所属専攻以外の科目から履修すること。

	変動地球共生学特別講義III	2		理・卓越	
	変動地球共生学特別講義IV	2		理・卓越	
	産学共創特別講義I	2		理・卓越	
	産学共創特別講義II	2		理・卓越	
	産学共創特別講義III	2		理・卓越	
	産学共創特別講義IV	2		理・卓越	
	サステイナビリティセミナーI		1	理・卓越	
	サステイナビリティセミナーII		1	理・卓越	
研修科目群	I-ラボ研修 I	1		理・卓越	
	I-ラボ研修 II	1		理・卓越	
	I-ラボ研修 III		1	理・卓越	
	I-ラボ研修 IV		1	理・卓越	
	国際知育成研修I	2		理・卓越	
	国際知育成研修II		2	理・卓越	
専門科目	修士研修	修士研修に合格すること		各専攻	修士研修は、在籍する研究科専攻に応じて、別に指定する理学研究科、工学研究科、情報科学研究科、環境科学研究科、医学系研究科、文学研究科、経済学研究科各専攻の授業科目を修得することにより読み替えるものとする。

1. 表に定められた授業科目の単位は、申請により在籍する専攻の修了要件単位として認められることがある。

(*) 科目によっては隔年で開講のものがある。

表3. SyDE後期課程（3・4・5年次）の科目

区分	授業科目名	単位と履修方法			研究科 および専攻	備考
		必修	選択必修	自由選択		
学融合 科目群	環境地球科学特殊講義II			2	理・卓越	
	リスク管理学特論			2	工・技社	
	変動地球共生学特殊講義I			2	理・卓越	
	変動地球共生学特殊講義II			2	理・卓越	
	変動地球共生学特殊講義III			2	理・卓越	
	変動地球共生学特殊講義IV			2	理・卓越	
	産学共創特殊講義I			2	理・卓越	
	産学共創特殊講義II			2	理・卓越	
	産学共創特殊講義III			2	理・卓越	
	産学共創特殊講義IV			2	理・卓越	
	サステイナビリティアドバンストセミナーI			1	理・卓越	
	サステイナビリティアドバンストセミナーII			1	理・卓越	
研修 科目群	産官学協働研修 I	1			理・卓越	
	産官学協働研修 II			1	理・卓越	
	自主企画研修	1			理・卓越	
	海外研修		2		理・卓越	
	高度技術経営塾		2		理・卓越	
専門科目	博士研修	博士研修に合格すること			各専攻	博士研修は、在籍する研究科専攻に応じて、別に指定する理学研究科、工学研究科、情報科学研究科、環境科学研究科、医学系研究科、文学研究科、経済学研究科各専攻の授業科目を修得することにより読み替えるものとする。

1. 表に定められた授業科目の単位は、申請により在籍する専攻の修了要件単位として認められることがある。

5. JICA開発大学院連携プログラムについて（JICA外国人留学生対象）

変動地球共生学卓越大学院プログラムとJICA（独立行政法人 国際協力機構）においては、連携機関として協働教育を実施しており、2021年10月より、JICA仙台防災枠組に貢献する防災中核人材育成プログラムで東北大学大学院理学研究科、工学研究科、情報科学研究科に入学する留学生について、本卓越大学院プログラム授業科目を提供し、JICA開発大学院連携プログラムを設定します。

JICAから派遣された外国人留学生は、大学院在学期間中に下記科目から2科目4単位を選択履修すること。

また、所属専攻の修了要件単位にカウントできるように、各専攻の教務係に関連科目の認定の手続きを行うこと。

- ① 世界リスクマネジメント学 2単位
- ② 変動地球共生学特別講義I（MC対象）または変動地球共生学特殊講義I（DC対象） 2単位
- ③ 防災システム論 2単位

災害科学・安全学国際共同大学院プログラム

(The International Joint Graduate Program in Resilience and Safety Studies (GP-RSS))

1. プログラム概要

現在、世界を取り巻く不確実性の中、安全・安心な社会を構築していく上で、しなやかな対応力のあるレジリエントな研究の国際化と研究者の育成は急務となっています。

災害科学・安全学国際共同大学院プログラム(以下「GP-RSS」)では、本分野において成果をあげている世界トップクラスの教員を配置し、海外トップレベル研究者の招聘、海外連携教育研究機関との積極的な研究・学生交流を行うことにより、学術的分野からフィールドに至る広域的な分野において、高い専門性を有し国際的に活躍できる人材の育成を目指した実践的国際教育を行います。

講義は英語により行われ、QE (Qualifying Examination) の導入による教育の質の保証を行います。また、プログラムに所属する学生が、自己の学習と研究に専念できるよう、学生へのサポート（経済的サポート、留学支援など）を行います。

プログラムを修了した場合には、学位記にその旨が付記されるとともに、海外連携先との協定が整っている場合には国際共同学位を証明する証書を授与します。

2. ディプロマ・ポリシー

本プログラムでは、国際的な教育研究環境を整備することにより、以下の能力を有する人材育成を目的としています。

- ・災害科学・安全学分野における基礎基盤知識と応用する能力
- ・災害科学・安全学分野における既存の枠組みを踏まえつつ、幅広い視野から多角的に捉える能力
- ・災害科学・安全学分野において対話型協働能力の習得と実践課題解決の能力
- ・国際的視座と現地密着滞在型の研究交流の経験を有し、その知見に立脚しながら研究成果を発信し、国際的に活躍できる能力

3. 応募資格（令和4年度）

(1) 下記部局の博士前期課程・修士課程の1年次、または医学履修課程1年次に在籍している者。

参画部局：医学系研究科、工学研究科、農学研究科、国際文化研究科、環境科学研究科、災害科学国際研究所
※災害科学国際研究所の場合は当該研究所教員による研究指導を受けている者を対象とします。

(2) 海外の連携大学・部局との災害科学・安全学に関連する国際共同指導による博士論文研究を行う見通しが立っており、かつ指導教員の強い推薦があり、GP-RSSに所属することが相応しいと判断される者。

※本プログラムは博士前期課程・修士課程から博士後期課程・医学履修課程へつながる一貫教育を原則としているので、博士後期課程・医学履修課程への進学を希望しない者は本プログラムへ出願することはできません。

※特例として、博士後期課程1年次に編入学・進学を予定し、本プログラム運営委員会の承認がある者も出願を認める場合があります。

※海外の連携教育研究機関には、国連大学環境・人間の安全保障研究所(UNU-EHS)(ドイツ)、国連大学サスティナビリティ高等研究所(UNU-IAS)(日本)、国連大学グローバルヘルス研究所(International Institute for Global Health, IIGH)(マレーシア)、ハーバード大学 エドウィン・O・ライシャワー日本研究所(アメリカ)、シンガポール国立大学(NUS)(シンガポール)、清华大学(中国)、ソウル大学(SNU)(韓国)、マレーシア工科大学(UTM)(マレーシア)、バンズ工科大学(ITB)(インドネシア)、ラバビジャヤ大学(インドネシア)、クイーンズランド大学(オーストラリア)、ワーゲニングセン大学(WUR)(オランダ)、ユトレヒト大学(オランダ)、南開大学経済社会発展研究院(中国)、国立ノボシビルスク大学(ロシア)他を予定しています。博士海外研修先はこれら連携機関以外も可能です。

4. 学生へのサポート

(1) 経済的サポート

GP-RSSに選抜された優秀な学生については、RAとして雇用し、給与を支給します。

RAの採用は、博士課程前期・修士課程の2年次以降（医学履修課程から所属の学生は1年次以降）のプログラム生を対象に実施します。海外での長期研修期間中は、同等のサポートとして奨学金を支給します。

なお、支給額は東北大学国際共同学位取得支援制度に基づきGP-RSSプログラム運営委員会で決定された額となります（開始年度等で変動する可能性もあり、事務局や説明会等で必ず事前に確認ください）。

なお、他の経済的支援を受けている場合は事前にご相談ください。既存の支援形態によっては差額支援も可能ですが、二重支給はできません。

(2) 日本学術振興会特別研究員（DC 1/DC 2）採用に向けたサポート

GP-RSSではプログラム生に対して、日本学術振興会特別研究員（DC 1/DC 2）の取得を推奨しており、教員による取得のための指導等のサポートを実施します。採択された優秀な学生には、留学支援などが含まれる奨励金が授与されます。

5. GP-RSS のカリキュラム

(1) 基本カリキュラム構成

GP-RSSのカリキュラムは、博士前期課程・修士課程から博士後期課程・医学履修課程の一貫教育となっており、すべて英語により実施されます。カリキュラムは、大きく、①災害科学・安全学分野における基礎基盤知識、応用能力、多角的な視野に立脚し課題を捉える能力の修得を目的とするインプット科目と、②修得した基盤的知識の実践・活用、対話型協働、実践課題解決能力の修得・研鑽を目的とするアウトプット科目（連携教育研究機関で開催されるサマースクール、国際セミナー等への参画等）、国際的視座の形成、研究成果の発信能力、対話型国際協働等の実践的能力の修得、定着を目的とする現地密着滞在型の海外研修（通算6ヶ月以上の海外連携教育研究機関での研究）により構成されています。

(2) GP - RSSにおいて開設する授業科目、単位数及び履修方法

GP-RSSでは、災害科学・安全学基礎（2単位）、学際基幹科目（6単位）、グローバルリーダー実践演習（2単位）、災害科学・安全学実践研修（2単位）、災害科学・安全学発展講義（2単位）、学際発展科目（4単位）、海外研修（8単位・通算6ヶ月以上）の履修が必要となります。

なお、学際基幹科目についてはプログラム所属前の履修、単位取得が可能です（プレ履修）。その場合、選抜試験合格後、GP-RSS教務委員会へ申請することによりGP-RSSの単位として認定されます。詳細は表1を参照ください。

(3) Qualifying Examination (QE)

GP-RSSの博士前期課程・修士課程及び博士後期課程・医学履修課程修了時には、Qualifying Examination (QE1, QE 2) を行い、ディプロマポリシーに基づき、研究能力のみならず、グローバルに活躍できる能力を審査します。GP-RSSの博士前期課程・修士課程から博士後期課程・医学履修課程に進学するためには、所属する各研究科における修士論文の審査に加え、QE 1に合格する必要があります。またGP-RSSの博士後期課程・医学履修課程修了のためには、所属する研究科で実施される論文審査に合格するとともに、QE 2に合格することが条件となります。

※医学履修課程からGP-RSSに所属した場合のQE 1は、所属後、半年から1年後に実施します。

(4) プログラム修了と学位授与

学位は、所属する研究科の審査基準に基づき、当該研究科より授与されます。GP-RSSのプログラム修了には、全学組織である東北大学学位プログラム推進機構に設置された学位審査会における審査、及びGP-RSSで実施する最終試験に合格することが必要となります。合格した場合には災害科学・安全学国際共同大学院を修了したことが学位記に付記されます。また、共同教育協定（覚書）のある大学との共同教育に関しては、両大学で共同教育が行われたことを示す証書が授与されます。

6. プログラムWebサイト

GP-RSSの詳細や学生募集などの最新情報については以下のWebサイトを参照してください。

<http://gp-rss.tohoku.ac.jp/>

[災害科学・安全学 国際共同大学院プログラム]

表1

1 授業科目、単位数及び履修方法

(1) 博士前期課程・修士課程

科目群	授業科目	単位と履修方法			備考
		必修	選択必修	選択	
基幹基礎科目	災害科学・安全学基礎 I Basics of Disaster and Safety Sciences I	1			
	災害科学・安全学基礎 II Basics of Disaster and Safety Sciences II	1			
学際基幹科目	ヒューマンセキュリティとグローバルヘルス Human Security and Global Health		2		医学開講
	巨大災害に対する健康と社会のレジリエンス Health and Social Resilience for Large-Scale Disasters		2		
	高齢化社会における健康レジリエンス Health Resilience in Aging Society		2		工学開講
	水循環システム論 Hydrology		2		
	防災システム論 Disaster Control System		2		農学開講
	国際開発学 International Development Studies		2		
	食料経済学 Food Economics		2		国際文化開講
	グローバルガバナンスと安全 Global Governance and Safety		2		
	国際社会論 II International Society II		2		
	環境とエネルギーの安全保障問題 Environmental Resilience and Energy Security		2		
国際実践科目	国際資源エネルギー戦略論 Energy and Resource Resilience Strategies		2		環境科学開講
	グローバルリーダー実践演習 I Global Leadership I	1			
研修科目	グローバルリーダー実践演習 II Global Leadership II	1			環境科学研究科サマースクールにて履修
	災害科学・安全学実践研修 Master's Practicum	2			

(2) 医学履修課程・博士後期課程

科目群	授業科目	単位と履修方法			備考
		必修	選択必修	選択	
基幹発展科目	災害科学・安全学発展講義 Disaster and Safety Sciences Doctoral Seminar	2			APRU サマースクール参加にて履修
学際発展科目	グローバルヘルス 特論 Advanced Global Health		2		医学開講 工学開講 農学開講 国際文化開講 環境科学開講 学際基幹科目のうち、未履修科目の応用・特論を4単位以上履修すること。
	巨大災害に対する健康と社会のレジリエンス 特論 Advanced Health and Social Resilience for Large-Scale Disasters		2		
	高齢化社会における健康レジリエンス 特論 Advanced Health Resilience in Aging Society		2		
	水循環システム論 特論 Advanced Hydrology		2		
	防災システム論 特論 Advanced Disaster Control System		2		
	応用 國際開発学 Advanced International Development Studies		2		
	応用 食料経済学 Advanced Food Economics		2		
	グローバルガバナンスと安全 特論 Advanced Global Governance and Safety		2		
	国際社会論Ⅱ 特論 Advanced International Society II		2		
	環境とエネルギーの安全保障問題 特論 Advanced Environmental Resilience and Energy Security		2		
	国際資源エネルギー戦略論 特論 Advanced Energy and Resource Resilience Strategies		2		
研修科目	博士海外研修 Doctoral Research Residency	8			海外連携教育研究機関との国際共同研究(6ヶ月以上)

注1. 医学履修課程又は博士後期課程から採用された者は、上記(2)に示す科目に加え、(1)博士前期課程・修士課程の学際基幹科目から6単位以上を備考欄の規定に従い履修すること。

2 修了要件

(1) 医学履修課程又は博士後期課程への進級要件

- ① 在籍する研究科専攻の修了要件を満たすこと。
- ② 基幹基礎科目を2単位修得すること。
- ③ 学際基幹科目のうち所属する研究科が開講する科目から2単位、他研究科が開講する科目から4単位、計6単位以上修得すること。
- ④ 国際実践科目を2単位修得すること。
- ⑤ 研修科目を2単位修得すること。
- ⑥ プログラムが実施する資格審査試験 (Qualifying Examination 1 : QE 1) に合格すること。

(2) 修了要件

- ① 在籍する研究科専攻の修了要件を満たすこと。
- ② 基幹発展科目を2単位修得すること。
- ③ 学際発展科目（学際基幹科目のうち、未修得科目の応用・特論）を4単位以上履修すること。なお、医学履修課程又は博士後期課程から採用された者は、学際基幹科目6単位以上を修得すること。
- ④ 研修科目を8単位修得すること。
- ⑤ 本プログラムが実施する総合審査 (Qualifying Examination 2 : QE 2) に合格すること。
- ⑥ 必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し学位プログラム推進機構国際共同大学院プログラム部門が実施する国際共同大学院プログラム学位審査及び最終試験に合格すること。

東北大学学際高等研究教育院について

1. 組織の位置付け

東北大学学際高等研究教育院は、21世紀の先端学問領域で、卓越した研究グループに選ばれた研究者群（文部科学省の「グローバルCOEプログラム」に採択された12グループ）を中心とし、各研究科から支援を受けて設置された若手研究者養成の支援組織です。

また、この組織は、新しいタイプの異分野融合からなる新領域の学際的研究組織の創出やグローバルCOE対応型大学院の形成を視野に入れながら、研究・教育に様々な新しい試みを展開しようとする実践的な学内共同組織です。

2. 理念

東北大学学際高等研究教育院の理念は、既存の学術領域の融合により形成された新融合分野の研究から世界に向けて発信される研究成果を基盤に活動を展開しようとするものです。ここでは、複眼的視野で多角的に見る見方が歓迎されるとともに、既存のディシプリンにとらわれない考え方も尊重されます。そして、既存の研究科・教育部の枠にとらわれず、新たなる総合的知を創造しうる世界トップレベルの若手研究者を養成することにあります。

3. 目的と事業

学際高等研究教育院は、各研究科等との連携を通じて学術領域の融合による新融合分野の研究成果を基盤とした教育に関する研究開発、企画及び支援を行うことにより、新たな総合的知を創造し、かつ、国際的に通用する若手研究者の養成を推進することを目的とします。

また、これらの融合領域の分野で研究を希望する優れた大学院生への支援事業を行います。

4. 6つの研究領域基盤

学際高等研究教育院には、6つの研究領域基盤（コース）が用意されています。異分野の研究領域に進出することを希望する学生はこの6つのコースの中から自分の予定する研究内容に最も近いコースを選択することになります。

1) 物質材料・エネルギー領域基盤

機械工学・化学工学・電気/電子工学・土木/建築工学など材料が関わる多くの研究分野を横断的に融合することにより、新たな材料科学を開拓するとともに、最先端のエネルギー工学で求められる優れた新物質材料の開発及び機能の創出に必要な設計、合成、評価を先導できる人材を育てます。

2) 生命・環境領域基盤

生命・生物・環境を対象とした領域です。医学・歯学・薬学・農学・生命科学・環境科学・医工学等を専攻する大学院生の中で、従来の研究科の枠にとらわれず、生命・生物・環境の新しい展開を行える人材、また上記以外の研究科の大学院生で、この領域の新展開を行える人材を育てます。

3) 情報・システム領域基盤

ナノエレクトロニクス、半導体、メモリ、ワイヤレスネットワーク、超広帯域伝送、画像認識・処理・圧縮・表示、言語・情報認識、生命及び生体に関する情報科学などを扱い、高度情報工学・先端材料・デバイス科学の融合を図ると共に、ネットワークを基盤とした高度で広範な情報化社会の構築を企画、担当、指導できる人材を育てます。

4) デバイス・テクノロジー領域基盤

実世界の情報をセンシングし、それを入力として処理を行い、処理結果により実世界に働きかけるために必須の要素である、半導体デバイス、化学デバイス、ナノデバイス、光デバイス、有機デバイス、MEMS

デバイス等による、センサ、処理装置、プロセッサ、記憶装置、表示装置、アクチュエータなどの個々の新規デバイス技術の開拓や、高度な機能が統合された情報機器・装置の研究・開発やそれらの応用展開を図ることができ、未来情報社会の技術牽引力となり得るリーダーを育成します。

5) 人間・社会領域基盤

人文科学・社会科学全般を射程に入れながら、人間と社会に関する融合的な研究を推進します。このような融合的な広い視野に立って①人間と社会の本質を深く理解でき、②人間と社会の複雑な関係を丹念に解きほぐせる人材を育てます。このために、人文科学内部や社会科学内部だけの融合的研究のみならず、人文科学と社会科学を横断するような研究も奨励します。

6) 先端基礎科学領域基盤

素粒子から原子・分子の世界、それらから構成される物質、さらに地球及び宇宙の神秘にまたがる普遍的物理及び化学の概念の理解と、それに基づくサイエンスとテクノロジーについて幅広い自然科学的視野をもち、実践的応用まで見据えることができる人材を育てます。

5. 支援の方策

学際高等研究教育院の審査に合格した修士課程又は博士課程前期2年の課程（以下「修士課程等」という。）の1年次学生は、2年次への進級時に「修士研究教育院生」となり、奨学金の支給、論文投稿諸費用や国際会議出席費用等の各種支援が受けられます。

また、「修士研究教育院生」が博士課程後期3年の課程への進学時に学際高等研究教育院の審査に合格した学生は、「博士研究教育院生」となり、これらの支援のほかに研究計画に見合った研究費や研究環境又は国際インターンシップのための助成等が提供されます。

ただし、学部6年課程を卒業した博士課程（医学・歯学・薬学履修課程）に入学した者にあっては、2年次進級時に学際高等研究教育院の審査に合格した学生が「博士研究教育院生」となります。

6. 審査の申請

修士課程等の学生で「修士研究教育院生」を志願する者は、1年次に、所属する研究科・教育部所定の授業科目のほかに学際高等研究教育院が指定する授業科目を所定の単位修得した上で、その修了時に所属する研究科・教育部に申請します。学際高等研究教育院は、当該研究科・教育部からの推薦をもとに審査を行います。

また、「修士研究教育院生」であった者、あるいは「修士研究教育院生」以外で特に成績が優秀な者（博士課程後期3年の課程1年次生、または医学履修課程2年次生）は、その進学時に所属する研究科・教育部に申請します。学際高等研究教育院は、当該研究科・教育部からの推薦をもとに審査を行います。詳しい内容はホームページをご覧ください。

◎学際高等研究教育院ホームページ

<http://www.iiare.tohoku.ac.jp/>

学際高等研究教育院の若手研究者養成の支援を希望する学生の皆さんへ

学際高等研究教育院とは、既存の研究科・教育部や学術領域にとらわれず、新しいタイプの異分野融合による新領域の学際的研究を創造して、将来のアカデミアを担う世界的な研究者を目指そうとする若手研究者を養成するための支援組織です。

学際高等研究教育院の支援を受けようとする学生は、以下のことが必要です。

●「修士研究教育院生」の支援希望の方

修士課程及び博士課程前期2年の課程の1年次に学際高等研究教育院指定授業科目のうちから6単位以上（ただし、他専攻又は他研究科等から4単位以上）を修得し、所属研究科に申請し、その推薦に基づき学際高等研究教育院の審査で合格しなければなりません。

申請の時期は、1年次修了時の3月です。

合格すれば、奨学金、論文投稿費用や学会参加費用等の経済的支援や研究環境支援を受けることができ、学際科学フロンティア研究所等の若手研究者などとの研究会やセミナーを通して、融合研究の視点の醸成や他分野研究者とのネットワーク形成などが可能となります。

●「博士研究教育院生」の支援希望の方

「修士研究教育院生」であった学生、あるいは「修士研究教育院生」以外で特に成績が優秀な博士課程後期3年の課程1年次生は進学の際（4月）、また医学履修課程1年次生は、2年次に進学の際（4月）、所属研究科に申請し、その推薦に基づき学際高等研究教育院の審査で合格しなければなりません。

合格すれば、奨学金、論文投稿費用や学会参加費用等の支援のほか、その研究に見合った研究費の支援を受け、学際学会や海外での研究費用の助成なども受けすることができます。

支援の枠は大学全体で「修士研究教育院生」、「博士研究教育院生」とともに30名程しかなく、極めて狭き門となっていますが、皆さんのチャレンジ精神に期待しています。

◎学際高等研究教育院ホームページ

<http://www.iiare.tohoku.ac.jp/>

令和4年度医学系研究科の学際高等研究教育院指定授業科目一覧

修士課程及び博士課程前期2年の課程

課程区分	科目名	単位数	課程区分	科目名	単位数
医科学専攻	医療倫理学	1	保健学専攻	医療倫理学	1
	基礎医学II	1		看護学研究のための統計学	2
	基礎医学IV	1		看護倫理	2
	分子・遺伝生物学I	1		緩和ケア看護学特論I	2
	分子・遺伝生物学II	1		先端放射線科学概論	2
	免疫科学	1		検査医科学概論	2
	医学統計学入門	1		医学統計学入門	2※
障害科学専攻	医療倫理学	1		医学統計学入門	1※
	運動学特論I	2		分子・遺伝生物学I	1
	運動学特論II	2		基礎医学II	1
	臨床神経生理学特論I	2		基礎医学IV	1
	臨床神経生理学特論II	2		分子・遺伝生物学I	1
	行動医学特論I	2		分子・遺伝生物学II	1
	行動医学特論II	2		免疫科学	1
	肢體不自由学特論I	2		医学統計学入門	2
	肢體不自由学特論II	2		疫学概論	1
	内部障害学特論I	2		医療倫理学I	1
	内部障害学特論II	2		保健医療福祉情報ネットワーク論	1
	高次機能障害学特論I	2			
	高次機能障害学特論II	2			

※保健学専攻の医学統計学入門はコースによって単位数が異なります。詳細はシラバスで確認してください。

注意1：学際高等研究教育院指定授業科目のうちから6単位以上（ただし、他専攻又は他研究科等から4単位以上）を修得してください。

注意2：自専攻を含める他専攻で講義が開講されている場合、他専攻からの修得単位、4単位以上に含めることができます。

医学履修課程及び博士課程後期3年の課程

博士研究教育院生は採用後、4単位相当の「融合領域課題研究」を行なわなくてはなりません。これは、所属専攻開講の下記科目の履修に読み替えることができます。

課程区分	科目名	単位数
医科学専攻	論文研究	10
障害科学専攻	論文研究II	4
	論文研究III	4
	論文研究IV	4
保健学専攻	保健学論文研究	8

学部・大学院共通事項

学部・大学院共通事項

○ 学生旅客運賃割引証（学割）

学割の制度は、学生の経済的負担を軽くし、勉学を容易にする目的のために与えられるのであるから、これを不正に使用したり、または誤まって使用することのないように注意して大切に取扱ってください。

学割を交付できるものは学部学生及び大学院学生であり、学割の交付は、証明書自動発行機により発行します。

なお学割の交付枚数は年間（4月1日～翌年3月末日）1人20枚以内ですので、あらかじめ使用計画をたてて使用してください。

○ 証明書自動発行機の利用について

証明書自動発行機は、コンピューターのオンライン処理により、即時に証明書の発行を行うシステムです。次の事項に留意の上、利用してください。

1) 発行する証明書（1回の発行可能枚数）

在学証明書、成績証明書、卒業見込・修了見込証明書（最終学年のみ）以上英文も可（5枚）

学割証（2枚）……年間20枚まで 定期健康診断結果報告書（本人確認用） 授業料領収書

2) 発行機稼働時間 8：30～21：00（月～土）

（ただし、次の※印を付した箇所は、夜間閉鎖されるので施錠時までの利用となります。）

3) 発行機の設置場所（障害発生時の連絡先）

川内北地区	教育・学生総合支援センター1階	(学生支援課経済支援係) 2台 (教務課全学教育実施係)
川内南地区	※文科系総合講義棟1階	(文系四研究科共通事務係) 1台
青葉山北地区	※理学部教務係窓口前	(理学部学生支援係) 1台
青葉山東地区	工学部中央棟1階	(工学部学生支援係) 2台
星陵地区	※星陵会館1階	(医学部教務課) 1台
青葉山新地区	※農学系総合研究棟本館1階	(農学部教務係) 1台
片平地区	※エクステンション教育研究棟1階エントランスホール	(法学部専門職大学院係) 1台

（所属学部等の所在地区にかかわらず、どの発行機でも利用できます。）

4) 発行機の操作方法

- 1] 証明書発行機の利用には、学生証及び東北大IDのパスワードが必要です。
- 2] 発行機の前に立つとセンサーが働くので、学生証をカードリーダーに通しパスワードを入力します。
- 3] その後、音声による操作案内がありますので、発行したい証明書の種類を選択してください。
- 4] 以降は、音声案内に従い、画面に表示される選択項目に指で軽く触れてください。
- 5] 証明書が発行口に出てきたら直ちに取り出して確認してください。放置すると、1分間メッセージがアナウンスされ、発行機が使用できなくなります。
- 6] 証明書を取り出せば操作は終了です。自動的に最初の画面に戻ります。

5) 故障時は、教務課で証明書交付願又は学割証交付願に記入し、発行します。

○ 奨学制度

1) 日本学生支援機構

奨学生の募集については、毎年学年初めに行っており、詳細はグループウェアの掲示により周知するので希望者は注意すること。学部1～2年生は、川内地区の学生支援課経済支援係に申し出ること。

なお、学年初め以外でも家計が急変（家計支持者の失業、自営業の倒産等）した場合には、応急採用等の制度もあるので、教務課に相談すること。

その他身分資格・学籍に異動を生じた場合は、その都度、所定の様式を提出すること。

令和3年度 貸与額一覧表（第一種奨学金）

	学 部		大 学 院		
	自 宅	自宅外	修士課程・ 前期2年の 課 程	後期3年の 課 程	医 学 履修課程
第一種奨学金	45,000	51,000	50,000	80,000	80,000
			88,000	122,000	122,000

2) その他の奨学制度については、その都度グループウェアの掲示により周知するので希望者は学生支援担当に申し出ること。

3) 東北大学医学部医学科学生奨学賞

医学部医学科学生で学業成績が優秀であり、学会や主要学術雑誌に学問的価値の高い研究を発表した者のうちから選考により賞状及び奨学金を授与するものである。受賞者の選考にあたっては発表会を行う。

○ 保 健 衛 生

1) 定期健康診断

学生は毎年1回定期健康診断を受けることになっている。受診することによって自己の健康状態を知り、疾病がある場合は適切な治療方法の指示を受けることができるので全員必ず診断を受けること。

2) B型肝炎・小児感染症対策について

医学科1年次学生、保健学科1年次学生及び大学院1年次の学生に対して、B型肝炎及び小児感染症の抗体検査を行う。検査の結果に基づき、各自必要なワクチン接種を行なうこと（費用は自己負担）。特別な理由なく指示されたワクチン接種を受けなかった場合、医学科学生は臨床修練、保健学科学生は臨地実習を受講できず不合格（留年）となることがある。大学院生についても臨床系では必須となっているので注意すること。

3) インフルエンザ接種について

臨床修練にかかる学生に対して、インフルエンザワクチン接種を行う。なお、接種により副作用が生じる可能性のある学生は教務課に申し出ること。

4) 保健室

学生の健康保持のため、星陵地区に保健室を設置しているので疾病等の健康相談にあっては利用すること。保健管理センターから派遣された看護師が受け付け、初期対応し、必要に応じ、医師がさらに対応する。川内の保健管理センターや大学病院、近くのクリニックなどを紹介することもある。なお、開設日時、場所、連絡先は次のとおりである。

開設日：祝祭日、年末年始、夏休みを除く毎週木曜日 診療受付時間 13:00～16:15

場 所：星陵会館2階保健室

連絡先：022-717-8192（木曜日午後のみ）

5) 研究災害の医療処置

研究災害（正規の授業中に起きた事故）のため診療が必要な場合は学部長が発行する証明書で東北大学病院において無料で診療を受けることができる、教務課に申し出ること。

6) 研究災害傷害保険

大学の教育研究活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被った場合の救済措置として「学生教育研究災害傷害保険制度」がある。

実験・実習中の事故に備えて、必ず加入すること。

詳細は、教務課に問い合わせること。

○ 学生相談

学生が、学業成績、経済上の問題等で、助言を求めようとするときは、チューター、アドバイザー教員、運営委員会委員（医学科・保健学科・大学院）、厚生委員会委員又は教務係に相談すること。その結果、解決の糸口がみつけられるものもあるので、多少なりとも心配ごとのあるときは遠慮なく相談すること。

○ 学生相談・特別支援センター出張カウンセリング

星陵地区では、学生相談・特別支援センターによる「出張カウンセリング」を開設している。様々な相談を専門の相談員が対応している。相談内容についての秘密は厳密に守られる。

場 所：星陵会館 2階保健室

連絡先：022-717-8595（出張カウンセリング当日 9:00～14:00）

受 付：出張カウンセリング当日 9:00～14:00

相談（要予約）：祝祭日、年末年始、お盆休みを除く毎週水曜日 10:00～14:00

○ 海外渡航

学生自身が留学などで海外に行く前に、現地の情報、留学手続き、出国手続きの情報収集を行うこと。（東北大のホームページから「留学準備」で検索すると関係情報を確認できる。）

特に、海外で事故や重病などの不測の事態で、高額の医療費や救助費用がかかることがあるので、旅行保険などの加入は必須である。

また、海外滞在が3か月以上の場合は、「在留届」が義務付けられている。

○ 図書館（医学分館）

附属図書館医学分館は、老朽化に伴う改修工事を経て、2021年春にリニューアルオープンした。改修にあたって、協同学習のためのラーニングコモンズやグループ学習室、また一人で集中して学習するための席を設置した。臨床講義棟と接続され、教室との往来が容易になった。学生証が図書館利用証になっているので、必ず持参すること。当館は、生命科学系としては全国有数の規模の図書館である。冊子のほか、各種データベース、電子ジャーナル、電子ブック等も整備しているので、各人の学習に有効活用されたい。

利用にあたって不明の点は、気軽に問い合わせること。

開館時間：通常期 平日・土日祝日 7:00～24:00（カウンター対応時間 平日9:00～20:00）

※カウンター対応時間外の利用は、星陵地区所属者のみ。

※最新の開館状況等については、医学分館ホームページを確認すること。

○ 星陵会館

星陵会館は、星陵地区の学生及び職員の福利厚生施設として建設されたものである。会館の一階には、食堂、生協売店、軽食店が営業をしており、二階には保健室、大会議室（72人収容）、小会議室1（16人収容）及び小会議室2（16人収容）が設けられている。会議室の使用に当たっては「東北大学星陵会館会議室使用内規」を参照すること。

業種	席数	営業時間	営業者
食堂		平日 8:00～14:00 17:00～19:00	生協
売店		平日 10:00～18:00 (ただし土曜日は11:00～15:00)	生協
軽食店		平日 11:00～18:00	辛酉会

（状況に応じて変更となる場合がございます。）

東北大学星陵会館会議室使用内規

平成27年9月9日制定
令和元年7月10日改正

(趣旨)

第1条 この内規は、東北大学星陵会館会議室（以下「会議室」という。）の使用について定めるものとする。

(会議室の使用)

第2条 会議室は、医学系研究科、歯学研究科、加齢医学研究所、病院、東北メディカル・メガバンク機構及び附属図書館医学分館の学生及び職員が福利厚生のために行う会合等に使用するものとする。

2 前項に定めるもののほか、次の各号の一に該当する場合に限り、前項以外の学内他部局の者（以下「学内使用者」という。）及び本学以外の者（以下「学外使用者」という。）が主催する会合等にも使用されることがある。

- 一 講演会、研究会その他の学術文化の向上等の目的により使用する場合
- 二 その他医学系研究科長（以下「管理者」という。）が適当と認める場合

(使用の時間)

第3条 会議室の使用は、原則として、午前9時から午後9時までとする。

(使用の申込み及び許可)

第4条 会議室を使用しようとする者は、使用しようとする日の18ヶ月前から1ヶ月前までに、別に定める会議室使用申込書を管理者に提出しなければならない。

ただし、学生が使用する場合は、使用日の4週間前から前日の正午（前日が休日の場合は、その前日の午前11時まで）に学生証又は身分証明書を提示のうえ、所属部局の事務部を通じて管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の申込みが適当と認める場合は、その使用を許可するものとする。
- 3 管理者は、前項の規定により使用を許可したときは、別に定める使用許可書を交付する。
- 4 前3項に定めるもののほか、学外使用者に係る使用の申込み許可については、国立大学法人不動産等貸付事務取扱細則（以下「細則」という。）によるものとする。
- 5 会議室の定期使用は認められない。

(遵守事項)

第5条 会議室の使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、会議室の使用に際しては、次の事項を守らなければならない。

- 一 係員が会議室の管理運営上行う指示に従うこと
- 二 使用中は、物品の管理、事故の防止等に留意すること
- 三 火気始末及び使用後の清掃を行うこと
- 四 会議室における会食は、原則禁止する。ただし、管理者が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(転貸の禁止)

第6条 使用者は、会議室を第三者に転貸してはならない。

(使用許可の取り消し)

第7条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取り消し又は使用を中止させことがある。

- 一 使用者が許可の目的及び条件に違反するとき
- 二 使用者が第5条に定める遵守事項を守らないとき

(経費の負担)

第8条 使用者のうち、学内使用者は、使用に係る光熱水料等の実費を負担しなければならない。

- 2 使用者のうち、学外使用者は、細則に基づく貸付料及び使用に係る光熱水料等の実費を負担しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、管理者が特に適当と認めた場合は、経費の全部又は一部を免除することがある。

(原状回復)

第9条 使用者は、使用が終わったとき、又は第7条の規定により使用を中止させられたときは、会議室の設備等を原状に回復してから、返還しなければならない。

(損害賠償)

第10条 使用者は、星陵会館の建物、設備又は備品等を、その責に帰する事由により破損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第11条 この内規に定めるもののほか、会議室の使用その他に関し必要な事項は、東北大学星陵会館運営委員会の議を経て管理者が定める。

附 則

- 1 この内規は、平成27年9月9日から施行する。
- 2 東北大学星陵会館使用規程（昭和53年4月17日制定）は廃止する。

附 則

この内規は、令和元年7月10日から施行する。

東北大学医学部開設百周年記念ホール使用内規

(平成27年9月9日定
制)

(趣旨)

第1条 この内規は、東北大学医学部開設百周年記念ホール（以下「星陵オーディトリアム」という。）の使用について定めるものとする。

(星陵オーディトリアムの使用)

第2条 星陵オーディトリアムは、医学系研究科（以下「本研究科」という。）が行う講義、セミナー、会議及び各種会合等に使用するものとする。

2 前項に定めるもののほか、次の各号の一に該当する場合に限り、本研究科以外の学内他部局の者（以下「学内使用者」という。）及び本学以外の者（以下「学外使用者」という。）が主催する会合等にも使用させることがある。

一 講演会、研究会その他の学術文化の向上等の目的により使用する場合

二 その他医学系研究科長（以下「研究科長」という。）が使用目的を適当と認める場合

(使用の時間)

第3条 星陵オーディトリアムの使用は、原則として、午前9時から午後9時までとする。

(使用の申込み及び許可)

第4条 星陵オーディトリアムを使用しようとする者は、使用しようとする日の18ヶ月前から1ヶ月前までに、別に定める使用申込書を研究科長に提出しなければならない。

2 研究科長は、前項の申込みが適当と認める場合は、その使用を許可するものとする。

3 研究科長は、前項の規定により使用を許可したときは、別に定める使用許可書を交付する。

4 前3項に定めるもののほか、学外使用者に係る使用の申込み及び許可については、国立大学法人東北大学不動産等貸付事務取扱細則（以下、「細則」という。）によるものとする。

(遵守事項)

第5条 星陵オーディトリアムの使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、星陵オーディトリアムの使用に際しては、次の事項を守らなければならない。

一 係員が星陵オーディトリアムの管理運営上行う指示に従うこと。

二 使用中は、物品の管理、事故の防止等に留意すること。

三 火気始末及び使用後の清掃を行うこと。

(転貸の禁止)

第6条 使用者は、星陵オーディトリアムを第三者に転貸してはならない。

(使用許可の取り消し)

第7条 研究科長は、次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取り消し又は使用を中止させことがある。

一 使用者が許可の目的及び条件に違反するとき。

二 使用者が第5条に定める遵守事項を守らないとき。

(経費の負担)

第8条 使用者のうち、学内使用者は、使用に係る光熱水料等の実費を負担しなければならない。

2 使用者のうち、学外使用者は、細則に基づく賃料及び使用に係る光熱水料等の実費を負担しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、研究科長が特に適当と認めた場合は、経費の全部又は一部を免除することがある。

(原状回復)

第9条 使用者は、使用を終わったとき、又は第7条の規定により使用を中止させられたときは、星陵オーディトリアムの設備等を原状に回復してから、返還しなければならない。

(損害賠償)

第10条 使用者は、星陵オーディトリアムの建物、設備又は備品等を、その責に帰する事由により破損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第11条 この内規に定めるもののほか、星陵オーディトリアムの使用その他に関し必要な事項は研究科長が別に定める。

附 則

この内規は、平成27年9月9日から施行する。

東北大学星陵体育館管理運営要項

制 定	昭和55年 5月26日
改 正	昭和59年 7月23日
	昭和62年 6月29日
	平成元年 6月26日
	平成5年 6月26日
	平成12年 6月26日
	平成16年 3月18日
	平成18年 5月25日
	平成19年 3月 9日

(趣 旨)

第1条 この要項は、東北大学星陵体育館（以下「体育館」という。）の管理運営について定めるものとする。

(管理者)

第2条 体育館は、医学系研究科長が管理する。

(使用の範囲)

第3条 体育館は、次の各号の一に該当する場合に使用させるものとする。

- 一 星陵地区の部局の学生が行う体育活動
- 二 星陵地区の部局に所属する職員の体育活動
- 三 第二号に掲げる部局以外の部局の学生及び職員の体育活動で、医学系研究科長が特に認めたもの。
- 四 その他医学系研究科長が特に必要と認めたもの。

(運営委員会)

第4条 体育館の管理運営に関する重要事項を審議するため、医学系研究科に東北大学星陵体育館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委 員)

第5条 委員会は、委員長及び次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 星陵地区の各部局から推薦された教授各1名
- 二 星陵地区の部局の事務部長並びに事務長

(委員長)

第6条 委員長は、医学系研究科長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

(任 期)

第7条 第5条第一号に掲げる委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(休館日)

第8条 体育館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、医学系研究科長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 三 12月26日から翌年1月6日まで

2 前項の休館日には、必要により変更することがある。

3 臨時に休館を必要とする場合は、その都度定める。

(使用時間)

第9条 体育館の使用時間は、平日は午前8時50分から午後7時30分まで、土曜日は午前8時50分から午後5時

までとする。ただし、医学系研究科長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(使用の申請)

第10条 体育館を第3条第1項各号の規定により使用する場合は、使用しようとする者は医学系研究科長に使用願を提出し、その許可を受けなければならない。

(使用上の注意)

第11条 使用者は、別に定める使用心得を遵守しなければならない。

(損害賠償等)

第12条 使用者が、建物及び、設備備品を損傷し、又は滅失したときは、これを現状に回復させ又は必要な経費を弁償せざることがある。

(管理運営経費)

第13条 体育館の管理運営に要する経費の一部は、第3条第1項第二号に掲げる部局において負担するものとし、その負担割合等については、委員会の議を経て医学系研究科長が定める。

(雑 則)

第14条 この要項に定めるもののほか、体育館の管理運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、昭和55年5月26日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、昭和59年7月23日から施行する。

附 則

この要項は、昭和62年6月29日から施行する。

附 則

この要項は、平成元年6月26日から施行し、5月29日から適用する。

附 則

この要項は、平成5年6月28日から施行し、4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成10年6月23日から施行し、4月9日から適用する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年5月25日から施行し、4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

東北大学星陵体育館使用心得

制定 昭和55年5月26日
改正 平成9年7月1日
改正 平成18年5月25日

- 1 この心得は、東北大学星陵体育館（以下「体育館」という。）の使用に関し、特に必要な事項について定める。
- 2 体育館の使用区分については、別に定める。
- 3 使用手続き
 - (1) 体育館を学生の課外体育活動に使用しようとする場合は、使用責任者（サークル代表者）から使用願（別紙様式1）にその学期分の使用計画書（様式任意）を添えて、使用しようとする月の前月の15日までに所属する部局の事務部を通じて管理者に願い出るものとする。
 - (2) 体育館を学生の体育系サークルが対外試合等に使用しようとする場合は、使用責任者（サークル代表者）から使用願（別紙様式1）を使用予定の30日前までに所属する部局の事務部を通じて管理者に願い出るものとする。
 - (3) 学生及び職員がスポーツ・行事のため体育館を使用しようとする場合は、使用責任者から使用願（別紙様式1）を使用予定の3ヵ月前から30日前までに所属する部局の事務部を通じて管理者に願い出るものとする。
 - (4) 管理者は、第1号から第3号による願い出について調整のうえ、使用責任者に使用許可書（別紙様式2）を交付する。
 - (5) 使用許可書の交付を受けた後、使用の変更を希望するとき、または使用を中止するときは、すみやかに管理者に届け出なければならない。
 - (6) 学生及び職員は、第4号による使用に支障のない場合に限り、隨時届出のうえ使用することができる。
- 4 使用心得
 - (1) 許可された目的及び時間以外には、使用しないこと。
 - (2) 館内では、屋内専用運動靴を使用し、下足は持ち込まないこと。
 - (3) 使用の許可を受けていない設備備品を無断で使用しないこと。
 - (4) 所定の場所以外での火気使用及び喫煙をしないこと。
 - (5) 館内では、飲食をしないこと。
 - (6) 館内に、貴重品及び危険物等は持ち込まないこと。
 - (7) 許可を受けていない場所に貼紙、掲示をしないこと。
 - (8) 構内には、駐車・駐輪しないこと。
 - (9) 体育館は、常に清潔、整頓に留意し、使用後の整理及び清掃等は、使用者において責任をもって行い、特に火気、消灯、戸締り、点検は必ず行うこと。
 - (10) その他使用については、係員の指示に従うこと。
- 5 使用者がこの心得に違反したときは、以後の使用を認めないことがある。

諸証明書・願・届等手続一覧

区分	手 続 事 項	申 込 期 日	摘 要
身 上・学 籍	保護者変更届 住所(変更)届 本籍地変更届 改姓届 休学願 復学届 退学願 研究事項変更願	} その都度	戸籍抄本を添えること " 病気の際は、医師診断書を添付のこと 学生証を添付のこと 研究生のみ
授業	公欠願 追試験願	} その都度	病気等によりやむをえない事由のあった場合。病気の際は、医師の診断書を添付のこと。
入 学 料・授 業 料	授業料 入学料免除願 授業料免除願 授業料徴収猶予願 授業料月割分納願	} 前期4月下旬まで 後期10月下旬まで } 入学手続時 出願期日は、掲示等 により周知する	口座引落し } 申請に関する手続は、学生支援課経済支援係(川内北キャンパス)で一括して取り扱う。
諸 証 明	学生証再交付願 通学証明書 卒業・修了証明書 成績証明書 在学証明書 旅客運賃割引証 卒業見込・修了見込証明書 (最終学年のみ) 授業料領収書	} その都度	願出後約1週間で交付 (3ヶ月以内に撮影の写真添付) 当日または翌日交付。 当日または翌日交付。 } 証明書自動発行機により即日交付

区分	手 続 事 項	申 込 期 日	摘 要
学 生 生 活	金品の遺失・紛失 拾得 盜難 下宿・間借り 学生の研究災害診療証明書	その都度	
奨 学 金	日本学生支援機構 他の奨学金	入学者向け予約採用と 新年度の在学採用あり その都度	グループウェア掲示
課 外 活 動	講義室・講堂用 使 用 願 掲 示 願 星陵会館使用願 施設設備使用願 部 室 使 用 願	使用日の3日前までに その都度 使用日の4週間前から前日の正午まで 使用日の3日前までに 年度初め	掲示物を教務課まで持参し、許可印をうけ指定の掲示板に貼ること。 期限は5日以内が原則である。 会議室の定期使用及び2日以上の継続使用は認めない。

こ ら む

めぐりあいの池

艮陵会館の庭の池は、水を用いず石組みによってつくられたいわゆる枯山水（かれさんすい）の池である。これは室町時代から伝えられている日本独自の手法による池のひとつである。

この池のある艮陵会館の敷地は、もと「にしお」という料亭のあったところである。財団法人辛酉会（本学部の関連財団）が、この敷地を買収し、昭和31年1月21日に本学部に寄付したものである。

池には白い玉石がしきつめられ、木の丸太橋がかけられ、趣のある池として親しまれている。

この池の名は、昭和54年1月本学部同窓会の依頼により、石田名香雄元医学部長が、めぐりあいの池と命名されたものである。同窓会館ともいべき艮陵会館の庭の池にふさわしい名称である。

この名称の出典は紫式部集である。めぐりあいは、紫式部集の冒頭のことばである。紫式部集は、紫式部の隨筆、評論等をまとめたもので、源氏物語、紫式部日記とならんで、紫式部の三大作品のひとつといわれている。

附 錄

星陵地区構内配置図



医学部・医学系研究科

事務室 19
医学部0号館 16
医学部1号館 19
医学部2号館 33
医学部3号館 34
医学部4号館 17
医学部5号館 20
医学部6号館 43
教育研究基盤支援棟 41
保健学科 12 13 42
MRI-CT棟 14
プリオノン研究実験棟 23
動物実験施設 24
実習講義棟 18
臨床講義棟 35
オートプシー・イメージングセンター 12
環境遺伝医学総合研究センター 43
総合地域医療研修センター 38
東北大学クリニック・スキルスラボ 38

歯学部・歯学研究科

事務室 10
基礎研究棟 8
実習講義棟 9
臨床研究棟 10
第2臨床研究棟 40
医工学研究科
医工学実験棟 21
加齢医学研究所
事務室 4
加齢研実験研究棟 3
プロジェクト総合研究棟 4
スマート・エイジング研究棟 39
ブレインイメージング研究棟 6
ブレインダイナミクス研究棟 7
腫瘍動物実験棟 5
先進フロンティア研究棟 11
動物資源実験棟 48
先端医療実験棟 49

附属図書館 医学分館 37

病院
仮管理棟 31
外来診療棟 36
中央診療棟 32
西病棟 28
東病棟 29
動物・遺伝子実験支援センター 26
臨床研究推進センター 27
先端医療技術トレーニングセンター 45
東北メディカル・メガバンク棟 44
東北メディカル・メガバンク機構事務室
医学部ラジオアイソトープセンター 25
星陵学生サークル棟 1
星陵体育館 2
星陵会館(厚生施設) 15
星陵オーディトリーム
医学部艮陵会館 38
先進医療棟 46
星陵レジデンス 47
星陵学生サークル棟B 50
立体駐車場 51

医学部2号館・3号館

西病棟

PHF | ヘリポート

17F | 緩和ケアセンター（緩和医療科）

16F | 呼吸器センター（呼吸器外科、呼吸器内科） 総合感染症科 腫瘍内科

15F | オープン・ベッド・ラボ（OBL）

14F | 糖尿病代謝科 腎・高血圧・内分泌科 リウマチ膠原病内科

13F | 精神科

12F | 眼科

11F | 脳神経外科 総合外科 泌尿器科

10F | 耳鼻咽喉・頭頸部外科

9F | 循環器センター（循環器内科、CCU）

8F | 消化器内科

7F | 総合外科

6F | 周産母子センター（産科、NICU、GCU、MFICU）

5F | 小児医療センター/小児腫瘍センター 遺伝科

（小兒科、小兒腫瘍科）

4F | 放射線治療科 放射線診断科

救急科 RI病室 腎・高・内分泌科

2F | 中央倉庫・MEセンター

夜間休日検査室

1F | RI検査 放射線部

中央監視室・防災監視室

患者サービス係

B1F | 栄養管理室 廉房

PET検査棟

中央診療棟

4F | 微生物検査室

検査部

血液浄化療法部

3F | 手術室

2F | 生理検査センター

放射線部

1F | 放射線部

B1F | クリニカルスキルラボサテライト

高压酸素治療室

医学部2号館

9F | 総合外科

8F | 総合外科

7F | 消化器内科

6F | 腎・高血圧・内分泌科

5F | 循環器内科

4F | 細胞治療分野（創生応用医学研究センター）・ToMMo共同研究室
災害精神医学分野

3F | 心臓血管外科 脳神経外科

2F | 脳神経内科 脳神経外科

1F | 内部障害リハビリテーション科

救急科

B1F | 機械室

臨床講義棟

医学部3号館

12F | 動物実験室

11F | 整形外科 放射線治療科 放射線診断科

10F | 呼吸器内科 泌尿器科 整形外科

9F | 眼科 耳鼻咽喉・頭頸部外科 放射線治療科

放射線診断科 呼吸器内科

8F | 婦人科 産科 耳鼻咽喉・頭頸部外科

7F | 心療内科 精神科 共用会議室

6F | 皮膚科 小児外科

5F | 広報室 小児科 薬剤部 産業医学分野

造血器病理学寄附研究部門 医学情報学分野

4F | 麻酔科 共同実験室 共用セミナー室

3F | 心臓血管外科 遺伝科 総合感染症科 検査部

研究推進室

2F | 経理課 総務課

1F | 総合地域医療教育支援部 卒後研修センター

B1F | 機械室

外来診療棟A

5F | 臨床研究推進センター（臨床研究実施部門） 精神科デイケアルーム

ディサーチャリーセンター 軽症病児・病後児保育室（星の子ルーム）

がん登録室・医師事務支援室 看護部情報室 施設企画室 経営管理課

4F | 皮膚科 眼科 耳鼻咽喉・頭頸部外科

3F | 整形外科 脳神経内科 脳神経外科 精神科

肢体不自由リハビリテーション科 内部障害リハビリテーション科 高次脳機能障害科

てんかん科 臓器移植医療部 遺伝科

2F | 血液内科リウマチ膠原病内科 糖尿病代謝科 麻酔科 循環器内科 心臓血管外科

腎・高血圧・内分泌科 中央採血室 心療内科 漢方内科 加齢・老年病科 尿検査室

総合診療科

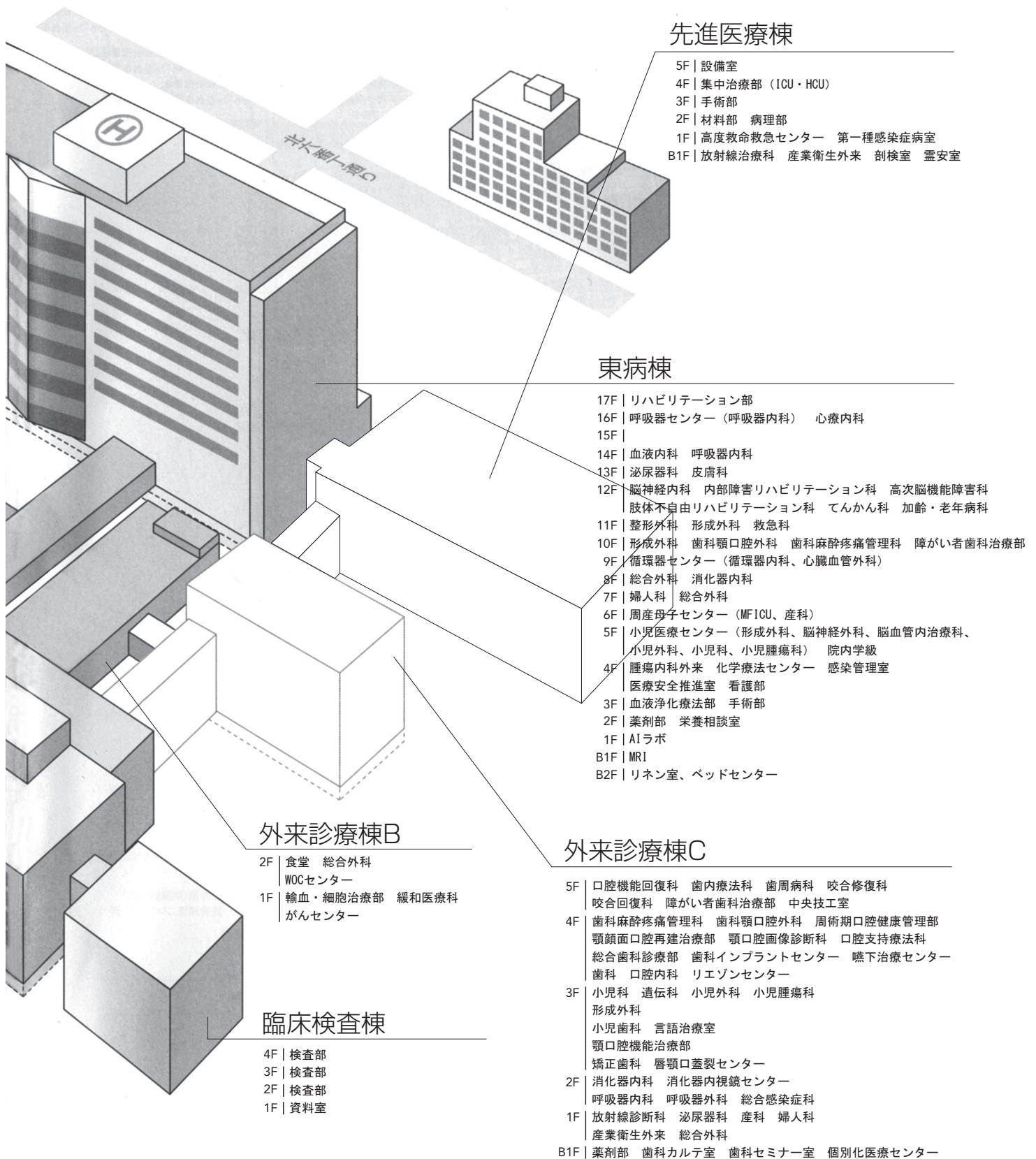
1F | 医事課 入退院センター

がん診療相談室 小児がん相談室（がん相談支援センター） 肝疾患相談室

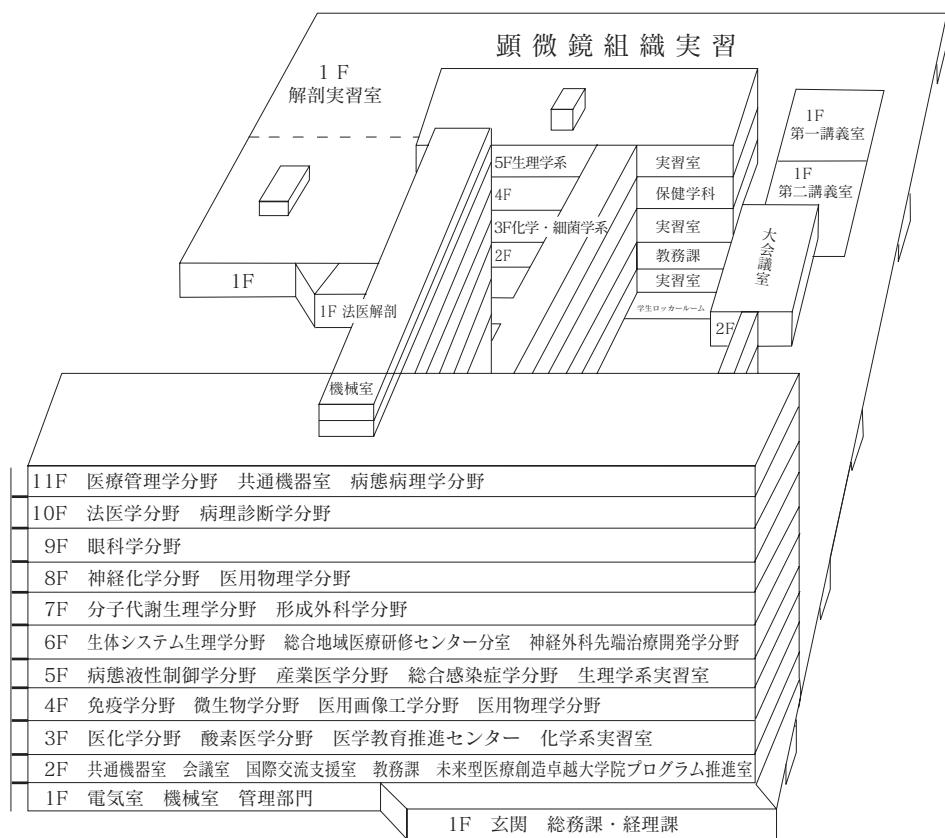
医療そうだん窓口 難病相談窓口 ご意見窓口 地域医療連携センター

臨床研究・治験相談窓口 防災監視室（警備員室） 患者申出療養相談窓口 診断書窓口

B1F | メディカルITセンター 医療情報室 カルテ管理室 監視室



医学部1号館



医学部4号館



医学部5号館

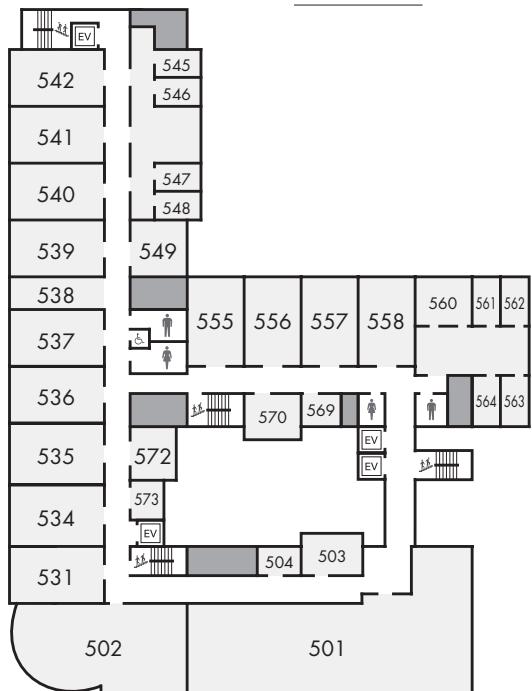


医学部6号館／東北メディカルメガバンク棟

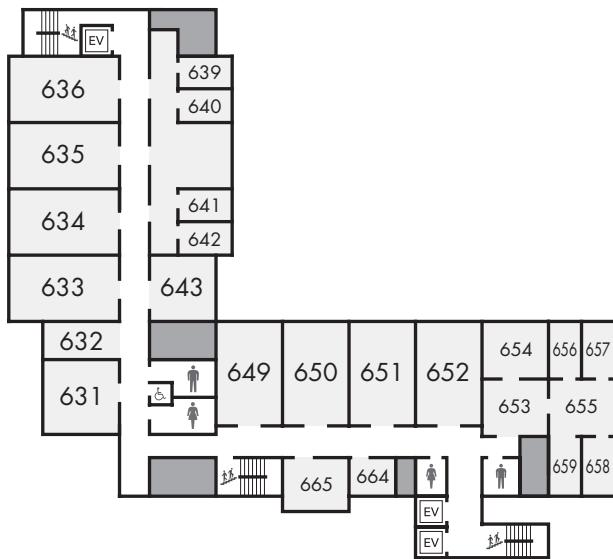


5F

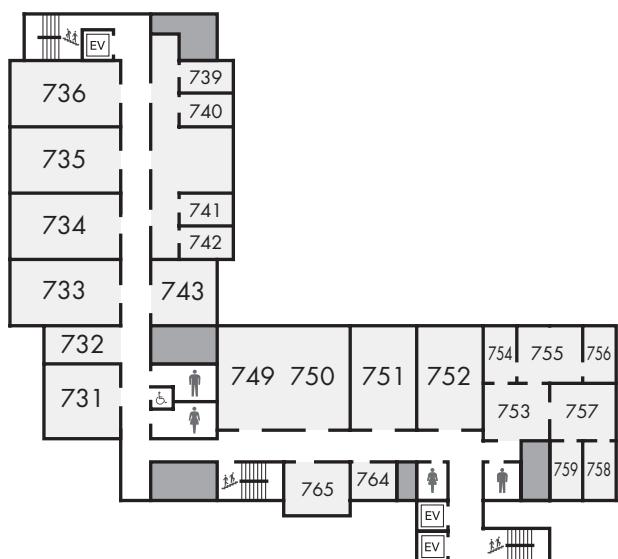
501
血液内科学分野
502
環境適応医学総合研究センター



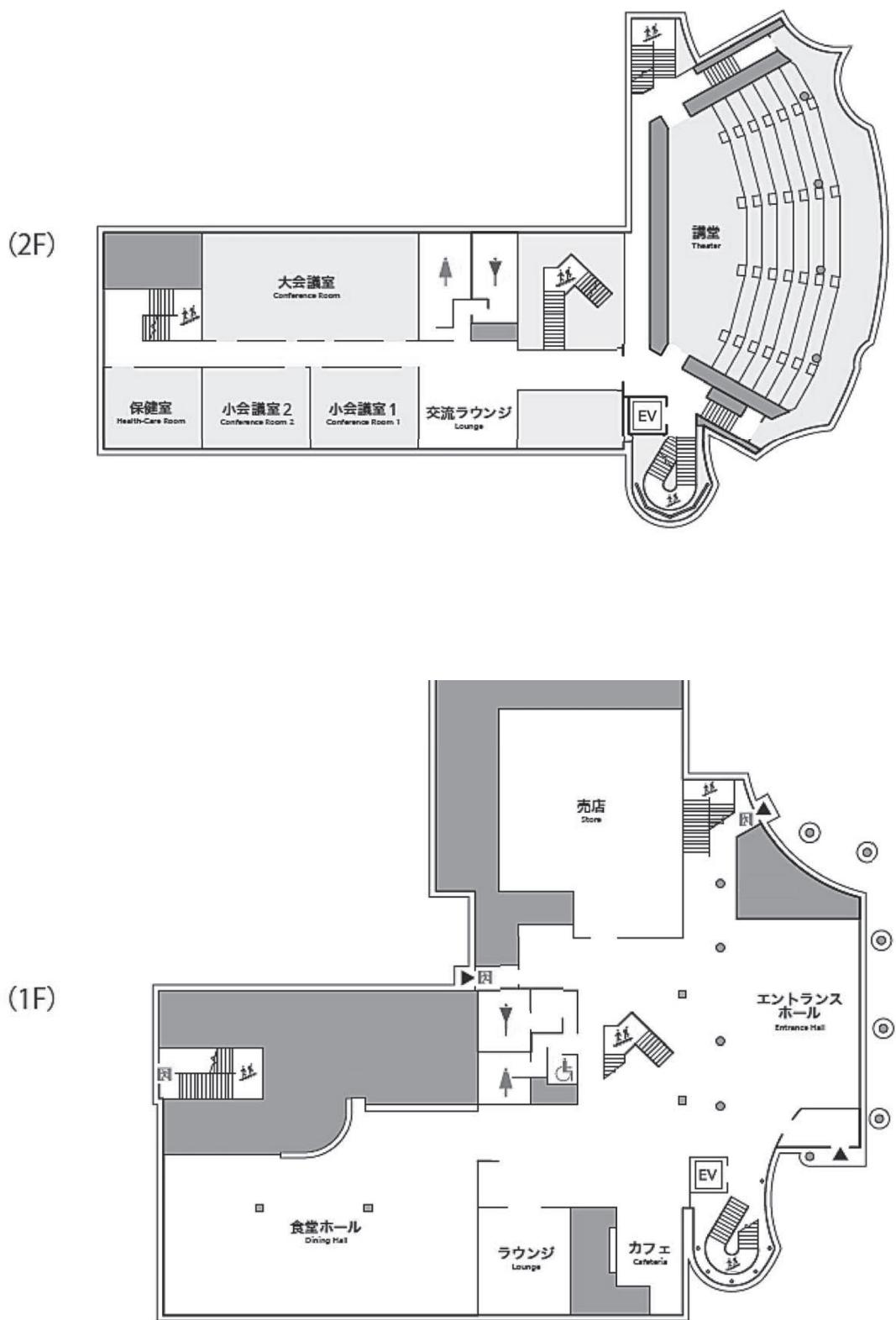
6F



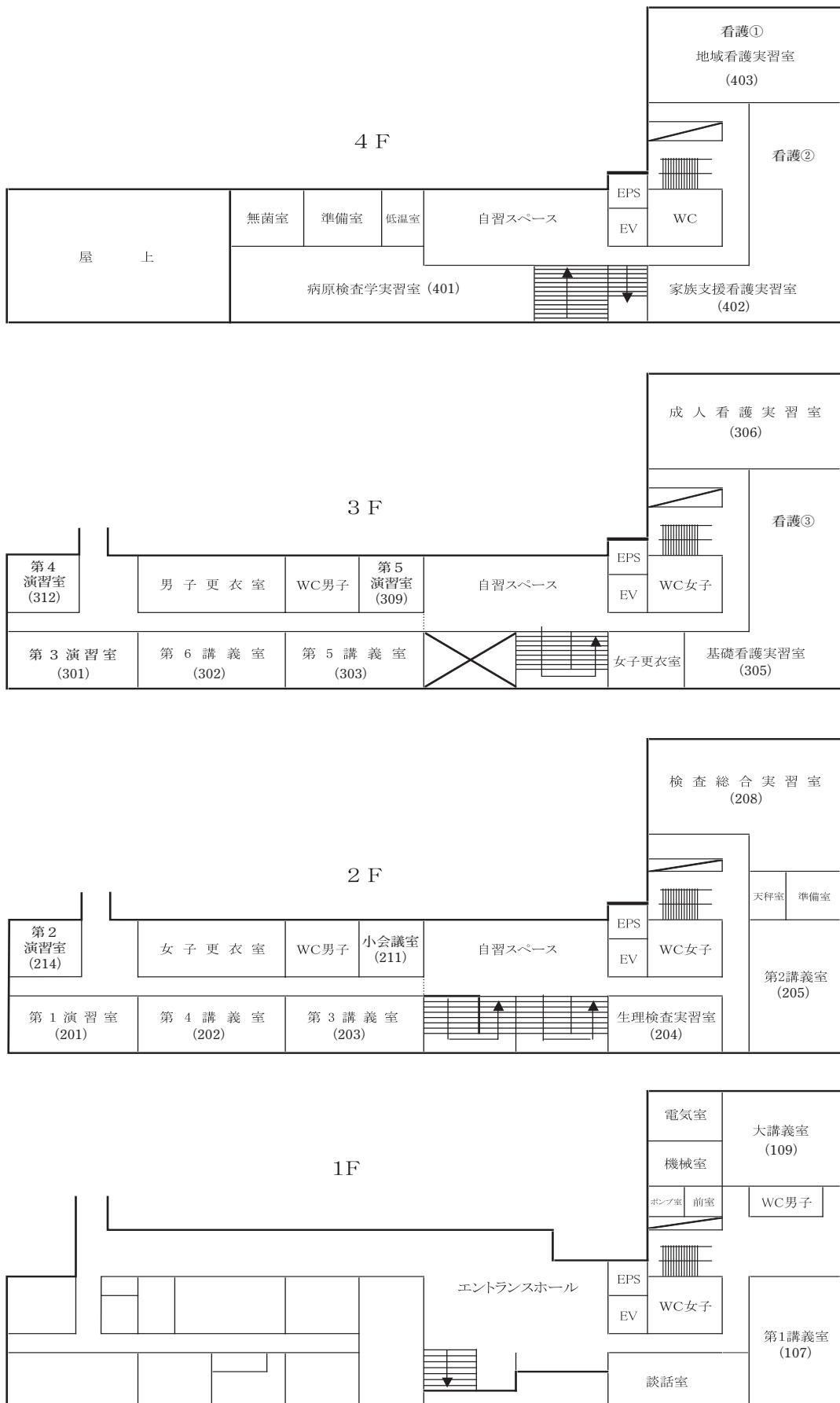
7F



星陵会館・医学部開設百周年記念ホール
(厚生施設) (星陵オーディトリアム)



医学部保健学科案内図 (A棟)



医学部保健学科案内図 (B棟)

小児看護学 大学院生室 314	入江・菅原 教員室 313	塙飽 教授室 312	精神看護学 カンファレンス室 311	中西准教授室 310	吉井 教授室 309	精神看護学 分野院生室・ 坂井助教室 308	鈴木 教授室 307	EV	WC(女子) 306	検査技術 カンファレンス室 306	分子機能 解析学 研究室 305	感染分子 病態解析学 研究室 304	感染分子 機能解析学・ 分子機能解析学 カンファレンス室 303	教授室 302	川上 教授室 301
小児看護学 カンファレンス室 315	石井 非常勤 講師 316	病理 検査 実験室 2 317	病理検査実験室 320	病理内分泌実験室 高木准教授室 321	階段	PS 湯沸かし室 休憩 スペース	感染分子 病態解析学 院生室 322	分子機能系 実験室2 323	分子機能系実験室 324	微生物 免疫実験室 326	無菌室 327	階段	渡り廊下		

3階

看護学コース 共同研究室4 214	看護学コース 共同研究室3 213	朝倉 教授室 212	看護管理学 高田・杉山 教員室 211	公衆衛生 看護学分野 岩本・原教員室 210	公衆衛生 看護学分野 松永・藤崎教員室 209	大森 教授室 208	公衆衛生 看護学分野 大学院生室 207	EV	WC(男子) 205	千田 教授室 206	武田 教授室 205	画像情報学 研究室 204	植田 教授室 203	教授室 202	i-DRTs 株式会社 201
公衆衛生 看護学分野 第1ゼミ室 215	公衆衛生 看護学分野 第2ゼミ室 218	看護管理学 分野 ゼミ室 219・220	看護管理学 分野 ゼミ室 221	公衆衛生 看護学分野 大学院生室 222	公衆衛生 看護学分野 院生室 223	階段	PS 湯沸かし室 休憩 スペース	放射線技術科学 研究室 224	放射線技術 科学カンフ アレンス室 225	放射線 技術科学 秘書室 226	非常勤 講師室 227	稲葉講師室 228	本間 教授室 228	階段	渡り廊下

2階

高電圧実験室 110	高電圧 操作室 109	工作室 108	一般撮影 操作室1 107	一般撮影 実験室1 106	電気室 105	EV	WC(女子) 104	電気工学実験室 103	電子工学実験室 103	看護学コース 共同研究室 第2 102	看護学コース 共同研究室 第1 101		
特殊撮影 実験室 111	共通 透視 操作 特殊 室 112	透視実験室 113	暗室 114	軟線 実験室 115 軟線 実験室 115	一般撮影 実験室2 116	一般撮影 操作室2 117	HP 便所 PS 湯沸かし室 倉庫	放射線 検査学 研究室1 118	放射線 検査学 研究室2 119	放射線治療学 研究室 120	画像診断学 研究室 121	階段 倉庫	渡り廊下
計測 センター 130	CT・計測 センター 共通 操作室 129	CT 実験室 128	移動用 X線装置 保管 作業室 127	放射線生物 実験室 126	実驗 放射 線準備 生物 125	画像情報学 研究室 124	MR 操作 室 123	MRI 実験室 122					

1階

医学部保健学科案内図 (C棟)

前室 201	放射線技術 科学情報 処理室 201	屋上	貯蔵室 106	汚染検査室 106	SPECT操作室 103	排水 排氣 制御 室 101
計測学 実験室 203			RI実験室 105	RI測定室 104	SPECT実験室 102	
202						

2階

1階

医学部保健学案内図（D棟）

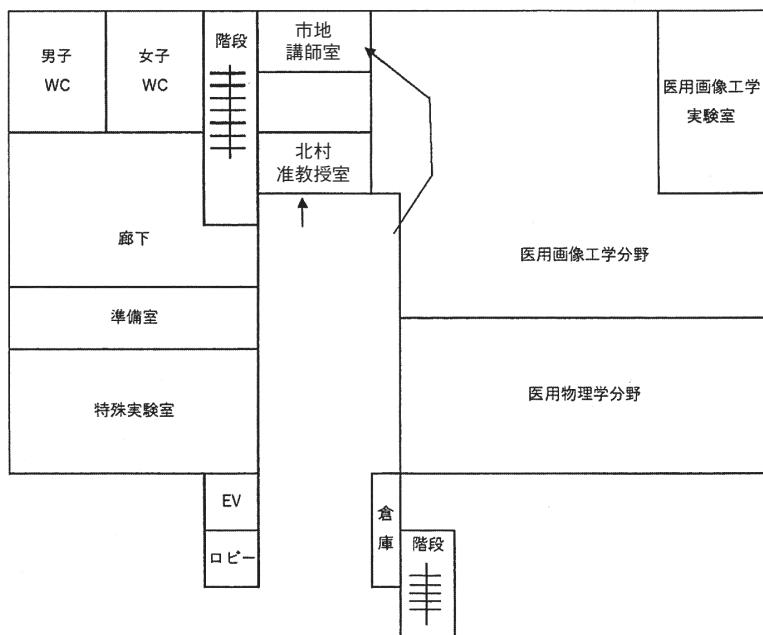
階段		ウイメンズヘルス・周産期看護学 第1研究室 中村准教授室 210	ウイメンズヘルス・周産期看護学 第2研究室 武石助教・櫻井助手 209	ウイメンズヘルス・周産期看護学 第3研究室 208	ウイメンズヘルス・周産期看護学 第4研究室 207	ウイメンズヘルス・周産期看護学 大学院生室 206	ウイメンズヘルス・周産期看護学 第5研究室 吉田准教授室 205	老年・在宅看護学 清水助教室 事務室 204	老年・在宅看護学 大学院生室 203	尾崎教授室 202	老年・在宅看護学 ミーティング室 201	階段	
男子 WC	成人 看護学 研究室 212	今谷 教授室 213	菊地 講師室 214	成人看護学 実験室 カンファレンス室 215	佐々木 助教室 216	がん看護学 大学院生室 217	教授室 218	がん看護学 吉田 教員室 219	EPS	緩和ケア 看護学 会議室 220	緩和ケア 看護学 大学院生室 221	緩和ケア看護学 スタッフ室・ 青山 助教室 222	女子 WC

2階

階段	検査科学 技術専攻 実験室2 109	臨床生理検査学 108	臨床生理検査学 佐藤遙助教 107	三浦 教授室 106	画像解析学 セミナー室 105	画像解析学 大学院生室 104	金田 教授室 103	臼井 講師室 102	小田桐 講師室 101	階段	
男子 WC	高橋 教授室 110	内分泌応用医科学 実験室 111	廣瀬 助教室 112	内分泌応用 医科学研究室 113	成人看護学 セミナー室 114	看護アセスメント学 丹野教員室・ 大学院生室 115	EPS	看護アセスメント学 カンファレンス室 116	菅野 准教授室 117	看護アセスメント学 実験室 118	女子 WC

1階

医学部保健学案内図（1号館4階北側）



〔メモ〕

〔メモ〕

〔メモ〕

〔メモ〕

〔メモ〕

〔メモ〕